

松 代

〈付・年報〉

第 31 号 (2017年)

目 次

村上(山浦) 景国の家中・知行と海津城……………	片桐 昭彦	1
八月五日付生駒甚介宛(羽柴) 筑前守秀吉書状について……………	谷口 央	16
松代藩の馬に関わる役人・御厩・馬場……………	溝辺いずみ	27
資料紹介 松代・江戸間を描いた道中絵について……………	米澤 愛	51
研究ノート 真田家の道具帳 —嘉永五年から安政三年の道具帳について—……………	山中さゆり	62
翻刻 『菊の分根』(8)……………	真田連句をよむ会	85
史料紹介 監察日記 天明五年～天明七年……………	真田古文書クラブ	99
年報(2017年1月～2018年3月)……………		i



谷口 央「八月五日付生駒甚介宛（羽柴）筑前守秀吉書状について」参照



④「江戸道中絵 江戸より松代迄」個人蔵



⑤「松代藩より江戸まで参勤交代道中記」上田市立図書館蔵



⑥「江戸道中絵」県立長野図書館蔵



⑦「江戸より松代迄道中記」長野県立歴史館蔵



米澤愛「資料紹介 松代・江戸間を描いた道中絵について」参照

村上（山浦）景国の家中・知行と海津城

片桐昭彦

はじめに

本稿は、上杉景勝と有力一門・年寄との関係やその展開を考えることを目的として、村上（山浦）景国の家中と知行について検討する。本稿における「家中」とは、直接主従関係をむすぶ家臣（家来・被官など）だけでなく、一族や、主人から預け置かれる同心（与力）たちをも含めた広い意味での家中のことを指すこととする。では、まず景国について従来の研究で明らかにされていることを簡単にまとめておこう。

景国は、信濃国埴科郡の戦国領主^①であった村上義清の子として生まれたが、甲斐から侵攻した武田晴信と争って敗れ、弘治三年（一五五七）には父とともに越後春日山の長尾景虎（のちの上杉輝虎、謙信）のもとに身を寄せた。父義清は、越後の西端にあり越中や信濃との国境に近い根知（現新潟県糸魚川市）に在城したとされるが、若年の景国は人質として景虎のもとにいたとみられる。景国の仮名は源五、当初の実名は国清であり、村上氏の通字「清」を用いた。永禄三年（一五六〇）から同九年までの景虎書状・輝虎書状に見える「長尾源五」と同一人物である可能性が高く、この時期以前に景虎の養子の一人として長尾を称したと考えられる^②。

少なくとも永禄十一年（一五六八）八月までには上杉一門の山浦上杉氏を継いだと考えられ、輝虎・謙信から「山浦方」「源五方」「源五殿」のよ

うに一貫して敬称「方」や「殿」を付けて呼ばれる。天正三年（一五七五）に上杉家で作成された軍役帳では、「御中城様」の上杉景勝に次いで二番目に「山浦殿」と記され（軍役数は計二五〇人で五位、鉄炮は二五丁で一位）、当時謙信の後継者とされた景勝以外の上杉一門の序列においては、上杉十郎（十郎殿）、上条政繁（上条殿）、琵琶島弥七郎（弥七郎殿）、山本寺定長（山本寺殿）の上位に位置づけられている^③。いっぽう景国は、上杉氏の外交窓口として飛驒の領主たちや織田氏・徳川氏との取り次ぎ役を担うことも多いが、その際には「山浦」ではなくほとんど「村上」で呼ばれ、自らも名乗っている。上杉氏の分国外では村上のほうが通用したとみられ、分国の内と外で名字を使い分けていたと考えられる^④。上杉家中や分国内においては上杉一門の山浦氏としての地位を保持するのに対し、外向きには伝統ある信濃の名門村上氏であることを利用したとみられる。

このように上杉氏の有力一門であった景国は、天正六年（一五七八）三月に死去した謙信の後継をめぐる景勝・景虎の争い（御館の乱）では景勝方に与し、翌七年五月三日には景勝から偏諱「景」の一字を与えられ、実名を国清から景国へと改める^⑤。そして景国は、天正十年（一五八二）三月の武田氏滅亡、そして六月の織田軍撤退により上杉氏が信濃へ侵攻し占領すると、北信濃四郡の支配を任せられ海津城に入った。しかし、天正十二年

四月、かねてより徳川家康と通じていた屋代秀正らが海津城を出奔する事件が起きると、それに関わる何らかの理由により翌月景国は城主を更迭され、越後へ召喚された。以上である。

さて、景勝の信濃支配と領主について論じた矢田俊文氏は、景勝は、武田氏が滅亡すると（武田氏の北信濃四郡支配は二十三年間にすぎない）、村上氏・島津氏・岩井氏・芋川氏・清野氏らの信濃に故地をもつ領主を活用する方法をとり、彼らを信濃に帰し支配を任せた。しかし、彼らのなかで村上義清の子景国は、本国信濃へ帰って海津城主となり、判物を発給し始めて信濃の領主として再生し、地域の領主として自由な振る舞いを始めたため、景勝としては海津城主を上条宜順に替えざるをえなかった⁽⁶⁾。

いっぽう池上裕子氏は、村上氏をはじめとする高梨・須田・島津らの北信濃出身の国人の旧領復帰の実態を詳細に検討し、天正十年に北信濃へ侵攻した上杉氏は、味方・出仕してきた武士への本領・当知行の安堵を優先的に行っており、北信濃出身の国人らの旧領回復は一部にすぎなかったことを明らかにし、国人らの旧臣の多くが独立して上杉氏の家臣になったとする。また、上杉氏が発給した掟書をもとに、海津城代村上景国らの権限について分析し、城主としての軍事指揮権、郡司としての行政権などは認められたが、在城衆の訴訟裁判権は上杉氏が掌握していたとした⁽⁷⁾。

天正十二年の景国の海津城代の更迭は、矢田氏が指摘する戦国領主としての再生と自由な挙動と、池上氏が明らかにした上杉氏による上からの抑圧・制限との間に生じた軋轢であったと言えよう。そして、さらには羽柴秀吉と徳川家康との小牧・長久手の戦いという当時の切迫した政治的状況の影響も大きかったと考えられる⁽⁸⁾。

しかし、その後の景国の動向については史料が少ないため不明な点が多く、没年さえ明確ではない。景国にとって海津城改易は大きな分岐点で

あったとみられる。景国に直接的に関わる史料はほとんど残っていないが、景国の家中や知行に関わる史料は比較的に見られる。にもかかわらず景国の家中や知行についても従来明らかにされていない点が多い。景勝の有力な一門・年寄であり、本質的に戦国領主としての性格を有する村上（山浦）景国の家中と知行の実態を明らかにすることは重要である。

山浦上杉氏が代々知行したとされる越後北部の蒲原郡白河庄山浦条の拠点笹岡城（笹神村）および在城衆については、天正十年から十五年までの新発田重家との争いとの関わりですでに論じられている⁽⁹⁾。しかし、越後の他の知行については、天正七年（一五七九）六月には長尾小四郎一跡のうち頸城郡名立（上越市）を景勝から宛行われている以外には⁽¹⁰⁾つきりしない。また、景国の家中についても笹岡在城衆以外はほとんどわかっていないと言えよう。

そこで本稿では、海津城改易および景国の家中や知行を中心に目を向けながら、上杉政権における景国の位置づけやその展開について考えたい。

第一章 村上（山浦）景国の海津城改易と越後の拠点

本章では、天正十二年（一五八四）五月の景国の海津城改易について関連史料を再検討することを通じ、当時の景国の家中（家臣・同心）および越後の知行について考えたい。前述のように、同年四月に徳川家康に通じた屋代秀正らが海津城を退去し、荒砥（千曲市）に籠城後に家康のもとへ逃走する事件が起きた。収束のため信濃へ出陣した景勝は、海津城から景国を召喚し上条宜順を新たな城主として入れた。

A御書中披見申、仍而源五殿之御事、此度海津御上表、越後被成御供候事、是非無申事候間、不及申候、将又鷗閑江御音信忝由候、責而ハ山浦一跡、無御相違様ニと存候、今朝源五殿江者、被仰立様も、山浦一跡事ハ、御別儀有間敷候由 御錠候間、先以可御心易候、家中譜代

衆も此度者区々二候^而、漸々与八^与松杵之丞計、御奉公分^二候、中々口惜事、筆^二も顕しかたく候、万々此者口上二候、恐々謹言、

宇津九

五月十三日

朝清

宇津若殿

参⁽¹⁾

史料Aは、五月十三日に宇津江九右衛門尉朝清が父若狭守に宛てた書状写である。文中の「家中譜代衆」とは、家中と譜代衆は並び立つものではないので、「家中における譜代衆」という意味であろう。すなわち家中には、譜代衆（譜代家臣）以外にも含んでいたことになる。さて、これによれば、若狭守からの書状を読んだ朝清は、景国（源五殿）が今度海津城を退去（「御上表」）し、越後へ御供することになったことは仕方がないと述べる。そして、今朝景勝が仰せになるには「山浦一跡」は別儀なく安堵することなので安心してほしいと記す一方で、景国の家中譜代衆も離散したため、付き従うのは与八と松杵之丞だけであると嘆いている。当時朝清は少なくとも海津城の近くで景勝あるいは景国のそばにいたこと、景国の家臣に与八と松杵之丞がいること、また若狭守・朝清父子が景国やその知行（「山浦一跡」）と何らかの深い関わりがあったことがわかる。

B御ふみ委細拜見、仍而其元二「 「ねまり、いつれもけなりけの之、海津御改易^二候、乍去、山浦分無相違被進、越後連御申候間、可御心安候、与八も御供可申候間、可御心安候、急候間、早々申候、恐々謹言、

九右衛門尉

五月十四日

朝清（花押）

乙吉

参人々御⁽²⁾

C御書中相届申、御左右承、大慶^二存候、仍爰元海津御仕置あしく候よし候て在城相替、海津へ上条殿昨十三日御うつり被成候、城内之者共手と身と計にておい出され申候、御家中之衆一兩人御成敗被成候、我等きつかい大かたなく候、さりながら今日迄無何事候、可御心安候、聽而 御馬納可申候間、参候て可申達候、急申候間、早々令申候、恐々謹言、

内膳

五月十四日

広清（花押）

乙吉

参人々御⁽³⁾

史料Bは宇津江朝清、史料Cは上野内膳広清がいずれも史料A発給の翌日に乙吉へ宛てた書状である。上野広清は朝清の実弟であり、柿崎氏の重臣であった上野九兵衛の養子である。両史料とも乙吉からの書状（「御ふみ」「御書中」）に対する返事であり、朝清・広清は同じ場所にいたことがうかがえる。史料Bで朝清は、景国の裏切り行為（「表裏」）があったため海津城を改易となったが、山浦氏の知行（「山浦分」）は安堵され、越後へお連れし、与八（前述した景国の家臣）も同伴するので安心してよいと記す。史料Cで広清は、景国の海津における仕置が悪かったため城代を替えられ、上条宜順（「上条殿」）が昨日十三日に海津へ移ったが、城内にいた者たちは身一つで追い出され、景国家中の者が一人二人成敗され、我々の気づかいは並大抵ではないが、今日まで何事もないので安心してよい」と記している。

朝清・広清とも、景国の表裏があり仕置が悪かったために海津城を改易されたとしており、景国に敬語は用いながらも表現は非難めいている。しかしながら、朝清は、史料Aと同様に山浦氏の知行は安堵されたことに

安心をおぼえ、景国を越後へお連れすると記していることから、景国のそばで従っていた可能性が高い。また広清も、海津に残った景国の家中衆が成敗されたことに肝を冷やしていることから、朝清とともに景国に従い海津に在城していたと考えられる。

では、史料B・Cの宛名である乙吉とは何を指すのであろうか。史料Cの写を収載する『覚上公御書集』の網文によれば、乙吉を広清の嫡嗣子とするが、¹⁵同書には史料Bは収載されていない。乙吉が人名であれば幼名であると考えられるが、広清とともに朝清も呼び捨てで記したことになる。呼び捨てにもかかわらず、「参人々御中」という脇付を記して相手への敬意を表しており矛盾する。しかし、例えば「春日山人々御中」や「越府御報」などのように、相手の所在する地名を宛名とした表記であれば矛盾はない。¹⁶

また、史料Bの冒頭によれば、相手の様子を知り、「いつれも」元気で無事（「けなりげ」）であることに満足している。「いつれも」とは複数人を指すので、その者たちと朝清は親しい関係にあることがわかる。この点は、両史料とも仮名混じりの文章であることからもうかがえよう。女性や年少者、すなわち家族を含んでいる可能性も考えられる。

これらの点を考慮すれば、乙吉とは、人名ではなく、朝清・広清兩人と親しい関係、なおかつ山浦景国の動向や知行に対し利害を同じくする関係にある人々のいる場所を指すのではなからうか。また、史料Bでは景国国家臣の与八も同伴して帰ることを特記していることから、与八も彼らと同じ人間関係に含まれることになる。

D歳暮之為御祝儀、雖若輩候、乙吉候間多功勘之丞差越候、万有御談合、御樽肴之儀御調憑入候、去頃者板佐参依候処、有賞翫、種々御馳走之由承、自何大慶此事候、殊更遣物之儀、万端可有御調之由、是又是非〳〵無申事候、委細之儀者窪田藤左衛門帰路之時分可申越候、

恐々謹言、

猶委細之儀者、多功勘之丞申合候間、具可申候、以上、

極月十五日

景国山浦也

宇津若

¹⁷参

史料Dは、十二月十五日に景国が宇津江若狭守へ宛てた書状写である。歳暮の祝儀について多功勘之丞を遣わすので、よく相談して進物の樽肴を準備するよう頼んでいる。注目されるのは、多功勘之丞は若輩ではあるが、乙吉であるので遣わすとしている点である。乙吉であれば気兼ねなく心配がいらぬということになる。歳暮の祝儀を進上する相手は、越後春日山のいる場所を指すことになる。歳暮の祝儀を進上する相手は、上杉景勝であると考えられ、乙吉にいる若狭守は、景国のために歳暮の進物を準備している点から、景国に従う存在であったことがわかる。但し、史料Dを書札礼から見ると、書止文言が「恐々謹言」であり、脇付「参」も付され、ある程度の敬意が払われていることから、景国にとって若狭守は、自身の家臣ではなく、景勝から配属された有力な同心・与力のような存在であったと考えられる。本稿ではそのような存在を、後述する上杉家の分限帳にも記されることから「同心」と呼ぶことにする。

景国の同心である若狭守の子朝清・広清の二人も、景国と若狭守との信頼関係を維持するためでもあろうか、同心あるいは家臣として海津城で景国のそばに仕えていたとみられる。朝清・広清の実名の「清」の字も景国（国清）から与えられた偏諱である可能性もある。

さて、史料Dによれば、このとき景国は春日山から離れた場所におり、若狭守のいる乙吉は春日山に近いことが想定される。そして、史料B・Cを含めて考えれば、春日山に近い乙吉には、宇津江若狭守をはじめ、景国の同心だけでなく、与八や多功勘之丞などの「家中・譜代衆」と関わり深

い人々がいたこと、すなわち景国の越後における拠点の一つであったと考えられる。そのような状況を考慮すると、史料Dの年次は天正十一年（一五八三）である可能性が高い¹⁸。では、乙吉とはどこのことを指すのか。

その場所は、越後国頸城郡の鮫ヶ尾城下の乙吉ではなからうか。鮫ヶ尾城は、天正七年（一五七九）三月、御館の乱で敗走した三郎景虎が逃げ込み自害したとされる城である。この地は、古来より日本海沿岸地域と中部山間地域を結んで栄えた高田平野の最奥部に位置し、人や物の往来を見下ろし監視するには最適の場所であり、政治的・経済的に重要視され、戦国期には信越国境地域を防衛する軍事拠点の一つとしても機能したとされる¹⁹。乙吉は、この鮫ヶ尾城下にあり、「館ノ内」と同音の「立ノ内」という小字名を含む集落の名として知られ、近世は乙吉村である。

この場所であれば、史料Dの春日山に近いという条件を満たす。また、慶長二年（一五九七）に制作された越後国郡絵図の「頸城郡絵図」には、関川の西側にある鮫ヶ尾城や乙吉の地域は描かれないが、東側の描かれる地域には、相給を含め十七ヶ村の知行者として「山浦分」の記載がある²⁰。

山浦景国が知行する村数は、御料所、柿崎氏、直嶺城領（樋口伊予守在番）に次いで多く、慶長初年段階においても、景国が乙吉近くの頸城郡内に一定の知行を有していたことがわかる。また、はじめに述べたように海沿いではあるが同郡の名立にも知行を有していたと考えられる。

さて、この乙吉の「立ノ内」の場所には、鮫ヶ尾城の根小屋があったといわれ、地籍調査によれば周辺に土塁や水堀が存在した蓋然性が極めて高いとされ、「立ノ内館跡」として遺跡範囲に指定されている。「立ノ内」地内の外縁部にトレンチ八ヶ所を設定して試掘調査を行った佐藤慎氏によれば、覆土から十三世紀後半から十六世紀後半までの時間幅をもつ複数時期の遺物が出土しており、鮫ヶ尾城が最盛期となる十六世紀後半には、景徳鎮民窯の青花皿E群や瀬戸美濃大釜2段階の播鉢が遺物に加わることか

ら、鮫ヶ尾城と立ノ内館が同時期に機能したことは疑う余地はないとしながらも、同時期に一体的に普請がなされたかは問題視しており否定的である²²。出土遺物が少なく不明な点が多いが、十六世紀後半の土師器皿や景徳鎮民窯の青花皿、瀬戸美濃大釜の播鉢が出土していることから、景国が海津城代を更迭される天正十二年（一五八四）までの数年の間、「立ノ内」近辺に領主層の人々が滞在していたとしても、状況的には矛盾はない。そもそも御館の乱で鮫ヶ尾城が落城したとされる天正七年のわずか四、五年後であり、同じ十六世紀後半の範囲である。

ところで、天正十年（一五八二）十月吉日付で母（「おは、」）に「さ川のおか地」を宛行つた黒印状がある²³。発給者は、伝上杉景勝とされ、他にこの黒印の使用例はなく不明であるが、知行を宛行い、黒印を用いていることから、「さ川のおか地」を含んだ所領をもつ有力な領主であることは間違いない。さて、この黒印状で宛行われた「さ川」とは、乙吉の南隣りの佐川ではなからうか。近世の佐川は、籠町村の籠町と並ぶ集落であり、戦国期の籠町は鮫ヶ尾城下の中核をなしたとされる²⁴。

このように考えると、御館の乱で天正七年三月に鮫ヶ尾城が廃城となつたかどうかはわからないが、少なくとも城下の乙吉や佐川はそれ以後も継続したと言える。また、鮫ヶ尾城と立ノ内館を同時に一体的に普請したと捉える必要はない。考古学的には十六世紀後半の同時期のものと判断されるかもしれないが、両所の使用時期に数年の差違があったと考えれば、佐藤慎氏が述べる埋蔵文化財調査による成果との矛盾も解消されよう。

以上の点から、乙吉は、山浦景国の家中（家臣・同心）などが滞在し、春日山との間を取り次ぎ、頸城郡内の知行を支配するなど、越後における景国の拠点の一つであったと考えられよう。

第二章 村上（山浦）景国の文書と家中の展開

本章では、海津城改易の前後における景国の家中（家臣・同心）について、年月の推移、とくに景勝政権との関係の変化を追いながら考察してみたい。

天正十二年（一五八四）五月に景国は、海津城代を更迭され、越後へ引き戻されたと考えられる。史料A・Bで見たように、海津城は改易されたが、「山浦一跡」「山浦分」は以前のとおり安堵されたと考えられる。文禄三年（一五九四）に上杉家で作成された分限帳である「定納員数目録」によれば、景国（「山浦源五」）は「越後侍中」として、知行高は二二七七石余・一七三人である。⁽²⁵⁾ 大身の侍であるには違いないが、当時の海津城代須田満親が「信州侍中」として知行一二〇八六石余であるのに比べると格段に低い。大幅な知行の没収があったと思われる。

景国が発給した文書は、次頁の表1のように管見のかぎり上杉輝虎（謙信）期の永祿八年（一五六五）前後から景勝期の天正十三年（一五八五）まで一九点確認できる。写しが多いため判然としないものもあるが、花押型はおよそ三つに分類でき、花押型aはさらに二つに分けられる。

花押型の時期変遷を景国の実名や政治的背景を考慮して見てみると、実名国清を称した輝虎期には花押型a-1、景勝初期には花押型a-2、天正七年（一五七九）に実名を景国に改めると花押型b、天正十年（一五八二）に海津城代になると花押型cを使用していたことがうかがえる。花押型の重複使用は見られないことから、文書の内容による使い分けではなく、時期によって花押を変更し用いていたことがわかる。また、天正六年十月七日付の書状では、病気を理由に鼎型の印判を用いている（表1 No. 11）。天正六年段階で印判を用いている上杉家中の者はほとんどおらず留意が必要であろう。⁽²⁶⁾

また注目されるのは、表1の発給文書の署判である。前述したように、景国が謙信期に外交に従事した際には「村上」を名乗ることはあったが、天正十年（一五八二）八月二十三日付の判物でも「村上」と署名している（No. 15）。翌年四月吉日付の願文でも村上の本姓である「源」と署名している（No. 18）。これは本国信濃へ帰った景国が本来の名字「村上」に復して称したと考えることもできる。しかし、実際には天正七年五月三日付で景勝から偏諱を与えられた文書の宛名や、天正十年八月五日付で海津城代としての掟を記した条書の宛名なども「村上源五」である。⁽²⁷⁾ したがって、少なくとも天正七年五月以降、海津在城時期までは上杉の家中・分国では自他ともに「村上源五」であったことになる。

この点は、上杉家中の序列のあり方が先代の謙信期から変化していたことを示しており重要である。景勝政権や景国にとって、上杉一門の山浦氏よりも村上氏を優先してそれを認めていたことがわかる。しかし、景国の海津城改易後である天正十三年九月の連署書状では「山浦」と署名している（No. 19）。これは前掲史料Aで述べたように、更迭の際に「山浦一跡」のみ安堵されたことと関係していよう。信濃に復帰する際に景勝から認められたと思われる「村上」の名跡（知行を含む）は更迭とともに没収されたと考えられる。

さて、景国の発給文書の内訳は、おおよそ輝虎（謙信）期には外交に関わる書状（表1 No. 1～4）、天正六年（一五七八）は御館の乱において景勝方に味方するよう働きかける書状（No. 5～11）、そして自らの家中や領内の寺社に宛てた判物・書状など（No. 12・13・15～18）である。景国が家臣に発給した文書は次の二通のみである。

E 安部右京進一跡、同料所拾五貫文相添出之候、鑓八丁・馬上小旗、
前々如御掟、寄羅□軍役肝要候、為後日一筆如件、

天正七年

表1 村上(山浦)景国の発給文書

No.	年月日	文書名	署判	宛名	所蔵	出典
1	(永禄8年カ)2月10日	書状写	村上 国清(花押影)	河上式部少輔殿	飛州志11	上越1-450
2	(元亀2年)9月7日	書状写	村上源五 国清	松平左近将監殿	歴代古案巻1	上越1-1064
3	(元亀4年)7月23日	書状	源五 国清(花押a-1)	吉喜 まいる	吉江文書	上越1-1163
4	(天正2年)正月23日	書状	国清(花押a-1)	榊原小平太殿 御宿所	榊原文書	上越1-1185
5	天正6年6月19日	判物写	国清(花押a-2影)	上野九兵衛殿 まいる	伊佐早採集13	上越2-1551
6	(天正6年)6月19日	書状写	国清(花押a-2影)	上野九兵衛殿 まいる	伊佐早採集13	上越2-1552
7	(天正6年)7月晦日	書状写	国清(花押a-2影)	上野九兵衛殿	伊佐早採集13	上越2-1594
8	(天正6年)8月2日	書状写	国清	青海川図書助殿	歴代古案巻13	上越2-1601
9	(天正6年)9月26日	書状	国清(花押a-2)	遠藤惣左衛門尉殿、林部三郎右衛門尉殿、上野九兵衛殿、富所大炊助殿、長福寺	上越市	上越2-1681
10	(天正6年)10月3日	書状写	国清在判	富所大炊助殿、林部掃部助殿、遠藤惣左衛門尉殿、長福寺	諸士来状全	上越2-1688
11	(天正6年)10月7日	書状写	国清(鼎形印)	遠藤惣左衛門尉殿、富所大炊助殿、上野久兵衛殿、林部□郎左衛門尉殿、長福寺	伊佐早採集13	上越2-1692
12	天正7年6月晦日	判物	景国(花押b)	酒井[]	志賀旧蔵	思文閣古書目録249・250
13	天正7年7月13日	判物写	景国	赤江橋左京亮とのへ	覚上公御書集3	上越2-1849
14	(天正10年)6月14日	書状写	国清朱印	中沢彦次郎殿	記録御用所本古文書上	上越2-2401 検討余地あり
15	天正10年8月23日	判物	村上源五 景国(花押c影)	快与法印 御同宿中	東光寺	信濃史料15
16	天正10年10月5日	判物	景国(花押c影)	明德寺 衣鉢閣下	諸州古文書13	上越2-2579
17	(天正10年)12月15日	書状写	景国	宇津若 参	諸家古案4	上越2-2622
18	天正11年4月吉日	願文	源景国(花押)	奉献納伊勢太神宮 広田之御師	廣田文書	上越2-2763
19	(天正13年)9月22日	連署書状	山浦源五景国(花押c)、他3人	直江山城守殿	庄司文書	上越2-3058

六月晦日 景国(花押b)

酒井「」

F 向八森我等領分養父討死ニ付而、彼者之本知之儀、皆々望候者共雖多候、討死跡ニ候間、其方ニ申付候、軍役之儀者、毎々之鍵拾丁儼相嗜、弥以可走廻者也、仍如件、

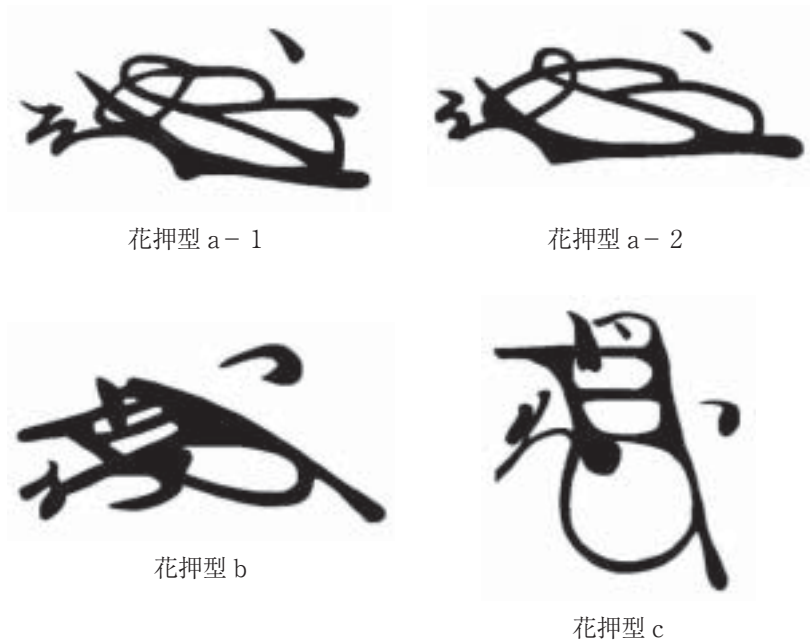
天正七年

七月十三日 景国

赤江橋左京亮とのへ

史料E・Fともに天正七年(一五七九)に景国が発給した判物である(表1 No.12・13)。史料Eは、酒井某に安部右京進一跡と料所十五貫文を宛行い、鍵八丁・馬上・小旗を以前の掟どおりに着飾り軍役をつとめるよう命じている。史料Fは、赤江橋左京亮に討死した養父の本領の相続を許し、軍役をかわらず鍵十丁つとめるよう命じている。史料E・Fから、酒井某と赤江橋左京亮が景国に仕える家中の者であったことがわかる。しかし、景国が家臣に発給したことが明らかな文書はこの二点のみである。それ以外の文書によって景国の家中を検討しよう。

G 今度其表新発田相働之処、手堅坊戦、宗徒之者数輩討捕事、粉骨神妙之至



村上（山浦）景国の花押型トレース図

候、弥於励軍功者、可感之候也、

卯月十八日

多功勘丞とのへ⁽²⁸⁾

景勝^{御居判}

右の史料Gは、天正十年（一五八二）四月に景勝が与えた感状写である。写しではあるが、本文書を所収する「景勝公御書」は、元禄四年・九年に米沢上杉家諸士に提出させた文書を写して編集された文書集であり、他の近世の史料集に比べて誤字脱字が少なく、宛名の位置や書体なども忠実に写されている。

さて、この感状は、織田信長や会津の蘆名盛隆と連携して蜂起した新発

田重家に攻められ防戦し、敵のおもだった者を数人討ち捕ったことを賞したものである。宛名の多功勘丞は、前章の史料Dで景国が乙吉へ遣わした者である。書止文言は「仍如件」ではなく「候也」、宛名の敬称は「殿」ではなく「とのへ」であり、きわめて薄礼である。このような薄礼の感状は、景勝が陪臣に対して発給する際に多くみられる⁽³⁰⁾。したがって、多功勘丞は、景勝の陪臣すなわち景国の家臣であることは明らかであろう。

また、この史料Gと同日付では同文の景勝感状が、青海川図書助・酒井新左衛門尉・柄澤（唐澤）十左衛門尉・田中小兵衛・三瀧佐左衛門にもそれぞれ発給されている⁽³¹⁾。これらの文書の書止文言も「候也」、宛名の敬称も「とのへ」であることから、彼らも同様に少なくともこの時には景勝の陪臣、景国の家臣であったと考えられる。

彼らが防戦した「其表」の拠点とは、前述した越後国蒲原郡の笹岡城のことであろう。これらの感状と笹岡城については、すでに矢田俊文氏が検討しており、文禄三年（一五九四）の定納員数目録や上杉家の「家中諸士略系譜」などを参考にして、感状の受給者が新発田に最も近い景勝方の笹岡城に在城していたと述べている⁽³²⁾が、景勝の書札礼の観点から考えても明らかであろう。

この天正十年四月に山浦景国自身は笹岡城にいたのかは不明であるが、少なくとも同年七月には信濃の海津城に在城している。

日急度申遣候、今已刻三条着馬候、明日諸軍相休、明後日替名へ押着、

翌日廿三越河、逆徒領中打散、可摠調儀、不可移時日之間、其心得尤

候、謹言、

八月廿日

景勝

今井源右衛門尉とのへ

其外山浦家中衆⁽³³⁾

一重而飛脚到来、喜悅候、仍当津仕置任存分之條、可心安候、近日至其

表可発向之間、其内弥堅固之用心専用候、巨細直江可申越候、謹言、

五月十八日

景勝御居判

今井源右衛門尉とのへ

酒井新左衛門尉とのへ⁽³⁴⁾

丁今度新発田其地伏動致之処、足輕共取出、敵少々討捕、驗差越候、乍
毎度、稼無比類候、然考、其地用心大切之由申越三付而、鉄炮廿丁片
切内匠助為武主相添差越候、兵糧之儀も申付之間、早速入置、□□□
津仕置成就候考、即其表可打着候間、其内堅固之備有之、直馬可待□
事、専一候、謹言、

追而、近藤相稼之由候、其表着馬之刻、別而可感之由、可為申聞
候、以上、

五月廿日

景勝（花押）

今井源右衛門尉とのへ

酒井新左衛門尉とのへ

□^{黒金}宮内少輔殿⁽³⁵⁾

史料H～Jは、いずれも景勝が笹岡在城衆へ宛てた書状である。⁽³⁶⁾史料H
は天正十年、史料I・Jは同十一年に比定され、景国が遠く離れた信濃海
津に在城していた時期のものである。書状の内容はいずれも、前述した新
発田重家への対策に関わる命令や情報を伝えるものであり、景国ではな
く、景勝が直接下していることがわかる。⁽³⁷⁾史料H～Jの宛名の今井源右衛
門尉・酒井新左衛門尉の敬称はいずれも「とのへ」であることから、前述
したとおり、景勝の陪臣であり景国の家臣（山浦家中）であることがわか
る。また、史料Hの宛名は今井新右衛門尉と「其外山浦家中衆」と差別し
ていることから、今井は笹岡に在城する「其外山浦家中衆」をまとめる城
代の一人に位置づけられていたと考えられる。史料Iで今井と並び宛名に
記される酒井新左衛門尉は、前掲史料Eの酒井某と同人か近親者である可

能性が高く、今井と同様に笹岡城代の一人であろう。

しかし、史料Jには今井・酒井と並んで黒金宮内少輔が記されるが、敬
称は「殿」と記され、今井・酒井よりも厚礼である。宮内少輔は上田衆と
して知られ、⁽³⁸⁾景勝の家臣であると考えられる。さらに史料Jの文中には、
「其地」すなわち笹岡城は用心大切であると申すので、片切内匠助を「武
主（ものぬし）」として鉄炮二十丁を添えて遣わすとしている。内匠助も
上田衆であり景勝の家臣である。⁽³⁹⁾したがって、景勝は、少なくとも天正十
一年五月には笹岡城に自らの家臣の黒金宮内少輔・片切内匠助を城代とし
て送り込み、笹岡城には山浦家中と景勝の家臣が共に在城していたことが
わかる。

笹岡城は山浦氏の城であったと考えられるが、景勝にとって新発田氏に
対するには、自らの家臣も在城させて軍事力の強化をはかる必要があっ
た。そして、笹岡在城衆宛ての一連の景勝書状には、景国に関わる記事は
一切みられないことから、当時景国は笹岡に在城する今井・酒井以下の山
浦家中衆への命令は景勝に委ねられていたと考えられる。しかし、見方に
よっては、景勝による笹岡在城の山浦家中への干渉を重ねることもなっ
たとと言える。

K任望之旨、賀茂之下條遣之候、弥可抽忠信者也、仍如件、

天正十一年

（朱印）九月二日

酒井新左衛門尉殿⁽⁴⁰⁾

右の史料Kは、天正十一年（一五八三）九月に景勝が酒井新左衛門尉に
宛てた朱印状である。注目されるのは、景勝が山浦家中であった新左衛門
尉に対して直接知行を宛行っており、それは「望みの旨に任せて」すなわ
ち新左衛門尉の要望によるものであった点、そして、宛名の敬称は以前の
「とのへ」から「殿」へ変化している点である。つまり、史料Kからは酒

井新左衛門尉が景勝の家臣であることがわかる。

〔近年其地在城、昼夜之粉骨無比類候、就中、今般於大室地伏調議、智謀勇健、超越呂尚孫公者也、弥可励軍功事專一候、謹言、〕

天正十四年

正月廿七日

景勝（花押）

酒井新左衛門尉殿⁴¹

M篠岡之地令在城、度々走廻神妙候、就中、今般於大室之地、為初伏兵

武主相稼、無比類候、弥於戦功者、急度可感之者也、謹言、

天正十四年

正月廿七日

景勝（花押）

唐澤大膳亮殿⁴²

史料L・Mは、天正十四年（一五八六）正月に景勝が笹岡に在城し、近くの大室の地で伏兵による戦功をあげたことを賞した感状である。史料Mの宛名の唐澤大膳亮は、天正十年四月に史料Gと同様の感状を受給した柄澤（唐澤）十左衛門尉の子であり、父や酒井新左衛門尉と同じく山浦家中であったと考えられる。しかし、史料L・Mは、天正十年の感状（史料G）に比べ、書止文言は「候也」から「謹言」となり、宛名の敬称は「とのへ」から「殿」となり、いずれも厚礼となっている。このことは、酒井新左衛門尉だけでなく、唐澤大膳亮も山浦家中から景勝の家臣へと引き立てられていたことを意味しよう。

当時すでに景国は、海津城代を更迭され、越後へ召喚された後である。

この改易時に笹岡に在城した山浦家中のおもだった者たちも景勝に引き抜かれ、景勝の家臣となった可能性もある。しかし、景勝が笹岡に在城する山浦家中を自らの家臣へ取り立てる行為は、史料Lで見たとようにすでに天正十一年（一五八三）九月には始まっていた。このことを信濃の海津城にいた景国が把握していたかはわからない。しかし、景国はその翌年四月

には、景勝に対して「表裏」のある行動に及ぶことになったのである。

では、その後の山浦家中の動向を上杉氏の分限帳などからみてみよう。

次頁の表2は、当時の史料で確認される景国の家中（家臣・同心）の変遷を示したものである。景国の家臣・同心も広い意味では上杉氏の家中に包摂されるため、発給・受給文書の類では、書札礼や明確な文言がない限り、その違いを判断するのは難しい。しかし、上杉家で作成された分限帳を見れば、諸士の所属グループがわかる。表2には文禄三年（一五九四）の「定納員数目録」と、慶長三年（一五九八）の陸奥国会津国替え後の分限帳の記載を示している。⁴³

これによれば、前述した酒井新左衛門尉の子新八郎（No.2）は、文禄三年には「笹岡衆」との注記はあるが、景国と同様の「越後侍中」（三〇二石余）、慶長三年には「御馬廻衆」と記される。同様にNo.9の今井源右衛門尉も「越後侍中」（三七一石余）と記される。酒井・今井の両人は、文禄三年にはすでに景国の家中から離れ、石高の差こそあれ、景国と同じ「越後侍中」として景勝の家臣となっている。

前章で述べた宇津江九右衛門尉（No.11）は、文禄三年には直江兼統の家中である「与板衆」として記され、上杉家の右筆としての活動も確認される。⁴⁴他にもNo.7の田中小兵衛は「下条采女同心」、No.8の三瀧佐左衛門は「本庄越前守同心」と記され、彼らも景国の家中を離れ、別の上杉家侍中の「同心」として付け置かれていたことがわかる。

なお、前述した多功勘之丞と同人とみられる豊後（No.4）、および青海川図書助（No.5）は、文禄三年では「山浦同心」と記される。山浦の同心とは、景国の家臣ではなく、景勝が景国の与力として預け置いたものであり景勝の家臣である。この二人は、慶長三年には兼統の家中である「与板衆」になっている。いっぽう、No.2の酒井孫左衛門やNo.15～17の出浦対馬・山宮利助・武沢源七郎も文禄三年には「山浦同心」であるが、慶長三

表2 山浦（村上）の家中の変遷

山浦の家臣=● 同心=○ 景勝家臣、他の家中・同心=網かけ

No.	謙信期	天正7年	天正10年	天正11年		天正12年	天正14年	文禄3年	慶長3年会津	備考
				5月	9月	5月				
	山浦(村上)景国	海津城主			海津城改易		越後侍中2277石余	塩松城主6500石(同心20人2400石)		
1	若林采女丞	●?								
2	酒井某	●							新左衛門尉か	
	酒井新左衛門尉		●	●						
	酒井新八郎						越後侍中(笹岡衆)	御馬廻衆	新左衛門尉子	
	酒井孫左衛門						○山浦同心		新左衛門尉弟	
3	赤江橋左京亮 赤井橋玄蕃(武兵衛)	●						●笹岡給人衆(元来山浦衆)		
4	多功勘之丞		●	●	●				同人か	
	多功豊後						○山浦同心	与板衆		
5	青海川図書助		●				○山浦同心	与板衆		
6	唐沢十左衛門尉		●						十左衛門尉子	
	唐沢大膳亮									
7	田中小兵衛		●				下条采女同心			
	田中助右衛門						●笹岡給人衆(元来山浦衆)			
	田中二郎兵衛						●笹岡給人衆(元来山浦衆)			
8	三藩佐左衛門		●				本庄越前守同心			
9	今井源右衛門尉		●	●			越後侍中(笹岡衆)	猪苗代城代	下平修理子	
10	服部市右衛門						●笹岡給人衆(元来山浦衆)			
11	宇津江若狭守		○	○					若狭守二男 若狭守三男	
	宇津江九右衛門尉		○	○			与板衆			
	上野内膳広清		○	○				御馬廻衆		
12	某与八			●						
13	松奎之丞			●						
14	大野加兵衛(嘉兵衛)							●笹岡給人衆(元来山浦衆)		
15	出浦対馬						○山浦同心			
16	山宮利助						○山浦同心			
17	武沢源七郎						○山浦同心			

年には記載がない。景国の同心二十人・二四〇〇石のなかに含まれたために省略されたのであろうか。

文禄三年の「定納員数目録」において景国の家臣と確認できるのは、「笹岡給人衆」であろう。「元来山浦衆」と注記がある。彼らは慶長三年以降の分限帳には記載がなく、上杉家中として把握されていない。注記が示すとおり本来の景国の家臣であったと考えられる。

このように史料で確認できるだけでも、景国の家臣・同心から次第に「越後侍中」「御馬廻衆」などの景勝の家臣や、「与板衆」などの直江兼続の家中に引き立てられ（引き抜かれ）ていったことがわかる。では、彼らは当初から山浦あるいは村上の家中の者だったのであろうか。

延宝五年（一六七七）に上杉家が編集した『先祖由緒帳』に所収される与板組の青海川彦右衛門の由緒書によれば、青海川家は代々為景以来長尾・上杉家に仕えた譜代家臣であると記す。しかし、続けて「一、謙信様御代ニ、信州方村上殿御出候已後、山浦名字之義村上国清二被 仰付候、其節国清越後之様子御存知有間敷由二而、青海川図書を御付被成候、此時方山浦之家二相勤候」と記し、謙信の時代に信濃から来た村上国清が山浦の名字を名乗ることになった際、越後に不案内の国清に青海川図書が付け置かれることになり、それ以来山浦家に仕えることになったとする。ただし「御直衆同前ニ万端被 仰付、景勝様御代迄、御三代御書御感状共ニ拝領仕候」と記し、山浦家には付け置かれたが「御直衆同前」に命じられたのであり、為景・謙信・景勝からそれぞれ感状を拝領していると主張している。すなわち由緒書によれば、青海川図書助は、謙信の命令

により村上（山浦）国清の家中になったとしている。

N 返々、注進可有候、上様へ上申、しんたい引立へく候、

今度本雨之侘事致遅々、仍自宗旨暨余儀候、爰元吉形懸落候間、帰参可有候、其故其元見合召進簡要候、恐々謹言、

八月二日 国清

青海川図書助⁽⁴⁶⁾殿

右の史料Nは、天正六年（一五七八）八月、国清（景国）が青海川図書助に宛てた書状の写である。御館の乱当時、国清は図書助に対し、吉形が欠け落ちしたので帰参するよう、もし見つけたら連れてくるよう命じている。さらに注進するよう命じ、上様（景勝）へ上申して身の処遇を引き立てることを約束している。しかし、このとき図書助は、少なくとも景勝方に味方しておらず、自身の領する頸城郡青海川（現柏崎市）に拠っていた。最終的に景勝方に味方したのは、翌年二月に旗持城の佐野源左衛門尉の働きかけをうけ、鯨波小屋の動向をみて判断したことによるものであった。⁽⁴⁷⁾

前述した青海川彦右衛門の由緒書が正しければ、国清（景国）の家中には、謙信や景勝の命令によって配置された者たちもいた。前述した酒井新左衛門尉も、天正六年七月二十八日付で景勝から直接もらった感状の書止文言は「謹言」、宛名の敬称は「殿」であり、⁽⁴⁸⁾この時点では国清の家中ではなく、景勝の家臣であったのではなからうか。

このように景国の家中は、譜代の者だけでなく、酒井新左衛門尉や青海川図書助などのように景勝の指示により配属された者も多かったと考えられる。彼らは景勝政権の必要に応じ、景国から引き離され、配置替えされることがあったのである。その動きは、やはり天正十二年の景国の海津城改易以降に顕著にあらわれたと思われるが、酒井新左衛門尉のようにそれ以前からもみられたのである。したがって、少なくとも天正十年七月から十二年五月までの海津城代時代の景国の家中は、急拵えて年月浅く崩壊

も早かったと考えられよう。

おわりに

本稿は、村上（山浦）景国の上杉景勝政権における位置づけを考えるため、海津城改易を中心にその前後の景国の家中（家臣・同心）と知行の展開について検討した。その結果、明らかにしたこと、指摘したことは次のとおりである。

海津城改易については、①宇津江朝清・上野広清の証言によれば、更迭の原因は景国の表裏や悪い仕置きにあったとされ、酌量の余地はなかったと考えられること、②海津城改易となり、村上の名跡は没収されたが、越後における山浦の知行（山浦一跡）は没収されず安堵されたと考えられ、名乗りも村上から山浦に戻したことである。

景国の家中については、①景国の海津城改易により、家中譜代衆の何人が成敗され、離散する状況になったこと、②家臣・同心には譜代の者以外に、宇津江若狭守父子や酒井新左衛門尉・青海川図書助などのように謙信・景勝から配置された者もあり、とくに海津城改易以後は、次第に景勝の家臣である「越後侍中」「御馬廻衆」などや直江兼統の家中である「与板衆」などに引き抜かれていったことである。

景国の知行については、①少なくとも景国が海津城代であった天正十年七月から同十二年五月頃までは、越後国頸城郡の鮫ヶ尾城下の乙吉に景国の拠点があり、宇津江若狭守をはじめ景国の家臣・同心らが滞在していたこと。②笹岡城は、海津城改易以後も景国の知行するところであったと考えられるが、天正十年から十五年までの新発田重家への対策として、景勝から黒金宮内少輔・片切内匠助などの家臣を城代衆（武主）として送り込まれ、今井源右衛門尉・酒井新左衛門尉などの山浦家中の在城衆は引き抜かれるなど、景勝による干渉が多かったとみられることである。

以上である。景国は、村上と山浦の両知行を有し、時と場合によって名字を使い分ける特異な存在であり、上杉家中にとっては名実兼ね備えた有力者であった。景国にしてみれば、海津城代となり信濃にも知行を得た（回復した）こともあり、越後の笹岡城への景勝の干渉を全面的に許したが、天正十二年の海津城改易によりいずれの知行も失うことになったと言えよう。

景勝政権について論じた矢田俊文氏は、御館の乱の終息後、越後一国の支配体制に関わる文書の署判者に戦国領主が加わる文書様式が「奉行中」や直江氏が奉者となる形式に変化していくことは、景勝政権の中枢を握る領主が、戦国領主から直江兼続とその配下の官僚的領主に代わっていくことを示すとし、景勝は、謙信が依拠しそして自らが依拠した戦国領主を切り捨てることによって新たな体制を作ろうとしたとする⁴⁹。

実際に天正八年（一五八〇）から九年にかけて上杉氏の有力な年寄であった新発田長敦、河田長親、山崎秀仙、直江信綱らが相次いで死去し、長敦の弟重家が出奔するなど、景勝政権の初期を支えた有力年寄の死去や失脚が相次ぎ、彼らの抜けた穴を埋めるように直江家を継いだ景勝側近の樋口兼続が台頭する。上杉家中に残された謙信期以来の有力者は、上杉一門の山浦景国と上条宜順であった⁵⁰。景国のあと海津城に入った上条宜順も、翌天正十三年には須田満親にその地位を奪われ、十四年には秀吉を頼って出奔することになる。そのなかで景国は、村上の名跡と信濃の知行を失いながらも、山浦として会津国替えまでは存続したのである。

註

- (1) 戦国領主については矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』（塙書房、一九九八年）などを参照のこと。
- (2) 拙稿「謙信の家族・一族と養子たち」（福原圭一・前嶋敏編『上杉謙信』高志書

院、二〇一七年）。

- (3) 上杉家文書（『上越市史別編1上杉氏文書集1』一二四六号・一二四七号、以下『上越』一一―二四六・二四七と略す）、拙稿前掲註（2）。
- (4) 『上越』一一四五〇、九二四、九四五、一〇二〇、一〇三三、一〇六四、一一九四、一一九五、一二五九など、拙稿前掲註（2）。
- (5) 西澤徳太郎氏所蔵文書（『上越』二一一八一九）。
- (6) 矢田俊文「戦国期の信濃・越後・甲斐」（『武田史研究』三四号、二〇〇六年）。
- (7) 池上裕子「戦国期北信の武士と上杉氏の支配」（初出一九九八年、のち同『日本中近世移行期論』校倉書房、二〇一二年所収）。
- (8) 拙稿「小牧・長久手の戦いと」（『上越市史通史編2中世』第三章第五章第一節、上越市、二〇〇四年）。なお海津城改易については、景国の弟とされる村上（山浦）義長の動向や佐々成政との関係から連動性をみる指摘もある（萩原大輔「佐々成政のさらさら越え」ルート私考―村上義長の動向を糸口として―『富山史壇』一七二号、二〇一三年）。義長については、拙稿「上条宜順・山浦景国」「上杉景勝の上洛」（前掲『上越市史通史編2中世』第三章第五章・第六章、鈴木景二「村上義清の子義長とその子孫―加賀藩士村上氏」（『信濃』六三巻九号、二〇一二年）、同「佐々成政の浜松往復前後の政治過程」（『富山大学人文学部紀要』五八号、二〇一三年）などを参照のこと。
- (9) 矢田俊文「新発田攻めと笹神」（新潟県北蒲原郡笹神村『笹神村史通史編』第五章第一節、二〇〇四年）など。
- (10) 『覚上公御書集巻三』三（『上越』二一一八三三）。
- (11) 「諸家古案（四）」（東京大学史料編纂所所蔵写真帳『石井進氏蒐集史料一〇』所収）、『覚上公御書集巻十』（『上越』二一二九三三）。
- (12) 東京大学史料編纂所影写本『伊佐早文書』（『上越』二一二九三三）。
- (13) 神奈川県立公文書館所蔵文書（『上越』二一二九三四）。
- (14) 「上野氏系図」（上杉家諸氏略系譜）所収、米沢温故会編『上杉家御年譜』二四、原書房、一九八八年）。
- (15) 「覚上公御書集」巻十（『覚上公御書集下』臨川書店、一九九九年）。

(16) 『上越』二二一八四八、一八八六、二〇二〇、二二二七、二二八〇、二二五五、三八六四など。

(17) 「諸家古案四」(『上越』二二二六二二)。

(18) 史料Dの年次は、乙吉の宇津江若狭守に使者を遣わし春日山への歳暮祝儀の準備を頼んでいること、そして、文中の「板佐」すなわち板屋佐渡守光胤は天正九年(一五八二)十一月十九日から翌十年二月二十日までの間に官途名を修理亮から佐渡守に改めていることから(『上越』二二二二〇一・二二二八二)、山浦景国が遠距離にある信濃海津城にいた天正十年八月から同十二年五月までの間のもとと考えられる。その期間のうち板屋光胤は、天正十年七月以降「横目」として信濃に派遣され長期滞在したが、同十年閏十二月と翌十一年十二月に帰国したとみられることから(『上越』二二二六三五、二二八七八)、十二月十五日付の史料Dの年次は天正十年ではなく十一年に比定されよう。

(19) 妙高市教育委員会『斐太歴史の里確認調査報告書Ⅲ 鮫ヶ尾城跡・立ノ内館跡』(新潟県妙高市教育委員会、二〇〇八年)。

(20) 東京大学史料編纂所編『越後国郡絵図』(東京大学出版会、一九八七年)。

(21) 市村清貴「文禄四年検地」(前掲註(8))『上越市史通史編2中世』第三部第六章第六節)。

(22) 佐藤慎「第三章 立ノ内館跡の調査」(前掲註(19) 報告書)。

(23) 個人蔵(『上越』二二二五九一)、荻野三七彦『印章』(吉川弘文館、一九六六年)。

(24) 「籠町村」(『日本歴史地名大系第一五巻 新潟県の地名』平凡社、一九八六年)。

(25) 米沢市上杉博物館所蔵(矢田俊文・福原圭一・片桐昭彦編『上杉氏分限帳』高志書院、二〇〇八年)。

(26) 拙稿「上杉景勝の分国支配の展開と黒印状」(有光友學編『戦国期印章・印判状の研究』岩田書院、二〇〇六年)。

(27) 『上越』二二一八一九、二五一六、二六一七。

(28) 「景勝公御書」十六(『上越』二二二三三三)。

(29) 上越市史中世史部会『上越市史叢書6上杉家御書集成I』解説、上越市、二〇〇一年)。

(30) 拙稿「上杉景勝の感状とその展開」(同『戦国期発給文書の研究―印判・感状・制札と権力―』高志書院、二〇〇五年)。

(31) 『上越』二二二三五〇～二二三五二、二二三五四、二二三五五。

(32) 矢田俊文前掲註(9)「新発田攻めと笹神」。

(33) 「上杉定勝古案集」(『上越』二二二五四〇)。

(34) 「景勝公御書」八(『上越』二二二七七三)。

(35) 新潟県立歴史博物館所蔵文書(『上越』二二二七七九)。

(36) 矢田俊文前掲註(9)「新発田攻めと笹神」。

(37) この時期に景勝が笹岡在城衆へ宛てた書状写は他にも確認される(『上越』二二二四九七、二七〇八など)。

(38) 黒金の名字は、黒金景信をはじめ上田出身者に多くみられ、宮内少輔はのちに安芸守を称する尚信と同人と考えられる。

(39) 「片桐氏系図」(「上杉家諸氏略系譜」所収、米沢温故会編『上杉家御年譜』二三、原書房、一九八八年)。

(40) 新潟県立歴史博物館所蔵文書(『上越』二二二八三七)。

(41) 新潟県立歴史博物館所蔵文書(『上越』二二二〇八一)。

(42) 個人蔵(『上越』二二二三〇八〇)。

(43) 前掲註(25) 矢田俊文・福原圭一・片桐昭彦編『上杉氏分限帳』所収。

(44) 拙稿「直江兼統と一族・家中」(矢田俊文編『直江兼統』高志書院、二〇〇九年)。

(45) 米沢市立図書館所蔵『先祖由緒帳 与板組』。同じく青海川彦右衛門の由緒書上には「從越後会津江御国替之節、仙道塩之松之城山浦二御預ケ被成候、其節多功・青海川同前二相勤罷在候、然所ニ於京都山浦被致死去、名絶ニ付而、多功・青海川義者百五拾石ツ、被下置、直江山城守ニ御預被成、多功松原ニ被差置」と記され、慶長三年の会津国替の際には、多功豊後ともに塩松城に入る景国に従ったが、景国が京都で死去して名跡が絶えたため、兼統に預けられるこ

とになったとされる。景国が、慶長三年以後に間もなく京都で死去したことを示しており貴重である。

(46) 「歴代古案」卷十三『上越』二一一一六〇二。

(47) 『上越』二一一七六三・一七六四・一七六九など。

(48) 新潟県立歴史博物館所蔵文書(『上越』二一一五九一)。

(49) 矢田俊文「戦国期越後国政治体制の基本構造」(本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、一九九九年)、同「上杉景勝の分国支配―越後・北信濃・佐渡・出羽庄内支配―」(池享・矢田俊文編『定本上杉謙信』高志書院、二〇〇〇年)。

(50) 拙稿「上杉景勝の権力確立と印判状」(初出二〇〇〇年、のち前掲註(30)『戦国期発給文書の研究―印判・感状・制札と権力』所収)、同「上杉景勝の政治」(前掲註(8)『上越市史通史編2中世』第三部第五章第五節)など。

八月五日付生駒甚介宛（羽柴）筑前守秀吉書状について

谷口 央

はじめに

真田宝物館には、真田昌幸・信幸（信之）宛など多くの豊臣秀吉文書が残される¹⁾。しかし、同宝物館では、これまでの整理によって全ての所蔵古文書が確認・紹介されていたわけでは無かったようで、今回、筆者は同館が所蔵する古文書の中から、未発表となる表題にある八月五日付生駒甚介宛（羽柴）筑前守秀吉書状を見る機会を得た。そこで、まずはその年次比定を行い、その上で、本文書の歴史的意義について検討することとした。以下に翻刻及び現代語訳を記す。

（翻刻）

尚以此表儀無心元可被存候間、十か十二・三日頃^ニ蜂須賀同道候て、中一日逗留候て可被越候、待り候、以上、

就此表儀、遠路候処切々飛札祝着候、併心懸之通感悦候、最前如申遣候付城出来候て、堀・堀・柵かけさせ弥丈夫^ニ申付候条可心易候、爰許為見物十日時分^ニ馬一・式騎にて可被相越候、如申越候敵城中無正鉢^一、取出共普請以下相固候上、縦毛利家後詰候共可討果事案之内^ニ候条、旁以不可有氣遣候、将亦鯛之まけ物一到来候、誠折々音信喜悦候、速近日可被越候条、其節期^ニ面候、恐々謹言、

（現代語訳）

筑前守
八月五日 秀吉（花押）
生駒甚介殿

この方面のことに付き、遠路でありながらたびたび急ぎの手紙をもらい、うれしく思います。中でもその心掛けに喜んでおります。つい先日お伝えしたように、付城も完成し、堀・堀・柵もかけさせて、しっかりと対応するように命じているので安心して下さい。こちらへ見物として八月十日頃に馬一騎か二騎ほどでお越し下さい。お伝えしたように、敵の城中は制御不能な状態であり、また我々の方は砦の普請以下固めているので、たとえ毛利氏が後詰めとして来たとしても討ち果たすことは計画通りで、お気遣いは無用です。ところで、曲げ物に入った鯛が一つ到来しました。折々の音信についてありがたく思います。近日来られるので、その際に直接顔を合わせましょう。

八月五日 羽柴秀吉
生駒親正殿

なお、この方面のことにつき、心許なく思われておられるようなので、八月十日か十二・三日頃にでも蜂須賀と共に、中一日逗留する予定でお越し下さい。待っています。

一 羽柴秀吉の名乗りからみた年次比定

本文書内での秀吉の名乗りは、前述の通り「筑前守秀吉」となる。秀吉とは言うまでもなく羽柴（豊臣）秀吉のことであり、このことから、本文書は羽柴秀吉が筑前守の官職名を用いていた時期の書状となる。秀吉の文書内での名乗りについては、播磨良紀氏による網羅的な研究があり、また、近年豊臣秀吉文書の翻刻・刊行が進められており、すでに知られる情報となる。⁽³⁾とは言え、本稿では前述の羽柴秀吉書状の年次比定について注意するため、すでに知られる内容ではあるが、これらに学びつつ、改めて史料に基づき秀吉が筑前守を用いていた時期を確認していく。

秀吉自身が発給した書状内で「筑前守」の名乗りとなる初出は、天正三年（一五七五）七月二十六日となる。⁽⁴⁾以降、天正三年から天正五年（一五七七）⁽⁵⁾については「筑前守」を名乗っていたと考えられる。しかし、天正六年（一五七八）十一月十一日付になると、秀吉が以前に用いていた名乗りである「藤吉郎」が再び表れ、翌十二月付には「筑前守」と「藤吉郎」が併用されている。⁽⁶⁾これ以降、秀吉の文書内での自身の名乗りは「藤吉郎」に一般化していくが、一方で、一部に「筑前守」を名乗るものも見られる。秀吉が「藤吉郎」を再び名乗り始めてからの文書数は、現在一五九通確認されるが、表1にあるように、その中で十一通に「筑前守」の名乗りが確認される。名乗りの差については、文書の内容等による差異とは言えず、官位剥奪も確認できないことから、政治的な理由と推測される。⁽⁸⁾ただ、数量的に見て、天正六年十二月十七日付以降は、基本的に「藤吉郎」の名乗りであったと判断される。

これに対し天正九年（一五八一）八月以降、秀吉の名乗りは「筑前守」が一般化する。一方で、同年十二月まで「藤吉郎」の名乗りも一部に残っている。⁽⁹⁾なお、この変化についても理由を特定することはできない。⁽¹⁰⁾た

表1) 天正6年11月以降の「筑前守」名乗りの羽柴秀吉文書

年	月日	署名	宛先	文書の種類	典拠
天正6 (1578)	12月17日	筑前守秀吉 (花押)	神照寺惣中	寺領安堵	181
天正6 (1578)	12月17日	筑前守花押	—	禁制写	183
天正7 (1579)	正月19日	筑前守秀吉	赤松左京大夫殿	書状写	187
天正7 (1579)	5月15日	筑前守秀吉判	八幡宮舎那院	寺領寄進	194
天正8 (1580)	6月26日	筑前守秀吉判	湯原豊前守	書状写	251
天正9 (1581) カ	卯月18日	羽筑秀吉 (花押)	後藤四郎兵衛殿	書状	309
天正9 (1581)	5月6日	ちくせん秀吉 (花押)	いとう	書状	313
天正9 (1581)	7月22日	筑前守秀吉 (花押)	亀井新十郎殿	書状	333
天正9 (1581)	7月22日	羽筑秀吉 (花押影)	亀井新十郎殿	書状写	334
天正9 (1581)	7月26日	筑前守秀吉 (花押)	亀井新十郎殿	書状	336
天正9 (1581)	7月	筑前守 (花押)	弓之河内	禁制	337

注1) 本表は、『豊臣秀吉文書集一』に掲載される天正6年11月11日から天正9年7月付の「筑前守」名乗り文書の内、問題ないと判断されるものである。

注2) 典拠は『豊臣秀吉文書集一』掲載の史料番号である。

だ、こちらについても同様で、特に天正九年七月末頃に「筑前守」の名乗りが多く見られるようになることから、これ以降の文書内での名乗りは、基本的に「筑前守」に戻ったと判断される。

続いて、秀吉の文書内での名乗りに見る「筑前守」の終焉であるが、現状では天正十二年（一五八四）九月廿四日付の藤懸三藏宛書状と考えられる⁽¹¹⁾。これは小牧長久手の戦い最中に発給された文書となるが、この文書が出されたのは、九月初旬にあった徳川家康との和平交渉が決裂し、秀吉が織田信雄を個別に攻撃する直前に一時大坂へ帰国する時期となる⁽¹²⁾。同時に、本来であれば今回の戦いで敵対しているはずの信雄領となる伊勢国を自身の家臣へ宛がうための知行割を発表するなど、秀吉にとって本戦い終了へのめどを立てた時期とも言える⁽¹³⁾。このようなことから、この時期に「筑前守」の記載が無くなることは政治状況的にも裏付けられることになる。

以上、秀吉が「筑前守」を文書内の自署として名乗った時期は、おおよそ天正三年七月二十六日以降から天正六年十二月十七日以前と、天正九年七月二十二日以降から天正十二年九月二十四日以前と位置づけることができる⁽¹⁴⁾。

続いて、改めて文書に戻りそこに記載される内容を見ていくと、「付城出来候て」や「取出（砦）共普請以下相固候」（括弧内は筆者加筆）とあるように、合戦中、しかも城攻め中に出了された文書となる。そこで、秀吉が八月に戦場に出ていた年を確認すると、天正三年の越前国一向一揆攻撃、天正五年の加賀国一向一揆攻撃、天正六年の播磨国神吉城・志方城・三木城攻め、天正九年の因幡国鳥取城攻め、天正十二年の小牧長久手の戦いの五年が可能性として残る⁽¹⁵⁾。

そこでさらに絞り込むために再度史料の内容を確認すると、「縦毛利家後詰候共可討果事案之内候」とあるように、中国地方の大名である毛利

氏と敵対した戦いであったことが確認できる。そうすると、残るのは、天正六年の播磨国神吉城・志方城・三木城攻め、天正九年の因幡国鳥取城攻め、以上二つの何れかとなる。そこで、章を改め、両合戦の詳細について確認することから、本文書の発給年次比定を行うこととする。

二 合戦の状況から見る年次比定

まず、天正六年（一五七八）について見ていくと、『多聞院日記』同年七月二十一日条に「一、昨日巳剋播州神吉ノ城落居了」とあり、七月二十日には神吉城はすでに落ちていた。また、八月十七日には、「中将信忠播磨より御馬納らる」とあるように、今回の神吉・志方両城攻撃に出陣していた信長長男の織田信忠が、播磨国での攻撃を終え近江国安土へ帰還していたことも知られる。一方で、七月二十二日段階で「彼調之儀、過半相調候処、人質之儀付相延之由候（中略）随神吉城之儀令落居候之条、可御心安候」と、神吉城は落ちたものの、他の攻撃中の城については、人質の請け取りが終わっていないことが確認できる。また、羽柴秀吉自身が神吉城攻めに直接携わっていたことは七月十六日付書状中に「我等事当城二候、近日三木表二五六町□二取出相拵、人数申付」とあることと、前述の七月二十二日付書状内で神吉城の落城を「神吉城之儀令落居候之条、可御心安候」と直接的に記すことから確認できる。しかし、同書状の宛先となる中権六が攻略中の城に対しては「人質之儀付相延之由候」と伝聞形式で記しており、その城が何れかを特定するまでは出来ないものの、秀吉が直接担当していたわけではないことが知られる⁽¹⁶⁾。加えて、中権六が攻略中の城も、すでに人質の請け取り交渉が始まっており、そこへ秀吉が本書状を出した直後に、改めて付城を構えるために向かったとしても考えがたい。

一方で、前述のように、七月十六日付書状内で秀吉が、今後三木城攻撃

のための取出(砦)普請を計画していたことは注意すべきと考える。ただ、信忠が志方城も含めた攻略を終えて安土へ帰還するのが八月十六日であることから、信忠の播磨国の出発はその数日前と考えられる。そう考えると、信忠の出発と同時に、秀吉がすでに三木表攻略を始め、しかも、本稿が扱う史料中にある「堀・塀・柵かけさせ弥丈夫^二申付候条、可心易候」と取出(砦)普請を終えていたとは考えられない。確かに、前に記した中権六の攻撃先は特定できないものの、神吉・志方城攻撃に参加していた信忠が帰還する時期とほぼ同一とすることから、本稿が対象とする書状が記された八月五日は、神吉・志方城攻撃と、これ以降にあった三木城攻撃のちょうど切り替わりとなる時期と考えられる。

では、天正九年(一五八一)八月はどうであろうか。この時期は、秀吉にとつては因幡国鳥取城攻めの時期となる。まず、秀吉の鳥取城への布陣時期であるが、七月十七日に敵方となる吉川元春が「上勢之儀、鳥執・丸山取詰候付而、陸路之通何無之候²²⁾」と記すように、七月半ばにはすでに秀吉による鳥取城包囲体制はできていたと考えられる。そう考えると、本稿が対象とする八月五日まで二十日程度の期間があり、八月五日段階に付城等の建築を終えていたことは十分可能と考えられる。

続いて、本稿が扱う八月五日付書状が鳥取城攻撃と特定して良いのかについて、同時期の類似史料と、その記載文言・内容について比較検討していくこととする。

【史料1】²³⁾

猶以折々御肝煎之由申儀、無面目候へ共、此城申付候ハて不叶儀候条如此候、以上、

態令啓候、仍此表鳥取城取巻候事、播但国かなめ之所候、其上吉川伯父甥、其外歴々籠置候条、彼等討果候へ者、毛利其外吉川初^而、両手うちおとされたることく之由申候間、付城三十余申付候処、早々二堀

をほりまはし、堀柵かけさせ、廊下続町屋二申付候、自然毛利家後詰可仕候者、丈夫二令覚悟候条、可御心易候、縦令越年候とも、申付候ハて者不叶儀候条、如此念を入申付儀候、連々無御等閑候条、定^而可有御氣遣候、桑原委細相含口上候、恐々謹言、

羽藤

(天正九年)
八月八日

秀吉(花押)

宮法

御宿所

(注)傍線は筆者加筆、以下同。

【史料2】²⁴⁾

御札披閱本望之至候、此表鳥執之事、付城数ヶ所相拵、其間〳〵二取続、堀塀柵かけさせ、町屋作二申付候、因茲城中無正躰由候条、可属存分事不可有幾程候間、其上二彼国御寺領分へ御使僧可被差下候、猶淡路所まで令申候条、不能再筆候、恐々謹言、

羽柴筑前守

(天正九年)
八月十八日

秀吉(花押)

光源院

御返報

以上二点の史料は、文中に「鳥取(鳥執)」の記載があり、秀吉が鳥取城を攻撃していたことが確認できる天正九年八月の書状である。【史料

1】は、本稿で紹介する八月五日付書状に対し、三日後に松井友閑宛てに発給されたものである。ここでは秀吉が「藤吉郎」を名乗るが、前章で指摘するように、この時期は「筑前守」へと名乗りが戻った翌月でもあり、両者が一部で併用されていた時期となる。その内容は付城の構築を三十余り命令し、堀や柵を設けるなどの防御も施していたことが記されると共

に、「毛利家後詰め」の攻略に備えていることを記している。これは、本稿で扱う八月五日付書状と同一の内容であるだけで無く、「毛利家後詰」などの文言も同一となる。

続いて、【史料2】を見ると、こちらは十三日後となる十八日付で山城国の光源院宛てに出された書状で、その内容は付城の数は「数ヶ所」と【史料1】に對しかなり少ないものの、堀・塀・柵の構築と町屋作りを命じたことが記される。

これら両者から、八月五日付の本稿が扱う書状は、内容的に鳥取城攻撃の差異に発給された書状と差異は全くなく、また文言からも同一時のものと考えられる。つまり、秀吉による生駒甚介（親正）に宛てた八月五日付書状は、天正九年のものと考えて良いと判断される。では、他に記される内容とは齟齬はないであろうか。なかでも、本史料中の「蜂須賀同道候で、中一日逗留候て可被越候」とある「蜂須賀」は、この時期に秀吉と行動を共にすることが多かった正勝だけでなく、その長男である家政の可能性も残される。本文言からは、「蜂須賀」は秀吉とは別行動であったことのみが確認されるだけで、その特定はできない。そこで、このことについて本書状の歴史的意義を検討する中で、改めて確認していくこととする。

三 「蜂須賀」と生駒親正の動向について

羽柴秀吉は、因幡国鳥取城攻撃に先駆け、但馬国で起こった七美郡内の小代一揆の成敗を行っている⁽²⁶⁾。それを示すのが次の史料である。

【史料3】⁽²⁶⁾

但州一揆為成敗、来廿七日令出馬候、然者其表^上赤松殿・神子田半左衛門・木下平大夫・蜂須賀小六差越候、さ様二候ハ、其方者城二被相残、同甚三郎左右之衆^手一手二可被相働候、猶様子者両三人ニ申含候、一揆申付候者、我等も自但州直二其表可相働候条、其節可申承

候、恐々謹言、

六月廿四日

八但(八木但馬守忠信)

羽藤

秀吉（花押）

参 御宿所

秀吉自身の出陣は本書状によると、それが出された三日後の二十七日の予定であったことと、蜂須賀小六をはじめとする軍勢が、その方面へ出陣していたことが確認できる。これらは、鳥取城を守る吉川経家などからは「急度注進候、羽筑為先勢八塚（蜂須賀・筆者加筆）・赤松・荒木平大夫・神子田半左衛門尉千五百計にて、昨日廿九至私部罷越候、内通之方より慥申越候⁽²⁷⁾」とあるように、羽柴隊の先勢として派遣された部隊であった⁽²⁸⁾。

さて、ここに記される「蜂須賀小六」とは正勝・家政の何れを指すのであろうか。特定するため、秀吉の主人でもある織田信長が、この戦いの際に発給した、「蜂須賀彦右衛門尉」宛ての七月廿一日付と九月七日付の二つの書状をみていくこととする。七月廿一日付からその記載内容について見ていくと、「藤吉郎至但州罷立、一揆等令成敗、鳥取面へ罷越相城申付、伯州可相働之由候、猶珍事候者可申越候、次岩屋之儀、無是非次第候」とあり、秀吉の軍勢は一揆成敗から引き続き鳥取城攻撃に向かっていることが確認できる。このことから、前の書状にあった「蜂須賀小六」も但馬国の一揆成敗後に鳥取城攻撃に進んでいたと考えられる⁽³¹⁾。

続いて、後者である九月七日付書状について内容を見てみると、「其方番手之儀藤吉郎申越候間（中略）万一毛利・小早川至藤吉郎陣取後卷仕候者、即我々出馬可打果候間、其時者其元人数も直彼面へ可罷立之由申付候」とある。つまり、宛先となる「蜂須賀彦右衛門尉」は鳥取城攻撃には参戦せず、何れかの城の城番であったことが確認できる。

これまでの研究により、この宛先となる「蜂須賀彦右衛門尉」は、父の

蜂須賀正勝とされる⁽³²⁾。筆者も、この時期に織田信長から直接書状を得る立場であることと、前述のように、城番を任される人物であることから、確かに父の正勝と比定して問題ないと考える。以上により、先勢として但馬国内の一揆を攻略した後に鳥取城攻撃に参戦していた蜂須賀小六は、息子の家政であったと位置づけられる。そう考えると、八月五日付の秀吉書状に記される「蜂須賀」は、鳥取城攻撃に参戦していた者ではないことから、父の正勝であったと考えられる。

では、このことは書状の宛先でもある生駒親正にも当てはまるのであろうか。続いて親正の動向について確認していくと、秀吉が鳥取城攻撃を終了し、播磨国姫路へ帰国を始めた日から八日後となる十一月十八日付の秀吉書状内に、「明日其方迄発足候」と記されており、秀吉は姫路に帰国直後に親正が守る地へ軍勢を派遣したようである。この地については、同書状の尚々書に「尚以いわや城不謂儀不相渡候へ者、御まハし可申候」とあり、また、十一月廿二日付で秀吉が桑山重清に宛てた書状内に「仍淡州之儀、十六日・七日先勢差遣、十八日ニ我等令渡海、所々令放火、洲本迄押詰候処⁽³⁵⁾」とあることから、淡路国岩屋城方面の何れかと推測される⁽³⁶⁾。鳥取城攻撃を終えてすぐの進軍であり、それ以前から在番を置くなどの準備を進めていたと考えられ、その担当の一人が親正であったのであろう⁽³⁷⁾。

一方、先述の七月廿一日付の織田信長書状内には、前述にあるように「次岩屋之儀、無是非次第候」とあるように、鳥取城攻撃の前哨戦となる但馬国の一揆攻撃開始時期に岩屋（城）が落とされた記載がある。これについては、六月廿八日付で実際に毛利方による岩屋城攻略があり、またそこで勝利したことを伝える感状が遺される⁽³⁸⁾。ただ、この感状の発給者である中村頼宗は美作国岩屋の人物であり、淡路国の岩屋城とは異なる⁽³⁹⁾。そのため、同名の城ではあるが、淡路国への対応としておかれていた親正の動向とは関係はないと判断される。

この判断については、実際に、八月五日付の生駒甚介宛て書状を見ると、仮に直前に毛利氏による攻略があったとするのであれば、本書状内に秀吉がそのことに全く触れておらず違和感を覚える。また、親正が鳥取在陣中の秀吉に送ったものに「鯛之まけ物一」とあることも傍証となろう。つまり、現地で調達した「鯛」が贈られたと考えるのが一番理にかなっており、瀬戸内に面する淡路国方面に置かれていたと考えられるからである。

以上により、生駒親正は鳥取城攻撃直後にあった淡路国攻撃に備える形で瀬戸内の何れかの地に在番しており、蜂須賀正勝同様に鳥取城攻撃に参陣していなかったと考えられ、八月五日付生駒甚介宛羽柴秀吉書状が天正九年に発給されたものであることが、全てにおいて確認できたと考える。

むすびにかえて

本稿では、冒頭で示した八月五日付生駒甚介宛羽柴秀吉書状の年次比定について、まずは羽柴秀吉の名乗りから年次を特定し、その中で可能性として残された天正六年（一五七八）と天正九年（一五八一）について、具体的な政治状況から確認し、天正九年と判断した。そして、天正九年であることを裏付けるため、史料中に名を表す「蜂須賀」を正勝であると特定し、また宛先の生駒親正の滞在地についてもおおよそ把握し、改めて天正九年で問題がないことを指摘した。

以上が本稿の内容となるが、では、本史料はどのような歴史的意義があるのだろうか。その一つとして挙げるのが、鳥取城攻撃の参戦者の確定である。本稿で紹介した史料は、具体的には鳥取城攻撃の最中のものとなり、そこへ秀吉から呼び出されているのは、宛先となる生駒親正と蜂須賀家政である。そしてその状況は、「爰許為見物十日時分馬一・弍騎にて可被相越候」とあるように「見物」のための単騎での鳥取呼び寄せであり、

軍勢を率いてではなかった。

例えば、江戸期に作成された記録である、「因幡民談記 五」の内題「一羽柴秀吉公被責鳥取城事」内に記される因幡国への参戦者名に蜂須賀氏については、「蜂須賀彦右衛門尉家政」と息子の家政を記しており、特に本稿での指摘が新たな視点を示しているわけではない⁽⁴⁰⁾。しかし、同書では、生駒氏については、「大手口ヨリ次第第二西ノ方ヘノ陣取ハ堀尾茂助・仙石権兵衛・木下助兵衛・中村孫平次・神子田・蜂須賀・小寺官兵衛・木村・加藤・戸田・別所・宮部善祥坊・生駒・小出等營ヲ并ヘ罌ヲ堅クシテ一面ニ磬タリ⁽⁴¹⁾」とあり、生駒親正が鳥取城攻撃に参戦していたかのように記載されている。また、この記録を参考の一つとして採用している「旧墨撃覽」巻之上にも、同様の記載が見られる⁽⁴²⁾。

また、前述では近世期に作成された記録類では蜂須賀家政の鳥取城攻撃の参戦が記されているものがある例を示したが、近年刊行された刊本でも、羽柴秀吉の先鋒隊参加者を「蜂須賀正勝・荒木重堅・神子田正治らの計千五百人の兵⁽⁴³⁾」とし、その後の鳥取城での陣取りでも「東側を流れる袋川の対岸には、浅野長政・中村一氏・小寺（黒田）孝高・蜂須賀正勝が陣を置いた。」と、家政ではなく父の正勝が参戦したとするものも見られる⁽⁴⁴⁾。この場合、『新鳥取市史』誌上では本稿での論証で用いた織田信長黒印状写での傍注で「正勝」としているように⁽⁴⁵⁾、完全に誤認されているわけではない。しかし、誤認される恐れがある人物であったと言うことである。それに対し、本史料の紹介により一時史料で、その参戦者を確定する作業が、改めてできたと考える。

続いて、鳥取城攻撃直後にあった羽柴秀吉による淡路国攻撃についても傍証ではあるが、今後の検討のための新たな視点を示すことができたのではないかと考える。つまり、本稿で紹介した史料により、秀吉は鳥取城攻撃前から親正を淡路方面担当として残していた可能性が指摘でき、実際の

戦後の行動も含めると、鳥取城攻撃終了後にあった淡路国攻撃を、秀吉は同城攻撃開始以前から念頭に置いていたと考えられることである⁽⁴⁶⁾。

以上のように、本史料は、これまで知られることの追認ばかりではあるが、とは言え、天正九年（一五八一）にあった羽柴秀吉による鳥取城攻撃とその後の淡路国岩屋攻撃について、一時史料として、具体的な事実を示す史料と考える。

註

- (1) これまでに確認される真田宝物館蔵の真田家文書は、米山一政『真田家文書』上巻・中巻・下巻、(長野市、各一九八一・一九八二・一九八三年)にて翻刻されており、また、近年はその写真も入る形で、『真田宝物館収蔵目録 長野県宝真田家文書』(1)・(2)・(3)・(4)、(松代文化施設等事務所、各二〇〇四・二〇〇五・二〇〇六・二〇〇七年)として刊行されている。また、その中には豊臣秀吉文書が多く含まれている。
- (2) 播磨良紀「羽柴秀吉文書の年次比定について」(『織豊期研究』第一六号、二〇一四年)。
- (3) 名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集一―永禄八年―天正十一年―』吉川弘文館、二〇一五年、以降、現在まで毎年続巻の刊行が進められている。
- (4) 『豊臣秀吉文書集一』一一四号。
- (5) 『豊臣秀吉文書集一』の天正四年内に入れている竹生高奉加帳(一三三号)では、「羽柴藤吉良秀吉(花押)」を名乗っているが、本史料は、史料中に「天正五月」の記載があるなど、天正四年に発給されたと特定できないため、天正四年の羽柴秀吉発給文書からは除外して検討する。
- (6) 「藤吉郎」が再び表れるのは、(天正六年)十一月十一日付小寺休夢齋宛羽柴秀吉書状写(『豊臣秀吉文書集一』一八〇号)となる。ただし、天正六年十二月十七日付神照寺惣中宛羽柴秀吉寺領宛行状(『豊臣秀吉文書集一』一八一号)では、「筑前守」を名乗っている。前者は写であるが、(翌七年)十月廿八日付と

表2) 天正9年8月以降の「藤吉郎」名乗りの羽柴秀吉文書

年	月日	署名	宛先	文書の種類	典拠
天正9 (1581)	8月8日	羽藤秀吉 (花押)	宮法	書状	338
天正9 (1581)	10月26日	羽藤	堀久太郎	書状写	350
天正9 (1581)	11月5日	羽藤秀吉 (花押)	一友斎	書状	352
天正9 (1581)	11月16日	藤吉郎秀吉 (花押)	桑山修理進殿	書状	357
天正9 (1581)	12月3日	羽藤秀吉 (花押)	中川瀬兵衛尉殿	書状	362

注) 典拠は『豊臣秀吉文書I』掲載の史料番号である。

(11) 名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集二—天正十二年—天正十三年—』吉川弘文

段で、因幡攻めがある程度めどが立ったことと、ここに至るまでの功績により、織田信長から許しを得たのであろうかと推測されている。こちらについても注(8)同様に、詳細は不明であるが、本稿でもこの指摘に従う。

(10) 播磨良紀氏は、注(2)論文五六ページ下

(9) 表2参照。

この指摘に従う。

(8) 播磨良紀氏は、注(2)論文五四ページ下

段で、播磨攻略が一変して織田方が不利になったことが原因ではなかろうかと推測されている。詳細は不明であるが、本稿でもより確認した。

(7) 『豊臣秀吉文書集一』に掲載される、天正六年十一月十一日付小寺休夢宛羽柴秀吉書状写(一八〇号)から、天正九年八月八日付宮内卿法印宛羽柴秀吉書状(三三八号)より確認した。

「筑前守」の名乗りが一部で散見されることから、同じく問題無いと判断する。

「羽藤」を名乗っており、また後述のように「藤吉郎」が一般化していることから、写しではあるがそこでの記載について問題無いと考える。また、その中で「筑前守」の名乗りとなる後者については、本文書が正文であり、こちらも後述するように、これ以降も「筑前守」の名乗りが一部で散見されることから、同じく問題無いと判断する。

「筑前守」の名乗りが一部で散見されることから、同じく問題無いと判断する。

「筑前守」の名乗りが一部で散見されることから、同じく問題無いと判断する。

「筑前守」の名乗りが一部で散見されることから、同じく問題無いと判断する。

「筑前守」の名乗りが一部で散見されることから、同じく問題無いと判断する。

「筑前守」の名乗りが一部で散見されることから、同じく問題無いと判断する。

(12) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(13) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(14) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(15) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(16) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(17) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(18) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(19) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(20) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(21) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(22) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(23) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(24) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(25) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(26) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(27) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(28) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(29) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(30) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(31) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(32) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(33) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(34) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(35) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

(36) 『多聞院日記』(増補続史料大成40)天正六年七月二十一日条。

(37) 『信長公記』(奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九九九年)天正六年八月十七日条。

来ない。

- (22) (天正九年) 七月十七日付山縣善右衛門宛吉川元春書状写 (『新鳥取県史』資料編古代中世1古文書編下、鳥取県、二〇一五年、一三九六号)。
- (23) (天正九年) 八月八日付宮内卿法印宛羽柴秀吉書状 (『豊臣秀吉文書集1』三三八号)。
- (24) (天正九年) 八月十八日付光源院宛羽柴秀吉書状 (『豊臣秀吉文書集1』三三九号)。
- (25) この時期に小代一揆への羽柴秀吉の攻撃があったことについては、山本浩樹『西国の戦国合戦 戦争の日本史12』(吉川弘文館、二〇〇七年) 二一七頁、尾下成敏「天正九年六月二十五日付羽柴秀吉軍律掟書考」(『史林』第九七卷第三号、二〇一四年) 八九頁等に指摘がある。
- (26) (天正九年) 六月廿四日付八木但馬守宛羽柴秀吉書状 (『豊臣秀吉文書集1』三二二号)。
- (27) (天正九年) 六月晦日付香川兵部太輔・森脇大藏丞宛吉川経家等連署状 (『新鳥取県史』資料編古代中世1古文書編下、一三七八号)。
- (28) 秀吉自身の出陣は、(天正九年) 七月四日付某宛羽柴秀吉書状 (『豊臣秀吉文書集1』三二七号) によると、【史料3】に記される予定通り、六月二十七日に姫路を出立し、七月一日に但馬国七美郡入口の谷にて一揆勢を追い破ったようである。
- (29) (天正九年) 七月廿一日付蜂須賀彦右衛門尉宛織田信長黒印状写 (『新鳥取県史』資料編古代中世1古文書編下、一三九九号)。なお、後述の史料引用部の傍注にある〔付〕は筆者加筆である。
- (30) (天正九年) 九月七日付蜂須賀彦右衛門尉宛織田信長黒印状写 (『新鳥取県史』資料編古代中世1古文書編下、一四四一号)。
- (31) 「信長公記」天正九年十一月朔日条 (奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』三六九頁) に、鳥取城攻撃を終えた軍勢が、伯耆国の羽衣石・岩倉岡城へ進郡したことを記すが、そこにも「蜂須賀小六」が加わっている。
- (32) 『増訂織田信長の研究』補遺・索引 (吉川弘文館、一九八八年) に、本史料はそ

れぞれ補遺二五五・補遺二五八として翻刻・紹介されているが、ここでは共に正勝とされている。ただし、本書では前者の年次比定を天正七年とするが、これについてはすでに、山本浩樹「織田・毛利戦争の地域的展開と政治動向」(川岡勉・古賀信幸編『西国の権力と戦乱 日本中世の西国社会1』清文堂出版、二〇一〇年) 内の注(69) 及び、『新鳥取県史』にて天正九年と訂正されており、筆者もこれらの指摘に従う。また、この両書でも、「彦右衛門尉」を「正勝」としており、他に、尾下成敏「羽柴秀吉勢の淡路・阿波出兵」(『ヒストリア』第二二四号、二〇〇九年) 八九頁でも、後者史料の宛先者を正勝としている。

- (33) (天正九年) 十一月八日付多雲宛羽柴秀吉書状写 (『豊臣秀吉文書集1』三三三三号) に、「去六日鳥取迄打入、城々残置候人数之儀、何茂手堅申付、今日至姫路令開陳候」とあるように、書状発給日の十一月八日に開陣したことが確認できる。
- (34) (天正九年) 十一月十六日付生駒甚介宛羽柴秀吉書状 (『豊臣秀吉文書集1』三五六号)。
- (35) (天正九年) 十一月廿二日付桑山修理進宛羽柴秀吉書状 (『豊臣秀吉文書集1』三三七号)。
- (36) 「信長公記」天正九年十一月十七日条にも、「羽柴筑前、池田勝九郎兩人、淡路嶋へ人数打越し、岩屋へ取懸け攻寄るの処、懇望の筋目候て、池田勝九郎手へ岩屋を相渡し、別条なく申付け」とあり、淡路国の岩屋方面へ軍勢を派遣したことが確認できる。
- (37) 前に見た蜂須賀正勝も同様の理由で出陣していなかった可能性があるが、詳細は不明である。なお、天正九年十月廿三日付平三郎宛羽柴秀吉判物 (『豊臣秀吉文書集1』三四八号) によると、「淡州岩屋船五十七艘」の往來に問題がない旨の許可が出されており、鳥取城攻撃を終える直前にはすでに淡路国進軍の準備が進められていたと考えられる。
- (38) (天正九年) 六月廿八日付西尾与九郎宛中村頼宗感状 (『宮川文書』、東京大学史料編纂所架蔵影写本、307175-22)。

(39) 山本氏注(32) 論文、八二頁及び、津山市教育委員会『美作国の山城』(津山市教育委員会、二〇一一年) 14岩屋城解説内の「歴史」部分等に詳しい。

(40) 『因幡民談記 五』四十三丁前部。なお、ここでは鳥取県立博物館蔵本にて確認した。

(41) 『因幡民談記 五』の内題「一羽柴秀吉公被責鳥取城事」四十九丁後部。

(42) ここでは鳥取県立博物館蔵本にて確認した。

(43) 岡村吉彦『織田と毛利―鳥取をめぐる攻防―鳥取県史ブックレット1』鳥取県、二〇一三年、五三頁。

(44) 『織田と毛利―鳥取をめぐる攻防―鳥取県史ブックレット1』五五頁。

(45) 注(29) 史料。共に鳥取県史として発刊された書物内での記載であり、鳥取城攻撃者が蜂須賀正勝と全てにおいて誤認されていたわけではない。なお、前述のように、注(32)に示した指摘がすでにあるだけでなく、同じく近年発表された谷本進「因幡鳥取城攻めと太閤ヶ平本陣」(『織豊期研究』第十五号、二〇一三年)でも、鳥取城攻撃担当は蜂須賀家政(同書八十一頁、表1)であったと比定されている。

(46) 注(32) 尾下氏論文、八三・八五頁では、天正八年から秀吉による淡路国攻略があったことが指摘されている。また、本稿と直接関わるわけではないが、この時期の秀吉による淡路国攻撃について、例えば『兵庫県史』第三卷、七一四頁にあるように、これまでは天正九年九月の因幡鳥取城攻撃中に、秀吉による淡路国攻撃があったとされ、根拠となる黒田孝高宛羽柴秀吉書状の年次比定も、古くは江戸期に編纂された「黒田家譜」(川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『新訂黒田家譜』第一卷、文献出版、一九八三年、七二頁以降)に天正九年と比定され、また、同文書の原本を翻刻・解説する『黒田家文書』第一卷 本編(福岡市博物館、一九九九年、五〇―五三頁)によっても天正九年と比定されている(同書一二二頁解説内で、「黒田家譜」では天正八年とするとあるが、これは後述する藤井讓治氏が指摘されるように誤りである)。近年も、藤田達生氏による「織田信長の東瀬戸内支配」(小山靖憲編『戦国期畿内の政治社会構造』和泉書院、二〇〇六年)三三四頁をはじめとする研究により、秀吉による

淡路国攻撃は天正九年九月にはあったことが指摘され、また、他のこれまでの同氏の研究を受ける形で、津野倫明「小牧・長久手の戦いと長宗我部氏」(藤田達生編『小牧・長久手の戦いの構造』(岩田書院、二〇〇六年)二五九・二六〇頁でも同様に認識されている。他にも、具体的に天正九年九月に秀吉による淡路国攻撃があったとするものに、桐野作人『だれが信長を殺したのか―本能寺の変―新たな視点』(PHP研究所、二〇〇七年)九六頁以降、谷口克広『検証本能寺の変』(吉川弘文館、二〇〇七年)二二三頁以降がある。

これに対し、尾下氏注(32) 論文では、これまで天正九年と比定されていた前述の関係史料を天正十年と比定することから、天正九年の秀吉による淡路国攻撃は九月にはなく、鳥取城攻撃終了後の十一月にのみあったとされた。これを受けた藤田達生氏は、同著『秀吉と海賊大名―海から見た戦国終焉』(中央公論新社、二〇一二年)七一・七二頁で、再度前述の関係史料を天正九年と比定し、尾下説を否定された。続いて、天野忠幸「織田・羽柴氏の四国進出と三好氏」(四国中世史研究会・戦国史研究会編『四国と戦国社会』(岩田書院、二〇一三年)一五〇頁では、同関係史料を天正八年とされた。

以上の研究に対し、『豊臣秀吉文書集』の刊行を進められている編集委員の一人である藤井讓治氏により、改めて、この関係史料は天正十年と比定され(同「阿波出兵をめぐる羽柴秀吉書状の年代否定」(『織豊期研究』第一六号、二〇一四年)、その後刊行された『豊臣秀吉文書集』第一卷でも、これら関係史料の年次は天正十年とされている。なお、ここまでの研究動向については、前述の尾下氏及び藤井氏の論考に詳しく、筆者もこれを参考とした。

このように、秀吉による淡路国攻撃については、特に時期設定をめぐる形で、近年多くの見解が示されており、現状としては、これまでであったとされる因幡国鳥取城攻撃最中となる天正九年九月段階での攻撃はなかったとされる。この様な研究状況に対し、鳥取城攻撃開始時から秀吉は淡路国攻撃を念頭に置いており、鳥取への進軍が始まった際から、淡路方面に備えた瀬戸内での在番があった可能性を指摘したという意味で、近年の指摘内容を改めて確認すると共に、その情況認識を、ほんのわずかではあるが、深めることができ、これら

研究に少しは寄与できる可能性があろうと考える。

(付記) 本稿を作成するにあたり、鳥取県立博物館学芸員山本隆一朗氏には資料閲覧等でお世話になりました。また、本稿の内容は、二〇一七年度戦国・職豊期研究会(於…長野市立松代公民館)での報告を元にしております。関係者の皆様に、この場を借りてお礼申し上げます。

「松代藩の馬に関わる役人・御厩・馬場」

溝辺いずみ

はじめに

大名と馬―そもそも武士にとって馬はどのような存在だったのであろうか。武士は古くから戦において馬に乗り、生死を共にしてきた。そのため武士は、重い鎧や武器を身に着け騎乗しても屈せず果敢に走り続ける名馬を必要としてきた。江戸時代に入り太平の世となると、乗馬は武士にとってその高い地位を示すものとなり、大名や位の高い武士は馬を飼育し、移動手段として、また軍事供奉の際に乗馬した。このように武士にとって最も身近な生き物である馬は、名家においては家格を示すステータスシンボルのひとつであり、中でも名馬は将軍家・家臣らとの贈答の第一級の品として大切に扱われてきた。

代々松代藩主を勤めた真田家にあっても、藩主は参勤交代の道中、領内巡見などの移動時に乗馬し、その威光を周囲へ示した。藩主が乗る召馬（召料の馬）は、領内で飼育された馬や献上・下賜された馬の中から優馬が選ばれ、乗り手の意思通りに動くよう調教される。また、藩主の召馬は数等いたため、飼育する馬の数だけ飼料の用意・厩の管理・馬の手入れや体調管理・馬の調教・藩主への馬術指南など、多くの人が必要となる。

松代藩士鎌原桐山が古文書や碑文、奇聞、人物伝、考古絵図などを記した見聞録「朝陽館漫筆」^①、松代藩士堤俊詮が明治十三（一八八〇）年に編

纂した、松代藩や松代城下の寺社、地誌に関わる編纂物である「海津旧蹟録」^②には、馬に関わる役人・御厩・城下の馬場についていくつか記述がみられる。鎌原桐山は松代藩家老職を勤めた藩士であり、馬術は御馬奉行に師事している。堤俊詮の役職は嘉永元（一八四八）年に右筆組頭、明治二（一八六九）年に書記長となっている。家老職を経験し、御馬奉行から直に得た関連情報を持つ藩士と、長く右筆の職にあたった藩士の編纂物として、より正確な情報が記されていると考えられる。

本論では、「朝陽館漫筆」「海津旧蹟録」を中心に引用し、さらに真田家文書に残される関連史料をあわせて、松代藩では藩主の召馬を管理するために、どのような役人がいたのか、また城下に存在した御厩と馬場について紹介していきたい。

一章 松代藩真田家の馬に関わる役人と御厩

一節 御馬奉行と馬に関わる役人

将軍家では、馬に関わる役人を厩方役人と総称し、若年寄支配にあつた。厩方役人には将軍の乗る馬や諸大名や旗本へ下賜する馬を飼育・調教する役人、将軍の乗馬の訓練をする役人、厩の管理や餌の管理をする役人、馬具を管理する役人、将軍の召馬の鬣を切り揃え蹄の手入れをする役人、そして馬医など、百人以上の役人が関わっていたとされる^③（図1）。

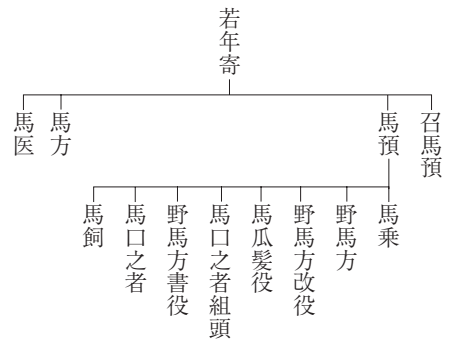


図1 将軍家既方役人職制略図
(江戸時代末期)

日本乗馬協会編『日本馬術史』・竹内誠編『徳川幕府事典』より作成

また、他藩ではどのように召馬の管理が行われていたのだろうか。福岡藩主黒田家では、馬に関する役職は、牧場の管理を行う「牧奉行」や「馬医」、「馬捕」といったものが早くから存在していたとされる。その後、元禄元（一六八八）年には家臣の馬の確認や飼料管理を行う「馬奉行」が置かれるなど、徐々に馬関係の役職が整備されてく経過が確認されている⁽⁴⁾

真田家の馬に関わる役人の全貌は明らかになっていないが、将軍家に準じた形であったと想定し、比較しながら見ていきたい。真田家文書及び松代藩関連史料から、馬に関わる役人として表1〜4を作成した。表に見える役職は御馬奉行・御馬奉行見習・御馬役・御馬役見習・御馬乗役・御馬乗役見習・馬医・馬医見習・御厩小頭・毛附改役・爪髪役・御口之者・御馬飼料掛などである。それぞれの史料中に表記されるこれら役職の順序や役人名をたどると、見習から本役への転身ルートや、御馬奉行の管理下にある役職など、一定の法則が確認される。

御馬奉行について、表5「御馬奉行を勤めた竹村金吾安鷹の役職変遷」をもとに確認したい。金吾安鷹は御馬奉行・竹村権左衛門直安の嫡子（系図2参照）であり、寛政九年（一七九七）十二月二日に御馬役見習とな

る。次に文政六年（一八二三）六月一日に御馬役となり、見習は経ていないが文政九年（一八二六）十月十四日に御馬奉行となっている。このように、竹村金吾安鷹の役職変遷から、御馬役・同見習、御馬奉行・同見習は、御馬奉行になる藩士の一連の転身コースであることが見えてくる。

次の節で触れるが、松代藩には、藩主や奥方が移動する際に、召馬の飼料や周辺雑務の手配を行う役職（御厩小頭）、領内の優馬を管理する役職（毛附改役）など、様々な馬に関する役職があった。御馬奉行はこれらの役職からの様々な報告を受けており、藩主や領内の馬に関する役職を統括する役職であることがわかる。

御馬奉行は馬術に長じているのはもちろん、馬の良否を判断できる能力などにも必要とされ、代々世襲するほどその専門性は高いものであった。表1から、江戸時代後期の松代藩では竹村家と中村家が御馬奉行を代々勤めていたことがわかる。後で述べるが、竹村家は二家に分かれている。この三家はいずれも大坪流馬術を修めており、藩士はこの三家のもとへ思い思いに入門し、門弟となって馬術を習得していた⁽⁵⁾。このことから、御馬奉行とは、藩主や領内の馬に関する統括的な職掌を請負いながらも、馬術を家職とし伝授する役目を持った特殊な家であったことがわかる。御馬奉行三家について、「朝陽館漫筆」文化五〜六年頃の記録に次のようなものがある。

又曰宝曆癸未以前は馬役一人あづかり一六七匹より二十匹ばかりづ、なり其後十一匹づ、に減じ今は又一匹減じて十匹づ、なり。

又曰馬役昔は多分三人にて三馬屋あり佐久間與左衛門家絶て暫の間二所即竹村権左衛門が家と竹村七左衛門が家となり成しが中村勘平推拏せられて以来三所に成たり馬屋も近年一ヶ所に成たり

（真田宝物館所蔵大平家資料あり「朝陽館漫筆」）

表1 松代藩 御馬奉行（寛政9年～元治2年）

役職名	職掌内容	役人名	備考	石高	
御馬役見習	御馬奉行の補佐か	竹村権左衛門直安(寛政9年12月2日～)	竹村権左衛門安休嫡子		
		中村元尾意忠(文化6年7月9日～)	中村七十郎忠郷嫡子		
		竹村金吾安鷹(文政3年12月28日～)	竹村権左衛門直安嫡子		
御馬役		竹村権左衛門直安(享和3年7月2日～)	竹村権左衛門安休嫡子		
		中村元尾意忠(文化8年12月22日～)	中村七十郎忠郷嫡子		
		竹村金吾安鷹(文政6年6月1日～)	竹村権左衛門直安嫡子		
御馬奉行見習		馬に関する役職の統括	竹村半蔵族孝(天保2年12月8日～)	竹村七左衛門族重嫡子	
			中村安蔵(天保15年5月14日～)	中村元尾意忠嫡子(養子)	
			竹村慶次郎安敏(安政2年10月1日～)	竹村金吾安鷹嫡子	
	中村順太郎忠順(元治2年4月11日～)		中村安蔵嫡子		
御馬奉行	竹村権左衛門直安(文政6年6月1日～)		竹村権左衛門安休嫡子	高95石 粉5人御扶持	
	中村元尾意忠(文政9年10月10日～)		中村七十郎忠郷嫡子	高60石 御役料10石	
	竹村金吾安鷹(文政9年10月14日～)		竹村権左衛門直安嫡子	高100石 粉5人御扶持 他玄米1人	
	竹村半蔵族孝(天保9年1月11日～)		七左衛門族重嫡子	高50石 粉10人御扶持	
	中村安蔵(嘉永2年5月15日～)		中村元尾意忠嫡子(養子)	御役料玄米3人(父・元尾在職中)	
	竹村慶次郎安敏(安政6年4月15日～)	竹村金吾安鷹嫡子	御役料玄米3人(父・金吾在職中)		
	中村順太郎忠順(慶応2年4月14日～)	中村安蔵嫡子	高60石		

(国文学研究資料館所蔵真田家文書あ6「家中明細書」・あ1493「分限明細書」・あ4「家中明細書」より作成)

表2 松代藩 御馬乗役（文政10年～慶応2年）

役職名	職掌内容	役人名	石高
御馬乗役見習	藩主の召馬を飼育・調教する役職か	西村久之助(天保6年5月26日～)	
		加藤文八郎(天保14年12月21日～)	
		西村重太郎(慶応2年12月28日～)	
御馬乗役		西村彦五郎(文政10年閏6月11日～)	御切米5斗入50表 粉3人御扶持
		加藤喜三郎(文政11年4月11日～)	御切米5斗入50表 粉3人御扶持 御役料玄米1人
		西村久之助(天保9年1月11日～)	御切米5斗入50表 粉3人御扶持
		加藤文八郎(安政3年12月晦日～)	御切米5斗入50表 粉3人御扶持
		小林善蔵(駒太郎)(安政5年10月25日～)	御切米5斗入粉20表 玄米3人御扶持

(国文学研究資料館所蔵真田家文書あ6「家中明細書」・あ1493「分限明細書」・あ4「家中明細書」より作成)

表3 松代藩 御馬医 (文化9年～慶応2年)

役職名	職掌内容	役人名	石高
御馬医見習	馬専属の医療を行う	西村彦五郎 (文化9年12月21日～)	
		加藤喜三郎 (文政2年閏4月11日～)	
		加藤文八郎 (天保14年12月21日～)	
		西村重太郎 (慶応2年12月28日～)	
御馬医		西村彦五郎 (文政10年閏6月11日～)	御切米5斗入50表 粃3人御扶持
		加藤喜三郎 (文政11年4月11日～)	御切米5斗入50表 粃3人御扶持 御役料玄米1人
		西村久之助 (天保6年5月26日～)	御切米5斗入50表 粃3人御扶持
		加藤文八郎 (安政3年12月晦日～)	御切米5斗入50表 粃3人御扶持
	小林善蔵(駒太郎)(安政5年10月25日～)	御切米5斗入粃20表 玄米3人御扶持	

(国文学研究資料館所蔵真田家文書あ6「家中明細書」・あ1493「分限明細書」・あ4「家中明細書」より作成)

表4 松代藩 御馬奉行管理下の役人 (嘉永5年9月)

役職名	職掌内容	役人名	石高
御厩小頭	参勤交代や湯治へ向かう道中などで、藩主や奥方の召馬の世話に必要なとなる湯・飼料・沓などの手配に関わり、最終的にはその支払についてまとめを行う	稲葉恒作	御切米5斗入33表 下1人半御扶持持
御厩小頭		金児源五右衛門	御切米5斗入32表 下1人半御扶持持
御厩小頭		小池六左衛門	御切米5斗入30表 下1人半御扶持持
毛附改役	領内の毛附馬の検査や所在管理を行う	小出荘司	御切米5斗入25表 下1人半御扶持持
爪髪役	藩主召馬の鬣を切り揃え蹄の手入れをする 毛附改役の兼帯業務か	記載なし	記載なし
御口之者	藩主召馬の口取りか	文蔵 他21名	御切米粃5斗入25表 下1人半御扶持

(国文学研究資料館所蔵真田家文書あ6「家中明細書」・あ1493「分限明細書」・あ4「家中明細書」より作成)

この記述から、宝暦十三(一七六三)年以前は御馬奉行一人の預かり馬は十六・七疋二十疋であったが、その後十一疋ずつに、さらにその後減って文化五・六年頃には十疋の預かりとなっていた。また、御馬奉行は昔の三家は佐久間與左衛門家と竹村家二家であったが、佐久間家が絶え、中村勘平なる藩士が推挙されたことで、中村家と竹村家二家の三家が御馬奉行の家となった経緯がうかがえる。

御馬奉行の前身である御馬役については、職掌が確認できる史料は確認できていない。転身コースの流れから見て、御馬奉行の補佐的な職掌ではないかと考えられるが、これについては推察の域を出ない。

次に、御馬奉行管理下にあったとみられる役職について見ていきたい。国文学研究資料館所蔵真田家文書「年代書覚 嘉永五子年九月 御馬奉行」(参考資料1)は、表紙に記されるとおり、御馬奉行が作成したものである。ここには御厩小頭、毛附改役、御口之者についての就任履歴と指名、御役料について記されており、少なくともこの三役は御馬奉行の管理下にあったものと推察できる。この史料の内容を一覧にしたものが表4である。順を追って見ていきたい。

●御厩小頭

慶応元年(一八六五)六月、九代藩主真田幸教(一八三五～一八六九)は松代から江戸へ参府すべく、北国街道から中山道を通りした。その際に立ち寄った宿場で発

表5 竹村金吾安鷹の一生に見る馬奉行までの役職変遷

年月日			役職変遷	
文政2	1819	8月25日	甚八郎儀金吾与改名	御馬役見習
文政2	1819	閏4月9日	初而之御目見	
文政3	1820	12月28日	被召出、玄米三人御扶持被下置、御馬役見習	
文政6	1823	6月朔日	御馬役仰付、御切米金五両被下置	御馬役
文政7	1824	3月18日	玄米壺人御扶持永被下置	
文政7	1824	12月9日	一族嫡子勤御免之処父依申立其俣相勤	
文政7	1824	12月11日	御近習役兼	
文政8	1825	10月26日	御役替、御近習（江戸にて）	御馬奉行
文政9	1826	10月14日	御役替、御馬奉行 御近習役兼帯	
文政11	1828	3月22日	御役替、御膳番、御刀番、御馬奉行兼帯	
天保2	1831	8月7日	亡父権左衛門願置候通 家督	
天保6	1835	閏7月15日	御役替、御勘定吟味、御側右筆、御馬奉行兼帯	
天保12	1841	4月朔日	御役替、郡奉行、御勝手元メ、御馬奉行兼帯（江戸にて）	
天保14	1843	3月21日	改而郡奉行被仰出候付御役替可被仰渡候処同名之義付御役替同様相心得候様	
嘉永元	1848	12月28日	三拾石御加増	
嘉永4	1851	10月20日	御役替、寺社奉行、郡奉行、御勝手元メ、御馬奉行兼帯（江戸にて）	
安政5	1858	4月2日	足輕十人永御預	
安政7	1860	2月28日	御役替、二ノ丸御留守居、御馬奉行兼帯	
文久3	1863	8月9日	御知行之内拾五石一生之内被下候、三拾石并足輕十人御引上退役之上逼塞	
慶応2	1866	2月11日	二之丸御留守居、御馬奉行兼帯	
明治2	1869	11月16日	馬術二等教授	馬術二等教授
			司馭	司馭

長野市立博物館所蔵浦野家文書13「宝暦度ヨリ明治度迄 与太れ曾つ祢奈れ武字み乃於久也末け不 中巻」/17「明細書 文政度ヨリ慶応度マテ 旧土族ニノ部イロハ分 二巻」より作成

生した「御馬湯代」「御馬飼料代」「御馬沓代」などの請求書が、十八通の束で国文学研究資料館の真田家文書中に残されている。この請求書の内容を取りまとめたのが御厩小頭の稲葉恒作であり、「御出府道中御馬飼料代金請渡メ出勘定書」を作成し、十八通の請求書綴の一番上に付し、御馬奉行・竹村半蔵へ提出している。この勘定書は御馬奉行・竹村から御普請奉行・矢野茂へ、矢野から御勘定役・玉井繁之助へ、玉井から御勘定吟味役・柘植嘉兵衛へ最終的に報告があげられている。他、幸教が隠居後の慶応二（一八六六）年四月から五月にかけて湯治した際の道中や、参勤交代制度の緩和にともない、文久三（一八六三）年六月に幸教の義母である貞松院が江戸から松代へ入部する際の道中などで発生した「御馬湯代」「御馬飼料代」「御馬沓代」などの請求書についても、同様に御厩小頭がまとめ、勘定書を作成して御馬奉行へ提出している⁽⁸⁾。このように御厩小頭は、藩主や奥方が移動する際に、召馬のお湯・飼料・沓などの手配に関わり、最終的にはその支払についてまとめを行っていることがうかがえる。

● 毛附改役

領内で飼育される優馬は、馬市において藩に買い上げられ、藩主の召馬や献上用の馬として藩で把握され、自由売買を禁じていた。そのため、毛附改役という役人によって領内の優馬や新たに生まれた馬（当歳



参考資料1 「年代書覚 嘉永五子年九月 御馬奉行」(国文学研究資料館所蔵真田家文書あ57)

馬)の数改めをした記録が残されている。毛附改役は領内を回って優馬を見定める検査を行い、優馬は鬣を残しそれ以外の馬は鬣を焼き馬市へ出された。検査を通った優馬は毛附馬と呼ばれ、その検査や管理を行う役人は毛附改役と呼ばれていた。関連する史料が次のものである。

【表紙】馬数取調御書上帳 天保六年未六月 大田原村

毛附馬壹疋

小市村より松本御領分

馬喰嘉平桑原村江

四月四日牽通申候

毛附馬壹疋

小市村より松本御領分

馬喰嘉平山田村江

四月四日牽通申候

毛附馬四疋

小市村より松本御領分

馬喰嘉平生坂村江牽通

申候

毛附馬壹疋

小市村より■■■村

馬喰小平太鼠

宿村江牽通申候

馬七疋

右之通相改牽通

候処 御書上仕候通

何茂相違無御座候以上

天保六未年六月 大田原村

御口留 伝吉(印)

(国文学研究資料館所蔵真田家文書う946「馬数取調御書上帳」)

この史料は、松本藩領境に位置した、松代藩領大田原村に設けられた口留番所の番人・伝吉から、天保六(一八三五)年六月に藩へ提出されたものである。領内小市村から毛附馬七疋が、松本領や領内の鼠宿村などへ馬喰によって牽通されたという記録である。文政九(一八二六)年十月、口留番所の任務について「馬喰・中馬改め」の項目が加わり、優馬である毛附馬が通行する際には、番人により厳しく取り調べが行われ、藩へ報告されていたということがわかる。

次の史料は、天保十年(一八三九)十一月に毛附改役・小出莊司によつ

て作成されたもので、「亥年」（天保十年）に生まれた馬の数を取り調べたものである。

【表紙】当亥年当歳馬御改帳 天保十年十一月

覚

小根山村

一鹿毛男馬 忠治郎

当歳

右同村

一黒毛女馬 金十郎

当歳

右同村

一黒毛女馬 嘉吉

当歳

右同村

一黒毛女馬 吉右衛門

当歳

小根山村

一青毛男馬 佐吉

当歳

日影村

一鹿毛女馬 弥兵衛

当歳

和佐尾村

一青毛男馬 民右衛門

当歳

伊折村

一鹿毛女馬 与左衛門

当歳

鬼無里村

一青毛男馬 和惣太

当歳

山上条村

一青毛男馬 半兵衛

当歳

ノ拾巻正

右之通当亥年出生

男馬并女馬共相改

違無御座候以上

天保十年亥十一月

毛附改役 小出荘司[㊦]

右紙面之通

御引渡申候以上

中村元尾[㊦]

竹村七左衛門[㊦]

寺内多宮殿

岡島莊藏殿

金児丈助殿

右御勘定相違無

御座候以上

野中八大夫^印

(国文学研究資料館所蔵真田家文書う945「当亥年当歳馬御改帳」)

表紙にある通り、その年に生まれた○歳の馬は「当歳馬」と呼ばれ、成長途上で優馬に成長する可能性もあるため、毛附馬同様に藩で把握されていた。この改帳には牡の当歳馬が五疋、牝の当歳馬が六疋、合計十一匹の当歳馬が毛色・飼育者の村・飼育者の名前と共に記され、毛附改役・小出莊司から馬奉行の中村元尾・竹村七左衛門へ提出され、さらに中村・竹村から御勝手元メ役の寺内多宮・岡嶋莊蔵・金児丈助へ提出されている。そして最終的に御勝手元メ役から御勘定役の野中八太夫へ提出されている。毛附改役・小出莊司について、松代藩士の履歴を記録した「家中明細書」を調べると、

五斗入式拾五表 下壺人半

小出庄司

午五十六才

但毛附改役爪髪役兼帯

(国文学研究資料館所蔵真田家文書 あ4「家中明細書」)

とあり、兼帯として「爪髪役」を勤めていたことがわかる。松代藩の爪髪役の職掌について詳細に記された史料は確認できていないが、將軍家では、將軍の召馬の鬣を切り揃え、蹄の手入れをする役人として、御目見以下に「馬爪髪役」がいた。その役名から、松代藩でも同様の職掌を担っていたと考えられる。藩主の召馬に直接接し、手入れをする役目であることから、馬の扱いに慣れ、技能にもかなりの習熟が求められたものと推察さ

れる。

●御口之者

御口之者についても、職掌を明記した史料は確認できていない。幕府職制と対比すると、幕府にも「馬口之者」という同名の役職が存在する。この役職の職掌は「將軍の召馬の口取り」である。こちらも推定ではあるが、役職名の類似から、同様の職掌であったと考えられる。先に紹介した国文学研究資料館所蔵真田家文書「年代書覚 嘉永五子年九月 御馬奉行」⁽¹⁾には御口之者として二十二名の名が記されている。

松代藩監察方(御目付役)が記した「監察日記」に、次のような記述がある。

御厩仲間之内男振不宜茂有之向後養子跡目之自分御手廻之者同様吟味の上申付候様御馬役召呼申渡

(真田宝物館所蔵真田家文書20「監察日記書抜」)

「御厩仲間」が誰を指すか明確ではないが、「男振」を吟味して跡継ぎを決めるよう指示されていることから、藩主召馬の口取をして、藩主近くで公の目に触れる機会の多い、御口之者を指していると考えられる。

次に、御馬乗・馬医について見ていきたい。これら役職は、御馬奉行の管理下にあるのか、もしくは御馬奉行と並列する役職であるかは不明である。

●御馬乗(表2参照)

御馬乗について、職掌を明記した史料は確認できていない。幕府職制と

対比すると、幕府の馬乗役の職掌は、將軍の召馬を管理する召馬預や、幕府需要の馬や大名へ下賜するための馬を管理した馬預のもとで、馬の調教と飼育を行うものであった。同じ役職名であるからといって単純に比定できないが、大いに参考になるのではないだろうか。

●御馬医（表3参照）

馬の管理には医療も欠かせず、藩士には馬専属の医者である御馬医もいた。馬を治療する技術は中国から日本に伝えられ、治療には、東洋医学の漢方薬の他に、鍼治療も行われていた。真田家伝来資料群にも、針をうつための馬の経穴を示した模型や、目つきから馬の良し悪しを判断するための図が残されている⁽¹²⁾。

表2と3で注目すべきは、御馬医を勤めた藩士と、御馬乗役を勤めた藩士の名が重複している点である。多くは御馬乗役に就任と同時に兼帯で御馬医に就任している。恐らくは、藩主の召馬の調教と飼育に直接携わっていたであろう御馬乗役は、職掌から馬に関する専門的な知識と技術が必要であり、そのため御馬医としての知識も同時に習得したものと考えられる。

●御馬飼料掛

国文学研究資料館所蔵真田家文書中には、「御馬飼料掛」による勘定帳・請払勘定帳の一群がある⁽¹³⁾。このうち、安政三（一八五六）年に作成された「品々辰残物書上帳⁽¹⁴⁾」には、馬を飼育していたとみられる松代城下の中町・厩町・紙屋町等や、領内の村々が記され、それぞれの町と村に大豆・粉糠・刈大豆・馬沓・薪といった、馬の飼育に必要な物資がどのくらい残されているか詳細に記されている。史料の最後には「右之御馬飼料品々并認向御入料薪共来巳正月江残辻差改御座候 此段申上御座候 辰十

二月 関田廉左衛門⁽¹⁵⁾ 小嶋理兵衛⁽¹⁶⁾」とあり、新年を迎えるに当たり、物資の残高を、御馬飼料掛の関田廉左衛門と小嶋理兵衛が藩へ報告したものとということがわかる。この様に、その役職名が示す通り、城下や領内の馬の飼料を管理することが、御馬飼料掛の職掌であったことが伺える。

二節 松代城下の御厩

藩の馬を飼育する御厩については、原田和彦氏による先行研究がある⁽¹⁵⁾。原田氏は御厩について記された史料として「海津田頭録」を紹介している。その記述は次のものである。

一御厩

五十疋建なり、右の続きに御馬乗、御馬医兼帯加藤喜三郎、西村久之助の役所其外御厩子頭、御口之者飼炊仲間等之役所、又飼炊釜場、道具蔵、飼料蔵、治療場四下場等何かも

外馬場 南北百間上下ハ岩崎氏角より、
下ハ中村氏の角まで 上中下三ヶ所の持なり

内馬場 南北廿八間 竹村七左衛門屋敷内にあり、

内 南西北四十八間 竹村金吾屋敷内にあり、

内馬場 南北三十間 中村元尾屋敷内にあり、

評定所之東にあり、御馬奉行右三人の屋敷鼎足の如くに並べり、是を上中下の三御馬屋といふ。何れも大坪流内蔵助派の馬術を師範す、諸士之面々此三人の内へ思ひくゝに門弟となりて馬術の稽古をなす、折々打毬の稽古も騎射の稽古もあり、文化酉年までハ清須町北裏騎射の稽古ありしか、舞鶴山の麓開善寺の大門先へ騎射馬場出来せしより、清須町裏は相止、開善寺前にて不絶稽古ありしか、明治年中御一新の折から馬場も不残取崩しに相成歎敷き事なり

とある。城下の評定所東隣に御馬奉行三家の屋敷が並び、これを上中下の「三御馬屋（厩）」と呼んだという。厩は五十疋建てで、その右統きに「馬乗、御馬医兼帯加藤喜三郎、西村久之助」「御厩小頭」「御口之者」「御炊中間」等の役所があり、「飼炊釜場」「道具蔵」「飼料蔵」「療治場」があったと記される。嘉永年間（一八四八〜一八五四）に作成されたと見られる「嘉永年間松代中屋敷割図」（図2）でその位置を確認したい。「海津旧頭録」の記述のとおり、評定所東隣に南から竹村熊三郎（半蔵族孝）、中村元尾、道を挟んだ東側に竹村金吾とあり、後で述べるがいずれも御馬奉行の屋敷地が三家連なつて記され、立地から御馬奉行全体で藩の御厩を管理していた様子が伺える。また、表4にみえる御厩小頭の金子（金



図2 嘉永年間松代中屋敷割図（現：厩町部分）
（真田宝物館所蔵大平資料5）



図4 松代城下の「御厩之図」
（『海津旧頭録』真田宝物館編より引用）

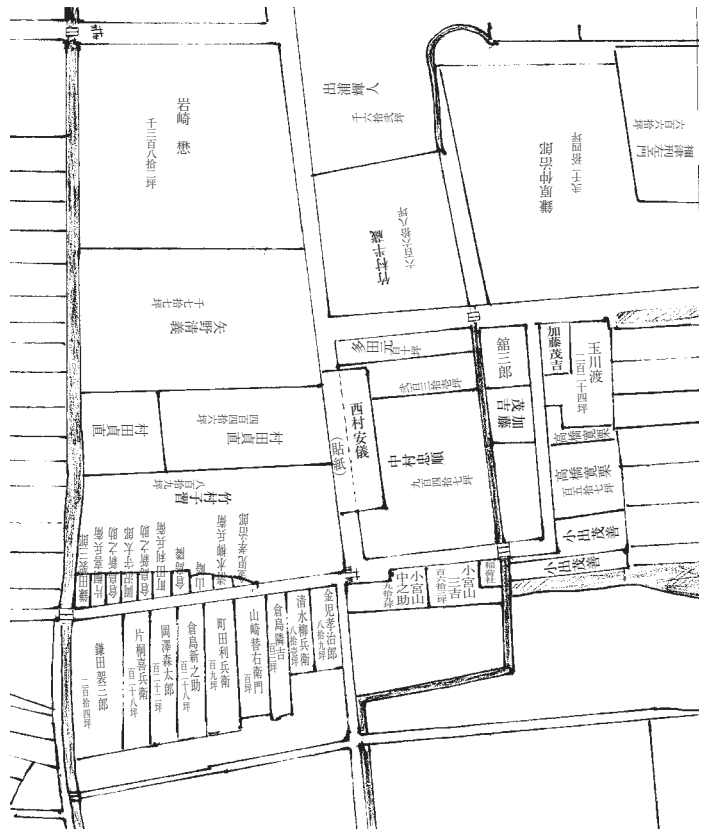


図3 「松代屋敷割図」（長野県立歴史館所蔵絵図 地図3・4）より作成

児)・小池・稲葉の名が、竹村金吾屋敷の道を挟んだ北側に三件連なっており、並んでいる。続けて右に目を移すと、御口之者であろうか、富蔵・友八・甚兵衛・嘉惣治・唯八と並んでいる。

長野県立歴史館所蔵行政文書に、明治二(一八六九)年の地租改正にもない作成されたとみられる「松代屋敷割図」がある。この絵図は少し時代を下るが、とても詳細に屋敷の区分けが示されており、幕末期から明治初期にかけての御厩付近の様子がわかる。「松代屋敷割図」をもとに作図したものが図3である。図3の御厩の敷地とその南側、東側に竹村二家(半蔵・子習)と中村家(忠順)の御馬奉行三家の名が記されているのは図2と同様である。注目すべきは、表2・3・4にある馬医兼御馬乗役の加藤家と西村家、毛附改役の小出家であろうか、中村忠順屋敷地の西に加藤茂吉、北西に小出茂善、東に西村安儀と記された屋敷地があることである。いずれも同家と断定できる史料が確認できてはいないが、屋敷の所有者名を見る限り「海津旧頭録」にある「右の続きに御馬乗、御馬医兼帯加藤喜三郎、西村久之助の役所其外」という記述にも一致する。

以上のことから、御厩の周辺二帯は、御馬奉行をはじめとして御厩小頭・御口之者といった厩方役人がまとまって居住していたということ、さらには御馬乗・御馬医・毛附改役兼帯爪髪役も周辺に居住していた可能性がうかがえる。

「海津旧頭録」には御厩の内部の様子とあわせて図面(図4)も記されている。図面(図4)をみると、鉤の手形に厩が建てられ、南側と東側に番所が、南側に御馬乗役所が、東側に御厩小頭の役所があることがわかる。北に治療場と飼料蔵も設けられており、この敷地内で馬の世話から治療まですべて可能なつくりである。

「海津旧頭録」が明治十三(一八八〇)年に編纂されたものであるため、江戸時代後期の御厩の情報と限定的にはなるが、松代藩の御厩と馬に

関連する役人たちの居住位置について、大いに参考になる。現在でもこの辺り一帯は厩町と呼ばれている。

しかし、御厩は評定所東に一定して所在していたわけではないようである。「朝陽館漫筆」に、次のような記述がみられる。

裏清須町と馬場町

宮下重明伊右衛門と称す普請奉行を勤め致仕
せり八郎左衛門が父今茲七十四歳曰某少年の時までは今の和田惣摩屋敷は桜の馬場の西漆原の際にあり古の裏清須町なるべし浦清須町は今の清須町の裏にあたる享保丁酉の大火に御城延焼せり其時引払て今の馬場丁へ遷る馬場町は其自分迄は馬場也今の町中の川其時は片側によりてあり上は何方までなりしやしらず下は白川久馬が屋敷前までなり馬屋は小野清左衛門が屋敷のあたり在り此時浦清須町と入替りて裏清須町を馬場とし馬屋も引移りたり馬場の入口は金井屋敷の側三日月堀と今の和田屋敷との間にあり。

(真田宝物館所蔵大平資料あ・い「朝陽館漫筆」)

この記述によると、古くから現在の清須町の北裏にあった裏清須町は、享保二年(一七一七)の火災で城下から松代城へ延焼したため、火除け地として家屋を引払い、裏清須町を今の馬場町へ移した。その時まで馬場町には馬場があり、上(南)はどこまでかわからないが、下(北)は白川久馬の屋敷前までであった。御厩ももともとは馬場町の小野清左衛門の屋敷辺りにあったが、このとき一緒に引き移ったという。

また、火災から二十八年後の延享二(一七四五)年に作成された城下絵図(図5)には、評定所東に「下ノ御馬や」とあり、もと裏清須町には「馬場」、その南側に「上ノ御馬や」と記される。

これら一連の流れを整理すると、享保二年以前には馬場町に馬場と御厩

が存在し、享保二年の火災後にもと裏清須町へ馬場が移され、その南部へ御厩も移動。延享二年には城下評定所東にも御厩が整えられ、そして江戸時代後期には城下評定所東の御厩へ全機能が移動していった様子が見える。

二章 馬術流派と馬場

一節 松代藩の馬術と中村勘平

松代藩では、先に触れたように竹村家二家と中村家の合計三家が馬術に長じており、御馬奉行も世襲で勤めていた。三家はいずれも大坪流内蔵助派を修め、松代藩士は思い思いに三家へ入門し馬術を修めた¹⁶⁾。従って松代藩では大坪流馬術が主流であったといえよう。大坪流馬術とは、足利義満の馬術師範であった大坪道禪を祖とする流派である。日本の古流馬術の一つであり、室町期から江戸時代を通して將軍や諸藩の支持を得て盛行し、明治時代まで五百年以上続いた和式馬術最大の流派とされる。

真田家文書中の五代藩主真田信安（一七一四～一七五二）と八代藩主真田幸貫（一七九一～一八五二）関連史料に、大坪流馬術秘伝書が確認される。他の流派を修めていた史料が確認されていないことから、松代藩主が修めた馬術も大坪流であったことが推察できる（参考資料2参照）。

一章一節で触れたが、「朝陽館漫筆」に「中村勘平」という、御馬奉行中村家の一人物についての情報が数か所確認できる。ここではそのうち二点（史料1・2）を紹介する。

史料1 中村勘平先生馭馬法伝来の記序

世に伯楽ありて然後千里の馬ありと宜なる哉茲に中村忠賀先生は当家の獣医西村氏にうまれ長ずるにおよんで中村氏にやしなはれ継子となる馭道に貫通するを以て終に御者となる忠誠を盡してつかふる事 君

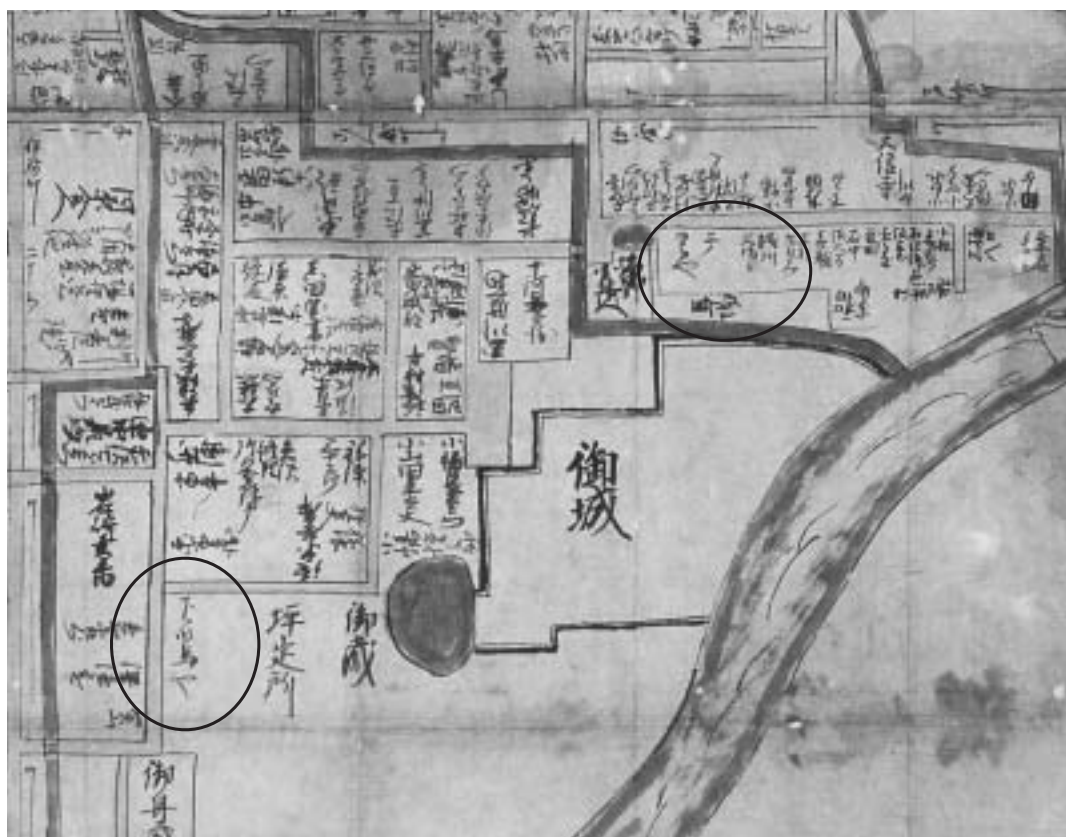


図5 「松代城下絵図」部分（長野市立博物館所蔵浦野家文書92）

公四世におよべり蓋公子教訓すること総て六人各其理を極めずといふ事なし老するにおよぶまで勤勞する事あげて計るべからず是を以て御者竹村二氏も共に其門に入て慎て教を受故に弟子益進所謂大老より諸士に至るまで悉く其門に入らずといふ事なし其他は乃 君公に隨て武江に在ては諸侯大夫及び諸侯の御者其功名をしとふて弟子となる者数千人ことし安永乙未春秋八十有五歳近來世を遁れて閑然として日夜書を見て以老を樂しむ然りといへども壯觀にして片時も文武の二道を心に忘れず今秋頻り門弟子の進め願ふによつて五卷の書を講ずその妙辯なる事懸河の如く滔々として絶ずその次第節目の詳なる事明鏡の影を照すがごとし(以下略)

(真田宝物館所蔵大平資料あ・い「朝陽館漫筆」)

史料1は安永四(一七七五)年に記されたものである。この記録によると、勘平は諱を忠賀といい、松代藩獣医(御馬医)西村家に生まれ、中村家に養子に入った。「馭道に貫通」し「御者」となり、君侯(藩主)四代にわたり忠勤し、「公子」六人に馬術を指南した。「君侯(藩主)四代」とは、勘平の生没年(一六九一)～一七七七)からすると、三代藩主真田幸道(一六五七～一七二七)・四代藩主真田信弘(一六七〇～一七三六)・五代藩主真田信安(一七一四～一七五二)・六代藩主真田幸弘(一七四〇～一八一五)である。老いるまで御馬役を勤め、御馬奉行竹村二家も勘平の弟子となり学んだ。藩主に従い江戸に出た時には、「諸侯大夫」「諸侯の御者」が入門し、八十五歳のとき門弟の勧めによつて五卷の書を作成したとある。

史料2 馬役中村勘平

又日中村勘平馬乗より立身して馬役と成り知行を賜り居どころも中の

既今植木直衛屋敷なりに在りしが 第下の乗料を預りて竹村喜太夫権左衛門祖父と屋敷替命ぜられ下の厩に移住し 第下參觀の時は常供にて外の馬役は有か無かの如く勘平一人勢いありし此等は八郎五郎の推挙に依てなり此類の者当時多くありし也

(真田宝物館所蔵大平資料あ・い「朝陽館漫筆」)

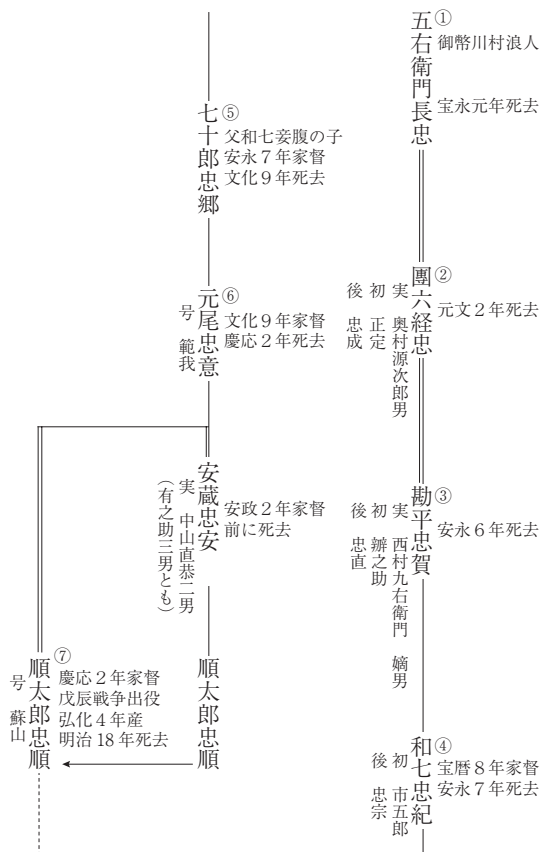
この記録には、中村勘平はもともと御馬乗役であったが、出世して馬役(御馬奉行)となったとある。史料1の記述にある「馭道に貫通するを以て終に御者となる」とはこのことを指すとみられる。また、もとは「中の厩」が屋敷地であったが、竹村喜太夫(竹村権左衛門直安(金吾)祖父)と屋敷替えが行われ「下の厩」に移住したとある。一章二節で述べたよう



参考資料2 「大坪流馬術秘伝書」

(真田宝物館所蔵真田家文書3-1-2)

五代藩主信安は中村勘平から、八代藩主幸貫は勘平の弟子である竹村権左衛門から秘伝書の献上を受けている。



系図1 中村家

に、城下の評定所東隣に御馬奉行三家の屋敷が並び、これを上中下の「三御馬屋（厩）」と呼んでいた。「中の厩」「上の厩」とはこのことを指すのか明言はできないが、御馬奉行の中でも屋敷替えがあったことがわかる。この記録に残されるように、中村勘平は稀に見る大坪流馬術の名人であり、松代藩の馬術隆盛の一助を担った人物であったことがわかる。しかし、既存の真田家文書からは、勘平が御馬奉行中村家の何代目の人物であるかどうか、断定することができなかった。だが今年（平成二十九年）、中村家のご子孫から、中村家の過去帳なる史料の情報提供をいただく幸運に恵まれ、詳細を判明させることができたのである。

中村家五代目七十郎忠郷が文化二（一八〇五）年に記した過去帳が伝来しており、その内容をもとに作成した系図が系図1である。

初代中村五右衛門長忠はもと御幣川村に居住していた浪人で、後に松代藩へ召し抱えられたという。この系図の三代に中村勘平忠賀がいる。勘平について、過去帳には次の通り記載されている。

三代中村勘平忠賀初忠直幼名舜之助法名啓運院孝堂圓忠
御馬医西村九右衛門惣領江戸罷出馭之術数人師事修行委者一代記有之
群出極其妙仍 奉

台命團六成養子緒四人扶持金拾兩丈五尺九寸余御馬乗相勤勉御馬役江
転顔色剛壯

太守信安公幸弘公林生俊峯公真田繁信公江御馭術申上於江戸御

旗本方他侯之臣多為門弟諸流修行之内内蔵介流依為意味秀專相用元

文三戊午九月新知六拾石被下置尤是迄拝領之御宛行者被召上武術達

中茂洪川流柔術神道流劍術勝又奔走達者亦随金児養安本道并釘治修

行馬医尤功者性好酒行年八拾七歳而安永六丁酉冬十二月二十四日昼

四半時死去顔色（遍）笑病苦介無之老而如老木朽一男三女有之妻者

倉科村出生居士又徒然艸修行

（個人蔵「松代藩中村家過去帳」）

中村勘平忠賀は初めの名を忠直と言ひ、幼名は舜之助であった。江戸で馬術を数人に師事し学び、その能力が飛びぬけていた。松代藩御馬医西村九右衛門の息子として生まれ、二代團六経忠の養子となった。初め御馬乗役を勤めたが、転じて御馬役となった。五代藩主真田信安、六代藩主真田幸弘、四代藩主信弘の五男俊峯（亀之助・生没年不明）、六男藤信（竹之助・？（一七八六）に馬術を指南し、江戸に出てからは旗本や他藩の藩士がその門下に多く入門した。諸流修行を行う中で、大坪流内蔵助派に利を感じてもっぱら同流派を用いていた。元文三年（一七三八）九月には新たに知行六十石を賜った（参考資料3参照）。武術は達者であり、渋川流柔術や神道流剣術なども学んだ。また、金児養安に従ひ御馬医の修行も行ったとある。倉科村出身の妻との間に一男三女をもうけ、安永六（一七七七）年八十七歳で亡くなり、法名は啓運院孝堂圓忠といった。

その人物像については、「丈五尺九寸余」「顔色剛壯」「性好酒」とあり、身長は百七十九センチほどの大柄で、顔だけは豪壮、酒を好んでいたことが伺える。

先に紹介した、史料1「中村勘平先生馭馬法伝来の記序」(朝陽館漫筆)に記される内容と併せて見ていくと、「公子教訓すること総て六人」

の六人とは、三代藩主幸道、四代藩主信弘、五代藩主信安、六代藩主幸弘、信弘の五男俊峯、六男翁信であることがわかる。真田宝物館所蔵真田家文書中には、五代藩主真田信安へ献上された大坪流馬術秘伝書五冊があり、これは勘平が元文四年(一七三九)八月二十三日に作成したものである(参考資料2参照)。また、この大坪流馬術秘伝書であるが、史料1「中村勘平先生馭馬法伝来の記序」(朝陽館漫筆)には、安永四(一七七五)年に「門弟子の進め願ふによつて五巻の書を講ず」とある。元文年間(一七三六〜一七四一)に作成し、信安へ献上した大坪流馬術秘伝書五冊が、この先駆けとなっているものと考えられる。



参考資料3 中村勘平宛知行所(個人蔵)
中村勘平の子孫の家に伝来する知行状。五代藩主信安の朱印が捺されている。

勘平の後、中村家四代和七忠紀(市五郎)、五代七十郎忠郷は六十石を世襲したことから御馬奉行を勤めたことがうかがえる。六代元尾忠意は表1にあるように、文化六年(一八〇九)に御馬役見習、文化九(一八一二)年に御馬役を経て、文政九(一八二六)年十月十日に御馬奉行となる。六代忠意(元尾)以降も、中村家は代々御馬役を経て御馬奉行を世襲している。江戸時代最後の当主、七代順太郎忠順は戊辰戦争の際、御物頭加勢として北越に出兵し、熊井村(現・福島県喜多方市)の激戦地で負傷している¹⁸⁾。幸い一命を取り留め、明治時代には江戸に出て学び、明治九年(一八七六)には岡山県警察の「警部並警部長」になっている¹⁹⁾。

二節 馬奉行 二つの竹村家

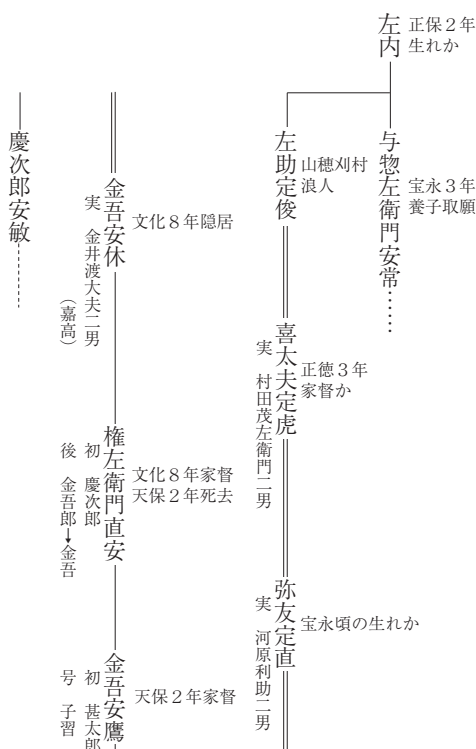
次に、馬奉行竹村二家について見ていきたい。

●竹村権左衛門家

竹村権左衛門家の出自については、国文学研究資料館所蔵真田家文書「文政七年真田家中出仕由緒書」²⁰⁾に記されている。同史料によると、先祖が権左衛門で、松代領内の山穂刈村のうち、武白村が出自であり、初代藩主真田信之(一五六六〜一六五八)のときに召出された。先祖権左衛門は高坂弾正の落胤ともいわれ、本苗は高坂と言ひ伝えられている。先祖権左衛門派上田合戦のときに戦死し、後継ぎが幼少につき高坂氏旧領の山穂刈村に引き籠っていたところ、信之に召出されたものである、と記されている。真田家文書²²⁾と長野市立博物館所蔵浦野家文書²³⁾から作成した権左衛門家の系図が系図2である。

安永期前後に御馬奉行を勤めた竹村権左衛門安休関連史料として、真田宝物館所蔵矢沢家文書中に、松代藩家老職矢沢家に伝来した大坪流馬術の免許状がある。権左衛門安休が、家老矢沢将監(明和七年(一七七〇)〜

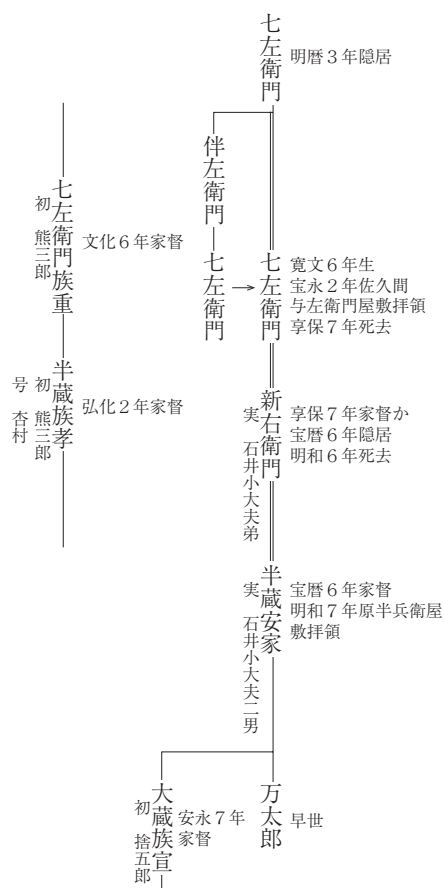
文化年間まで家老職)の次男で岩崎主朱の養子となった縫殿へ、享和二年(一八〇二)に発行したものである。その子・竹村権左衛門直安は、初め慶次郎、後に金吾または権左衛門と名乗り、表1にあるとおり文政六年(一八二三)から御馬奉行を勤めている。身長が約百八十七センチと、当時としては大柄であり、かつ「活気廉直」の人物であったようである。学問武芸に秀で、中でも馬術は名人と言われた⁽²⁴⁾。また、直安の子・竹村権左衛門安鷹は文化二(一八〇五)年に松代に産まれ、初め甚太郎、後に金吾と名乗り、子習と号した。御馬奉行の他に郡奉行・寺社奉行・町奉行を勤め、晩年には松代戸長も勤めている⁽²⁵⁾。



系図2 竹村権左衛門家系図

●竹村七左衛門家

竹村七左衛門家の出自についても、国文学研究資料館所蔵真田家文書「文政七年真田家家中出仕由緒書」⁽²⁶⁾に記されている。同史料によると、先祖七左衛門は更級郡牧野島村出身で、初代藩主真田信之の時代、承応三(一六五四)年一月十日に召出され、五十石を賜り御馬役を命じられたとある。権左衛門家と同様に、真田家文書真田家文書と長野市立博物館所蔵



系図3 竹村七左衛門家系図

浦野家文書⁽²⁸⁾から作成した系図が系図3である。

竹村七左衛門家で、現在史料に確認できる最古の記録は、長野市立博物館所蔵浦野家文書「古日記写 壺・式巻」の竹村七左衛門 宝永二年(一七〇五)三月十六日の条に、

竹村七左衛門 佐久間与左衛門上ヶ屋敷、是迄之屋敷与引替被下置候
(長野市立博物館所蔵浦野家文書7・8「古日記写 壺・式巻」)

と記録されるものである。一章一節で述べた、中村勘平が推挙される前に御馬奉行の一家を任っていた佐久間与左衛門の「上ヶ屋敷」が、ここに記される七左衛門へ下された様子がかがえる。

半蔵族孝は文化十一(一八一四)年に松代に生まれ、はじめ熊三郎、後に半蔵と名乗り、杏村と号した。御馬奉行を勤める傍ら、松代藩士鎌原桐山や佐藤一斎に儒学を学び、誌を梁川星巖に学んだ。また、書もたしなみ、松代藩校である文武学校では文学一等教授を勤めるほどであったとい⁽²⁹⁾う。

三節 松代城下の馬場

馬場とは、馬術の練習をする場所をいう。乗馬には馬術の習得が必須であり、馬術を練習する広い敷地である「馬場」が必要であった。近世城下町には、武家屋敷地に馬場が慣例的に設けられ、松代城下にもいくつかの馬場が存在していたことが史料から確認される。(図6「嘉永年間松代中屋敷割図」参照)

まず、「朝陽館漫筆」に記録される馬場について確認したい。

馬場

寺尾の柳の馬場^①は享和二年壬戌十月馬場開きあり南北百七間東西四間半なり丙寅の五月添地あり馬溜り五間に三十間見物所三間に四十間中乗初十月十六日上乗初十月二十四日。荒町恩田氏全家老高千石同心卅二人の馬場^②享和壬戌六月より冬初までは騎射七八度ありしが柳の馬場出来し後は乗る人なし喰違の馬場^③は小山田氏主膳之光家老高千石六十九石恩田氏朝負民祇木工嫡子家老二十人扶持にて勤仕す両家にて地面を拝借して開きしなり去年戊辰の事なり。

(真田宝物館所蔵大平資料あ・い「朝陽館漫筆」)

① 柳の馬場

享和二年(一八〇二)十月、寺尾(松代町寺尾)に開かれたと言われ、長さが南北百七間(およそ百九十四メートル)、東西四間半(幅がおよそ八メートル)という、広大な馬場であった。具体的な場所については不明である。

② 荒町恩田氏の馬場

荒町(松代町西条荒町)には家老職恩田氏家の下屋敷があり、同所に馬場があったとされる。享和二(一八〇二)年六月から同年冬初めまで

は騎射が七・八回行われたが、同年十月に柳の馬場ができてからは使用されなくなったという。具体的な場所については不明である。

③ 喰違の馬場

文化五年(一八〇八)に家老職の小山田氏と恩田氏により開かれた馬場として「喰違の馬場」があったと記される。「喰違」とは、現在の真田邸付近を指す地名と言われ、江戸時代後期には喰違御用屋敷が存在し、武芸の稽古所や物見・長屋として使用されていたという。³⁰「喰違の馬場」とは、おそらくこの付近に開かれた馬場であったと考えられる。

●もと裏清須町・馬場町の馬場

松代城下には現在も馬場町と呼ばれる元武家屋敷地がある。「馬場町」は、もともと厩や馬場があった場所へ付けられることの多い地名である。一章二節で紹介した「朝陽館漫筆」に記される「裏清須町と馬場町」史料から述べたとおり、松代城下の馬場町にも享保二(一七一七)年の火災以前には馬場があった。火災後は火除け地とされた裏清須町が馬場町へ移り、武家屋敷となる。

また、同史料に

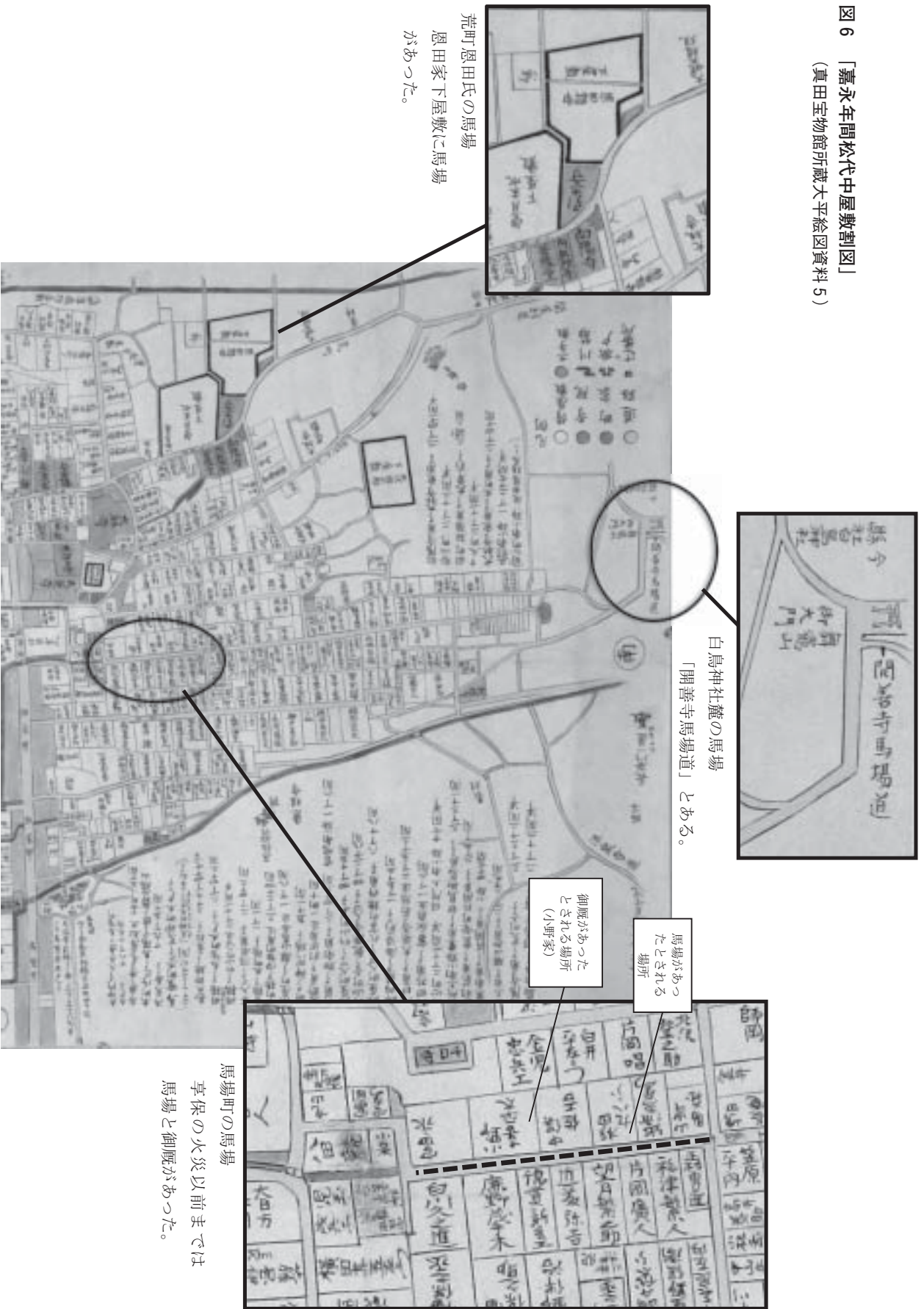
此時浦清須町と入替りて裏清須町を馬場とし馬屋も引移りたり馬場の入口は金井屋敷の側三日月堀と今の和田屋敷との間にあり

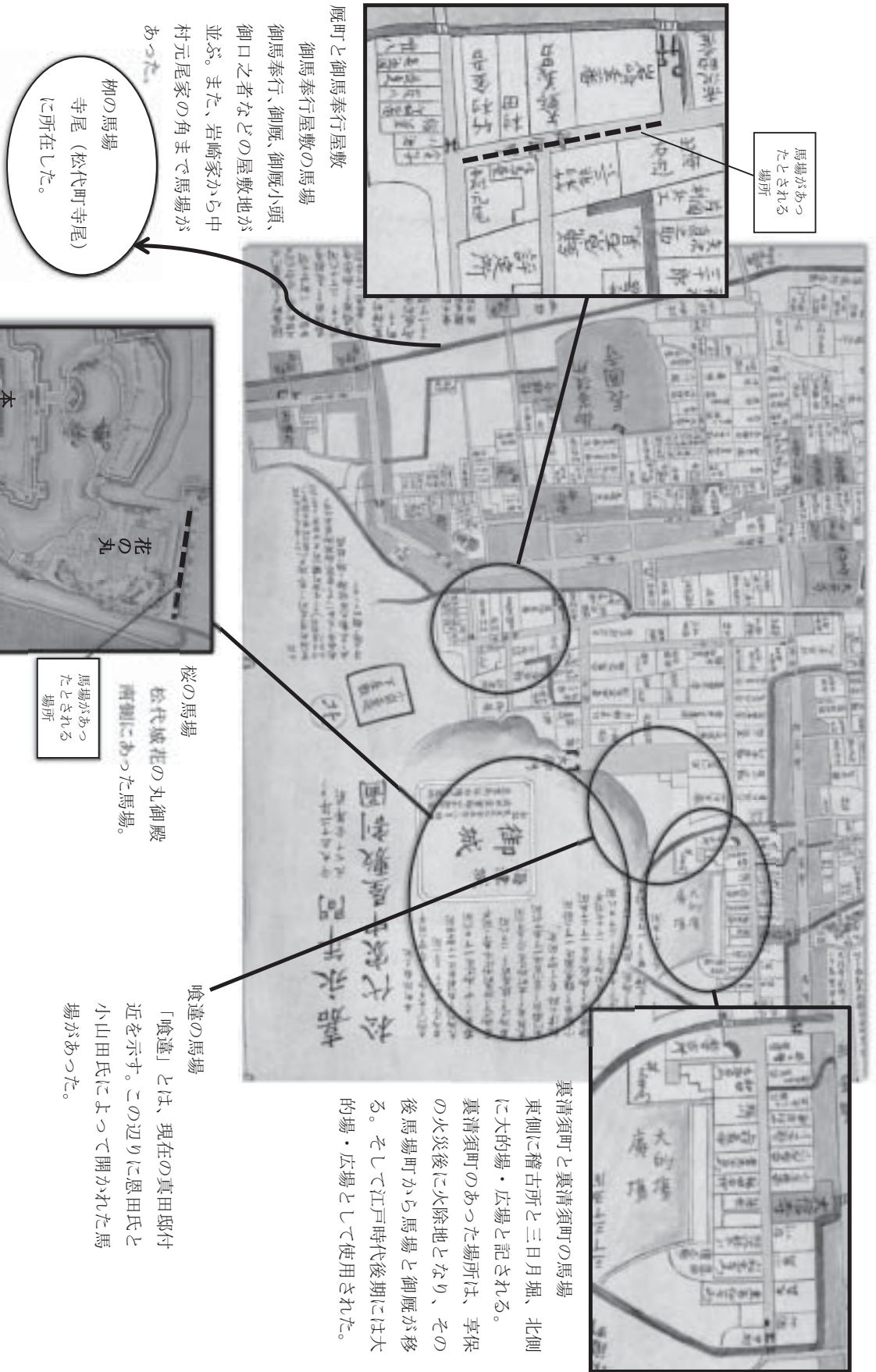
(真田宝物館所蔵大平資料あ・い「朝陽館漫筆」)

とあるように、裏清須町があった場所は、転じて馬場とされ、その入口は金井屋敷の側で、馬場は清須町の三日月堀と和田屋敷との間にあったとされる。図7「松代城下図」は享保二年の火災後に作られた絵図である。裏清須町は「馭道」と記され、その東端に金井大七の屋敷と三日月堀が、西

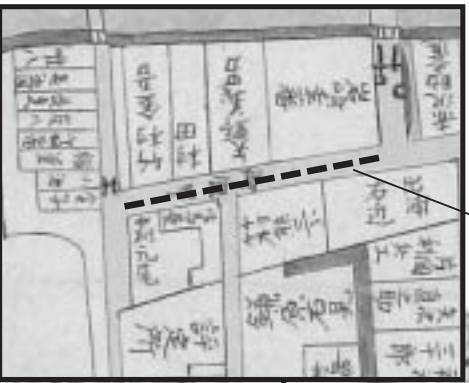
図6 「嘉永年間松代中屋敷割図」

(真田宝物館所蔵大平絵図資料5)





馬場があつたといふ場所



厩町と御馬奉行屋敷

御馬奉行屋敷の馬場
御馬奉行、御厩、御厩小頭、御口之者などの屋敷地が並ぶ。また、岩崎家から中村元尾家の角まで馬場があつた。

柳の馬場
寺尾（松代町寺尾）に所在した。



海神山城大絵図（部分） 真田史料館所蔵 真田氏関係資料

桜の馬場
松代城花の丸御殿南側にあつた馬場。
馬場があつたといふ場所



裏清須町と裏清須町の馬場
東側に稽古所と三日月堀、北側に大馬場・広場と記される。裏清須町であつた場所は、享保の火災後に火除地となり、その後馬場町から馬場と御厩が移る。そして江戸時代後期には大馬場・広場として使用された。

喰違の馬場
「喰違」とは、現在の真田邸付近を示す。この辺りに恩田氏と小山田氏によつて開かれた馬場があつた。

端に和田(与一郎か)の屋敷があることがわかる。

文化三(一八〇六)年冬、清須町三日月堀の傍らに御用屋敷が建ち、的場があったとされる。文化七(一八一〇)年にはこの的場が改修され、騎射場となり、同年七月の射初では、御馬奉行竹村金吾と竹村七左衛門が騎射初めを行ったとされる。図6「嘉永年間松代中屋敷割図」を見ると、清須町三日月堀北側に「稽古所」があり、その西方には「大的場 廣場」と記される⁽³¹⁾。「海津旧蹟録」によると、文政年間(一八一八)には、同地へ八代藩主真田幸貫の命により演武場が造られて武芸の稽古が行なわれ、弘化年間(一八四四)からはここで砲術訓練なども行われたという。

次に「海津旧蹟録」に記される馬場について見ていきたい。

●御馬奉行屋敷の馬場

一章二節で紹介した、「海津旧蹟録」記載の御厩についての史料中に、御馬奉行屋敷の馬場について記述がある。藩の評定所東に竹村家二家と中村家の御馬奉行三家が並び、「上中下の三御馬屋(厩)」とよばれていた。御厩の東側通路は「外馬場」であり、「南北百間(およそ百八十二メートル)、上八岩崎氏角より、下八中村氏の角まで」の大きさであったとある。外馬場は御馬奉行三家の所有であり、共同で使用していたようである。また、

内馬場 南北廿八間(およそ五十一メートル) 竹村七左衛門屋敷内にあり、

内馬場 南西四十八間(およそ八十七メートル) 竹村金吾屋敷内にあり、

内馬場 南北三十間(およそ五十五メートル) 中村元尾屋敷内にあり、

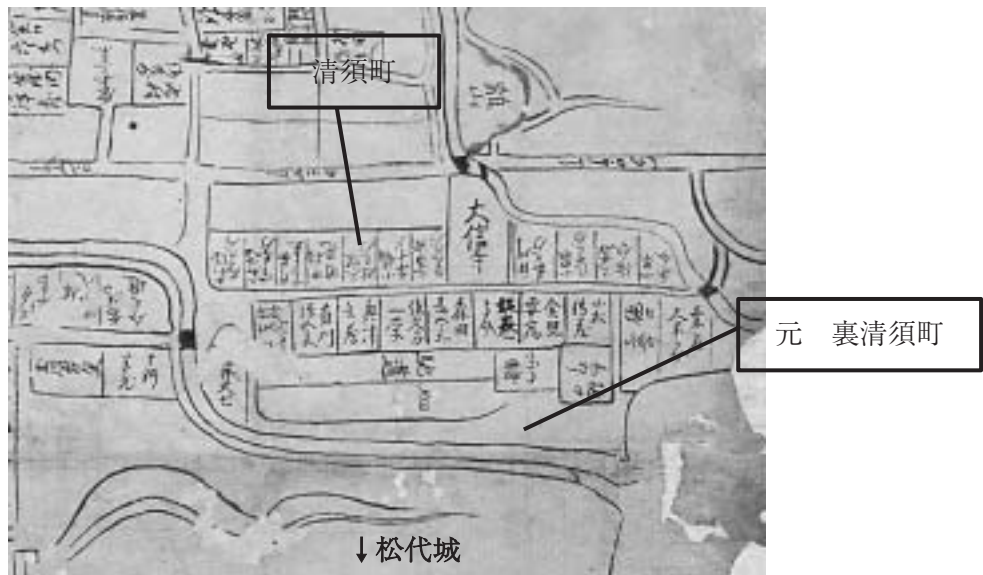


図7 「松代城下図」部分(長野市立博物館所蔵浦野家文書87)

り、
との記述もあり、御馬奉行三家の屋敷地内には、それぞれ広大な馬場が設けられていたことがうかがえる。

(『海津旧蹟録』真田宝物館編)

●桜の馬場

明和七年（一七七〇）頃に建てられた松代城花の丸御殿の南側に位置した馬場。「海津旧蹟録」の花の丸御殿を述べた部分には、

又（花の丸御殿の）南の方には桜の馬場あり、左右に桜花爛漫たり

（『海津旧蹟録』真田宝物館編）

と記されている。真田宝物館所蔵「曲大直小図」は、明和七年（一七七〇）頃に建てられた松代城花の丸御殿を、北西方向から描いたものである（参考資料4）。御殿の南側（図面上部）には「さくらの馬場」と描かれている。「海津旧蹟録」の記述の通り、馬場の両側には桜が咲き乱れる様子が描かれ、春には美しい馬場であったことがうかがえる。

●白鳥神社麓の馬場

真田家の氏神を祀る白鳥神社の麓に位置した馬場で、江戸時代後期から明治初期まで存在したとされる。馬場は百間（およそ百九十六メートル）あり、藩士の馬術稽古や白鳥神社祭礼の時には奉納の流鏑馬などが行われていた。⁽³²⁾一章二節で紹介した「海津旧蹟録」記載の御厩についての史料中には次のようにある。

文化酉年までハ清須町北裏騎射の稽古ありしか、舞鶴山の麓開善寺の
大門先へ騎射馬場出来せしより、清須町裏は相止、開善寺前にて不絶
稽古ありしか、明治年中御一新の折から馬場も不残取崩しに相成歎敷
き事なり

（『海津旧蹟録』真田宝物館編）

文化十（一八一三）年までは清須町北裏の大的場で騎射の稽古をしていたが、舞鶴山の麓開善寺の大門先へ騎射馬ができてからは、開善寺大門先の馬場にて稽古が行なわれた。明治維新後には馬場は取り崩されてしまったとある。舞鶴山は白鳥神社の鎮座する山であり、開善寺はその麓にある真田家の祈願寺である。つまりは白鳥神社麓の馬場と同じ場所を指している。

●真勝寺の馬場

真田家の菩提寺である長国寺の北隣りに位置する真勝寺の裏には、かつて馬場があったと言われ、「馬場の真勝寺」と呼ばれていたとの相伝が残る。図8-1①の延享二年（一七四五）の城下絵図の真勝寺東裏に「追廻シ馬場」とあり、確かに馬場が存在していたことが確認できる。だが、図8-1②の江戸時代後期に作られた城下絵図の同場所には「馬場跡」と記され、江戸時代後期に至る中で真勝寺の馬場は使用されなくなった様子が見えがえる。

おわりに

本論では、「朝陽館漫筆」「海津旧蹟録」を中心に引用し、さらに真田家文書に残される関連史料と馬奉行中村家子孫家に伝来する過去帳をもとに、松代藩の馬を管理する役人と、城下に存在した御厩と馬場について述べてきた。

藩主召馬を管理する役人には御馬奉行（同見習）・御馬役（同見習）・御厩小頭・毛付改掛（爪髪役兼帯）・御口之者・御馬乗役（同見習）・馬医（同見習）・馬飼料掛の存在が確認できた。このうち、御馬役・御厩小頭・毛付改掛・御口之者は御馬奉行の管理下にあったとみられる。中でも御馬奉行（御馬役）・御馬乗役・馬医者は馬に対する熟練した技術と知識が必



①



②

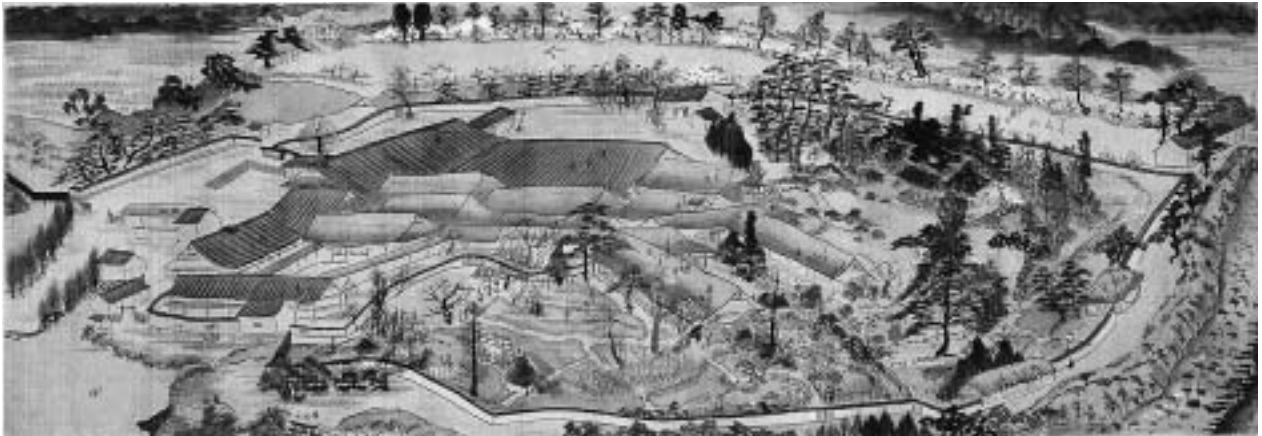
図8 真勝寺の馬場

左「松代城下絵図」部分 延享2年(1745)

(長野市立博物館所蔵浦野家文書92)

右「家中屋敷絵図」部分 江戸時代後期

(真田宝物館所蔵菅沼資料)



参考資料4 「曲大直小図」八代藩主真田幸貫筆(真田宝物館所蔵書画8-28-7)

要であり、実子、もしくは弟子の中から養子を取り、代々世襲されてきた。

松代城下の御厩は、初めは馬場町に存在し、享保二（一七一七）年の火災後に裏清須町の火除け地へ馬場と共に移動し、最終的には城下評定所東（現在の厩町）に統合された。城下評定所東御厩の付近には御馬奉行三家の屋敷をはじめとし、馬に関わる役人の住居が御厩を囲むようにして立ち並び、管理が行われた。

城下の馬場は「柳の馬場」「荒町恩田氏の馬場」「喰違の馬場」「馬場町」「もと裏清須町の馬場」「御馬奉行屋敷の馬場」「御馬奉行三家の屋敷内の内馬場」「桜の馬場」「白鳥神社麓の馬場」「真勝寺の馬場」などが確認され、開かれた時期や使用されていた時期は様々であった。

ここでは松代城下の事項に絞って述べるに留めたが、藩主の生活の半分は江戸藩邸であり、紹介した藩主召馬に関わる役人は江戸でも同様に活動していたと考えられる。江戸で召馬がどこで管理されていたのか、管理する役人はどのくらいいたのか、また馬を所有していた藩士は馬術訓練をどの馬場で行っていたのかなど、今後の課題として挙げておきたい。

註

- (1) 真田宝物館所蔵大平資料あ・い
- (2) 『海津旧蹟録』真田宝物館編 一九八九年
(原本は真田宝物館所蔵大平資料56-1-4)
- (3) 日本乗馬協会編『日本馬術史』一九八〇年
- (4) 福岡市博物館平成十六年度企画展「黒田家ゆかりの馬具と馬術書」関連アーカイブス「No249 黒田家ゆかりの馬具と馬術書」より
他、註(3) 日本乗馬協会編『日本馬術史』一九八〇年に、南部藩・薩摩藩・津軽藩などの厩方職制について報告がなされている。

- (5) 前掲註(2)
- (6) 国文学研究資料館所蔵真田家文書あ57「年代書覚 嘉永五子年九月 御馬奉行」
- (7) 国文学研究資料館所蔵真田家文書か738「御出府道中御馬飼料代金請渡ノ出勤定書」
- (8) 国文学研究資料館所蔵真田家文書か1406「大殿様御帰城道中御馬飼料勘定書」か2365「真松院様松代入部道中御供馬飼料仕上勘定書」など
- (9) 年に数回、期間を定めて開かれる市に「馬市」があった。馬市は新町村（現・信州新町）・栃原村（現・戸隠村）など馬の飼育が盛んな領内山中地域から善光寺平への出入り口に位置する小市村で開かれていた。馬市には御馬奉行三人も出張し、一週間ほど滞在して馬の見分を行った。そして優馬を見立てて城下へ引連れ、家老の見分を経て買上げ馬を取り決めたとされる（真田宝物館所蔵大平家資料あ・い「朝陽館漫筆」・『長野市誌』第三卷 近世一 長野市誌編さん委員会編 二〇〇五年）
- (10) 『長野県史・近世史料編』第七卷(三) 文書番号1654
- (11) 国文学研究資料館所蔵あ57「年代書覚 嘉永五子年九月 御馬奉行」
- (12) 真田宝物館所蔵真田家文書3-3-1「精観集」・真田家文書10-1-6-4-6「辻図」など
- (13) 「巳年中御馬飼料大豆粉糠・刈大豆・荒糠馬沓請払元帳」安政四年 い3735 / 「品々辰残物書上帳」安政三年十二月 い3739 / 「品々丑残物書上帳」慶応元年十二月 い3740 / 「丑年中薪請取人別元帳」い3741（いずれも国文学研究資料館所蔵真田家文書中）など
- (14) 国文学研究資料館所蔵真田家文書い3739「品々辰残物書上帳」
- (15) 原田和彦「松代藩・国元における行政組織とその場」国文学研究資料館編『近世大名のアーカイブス資源研究』二〇一六年
- (16) 前掲註(1)
- (17) 後の文中に「御者竹村二氏も共に其門に入て」とあることから、「御者」とは御馬奉行を指すものと考えられる。
- (18) 『松代』24号 山中さゆり「真田家伝来の戊辰戦争関係文書について」

- (19) 『更級郡埴科郡人名辞書』 信濃教育会編 一九三九年
- (21) 国文学研究資料館所蔵真田家文書あ182-1・2 「文政七年真田家家中出仕由緒書」
- (22) 国文学研究資料館所蔵真田家文書あ4 「家中明細書」／あ6 「家中明細書」／あ1493 「分限明細書」
- (23) 長野市立博物館所蔵浦野家文書7・8 「古日記写 壱・弐卷」／13 「宝暦度ヨリ明治度迄 与太れ曾つ祢奈れ武宇ゐ乃於久也未け不 中卷」／17 「明細書 文政度ヨリ慶応度マテ旧士族ニノ部イロハ分 二卷」
- (24) 『松代町史 下巻』 大平喜間多編 一九二九年 史料出典は不明
- (25) 前掲註(19)
- (26) 前掲(21)
- (27) 前掲註(22)
- (28) 長野市立博物館所蔵浦野家文書7・8 「古日記写 壱・弐卷」／13 「宝暦度ヨリ明治度迄 与太れ曾つ祢奈れ武宇ゐ乃於久也未け不 中卷」／17 「明細書 文政度ヨリ慶応度マテ旧士族ニノ部イロハ分 二卷」
- (29) 前掲註(19)
- (30) 前掲註(1)
- (31) 「朝陽館漫筆」では、裏清須町の「大的場」を「喰違の大的場」と呼んでおり、真田邸辺りから裏清須町一帯を「喰違」と呼んでいた可能性も考えられる。したがって、③喰違の馬場とは裏清須町に開かれた馬場を指すものとも考えられるが、確証はない。
- (32) 前掲註(24)／前掲註(1)

資料紹介 松代・江戸間を描いた道中絵について

米澤 愛

はじめに

参勤交代とは、江戸幕府が諸大名らに交代で江戸に伺候することを命じたものである。参勤交代については、制度としての内容や大名行列に関する研究の他、各藩における参勤交代の実態を解明する動きも出てきている。⁽¹⁾

松代藩においては、田仲いずみ氏により、七代藩主・真田幸専時代における参勤交代が紹介されたのがはじめてである。⁽²⁾ また、平成二十三年度には、真田宝物館企画展として「大名の旅―松代藩の参勤交代―」展が開催され、徐々にその詳細が明らかとなってきた。筆者はこの企画展にあわせ、江戸・松代間の街道を描いた資料を調査する機会を得た。

旅に関する書き物は、作者の意図や用途によって様々な形式や内容があり、一概に分類することが難しいとされる。⁽⁴⁾ 街道を描いたものには道中記や明細記といった小型本のほか、大型の折本や巻物、屏風に仕立てられた豪華なつくりのものなど様々があるが、今回調査したものは手描きによる折本・冊子の形をしたコンパクトなつくりとなっている。いずれも江戸から松代迄の街道の様子を描いたもので、ここでは仮に「道中絵」としたい。

参勤交代の道中を描いたものは全国に多く確認され、長旅の慰めや記録

としてつくられることがあった。松代藩においても八代藩主・真田幸貫が「朝日日記」と題する参勤交代の道中を絵と文とで記した自筆の日記が伝えられている。⁽⁵⁾

ここで紹介する「道中絵」は全七点である。⁽⁶⁾ 内容は絵と文字からなり、街道沿いの景色や宿場や名所、その土地の伝承や名物なども記されている。なかには「御泊」「御小休」「御野立」など松代藩の参勤交代に関する記述も含まれる。描かれる内容は詳細であり、街道の様子を視覚的にとらえることのできる貴重な資料といえよう。本稿では、これら七点の「道中絵」を紹介し、あわせて内容についても若干の考察を行いたい。⁽⁷⁾

一、折本 三点

①「従江戸松代迄明細記」

所蔵／真田宝物館

収蔵番号／図書60

形態／折本

帙表紙題箋／「従江戸松代迄明細記」

表紙題箋／「従江戸松代迄明細記」

表紙寸法／160×100（縦×横）単位はcm（以下同）全長28200

作者／不明

奥書／なし

その他／「松代文庫」朱印

折本の片方面に描かれ、帙におさめられている。帙と折本表紙には金題箋に「従江戸松代迄明細記」と墨書される。真田宝物館所蔵であり、松代藩真田家に伝来した大名道具のひとつである。

冒頭には「松代文庫」朱印がみられる。この印については従来、滝沢貞夫氏により「文武学校の蔵書印」とされてきた。安政二年（一八五五）、松代藩藩校・文武学校の開校にあたり、松代藩で蓄積してきた蔵書が文武学校に引き継がれ、その後、再び真田家へ引き取られたものが、真田宝物館収蔵の典籍類に「松代文庫」印が多くみられる理由という⁽⁸⁾。これに対し、原田和彦氏は、松代城の南西につくられた城外御殿である新御殿（明治以降は松代真田家別邸）において、文武学校に貸し出すことが可能な蔵書に押された印とされる⁽⁹⁾。

真田家伝来ということから、真田家ゆかりの人物の手沢品と考えられるが、所有者を特定し得る情報はない。ただ、原田氏の論に拠れば、ある段階で、新御殿に収蔵されていた真田家の蔵書ということになる⁽¹⁰⁾。

描かれる内容については表1を参照されたい。本資料では江戸城「筋違御門」をはじめりとして松代城下の「大英寺」まで描かれている。遠方から臨むように山や建物を含めてその土地の景色を描き、各所の地名や宿場ごとの里程、名所旧跡や歴史、逸話や名物などが記される。その一方で松代藩の参勤交代に関する記述は一切ない。

特徴として、名所にちなんだ「古歌」が記されていることがあげられる。うたの部分は仮名文字で書かれ、他とは書き分けがなされている。代表的なものをあげると以下のようである。

熊谷寺（原文のまま 以下同じ）

「浄土にも剛のものとや沙汰すらん西に向かえて後みせねは」

佐野の舟橋旧跡

「夕きりに佐野の船橋おとすなり手別れの駒の帰りくるかも」

「煤たつ里のしるへをめにかけてまた程遠し佐野の船はし」

山中の茶屋過ぎ佐久郡境

「ひな曇り碓氷乃坂を越したに妹か恋しくわすらえぬかも」

諏訪

「信濃なる浅間の嶽にたつ煤り遠近人のみやほとかめん」

この他、「古歌」の記述は江戸飛鳥山や蕨宿、追分宿などにも記されており、目的をもつてつくられたと考えられるが、詳しいことはわからない。また、景色のよいところには「絶景なり」の記述がみえ、旅の助けとしたとも考えられる。

② 「従江戸松代迄道中記」

所蔵／個人

形態／折本

帙表紙題箋／「従江戸松代迄道中記」

表紙題箋／「従江戸松代迄道中記」

表紙寸法／縦 187×186

作者／三村自閑斎

奥書／「行年八十二歳自閑斎守英書画図」

折本であり、外と内二つの帙におさめられている。内帙と折本表紙には金題箋に「従江戸松代迄道中記」と墨書されている。この帙と表紙の色や形、装丁は①「従江戸松代迄明細記」と全く同じであり、「従」を「迄」を「迄」と記す点も類似する。ただ、②には「松代文庫」朱印はみられず、借宿村までを表面、追分宿から裏面の両面にわたって絵を描くなど異なる点もある。

表1

資料名・所蔵先	形態・材質	人の姿	配色	はじまり	おわり	「古歌」の記述	参勤交代の記述	真田家に関する記述	年代
①従江戸松代迄明細記 真田宝物館蔵	折本 片面紙本着色	宿場・川周 辺のみ	池・川ー青 山・木ー緑 道ー白 建物ー茶	江戸城 「筋違御門」	松代城下「大英寺」	複数あり	なし	なし	不明
②従江戸松代迄道中記 個人蔵	折本 両面紙本着色	多く詳細	色鮮やか	江戸城 「すしかへ 見附御門」	松代城下 「茶白山」「飯綱山」 「東条村之内 岩佐」	なし	あり	鴻巣・勝願寺 上田・芳泉寺	作者・自閑齋 (~1796頃)
③中山道々々記 個人蔵	折本 両面紙本着色	多く詳細	色鮮やか	江戸城 「すしかへ 見附御門」	松代城下 「茶白山」「飯綱山」 「東条村之内 岩佐」	なし	あり	鴻巣・勝願寺 上田・芳泉寺	不明
④江戸道中絵 江戸より松代迄 個人蔵	冊子 紙本着色	舟上のみ	池・川ー青 山・木ー緑 道ー黄 建物ー茶	江戸城 「筋違橋」	松代城下 「唐まつの林より右 之方に見ゆる景色」 「蓼科山」「八ッ嶽」 「追分の宿山をはな れて見たる景色」	2ヶ所あり	あり	江戸城下 「溜池御屋敷」	宝暦9年 (1759)~天保 12年(1841)
⑤松代藩より 江戸まで参勤 交代道中記 上田市立図書 館蔵	冊子 紙本着色	舟上のみ	池・川ー青 山・木ー緑 道ー黄 建物ー茶	江戸城 「筋違橋」	松代城下 「唐まつの林より右 之方に見ゆる景色」 「蓼科山」「八ッ嶽」 「追分の宿山をはな れて見たる景色」	2ヶ所あり	あり	江戸城下 「溜池御屋敷」	宝暦9年 (1759)~天保 12年(1841)
⑥江戸道中絵 長野県立図書 館蔵	冊子 紙本着色	舟上のみ	池・川ー青 山・木ー緑 道ー白 建物ー茶	江戸城 「筋違橋」	松代城下 「唐まつの林より右 之方に見ゆる景色」 「蓼科山」「八ッ嶽」 「追分の宿山をはな れて見たる景色」	なし	なし	雑司ヶ谷通 「御屋鋪へ二 り余」	宝暦9年 (1759)~
⑦江戸より松代迄道中記 長野県立歴史 館蔵	冊子 紙本着色	舟上のみ	池・川ー青 山・木ー緑 道ー白 建物ー茶	江戸城 「筋違橋御 門」	「清野」「越村」「松代」 松代城下手前	なし	なし	なし	奥書・弘化3 年(1846)

内容は江戸城「すしかへ見附御門」から始まり、最後には松代城下に入り、千曲川から「茶白山」「飯綱山」などを臨む遠景、「東条村之内 岩佐」で終わっている。①と同様、遠方から臨むようにして、山や建物が描かれる他、城下町や宿場のにぎわい、街道を行き交う人々行きかう多くの旅人らの姿がみられる。なかには大名行列や荷をおろして休憩する行商、遊ぶ子ども達やお地藏さまなども描かれ、人々の生活や旅の様子が詳しくわかる。また、桜や紅葉、雪や虹など季節や天候の変化までも描き込まれた丁寧なつくりとなっている。

特徴として、各所の地名や名所・伝承などが記されるのに加え、松代藩の参勤交代における「御小休」や「御野立」、「御昼休」の記述も見られる。このことについては三章で述べるが、参勤交代以外にも、真田家に関する記述がある。

鴻巣・勝願寺
十八檀林之内 勝願寺 大竹杉木立 寺内ニしたれ桜 多しと云花の頃
ハ景色よし 寺本堂わきに 真田隼人様御廟有之 大蓮院様御廟あり
代参銀一枚備」

上田・芳泉寺

「大蓮院様御廟所へ立より 参詣致候 白銀五枚備 長上下着用」

「真田隼人様」は真田信之の三男・信重、「大蓮院様」は初代藩主・真田信之正室・小松殿のことである。参勤交代時の藩の対応が記されており興味深い。

ここから奥書にみえる三村自閑齋についてみたい。三村家は、自閑齋(?~一七六九?)、養益、晴山と三代にわたって続いた松代藩の絵師である。自閑齋は名を市郎平、諱を賀千といったと伝えられる。評定所絵圖書をつとめていたとされ、松代城南西の花の丸御殿普請の際には「絵図師」として名前がみえる¹¹⁾。これまで確認されている自閑齋筆の作品には、真田

家伝来の「八千代の松」や「松代の図」の他、松代町大英寺所蔵「柿本人麻呂像」や個人所蔵「富士図」、長野市立博物館所蔵「豊臣秀吉・徳川家康・真田信之像」などがある。作品には行年書があるものが多く、「柿本人麻呂像」には「自閑斎七十四歳筆」、「豊臣秀吉・徳川家康・真田信之像」箱蓋裏書に「三村珉華行年八十三歳」、「松代の図」に「行年八十四歳自閑斎筆」、「富士図」に「行年八十四歳自閑斎筆」とある。②「從江戸松代迄道中記」には「行年八十二歳自閑斎守英書画図」とあることから、「豊臣秀吉・徳川家康・真田信之像」の前年に描かれたものとわかる。⁽¹²⁾ いずれも老年に及んでの作品ではあるが、繊細な筆致は衰えを感じさせない。子の養益が寛政八年（一七九六）に跡を継いでいるが、年齢からするとそれ以降だろう。

前述したとおり、自閑斎は「絵図師」であり、「八千代の松」、「松代之図」の筆致は本資料と類似している。また、松代における真田家の菩提寺・長國寺の依頼により寺内の絵図を描いていることが知られ、⁽¹⁴⁾ 自閑斎は絵図を描くことを得意としていたようである。

③ 「中山道々中記」

所蔵／個人

形態／折本

箱／あり

箱蓋表書／「中山道々中記」

帙表紙題箋／「中山道々中記」

表紙題箋／「中山道々中記」

表紙形態／折本

寸法／縦 19.5×10.0

作者／不明

奥書／なし

その他／「小幡氏藏書」「□宗」朱印

折本であり、箱と帙におさめられている。帙と折本表紙には金題箋に「中山道々中記」と墨書されている。絵は②とほぼ同構図であり、借宿村までを表面、追分宿から裏面の両面に描く点も同じである。松代藩の参勤交代や真田家に関する記述もみられるが、絵が一部省略されていることから、②の写本もしくは同系統のものと考えられる。鴻巣・勝願寺と上田・芳泉寺の記述は以下のようである。

「十八檀林之内 勝願寺 大竹杉木立寺門ニ したれ桜多しと云 花の頃は景色よし 寺本堂わきに 真田隼人様御廟有之 大蓮院様御廟あり 御代参銀一枚御備」

「芳泉寺 大蓮院様 御廟所江 御立寄 御参詣 白銀五枚御備 御長袴御着」

ここには②にはなかった「御」の字が「代参」や「立寄」、「参詣」にあり、筆写した際に「御」が意図的につけられたと考えられる。追分宿からを描いた裏面の冒頭には「小幡氏藏書」「□宗」の朱印が確認され、小幡氏が所持していたものとわかる。

二、冊子 四点

④ 「江戸道中絵 江戸より松代迄」

所蔵／個人

形態／冊子

帙表紙題箋／「江戸道中絵 江戸より松代迄」

表紙題箋／欠

表紙寸法／13.6×18.6

作者／不明

奥書／先触文言

「貞享四年卯正月 江戸山形屋」（異筆による落書あり）

その他／始めと終わりに「西村藏書」朱印

冊子であり、帙表紙には「江戸道中絵 江戸より松代迄」と墨書されるが、表紙題箋は欠損している。①～③の折本のものとは絵の配置が異なり、地名・歴史・名所などの記述はさらに多くなっている。一方、人々の姿は舟に乗る者以外、宿場や街道にはほとんどみられない。

内容は江戸城「筋違橋」からはじまり、最後には松代城下に続き、「唐まつ」の林より右の方に見ゆる景色」として「蓼科山」「八ッ嶽」「追分の宿山をはなれて見たる景色」で終わり、続けて先触文言が記されている。特徴として、「古歌」が二ヶ所にみられる。

布引山釈尊寺

「みとせへて折々さらす布引のけふ立染ていつかきてみん」

「望月のみまきの駒は寒からし布引山を北とおもへは」

沓掛宿 遠近の宮

「信濃なる浅間たけにたつけふりおちこち人のみやはとかめむ」

沓掛宿のものは①にも同じものが記される。また、参勤交代については「御小休」「御泊」「此所にて御駕籠建候事もあり」など詳細な記述がある一方、②や③にみられた勝願寺・芳泉寺参詣の記述はない。江戸を出てすぐに「溜池御屋敷」と記述があるのは松代藩上屋敷のことで、貞享三年（一六八六）から八代藩主・真田幸貫が幕府老中となる天保十二年（一八四二）まで使用された¹⁵。また、烏川部分の記述をみると以下のようにある。

烏川八本庄の北にてかんな川と

落合て川下

草塚と云所にて

利根川と一ツに

なる往古より

定まれる舟なし

往来なやみ

けるを新町

駅小林伊左衛門

といふ者

公儀に願ひ

宝暦九卯年

定舟渡しと

なる運賃内

定

本馬 十五文

軽尻 十式文

人足 十文

これによれば、宝暦九年（一七五九）から「定舟渡」となって運賃が定められたとある。あわせて、奥書に「貞享四年卯正月 江戸山形屋」とあることを考えるならば、本資料は宝暦九年から天保十二年の間の様子を描写したものと考えられる。ただし、筆写された時期とは限らない。

各宿場部分には江戸・松代からの里程や、「本馬 九十四」・「軽尻 六十一」など馬駄賃の記述もみられる。また、「絶景なり」「景地なり」の記述も多く旅の案内として用いられたと考えられる。

⑤「松代藩より江戸まで参勤交代道中記」

所蔵／上田市立図書館 花月文庫

形態／冊子

表紙題箋「從江戸松代迄明細記」

表紙／「松代藩より江戸まで」

参勤道中絵図

筆写未詳写□

天保頃のものか

表紙寸法／14.1×19.7

作者／不明

奥書／なし

その他／表紙裏・裏表紙「飯島氏藏」朱印

最後の頁「竹村大藏写之」

冊子であり、表紙には「松代藩より江戸まで参勤道中絵図 筆写未詳写 □天保頃のものか」と墨書される。明治から昭和にかけての実業家・飯島保作が収集した図書コレクションである花月文庫に含まれる。④と絵の配置は類似するが、虫損や破損が激しく頁末に従い記述の判読が難しくなる。

内容は江戸城「筋違橋」からはじまり、最後は「姨捨山」の頁まで全体が残るが、それ以降は綴元の一部が残るのみで欠損している。わずかに残る最終頁は「唐まつ の林より右之方に見ゆる…」「唐松にて見ゆる景色」の記述があり、その裏面に山の一部分が見られることから、④と同じ「追分の宿山をはなれて見たる景色」で終わっていたと想像される。「古歌」は二カ所にみられ、松代藩や参勤交代に関する記述も④と同様である。

最後の「竹村大藏写之」とある人物は松代藩士・竹村大藏と考えられる。竹村大藏は安永七年（一七七八）、「亡父半藏願置候通家とく」、文化三年（一八〇六）には「倅熊三郎被召出」となっている。¹⁶

⑥「江戸道中絵」

所蔵／県立長野図書館

形態／冊子

表紙／「平安堂（間）庭藏書

江戸道中絵 江戸より松代まで」

表紙寸法／13.0×20.0

作者／不明

奥書／「真田勘解由藏書

此ノ道中絵図 仙葉様此表江

御出之節御自筆ニ付右ノ心

得ニ而末、大切ニ致度候事也」

「大正六年（極月）廿二日掌入

平姓 三浦藏書」

（貼紙）

「此西条村（近）辺ニ富士見松と云有けり

此書仙葉様之御自書ニ付其心得

にて□さし心付可□□事」

冊子であり、表紙には「平安堂（間）庭藏書 江戸道中絵」、異筆により「江戸より松代まで」と墨書される。

内容は江戸城「筋違橋」からはじまり、最後は「唐まつ の林より右之方に見ゆる景色」として「蓼科山」「八ッ嶽」、「追分の宿山をはなれて見たる景色」で終わり、④・⑤と同じである。ただ、「古歌」の記述や参勤交代に関する記述は全て省略されており、④・⑤に比べて簡略化された印象を受ける。ただ、板橋宿手前・雑司ヶ谷通には「御屋舗へ二り余」とあり、松代藩の江戸屋敷を指すのかもしれないが、この記述は④・⑤には見られない。

奥書には「真田勘解由蔵書 此ノ道中絵図 仙葉様此表江 御出之節御
自筆ニ付右ノ心得ニ而末、大切ニ致度事也」とある、「真田勘解由家」と
は二代藩主・真田信政と側室とされる二代・小野お通との子・真田信就を
祖とする家である。また、「仙葉様」とは真田信清のことで、真田信就の
孫にあたる人物である。¹⁷ 信清について『寛政重修諸家譜』に以下のように
ある。

元禄十一年七月十八日遺跡を継、寄合に列す。(中略) 寛保二年九月
二十二日さきに姪真田政之丞某、およびその母離相院信清が宅に同居
せしむるところ、離相院逐電し、その後住所のしれたるをも等閑に
せしにより、ふたゝび出亡するにいたる。しかのみならず、このよし
政之丞及び親族よりは言上すといへども、信清はその事なき條、か
たゞ曲事のいたりなりとて改易せらる。(後略)

その後、信清と政之丞は松代に移り、恩田家に住んだというが、政之丞は
死去し、信清は仙葉と称して加賀井村に閑居したという。¹⁸ 奥書の「此表」
がどこであるか不明ではあるが、仙葉様自筆のものとして、大切にされて
きたことがうかがえる。大正六年(一九一七)には三浦氏の蔵書となっ
た。

⑦「江戸より松代迄道中記」

所蔵／長野県立歴史館

形態／冊子

帙表紙題箋／記述なし

表紙「江戸より松代迄道中記」

表紙寸法／13.9×19.0

作者／平林輝長

奥書／「弘化三丙午於江府鹿野茂手木殿より

致拝借写置御上之御□ゆうぶとうも

引合本図より又細かく加江認置

乍去目霞候て細々之所ハ出来

兼候手大ふてきニハ有之候得とも

はじめて往来二者宜候間写置なり

紙数上紙迄入四拾貳枚

平林輝長

冊子であり、表紙には「江戸より松代迄道中記」と墨書される。内容は
江戸城「筋違橋御門」からはじまり、最後は「清野」・「越村」・「松代」と
松代城下に入る手前で終わっている。人の姿はほとんど見られず絵や記述
④～⑥に比べてさらに省略されている。

奥書によると、弘化三年(一八四六)に平林輝長という人物が江戸の鹿
野茂手木所持のものを拝借して模写したとある。鹿野茂手木とは松代藩士
であり、文政三年(一八二〇)から大殿様御近習役として仕え、その後は
天保七年(一八三六)に御近習、天保十二年(一八四一)若殿様御近
習、翌十三年(一八四二)には若殿様御側御納戸、天保十五年(一八四
四)に雄若様御側御納戸近習役兼帯を命じられている。¹⁹

作者の平林輝長は松代藩士・平林藤助のことで、宮下家から平林縫殿進
為政の養子となった人物である。天保七年(一八三六)から若殿様御近習
となり、天保十二年(一八四一)に払方御金奉行、天保十五年(一八四
四)に御役替御前様御奥支配、弘化二年(一八四五)には御役替若殿様御
近習役となっている。

奥書の弘化三年に筆写した段階では、鹿野茂手木は天保十五年五月から
の雄若様御側御納戸御近習役兼帯、平林藤助は弘化二年からの御役替若殿
様御近習役となっており、両者ともに、若殿様の御近習役であったことが
わかる。このときの若殿様とは九代藩主・真田幸教のことである。また、

奥書に「本図より又細かく加江認置」とあることから、平林輝長が鹿野茂
手木所持のものに自ら書き足しを行い、「はじめて往来二者宜候間写真な
り」の記述から江戸・松代間の往来の助けのために筆写したこともわか
る。御側御納戸、御近習役共に藩主の参勤交代に供するものであることか
ら、必要となり借用・筆写したものであろう。²⁰⁾

三、絵や記述の比較

ここから「道中絵」七点の比較を行いたい。いずれも江戸をはじめり
として松代までの街道を描くが、折本・冊子の形態の違いや描写、記述の内
容によっていくつかの分類にわけられる。①は真田家伝来ではあるが、真
田家や参勤交代に関する記述はみられない、「古歌」の記述があり、目的
をもってつくられたと考えられるが詳しいことは不明である。④と⑤にも
「古歌」は二カ所にあるが、他の記述は異なっており、①との関連性は考
えにくい。

②と③はいずれも絵・記述共に詳細であり、真田家や参勤交代の記述も
多くみられる。特に②は松代藩の絵師・三村自閑斎筆ということから、藩
主や藩士など依頼主の求めによりつくられたと考えられ、小さいながらも
丁寧なつくりになっており実用性と共に鑑賞としても十分楽しめるもので
ある。③は前述のとおり、②からの写本もしくは同系統のものと考えられ
る。
④～⑥は絵の構図はほぼ同じであるが、記述に差がある。④⑤は参勤交
代や溜池御屋敷の記述があるが、⑥では省略され、簡略化された印象を受
ける。

ここから写真として紹介する板橋手前の一里塚の比較をみたい。左頁中
央あたりに④・⑥・⑦には一里塚が二つみられるが、⑤には一里塚らしき
ものが一つは描かれているが、もう一方がない。折本の①～③にも同じ一

里塚が二つみられることから、⑤の一里塚のうちの一つは省略もしくは描
き忘れの可能性が高い。筆写される順序を考えるならば、⑤から④・⑥へ
の流れは考えにくく、記述の多さを考えると、現存するうちでは④が最も
早く、⑤と⑥は④の系統に連なるものだろう。⑦は参勤交代を目的として
藩士間で「道中絵」の貸し借りがおこなわれ、筆写されたことがわかり興
味深い。また、⑦の元となった鹿野茂手木所持の原図があり、それは④～
⑥とも異なる絵や記述であった可能性も考えられる。松代藩士が所持して
いたものであるが、真田家や参勤交代に関する記述がみられないことも特
徴といえよう。

表2は②～⑤の参勤交代に関する記述を表にしたものである。あわせて
文化元年（一八〇四）、七代藩主・真田幸専が江戸から松代へ向かう参勤
交代の記述を「御側御納戸日記」から作成したものと比較したい。²¹⁾基本的
な「御小休」「野立」「御泊」の行程は一致するが、④・⑤は「堀田村」、
「八本木村」に記述がない。また、松代城下に入る直前の正源寺で慣例と
なっている「小休」がみられないなど異なる部分もある。ただ「道中絵」
を作成するにあたって、参勤交代の行程を知るものでなければ、詳細を記
述することはできないため、絵だけでなく、記述においても参勤交代に関
する何かしらの元となる原本があったと考えられる。

以上の比較から、「道中絵」は第一には①、第二には②・③、第三には
④～⑥、第四には⑦の大きく四グループに分けられると推測されよう。

おわりに

ここまで、「道中絵」七点を紹介し、それぞれについて検討してきた。
七点はすべて、版本でなく手描きであり、折本と冊子という小ななつくり
であることから、机上でじっくり鑑賞するというよりは持ち運びに便利
なつくりといえる。また、地名だけでなく、その土地の歴史や名所などを記

表 2

文化元年(1804) 「御側御納戸日記」(国文学 研究資料館所蔵真田家文書 い221)より作成		②従江戸松代迄道中記 個人蔵		③中山道々中記 個人蔵		④江戸道中絵 江戸より松代迄 個人蔵		⑤松代藩より江戸まで参勤 交代道中記 上田市立図書館蔵	
高田馬場	小休								
板橋	小休	板橋	小休	板橋	小休	板橋宿	小休		(破)
辻村	野立								
		蕨宿	小休 野立	蕨宿	小休 野立	蕨宿	小休	蕨宿	小休
浦和	昼休	浦和宿	昼休	浦和宿	星野権蔵	浦和宿	星野権之丞	浦和宿	(破)星野権之丞
大宮	小休	廣原と大宮 宿の間	小休	廣原と大宮 宿の間	御小休	大宮宿	小休	大宮宿	小休
天神橋	野立								
桶川	泊	桶川宿	泊	桶川宿	泊	桶川宿	泊 休	桶川宿	泊 休
鴻巣	小休	鴻巣宿	小休	鴻巣宿	小休	鴻巣宿	小休	鴻巣宿	小休
吹上村	小休	吹上村	小休	吹上村	小休	吹上村	(小) 休		(破)
熊谷	昼休	熊谷宿	昼小休	熊谷宿	昼小休	熊谷宿	休	熊谷宿	休
籠原	野立	かごはら村	小休	かごはら村	小休				(破)
深谷	泊 (本庄宿へ宿泊 のところ、小山 川が出水のため 渡れず宿へ)	深屋宿	小休	深屋宿	小休	深屋宿	小休		(破)
堀田村	野立	堀田村	小休 野立	堀田村	小休 野立				(破)
本庄	泊 (神奈川が出水 のため渡れず宿 へ)	本庄宿	泊	本庄宿	泊	本庄宿	泊 休	本庄宿	泊 休
新町	小休	新町宿	小休	新町宿	小休	新町宿	小休		(破)
倉賀野	小休	倉賀野宿	小休	倉賀野宿	小休	倉賀野宿	小休 御泊		(破)
万日堂	小休	万日堂	小休	万日堂	小休	万日堂村	野立		(破)
		豊国村	小休 野立	豊国村	小休 野立				(破)
板鼻宿	昼休	板鼻宿	昼休	板鼻宿	昼休	板鼻宿	休		(破)
八本木村	野立	立ハ 八本木村	野立	立ハ 八本木村	野立				(破)
松井田	泊 御供揃	松井田宿	泊	松井田宿	泊	松井田宿	小休 御泊	松井田宿	御小休
横川村	野立	横川村	野立	横川村	野立	横川	野立	横川	野立
坂本	小休	坂本宿	小休	坂本宿	小休	坂本宿	泊 小休		(破)
視茶屋	小休	視の茶屋	小休	視の茶屋	小休	視茶屋	小休	視茶屋	小休
山中茶屋	小休	山中茶屋	小休	山中茶屋	小休	山中茶屋	小休	山中茶屋	小休
軽井沢	昼休	軽井沢宿	昼	軽井沢宿	昼	軽井沢宿	休	軽井沢宿	休
沓掛外レ 観音堂	野立	沓掛宿	小休 野立	沓掛宿	小休 野立				
追分	泊	追分宿	泊	追分宿	泊	追分宿	休 泊	追分宿	休 泊
平原村	小休	平原村	小休	平原村	小休	平原村	小休	平原村	小休
小諸	小休	小諸宿	小休	小諸宿	小休	小諸宿	小休	小諸宿	小休
ト 屋新田	小休	ト屋新田村	小休	ト屋新田村	小休	ト屋新田	小休	ト屋新田	小休
海野	昼休	海野宿	昼休	海野宿	記述なし	海野宿	休 泊	海野宿	休 泊
上田	小休	上田宿	小休	上田宿	小休				
鼠	泊	鼠宿	泊	鼠宿	泊	鼠宿	休 泊	鼠宿	休 泊
		坂木宿	小休	坂木宿	小休				
上戸倉	小休					上戸倉	○丹右衛門	上戸倉	○丹右衛門
						下戸倉	小休	下戸倉	小休
矢代	小休	矢代宿	小休	矢代宿	小休	矢代宿	小休		(破)
正源寺	小休	正源寺	小休	正源寺	小休				

②③④⑤の記述は資料のままである。虫損・欠損部分は(破)とした。

写真



④ 「江戸道中絵 江戸より松代迄」個人蔵



⑤ 「松代藩より江戸まで参勤交代道中記」上田市立図書館蔵



⑥ 「江戸道中絵」県立長野図書館蔵



⑦ 「江戸より松代迄道中記」長野県立歴史館蔵

述することから旅人の求めに応じてつくられ、道中の案内に役立つものであったと考えられる。松代藩の参勤交代の実際と記述の内容はほぼ一致することから、参勤交代の行程を知り得る作者によるものと考えられ、絵とあわせて、記述についても原本となるものがあつたことも推測した。

「道中絵」七点は大きく四グループに分けられると考えたが、元となった原本からいくつかの系統がつけられていく流れを追及することができなかった。今後、新資料の発見により、絵や記述の違いや伝来経緯などにより詳しい分析が可能になるだろう。今後の課題としたい。

註

- (1) 忠田敏雄『参勤交代道中記―加賀藩史料を読む―』(平凡社、一九九三年)
- 『参勤交代 巨大都市江戸のなりたち』(江戸東京博物館、一九九七年)
- 『大名の旅 徳島藩参勤交代の社会史』(徳島市立徳島城博物館、二〇〇五年)
- 『大名の旅―本陣と街道―』(松戸市立博物館、二〇〇七年)
- 丸山雍成『参勤交代』(吉川弘文館、二〇〇七年)
- 『福井藩と江戸』(福井市郷土博物館、二〇〇八年)
- 根岸茂夫『大名行列を解剖する』(吉川弘文館、二〇〇九年) など
- (2) 田仲いずみ「松代藩の参勤交代」『松代』二二号、二〇〇七年
- (3) 企画展図録『大名の旅 松代藩の参勤交代』(真田宝物館、二〇一一年)
- 真田宝物館だより「六連銭」第28号、二〇一一年
- (4) 山本光正『街道絵図の成立と展開』(臨川書店、二〇〇六年)
- 同「旅行案内書の成立と展開」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一五五集、二〇一〇年)
- (5) 真田宝物館所蔵資料 書画8・28・2
- (6) 前掲(3) 図録に七点のうち六点の図版が掲載されている。あわせて、参照されたい。

七点のほか、早稲田大学図書館所蔵資料に「江戸より松代行程図」(冊子・

140×210）、類似すると考えられるものに坂橋区立郷土資料館所蔵資料「江戸道中絵」（『文化財シリーズ第98集 坂橋宿の歴史と資料―宿場の町並と文化財―』がある。

(7) 松代藩の参勤交代の行程を文字で記述した資料には以下のものがある。

「道中記（松代より麻布溜池まで）」（真田宝物館所蔵三沢家資料 文書9・3）

「道中記（江戸より松代迄）」（真田宝物館所蔵三沢家資料 文書9・4）

「道中記（上屋敷より松代迄之里程調）」（国文学研究資料館所蔵依田家文書179など）

(8) 滝沢貞夫「松代文庫について」（『松代』二号、一九八九年）

(9) 原田和彦「真田家伝来の大名道具と道具帳」（『松代』第一三号、二〇〇〇年）

同「真田家における典籍の集積と流出」（『松代』第三号、二〇〇九年）

(10) 影山純夫「真田宝物館所蔵の狩野派絵画」（『松代』第六号、一九九三年）

同「松代藩絵師三村晴山」（『神戸大学教育学部研究論叢』第四四卷第一部、一九九四年）

(11) 「花御丸御普請二付御家中上下并町方在々職人其外人足代金等御用達取立元帳」明和八年十月（国文学研究資料館所蔵真田家文書あ一三二八）

前掲(10)

(12) 『松代藩の絵師―三村晴山―』（真田宝物館、二〇〇六年）

拙稿「豊臣秀吉・徳川家康・真田信之像」について（『長野市立博物館紀要』第一二号、二〇一一年）

(13) 史料館叢書8 『真田家家中明細書』（東京大学出版会、一九八六年）

(14) 「副司日記 寛政二年十月〜十二月」（長國寺所蔵文書）

(15) 原田和彦「信濃国松代藩の江戸藩邸変遷史 稿」（『松代』第二二号、二〇〇八年）

(16) 「宝暦度ヨリ明治度迄 与太れ曾つ祢奈れ武宇る乃於久也未け不 中卷（真田家家中明細）」（長野市立博物館所蔵浦野家文書13）

(17) 田中誠三郎「真田一族と家臣団 その系譜をさぐる」（信濃路、一九七九年）

(18) 前掲(17)

(19) 前掲(13)

(20) 「御行列帳 依田政之進写」（国文学研究資料館松代藩依田家文書195）などによる。

(21) 前掲(2) 参照。

研究ノート 真田家の道具帳

— 嘉永五年から安政三年の道具帳について —

山中さゆり

はじめに

近世大名真田家に伝来した文書（以下、真田家文書）は、近年、真田家文書を七万点余り収蔵する国文学研究資料館によって、資料の構造分析の手法を取り入れた目録が刊行されたことにより、資料の出所・伝来を明らかにし、松代藩の行政機構や職掌のあり方などを考える研究が進められている^①。

一方、真田家伝来の大名道具を収蔵する真田宝物館においても、収蔵する一万七〇〇〇点余りの真田家文書を大名道具の一部と捉えて研究がなされつつある^②。筆者は、これまで真田宝物館に収蔵される大名道具の分類別目録刊行に携わり、あわせて真田家文書に含まれる三五〇点あまりの道具帳のなかから折に触れて検討を加えてきた^③。その過程で、文書と道具は一括で伝来したものであり、道具のあり方を検討する上で、文書と道具を分けて考えるべきではないと感じている。江戸時代の藩庁や奥向きでは、文書だけでなく道具も所有して、部局ごとに文書と道具が保存、管理されてきたはずであり、文書の出所や管理主体を明らかにできるのであれば、道具もそれにならって考えられないかということである。

大名道具はその使用者が重要な情報であるが、多くは不明で、そうなる^④と美術品的な価値判断しかできなくなることが多い。しかしそこに道具の

出所や管理、使用場所などが判明すれば、より道具に多くを語らせることが可能になるだろう。本稿では、こうした考えから、道具の出所・管理・使用をできるだけ明らかにすることを目標に、数多く残る道具帳の検討を試みるものである。

一 真田家伝来道具帳の整理

先に述べたように、真田家文書は、国文学研究資料館（以下、資料館）と真田宝物館（以下、宝物館）とに分蔵されている。このうち資料館所蔵分の内、道具帳に分類されているものと、宝物館所蔵分のうち、道具に関係するものを抽出した（表1）。表紙などから現時点で現時点で出所がうかがえるものについては記し、縁組にかかわる道具帳についてもその旨を記載した。縁組時の道具帳は、他家へ嫁ぐ場合に真田家で準備した道具と、逆に他家から嫁入りの際に持ち込んだ道具の二種類にわけられると推測されるが、いずれにしても、その後の管理については書かれていない^⑤で、その性格から道具帳と同じ検討の仕方はできないと考えている。

出所は一見して、御側御納戸役が多いことがわかる。すべてを一度に検討することは分量からいっても不可能であるので、ある程度まとまったものから検討を加えたい。本稿で取り上げるのは、宝物館所蔵分のうち、資料番号文6-13の14点である。

表1 真田家伝来道具帳

史料番号	史料名	年月日	出所(作成)	備考
26A	あ1031	御腰物帳	慶応4年3月・明治3年4月	
26A	あ3184	諸御道具類控へ		
26A	あ3185	御腰物箆箭入記・吉光御長持入記	天保3年閏11月・4年10月	御用部屋置附
26A	あ3186	表御納戸御道具帳 嘉永七年一月		
26A	あ3187	表御納戸御道具帳 御幕御簾之部 嘉永七年六月		
26A	あ3188	御預御道具帳 表御納戸 嘉永七年十一月		
26A	あ3189	真松院様・真珠院様御道具帳 表御納戸 嘉永七		
26A	あ3190	亮諦院様御守刀御守袋御大小註文	天保元年12月	御側御納戸
27A	あ3191	(御腰物目録)		
26A	あ3192	小太郎様御大小御拵書留	文政5年12月-6年7月	藤田為之丞
28A	あ3193	被下分御存書		
26A	あ3194	御道具帳 御茶道 天保十一年	天保11年3月	御茶道
26A	あ3195	殿様御馬具帳	慶応2年4月改	武具奉行
26A	あ3196	御下屋敷御土蔵御座候御道具覚(写)	寛文7年12月	但岡野平右衛門御預之控帳 大熊五郎右衛門
26A	あ3197	端午重陽暮御仕入物控	文政6年10月-12年10月	御刀番
26A	あ3198	若殿様御分端午重陽暮御仕入物申立控	文政11年3月-天保2年7月	御刀番
26A	あ3199	端午重陽暮御仕入物申立控	天保12年7月-14年10月	南部坂御刀番
26A	あ3200	(端午重陽暮御仕入物申立控)	弘化3年3月-嘉永4年7月	(御刀番)
26A	あ3201	端午重陽暮御仕入物帳	弘化5年3月-嘉永6年10月	御刀番
26A	あ3202	端午重陽暮御仕入物控	嘉永7年3月-慶応元年5月	御刀番
26A	あ3203	御上京二付御仕入物并端午重陽暮御仕入控	元治元年4月-慶応元年9月	御刀番
26A	あ3204	御上京二付御仕入物并端午重陽暮御仕入控	慶応2年3月-明治2年4月	御刀番
26A	あ3207	南御土蔵御道具取調帳	明治7年9月	
26A	あ3208	北御土蔵御道具取調帳	明治7年9月	
26A	あ3209	江府御茶道御預御掛物並御道具入記	明治3年1月	月岡万里
26A	あ3210	江府御残御道具帳	明治2年8月	御側御納戸
26A	あ3211	御奥御道具帳	嘉永7年6月改	御奥元ノ役
26A	あ3212	於東京御讓御道具帳	明治2年8月	御側御納戸
26A	あ3213	御庭御土蔵御道具入記		
26A	あ3214	南土蔵御道具入記		
26A	あ3215	御道具帳(御手元一番・二番長棹入)		
26A	あ3216	御道具帳		
26A	あ3217	御乗出被御仕入御道具帳	嘉永2年9月-5年5月	御部屋御刀番
26A	あ3218	御道具帳 御刀番 嘉永六年三月	嘉永6年3月	御刀番
26A	あ3219	御出前御道具帳	文久元年6月-元治元年	御刀番
26A	あ3220	御道具帳(慶応二年三月御持込道具)	慶応2年3月	御刀番
26A	あ3221	御道具帳 御刀番	明治2年2月	御刀番
26A	あ3223	雄若様御道具帳	安政6年11月より	御奥元ノ役
26A	あ3224	心蓮院様御道具請取帳	寛政12年4月	井上河内守家中赤垣源兵衛ほか 杵津小膳宛
26A	あ3227	御反物帳	慶応4年1月	御側御納戸
26A	あ3228	(御反物帳)		御側御納戸
26A	あ3229	御表召・御装束下召・御火事具	明治3年閏10月	御側御納戸
26A	あ3233	御持込御膳所御道具帳	慶応2年3月	(御膳所)

26A	あ3234	御譲御道具帳	慶応2年4月	御膳所	
26A	あ3235	新規御仕入御次前御道具帳（食器類）	慶応2年4月	（御膳所）	
26A	あ3236	御道具取調帳		御膳所	
26A	あ3237	御常用御道具其外取調帳控		御膳所	
26A	あ3238	御膳所預り御道具控へ		御膳所	
26A	あ3239	於晴様御婚礼前御古服御夜具類御仕度御出来帳			
26A	あ3240	於晴様御引移之節御持込ニ相成候御道具			
26A	あ3241	晴姫様御婚礼之節御出来ニ相成候御道具			
26A	あ3242	晴姫様御逗留被為入候節為御持御道具書抜			
26A	あ3243	晴姫様御逗留被為入候節為御持御道具帳取調草稿			
26A	あ3244	揚扇子雛型			
26A	あ3245	御ゆずり御雛并御道具覚			
26A	あ3246	御殿二ノ割建具品々注文	嘉永7年4月	作事所	
26A	あ3247	（慶応元年六月御参府御常用御道具覚）	慶応元年6月		
26A	あ3248	諸向より品々受取物覚	明治5年2月	監督方	
26A	あ3249	（琴平町邸内土蔵より盗難届控）	明治11年11月6日	家令大熊教政	
26A	あ3250	若殿様御召物御道具類并御書物等御焼失之覚	文政12年4月6日	御側御納戸	
26A	あ3251	申六月十一日焼失物品々書上帳	天明8年	大瀬登ほか	
26A	あ3252	貞姫様・秀姫様御道具帳下調 御在所廻り呉服覚	天保15年6月	御在所廻り	
26A	あ3253	御道具帳	明治		
26A	あ3254	御道具入組			
26A	あ3255	御道具入組帳			
26A	あ3256	御庭御文庫土蔵入御道具記 丁印、			
26A	あ3256	御広庭御茶屋脇御土蔵入御道具入記 戌印			
26A	あ3256	御道具帳 辛印			
26A	あ3256	御書院脇御土蔵入御道具記 丙印			
26A	あ3256	新御土蔵入 天保3年調			
26A	あ3257	割印留帳	慶応4年3月	御側御納戸	
26A	あ3258	松印御道具南天印御道具御払元帳	明治6年10月		
26A	あ3259	御茶事御道具覚			
26A	あ3260	御馬具類取調帳			
26A	あ3261	御出前御次共洋鞍取調帳			
26A	あ3262	両屋敷御土蔵入御道具覚	辰5月		
26A	あ3263	看板類其外御道具類請取帳	明治3年3月-6月	御家従	
26A	あ3264	御召覚	弘化2年10月		
26A	あ3265	御召覚	弘化2年10月		
26A	あ3266	はる姫様御道具帳	弘化2年6月		
26A	あ3267	晴姫様御祝用御召類覚	嘉永5年8月		
26A	あ3268	小川町様江申出候御道具品々控	嘉永5年4月		
26A	あ3269	小川町様より廻り候御茶道具覚	弘化4年9月		
26A	あ3270	小川町様より廻り候御茶の湯道具覚	弘化4年9月		
26A	あ3271	御呉服御譲帳	安政6年1月	宮下謙大夫御側御納戸	
26A	あ3272	御仕立物・御染物申付控帳	安政4年-5年	御側御納戸	
26A	あ3273	貞松院様御持込御道具控			
26A	あ3274	御装束取調帳（能装束）			
26A	あ3276	御出生様御待受御道具廻り候覚	安政5年8月15日		
26A	あ3277	（御道具取調帳）			
26A	あ3278	（御有合道具取調帳）			
26A	あ3279	（諸道具取調帳綴）			
26A	あ3280	（殿様より御譲り被進候御品覚）			
26A	あ3281	（御召物覚帳 断簡）		御側御納戸	
26A	あ3282	（御召物・取調帳）		御側御納戸	
26A	あ3283	（御参内御用意申上伺控）	4月	御刀番	
26A	あ3284	（焼失之御道具申上書控）	丑4月	山田宗古他	
26A	あ3501	御腰物覚帳 文政十二年	文政12年		
26A	あ3502	御腰物引渡覚	文政12年4月	湯本三左衛門	

26A	あ3674	諸看板桐油油羽其外品々取調元帳写	明治2年7月中旬調	小林太一郎	
寄託	41	御本丸炎上品々留	天保15年8月～弘化3年	御勘定所元ノ	
寄託	102	松本城本丸残置諸道具目録(写)	(元和2年～明暦3年)		
寄託	103	御腰物十河半蔵成沢庄蔵方より請取帳	享保12年6月		
寄託	104	御道具帳 南部坂御土蔵	天保15年4月	御側御納戸	
寄託	105	御道具帳 御上屋敷	天保15年10月	(御側御納戸カ)	
寄託	106	御道具帳(道具譲受)	天保15年8月	久保極人、片岡十郎兵衛、山岸助蔵→常田三郎、竹内晋平、鹿野茂手木宛	
寄託	107	御讓御品(大雲院様)之御品若殿様え御讓、受取帳案	天保15年5月	竹内晋平・鹿野茂手木	
寄託	108	(御讓御道具引渡目録)	嘉永5年5月	小山田菅右衛門外	
寄託	109	御先代様より御讓御召物類入御長棹入記	嘉永5年5月	御側御納戸	
寄託	110	御手許御筒入記(引渡目録)	嘉永5年9月	中俣一平外	
寄託	111	御道具帳 御庭御土蔵・御上屋敷御土蔵	嘉永5年11月	東御殿御側御納戸	
寄託	112	御役所御道具	嘉永5年11月	東御殿御側御納戸	
寄託	113	御屏風帳	嘉永5年11月	東御殿御側御納戸	
寄託	114	諸所御鍵覚	嘉永5年11月	東御殿御側御納戸	
寄託	115	御預御道具帳	嘉永7年11月	表御納戸	
寄託	116	伽羅入記(銘香切出帳)	明和5年9月～文化11年8月	篠原玄理改	
寄託	117	御城附武具引渡帳面写・御手前御武具			
寄託	118	(御平常御召其外引渡帳)	明治3年閏10月		
寄託	119	御腰物御元帳外御品御引渡帳	明治4年12月	司金	
寄託	120	御腰物引渡帳 貳番～八番	明治4年12月	司金	
寄託	121	御道具御入記 一番～六十一番			
寄託	122	二番并御庭御土蔵入記		御側御納戸	
寄託	123-1~2	(土蔵御道具仮目録) 貳番・三番土蔵(照合記入)			
寄託	124-1~2	三番御土蔵仮御道具帳・御掛物仮入記	明治13年9月		
寄託	125	御掛物帳	明治4年4月	御家扶	
寄託	126	元士官学校御道具帳	明治5年	学校庶務	
寄託	127	御書目外入記			
寄託	128	貞松院様仮御道具帳附御書目	明治30年10月		
寄託	129	御品控(道具・建物買受見積)	昭和11年	東京市四谷区松本五郎他→真田伯爵家御中	
寄託	130	本邸御荷物蔵置書	昭和11年	松代別邸	
寄託	131-1~18	御武器帳 壹番～拾七番・損物取調帳	文久元年11月	御武具方	
寄託	169	(出精御褒被下物帳)	寛政10年～弘化5年	御普請御用掛・御用懸・御用取扱	
寄託	184	[日記目録]	大正9年		
寄託	185	[諸記録目録]	大正9年		
寄託	186	御側御納戸日記 真田家御別邸(表記のほか御膳番・御刀番日記目録)	大正9年		
寄託	328	[日記](大正八年から大正十四年までの松代別邸倉庫内品々整理日誌)	大正8年8月	御在庫品整理委員	
寄託	329	日記書抜写(桜田上屋敷被召上之節)	貞享2年		
寄託	457	御財産仮調			
寄託	465	[引継書](吉光御腰物、道具帳、御武器帳そのほか)	大正7年	河原理助→成沢九十九	
寄託	503	御馬具御元帳	明治5年8月改		
寄託	547	貞姫様築地御屋敷江御逗留二付御持込之御品覚	天保15年6月		
寄託	621	御宝蔵御品々覚			
寄託	622	(道具帳)			
寄託	623	[御土蔵御道具差出記]	明治26年5月		
寄託	624	御土蔵御道具帳			
寄託	625	(御腰物調記)	(明治33年)		
寄託	626	真晴院様御蔵書目録控	(明治9年)		

寄託	627-1~15	御蔵内日記書類下調 壺・式 仮目録共	明治13・14年	矢野唯見	
寄託	667	諸帳面目録	明治6年12月	給禄方	
寄託	744	茶器目録	12月		
寄託	745	[御書物拝借証]	明治14年	御書物掛	
寄託	838	[申上] (真田家古文書所持取調申上)		大日方大夫直貞・堤右衛門俊詮	
寄託	904	舞楽御道具仕上目録 全	延宝3年		
寄託	948	資産関係書類	大正・昭和期		
文	2-1-2	御弓書目録	明和4亥年5月改		表御納戸御預り御巻物目録与引合小書致置
文	6-3-1	五番御長持御入記	嘉永5年	御側御納戸	
文	6-3-2	二十六番御長持入記・二十七番御長持入記	嘉永5年	御側御納戸	
文	6-3-3	壺番御長持入記	安政2年	御側御納戸	
文	6-3-4	安壺番・辰壺番・辰二番・六番・八番・二十二番・式拾貳番、二十五番御長持入記	安政3年	御側御納戸	
文	6-3-5	御書院御庭御土蔵入 外		(御側御納戸)	
文	6-3-6	御在所送り 子印御長持入記 引合済		御側御納戸	
文	6-3-7	壺番御長持入記 外		御側御納戸	
文	6-3-8	(土蔵并ニ長持番号)			
文	6-3-9	御庭新一番御土蔵御二階棚之部			
文	6-3-10	十番諸箱之印 新二ばん御ひつ入記			
文	6-3-11	壺番御小袖箆筒入記			
文	6-3-12	御茶器三番入記	(安政元年) 閏7月8日		
文	6-3-13	(収蔵書籍一覧)			
文	6-3-14	南部坂御土蔵分御二階上之部 外		(南部坂御土蔵)	
文	6-4-11	書籍銘書写	嘉永3年7月	岩瀬弥七郎・品川藤兵衛(幕府通詞か?)	外袋「御長持入記」「御側御納戸」
文	6-4-12	嘉永四年辛亥舶来書目	嘉永4年		
文	6-4-66	御預り蘭書之内兵学ニ預り候御書籍目録		山路弥左衛門(諧孝:幕府天文方)	
文	6-4-71-1	別段御讓被進御品覚(袋・真月院様より御讓御道具帳其外書類入)			壺番~五番御長持入りまであり
文	6-6-1	御歳暮被進被下調	文政10亥年4月	御側御納戸	外袋「御召物之義付文政十亥年四月御側御納戸御書附入 御召物調帳」
文	6-6-4	御殿召之部(御召物覚)			
文	6-6-14	嘉永元申年中侯調(画幅留)	嘉永元申年	仲俣一平(御側御納戸)	
文	6-8-7	御納戸払帳	嘉永5年10月		幸貫側役などを中心に、役付のものへ被下物
文	6-14-1	(書籍題名)			
文	6-16-48-1	極密申上(御道具知不申内々申上)	11月	御膳番→御総役中	大名小路引移
文	6-16-76-2	内々奉伺書状(御側御道具入土蔵修復之件)	2月		どこの土蔵か不明
文	6-16-76-4	御宅御寄合之節之道具之儀ニ付申上	6月13日	御勘定吟味	道具帳ではない、公用人から御茶道へ道具渡し
文	6-16-77-1	御用書籍目録 山城名勝志外			
文	6-16-77-2	御用書籍目録(兵書関係四点)			金額と数量
文	6-17-93	書籍題名			
文	6-17-146-1	御献上御式正御産刀御道具一式御仕様御入用書	子 5月	大木六兵衛	六代幸弘篋刀役の際の仕入道具
文	6-21-123-1	小笠原縫殿助差出家伝之書物目録写	天保14年9月19日		老中関係資料か
文	6-21-123-2	小笠原縫殿助差出家伝之書物目録写	天保14年9月19日		老中関係資料か
文	7-5-4-2	懐石附			半求庵(阿部休巴)ニ而出茶とあり、茶懐石の記録

文	7-5-4-3	懐石附			半求庵(阿部休巴)ニ而出茶とあり、茶懐石の記録
文	9-1-11-20	諸箱入記			順操院関係か
文	10-1-6-1-3	吉光御腰物・青貝御紋附御文庫入注文			
文	11-1-18-2	数寄屋橋様御道具帳			数寄屋橋は深溝松平家か
文	11-1-18-3	数寄屋橋様御召物覚帳			数寄屋橋は深溝松平家か
文	11-1-24-1	御武器之内新規并御修復御出来之御道具調帳	文化6年12月	木内求喜(武具奉行)・片岡十郎右衛門	袋入り
文	11-1-24-2-1	新規并御修復御武器調帳 木内求喜 片岡十郎右衛門	(文化5年カ) 閏6月		24-2「武器調帳三帖」袋入り
文	11-1-24-2-2	御有合御武器調帳 木内求喜 片岡十郎右衛門	閏6月		
文	11-1-24-2-3	口上覚 木内求喜 片岡十郎右衛門	7月		
文	11-1-47-10-21	(御納戸并御蔵残物調披見)		(矢沢) 将監	
文	11-1-47-31	御旧記抜目録			
文	11-1-47-32	(御旧記目録)			
文	11-4-12	御道具帳	弘化3年	御部屋御側御納戸	
文	11-4-24-10-1	(婚礼調度品見積書)	1月29日	仙台屋→御役所御役人衆中	
文	11-4-24-10-2	(婚礼調度被服等支払分覚)			
文	11-4-24-11	献上品并献上者名面留	明治		
文	11-4-24-9	(献上品并献上者名面)	明治以降		
文	11-5-4-9-6	御道具目録(袋・明治六年二月幸民公御婚姻御目録の内)	明治		御縁女様御道具
文	11-5-4-9-9	御道具目録(袋・明治六年二月幸民公御婚姻御目録の内)	明治		御縁女様御道具
文	11-5-5-1-1	御婚礼御用御召呉服物売上(袋・明治十七年於満佐様御結婚御一件切手類の内)	明治16年12月吉日	萬屋七兵衛→真田会計	
文	11-5-5-1-2	御婚礼御用御召呉服物売上(袋・明治十七年於満佐様御結婚御一件切手類の内)	明治17年3月吉日	萬屋七兵衛→真田会計	
文	11-5-5-5-8	(婚礼御道具書留)			
文	11-5-5-5-9	(婚礼御道具書留)			
文	11-5-6-1-10	(御呉服類書留)(袋・明治十七年十二月於政様御縁組御一件書類の内)			縁組
文	11-5-6-1-12	(御道具類目録)(袋・明治十七年十二月於政様御縁組御一件書類の内)			縁組
文	11-5-6-1-2	於政様恩荷物入記(袋・明治十七年十二月於政様御縁組御一件書類の内)	明治17年1月	→南沢喜久人	縁組
文	11-5-6-1-3	(御道具類書留)(袋・明治十七年十二月於政様御縁組御一件書類の内)			縁組
文	11-5-6-1-8	(御道具類書留)(袋・明治十七年十二月於政様御縁組御一件書類の内)			縁組
文	11-5-6-1-9	(御呉服類書留)(袋・明治十七年十二月於政様御縁組御一件書類の内)		石川様江御送り取計	縁組
文	11-5-6-2-7	(松代表御残真晴院様御道具調帳)(袋・明治十七年十二月於政様御縁組御一件書類の内)	明治13年12月	久保成(家扶)手録	縁組
文	11-5-7-2	御道具目録(袋・明治十八年七月於周様御縁組書類)			縁組
文	11-5-7-27	御積り書(長持)(袋・明治十八年七月於周様御縁組書類)	明治18年9月19日	仙台屋善蔵→御役所御役人中	縁組
文	11-5-7-28	上(御積り書・御仕舞道具外)(袋・明治十八年七月於周様御縁組書類)	10月5日	黒江屋孫左衛門	縁組
文	11-5-7-29	(御積り書・硯箱・料紙箱)(袋・明治十八年七月於周様御縁組書類)	10月10日	黒江屋孫左衛門→真田様御中	縁組
文	11-5-7-30	(御積り書・御仕舞道具外)(袋・明治十八年七月於周様御縁組書類)		ぬしや石川	縁組
文	11-5-7-31	御琴袋直段積書記(袋・明治十八年七月於周様御縁組書類)	10月16日	琴師・石村兵治郎→真田様	縁組
文	11-5-7-32	(箏笛・長持寸法図面)(袋・明治十八年七月於周様御縁組書類)		仙台屋善蔵→会計方	縁組

文	11-5-8-1	於千嘉様御婚姻ニ付御出来御道具類請取書（袋・明治十九年十一月於周様御婚姻御入料切手類の内）	明治18年11月6日	黒江屋→御役所御中	縁組
文	11-5-8-2	御油頭調書	3月28日	萬屋七兵衛→真田様御表御役人御中	縁組
文	11-5-8-3-1	御召呉服通（袋・明治十九年十一月於周様御婚姻御入料切手類の内）	明治18年1月	萬屋七兵衛→真田様御奥御取次衆中様	縁組
文	11-5-8-3-2	（御道具帳目録）（袋・明治十九年十一月於周様御婚姻御入料切手類の内）			縁組
文	11-5-8-3-3	（御土産物控）（袋・明治十九年十一月於周様御婚姻御入料切手類の内）		祝いの贈物書き連ねか	縁組
文	11-5-8-3-4	御土産物（袋・明治十九年十一月於周様御婚姻御入料切手類の内）	11月3日		縁組
文	11-5-8-3-5	御表御奥出入御土産物（袋・明治十九年十一月於周様御婚姻御入料切手類の内）			縁組
文	11-5-8-3-6	御知嘉様御婚姻ご入料記（袋・明治十九年十一月於周様御婚姻御入料切手類の内）	明治18年10月12日	河原理助	縁組
文	11-5-8-3-7	（諸事書留）（袋・明治十九年十一月於周様御婚姻御入料切手類の内）			縁組
文	11-5-8-3-8	おちか様御婚姻ニ付種々大義御賞被下名面書（袋・明治十九年十一月於周様御婚姻御入料切手類の内）	（明治19年）1月		縁組
文	11-5-8-4	於千嘉様御婚姻ニ付御入料切手類	明治18年12月		縁組
文	11-5-9-20	御道具塗木地壺式見積書（明治二十八年松子様御縁組ニ付書類）	明治28年8月29日	塗師職石川市次郎→会計	縁組
文	11-5-9-22	松子様御道具品目録（明治二十八年松子様御縁組ニ付書類）			縁組
文	11-5-9-24	（御召物類書留）（明治二十八年松子様御縁組ニ付書類）			縁組
文	11-5-9-26-1	御道具調（松子様御縁組要件入 明治28年八月ヨリ）			縁組
文	11-5-9-26-2	金物類御買上御注文物			縁組
文	11-5-9-26-3	（夜具類調）（松子様御縁組要件入 明治28年八月ヨリ）			縁組
文	11-5-9-26-4	（御仕舞道具調）（松子様御縁組要件入 明治28年八月ヨリ）			縁組
文	11-5-9-26-7	（御道具小物調）（松子様御縁組要件入 明治28年八月ヨリ）			縁組
文	11-5-9-7	松子様御道具品目録（明治二十八年松子様御縁組ニ付書類）	明治28年10月29日	島津家家扶	縁組
文	11-5-9-8	桜印御召物類入記 控（明治二十八年松子様御縁組ニ付書類）			縁組
文	11-5-10-10	（御召物・夜具調）田鶴子様大村様江御引移一件書類 明治31年5月ヨリ）			縁組
文	11-5-10-19-1	器物調田鶴子様大村様江御引移一件書類 明治31年5月ヨリ）			縁組
文	11-5-10-19-2	（長棹・箆笥外調）田鶴子様大村様江御引移一件書類 明治31年5月ヨリ）			縁組
文	11-5-10-5	（御道具調）（田鶴子様大村様江御引移一件書類 明治31年5月ヨリ）			縁組
文	11-5-10-8	（装飾品調）（田鶴子様大村様江御引移一件書類 明治31年5月ヨリ）			縁組
文	11-5-11-1	第二番御土蔵御二階仮御道具帳	明治13年9月		
文	11-5-11-2	第二番御土蔵御二階下仮御道具帳	明治13年9月		
文	11-5-11-3	御小道具・白木御長持入御道具帳			
文	11-5-11-4	御所有御筒取調帳	明治20年11月22日		
文	11-5-11-6	御鎧并御武器御讓御召物等	明治3年4月	井上五郎左衛門、大熊謙、磯田小藤太、興津権右衛門	師岡源兵衛、久保極人、榎田弥惣兵衛（御家従）あて
文	11-5-11-7	（掛物調帳）肖像画・藩主直筆物			
文	11-5-11-8	南御土蔵御二階北より南江御棚御道具類外			
文	11-5-11-9	（茶道具調帳）（仮綴）			
文	11-5-11-10	（楽器調帳）（仮綴）	（明治）13年9月改		

文	11-5-11-11	(御額、御版木、御拵類調帳)(仮綴)			
文	11-5-11-12	(北御土蔵御道具調)(仮綴)	(明治)13年9月改		
文	11-5-11-13	(具足類調帳)(仮綴)			
文	11-5-11-14	御預御道具帳 従壹 至五			
文	11-5-11-15	(御筒調帳)			
文	11-5-11-16	(御道具帳)(仮綴・合綴)			
文	11-5-11-17	(掛物調帳)			梅、天、甲、乙、丙、丁あり
文	11-5-11-18	(武器武具調帳)(仮綴)			角御土蔵御二階御長持入、御鉄砲長持入、御門南御物置
文	11-5-11-19	仮六番御土蔵記(仮綴)			武具
文	11-5-11-20	古御調北御土蔵御二階御棚并御棚下共(仮綴)			
文	11-5-11-21-1	壹番 御椀御湯桶類(仮綴)			
文	11-5-11-21-2	御茶器御膳部并御茶類(仮綴)			
文	11-5-11-21-3	御小箆御鼻紙台類(仮綴)			
文	11-5-11-21-4	御釜風呂・御水差・唐銅御花活類(仮綴)			
文	11-5-11-21-5	御手許御膳具(仮綴)			
文	11-5-11-21-6	御茶椀類(仮綴)			
文	11-5-11-21-7	御重御弁当箱類・御盃洗御大平御盃台類(仮綴)			
文	11-5-11-21-8	御文台御花台類(仮綴)			
文	11-5-11-21-9	御香盆并御盆類(仮綴)			
文	11-5-11-21-10	御香炉御置物類(仮綴)			
文	11-5-11-21-11	御木具膳(仮綴)			
文	11-5-11-21-12	御吸物膳類(仮綴)			
文	11-5-11-21-13	南御土蔵御二階下御棚御道具類(仮綴)			
文	11-5-11-21-14	御文房具(仮綴)			
文	11-5-11-21-15	陶器并竹御花活類(仮綴)			
文	11-5-11-21-16	御茶入御茶箱御香合類(仮綴)			
文	11-5-11-21-17	御茶箆御茶通箱類(仮綴)			
文	11-5-11-21-18	第拾二番、拾三番御武器(仮綴)			
文	11-5-11-21-19	御常用御膳并黒塗御膳類(仮綴)			
文	11-5-11-21-20	御銚子御盃御切立類(仮綴)			
文	11-5-11-21-21	茶部屋御預り分(仮綴)			
文	11-5-11-21-22	御料理所(仮綴)			
文	11-5-11-21-23	御皿御組壺類(仮綴)			
文	11-5-11-21-24	御鉢御井類(仮綴)			
文	11-5-11-21-25	雑品(仮綴)			
文	11-5-35	御腰物類并別段御手充被下名面調帳			
文	11-5-36	御壳筋御品代り取調伺帳(武具外道具類 売立値段 個人別)			
文	13-7	御方々様より秀姫様へ御譲り被進之事			
文	13-22	貞松院様御書目			
文	13-23	みづし黒棚の式 完			規式書
文	13-24	(諸什器等目録)			鳥津輯子関係か
文	14-1-56-1	御書類目録			寛政10年から文化までの書類目録、明治4年に竹内大属から渡辺大属へ移された
文	14-1-56-2	(御書類目録)	(明治4年)辛未4月		寛政10年から文化までの書類目録、明治4年に竹内大属から渡辺大属へ移された
文	14-27	御機密御書類御預り目録	明治3年11月	竹内大属受取	寛政から文化頃の仮養子文書など
文	14-43-52	書類目録			
文	14-43-53	書類目録			

文	21-3-410	於千嘉様御結婚御入料御勘定帳	明治18年12月		縁組
文	22-3-32	松子様島津忠磨様江御縁組ニ付諸品御買上物并被進被下御目録 御待遇 第一巻	明治28年7月~12月		縁組
文	22-3-38	幸世様御分家御授爵并御結婚御入料一巻	明治29年6月~30年6月		縁組も含む、確認は久保成(印)、南澤喜久人、河原理助
文	22-3-98	田鶴子様大村様江被為遊御入興ニ付品々御入料綴	明治31年2月~32年6月		縁組
文	22-3-99	幸世様江松平頼英様御長女澄子様御縁組御入興前後品々御入料一巻	明治31年2月~32年5月		縁組
文	23-7-6	感応院様御代ヨリ凡大小銃調			
文	23-12-6	蔵書目録(内務省記録課江差出ス控)	明治7年9月25日提出	従四位 真田幸民	政府に提出した蔵書目録
文	24-1-93-2	幸専公御家督後日光御宮江御太刀馬代御献上 御使者池村与兵衛相勤候節一件書抜	寛政10年9月		代替わり時の日光へ報告の抜書き
文	24-1-93-3	幸貴公御家督後日光御宮江御太刀馬代御献上 小松文治御使者相勤候節一件御用書抜	文政6年		代替わり時の日光へ報告の抜書き
文	24-1-93-4	覚(御霊屋へ使者を以て目録の通り献上)			代替わり時の日光へ報告の抜書き
文	24-1-93-5	覚(日光御宮へ使者を以て目録の通り献上)			代替わり時の日光へ報告の抜書き
文	26-2-1	若殿様御縁組御約定品々書留	弘化1年7月		縁組
文	26-24-1	塩原御別邸御道具帳	明治20年8月		
文	26-24-19	塩原御別邸御道具帳	明治25年9月	真田家家扶局	
文	26-25	書目(貞松院か)			
文	26-27-1	御次前御道具・御次夜具蒲団覚	安政3年		
文	26-27-10	御手元御品々覚帳	天保10年7月	南部坂御側預り	幸良・貞松院夫妻のものか
文	26-27-11	御勝手日記			
文	26-27-12	御手元御品々覚帳	嘉永7年9月	御側預り	
文	26-27-2	御次預御道具・御次夜具類覚	元治1年10月		
文	26-27-3	御道具入込控		御手元	
文	26-27-4	御道具帳	天保6年12月		34番から60番まで、使用場所が書かれているものもあり
文	26-27-5	御茶器用覚帳	嘉永7年9月	御側預り	
文	26-27-6	御膳所御道具覚		御仲居預り	明治13年などの貼紙あり
文	26-27-7	御衣装・御家具入込目録		御手元	御長持1番~5番、御筆筒1,2、御次筆筒
文	26-27-8	御道具送・御荷物送			
文	26-27-9	御道具類覚帳			
文	29-2-22	野州塩原別邸御道具手扣			
文	29-2-26	御道具帳	(明治5年)壬申10月		
文	29-5-2	奥様御持込御道具入記			
文	30-5-8	信弘公家督ニ付御献上物并年中御献上物御家来御目見御願并御例書	享保12年7月18日		
文	30-21-1	御武具類焼覚	享保2年2月29日		

史料番号26A ではじまるものは、国文学研究資料館所蔵真田家文書、寄託は国文学研究資料館寄託真田家文書、文ではじまるものは、真田宝物館所蔵真田家文書を示す

これは、すべてが一つにまとまって、他の資料の混入がなく一括して伝来していること、おそらくそのまともまりは江戸時代からのもので、収納箱は昭和以降の紙箱に入れ替わっているものの、相互に関連があると推測されるからである。そして年記のわかるものは、すべて嘉永五年（一八五二）から安政三年（一八五六）のものである。こうしたことを踏まえたうえで見ていきたい。

二 嘉永五年から安政三年の道具帳作成経緯

まず、文6-3の道具帳が作成された時期に松代藩で起こった事柄について考えてみよう。嘉永五年（一八五二）五月、九代藩主に真田幸教が就任し、翌月、幸教の祖父で八代藩主であった真田幸貫が死去する。⁽⁵⁾ 翌嘉永六年（一八五三）五月には、松代城三の丸の花の丸御殿が火事で焼失し、⁽⁶⁾ 同年八月に幸貫の正室・真月院が死去する。嘉永七年（安政元年・一八五四）六月には早くも花の丸御殿が再建された。安政二年（一八五五）十月には、江戸で安政の大地震が起こり、江戸の松代藩邸も被害を被ったことが史料から判明している。⁽⁷⁾ 今回検討する道具帳は、おそらくこれらの事情が重なって作成されたものと考えられるのではないだろうか。

多くは「嘉永五年改」という記述がみられる。これは幸貫から幸教への代替わりと幸貫の死去を契機に、道具の整理が行われたとみて間違いのないであろう。また、「真月院様御譲り」「真月院様御一件」などもみえることから、嘉永五年に作成された後、翌年の真月院死去頃まで整理が継続されたものもあったと考えられる。

そして、嘉永七年に花の丸御殿が完成し、江戸に置かれていた道具を松代に送ることになったのであろう。その間に江戸で大地震がおこったことで、建物の被害に伴い、さらに道具を送ることにもなったであろう。最も早いものは安政二年八月から松代に送られ、安政三年六月まで送られてい

る。そして、安政三年十一月に再度改められている場合が多い。すなわち、嘉永五年に作成された道具帳をもとに安政二年頃から道具が松代に順次送られ、移送が終わったところで安政三年十一月から再度点検が行われたと考えられる。

文6-3は14点であるが、14点それぞれも薄い横帳が綴じ合わされたものが多い。例えば、文6-3-1は史料名として「五番御長持御入記」とされているが、実際は五冊の横帳が綴じ合わされているもので、一冊目が五番御長持入記、二冊目は見出しが「嘉永五改 五番御長持」、三冊目は「嘉永五改 八番御長持入記」というように、別の冊子である。数冊の綴じ合わせの規則性はわからない。目録上で枝番号は付されていないが、便宜的に枝番号を付してそれぞれの見出しや内容によって史料名を付け、特徴的な記述をまとめたものが表2である。

表2を見ると、道具は長持ごとに、一番、二番という数字による番号や、辰、甲、宙、卯などの漢字による識別番号が付けられていたことがわかる。数字番号がすべて繋がっていないため、残存道具帳がこれですべてではない可能性がある。また、数字番号と漢字識別番号の違いがあるのかどうか不明である。以下、この表をもとに、文6-3の道具帳から読み取れることを述べたい。

三 道具帳の性格

(一) 同じ記載の道具帳

綴じ合わされた道具帳の内、長持の番号が重なるものが以下の通りいくつかある。

文6-3-1-1 五番御長持入記、文6-3-1-2 (嘉永五年改)

五番御長持入記)

文6-3-4-2 辰一番御長持入記、文6-3-6-5 辰一番御長

持入記

文6-3-4-3 辰二番御長持入記、文6-3-6-6 辰二番御長持入記

文6-3-4-4 六番御長持入記、文6-3-5-23 六番御長持入記
控、文6-3-7-6 六番御長持入記

文6-3-4-6 二十二番御長持入記、文6-3-4-7 二十二番御長持入記、

文6-3-4-8 二十五番御長持入記、文6-3-5-22 二十五番御長持入記控

文6-3-6-7 辰印御長持入記、文6-3-6-4 辰印御長持入記

これらは、それぞれほぼ同じ内容である。おそらくは、江戸から松代に道具が移送される際に二部作られ、江戸と松代両方に置かれた帳面なのであろう。この内、それぞれ始めに記載した入記については、すべて表紙に「調済」の記述があるので、こちらが松代に置かれたもので、安政三年十一月に松代で道具と引き合わせて確認する際に使用され「調済」と書かれたのであろう。逆に、控とあるものは江戸で保管されたものと考えられる。このほかにも、長持の番号が重なるものが見えているが、内容が異なっている。これについては、今のところどうということなのかわからない。

(二) 入れ替えられる道具

時期ははっきりしないが、収納されている長持から出し、別の長持に入れられている道具の記載も多い。文6-3-7-10 御在所御送り御道具拾七番御長持入記（以下、拾七番入記）、文6-3-7-13 三拾三番御長持

入記（以下、三拾三番入記）には、「亥印御長持へ引取」という記述が散見される。亥印の道具帳は文6-3-6-12にあり、拾七番入記、三拾三番入記から亥印へ引取られたとみられる道具が記載されている。もつとも、すべてではないので、別の長持に入ったものもあつたらう。

また、文6-3-5-11 卯印新御長持入記冒頭には、次のようにある。

卯印新御長持入

（付箋）此御筆筒御長持より出し御土蔵へ出置

一廿四番白桐御筆筒 御引出しニツ付壺ツ

内御小道具品々入、右ハ廿四番廿五番御筆筒之内之品●印つけ置

候御品之事

この記述から、道具は長持に入れられた筆筒に入ったものもあり、筆筒にも番号が付されていたこと、その筆筒は長持から出して土蔵の中に別置されたものがあつたことがわかる。また、次のような付箋もある。

（付箋）唐画金門画史顧雲臣筆 宙印御長持へ引取入記

これは、文6-3-5-8 宙印御長持入記に、「顧雲臣筆 唐画御料懸一箱」とあるものに相当する。やはり入れ替えが行われ、宙印御長持に移されたことがわかる。おそらくはこうした入れ替えも、江戸から松代への移送に伴って行われたものであろう。

(三) 道具の持ち主について

今回取り上げた文6-3の道具帳については、先に述べたように、真田幸貫の死去を契機に整理・作成が始まったもので、道具についても幸貫に由来するものが多いことが推測される。例えば、文6-3-5-24 松印御

長持入記には、次のようにある。

一至誠院様御遺物 御懸物 常信筆 一箱 △

至誠院は、幸貫の実父・松平定信の継室で、幸貫の義母にあたる。幸貫藩主時代の御側御納戸日記には、至誠院との手紙や贈答品のやりとりが頻繁に見えており、真田家文書の中にも至誠院からの書状が伝来するなど、幸貫とは親しい間柄であった。また、文6-3-7-17御在所送り南奥印御長持入記には、次のようにある。

○一天真院様より感応院様迄御代々様御裏方様御遺物□分□被下帳面入 渋紙包一ツ△

南奥印とあることから、江戸藩邸の南側にあつた、奥向き関係の道具が入つた長持入記である可能性がある。そして、天真院すなわち、六代藩主・真田幸弘から、感応院すなわち真田幸貫までとその裏方、つまり夫人や子どもなど奥向き関係の遺物の被下物の帳面が入つた渋紙包みが入つたというのである。これを見ても、幸貫までの様々な道具がまとめられたとみてよいであろう。

文6-3-5-28三十二番御長持入記には、天保十五年（一八四四）に亡くなった幸貫の子・幸良（大雲院）の画像や、幸良の娘で嘉永四年に死去した慧昌院の遺品が書かれており、幸良関連の道具も幸貫の死去に伴つて国元に移されたと考えられる。

(四) 他の道具帳との違い

今回取り上げた文6-3以外の道具帳については、まだ詳しく見ることができていないが、武器に特化した道具帳である武器帳との違いについて

考えてみたい。武器帳はすでに文久元年（一八六一）のものが一部紹介されており、甲冑の記載も判明している。文6-3にもいくつか甲冑の記述があるので、抜き出してみよう。

①文6-3-5-10天印御長持入記

（貼紙）「出し置」

一鱗御具足櫃一荷入 但御具足櫃朱塗

②文6-3-6-9未印御長持入記

円明院様御分 一御具足背負櫃入 壹領△（○印付）

③文6-3-7-18御送り御道具▲印御長持入記

一朱網代背負御具足櫃 壹ツ△

但朱塗御紋付草御油単添

一黒塗御具足櫃 壹ツ△

一蜻蛉御前立 壹箱△

④文6-3-9御庭新一番御土蔵御二階棚之部

一金御紋朱革覆 壹御具足入御櫃 壹荷

⑤文6-3-14-1南部坂御土蔵分御二階上之部 外

七十三番 円明院様御分 一背負櫃入具足 壹領

⑥文6-3-14-3（六月御二番入記）

一 三ツ具足 壹通

特徴、主な記述	備考
嘉永5年に改めたものを、安政3年に調べて5番長持に入を確認した、二の棚にあったものは新二番土蔵の棚へ引き取った、安政3年に調べたものを改めて書き直したもの、後にも継続使用。	
嘉永5年に調べたものを安政3年にモノと引き合わせて調べたもの（見せ消しあり）	
8番御長持入記 嘉永5年改 合冊、嘉永5改 6番御長持入より引取、28番御長持の内より引取、とあり 末尾に安政3卯年3月とあり。	
5月29日到来 嘉印壱番から12番まであり、さらにそれぞれ「内 3番 11番 日記」など内訳あり、「97番 御衣桁 一箱」「的矢、玄印御筆筒ニ有之候御勘定帳書類」等とあり、さらに10番17番20番など。[火威御鑑櫃] [南部坂御土蔵より出候御馬具類品々] 詰込とあり。すべてで18筆。	
[バラの露入 一箱] [囲海苔入 壱箱] [麗京院様御守刀、カヤフウテ-之油入ビン、明月楼額、普門品御板木] [桑名盆壱箱]	
[一慈眼院様御鼻紙台、一水戸様より御到来羽林台、メ22筆]	嘉永5年に改め、卯（安政2年）8月に松代に送り、安政3年11月に改めたもの。
[6番御長持より引取品 竹細工提御煙草盆 一箱、一4番御緑印之分御神陶一對、一4番御長持之御品信州諸城巻物一軸 一箱など。「巳2月22日出す」の貼紙あるものもあり（安政4年か）、2番御長持より引取一名取川埋木化石御硯 一箱 不見、一同大理石鉄刀木御硯一箱、一同加茂川 但唐銅桃形水入 一箱など、最後は7筆分見消	
[2の棚（見消） 一葵御紋御肩衣一箱] [2の棚 一御帽子一箱] など	
[一真珠院様より被進 壺形朱塗御肴入三重組 壱箱]（傍線有）、[一ルウフウ 損シ（傍線有）]、[一紀州様より御到来 石細工御風鎮 壱箱 △][一朽木隠岐守様御遺物 赤葛模様唐物御手焙 壱箱][一広橋大納言殿 源氏十二ヶ月 一箱△][一御持込 御鏡立 一箱△] など、傍線のあるものあり、ここまででメ29筆とあり、そのあと [拾間御土蔵御二階之分 楽翁様御筆 一源氏湖月抄 一箱（貼紙）御開本之上御出シ置可被下候] [拾間御土蔵釣棚乗セ之分 一御板 拾本（傍線）但内三本]	安政2年9月に松代に送ったもの
[一太暎院様 御画像2幅入 一箱△][一感応院様 御画像 一箱 △][一御守刀 御台添 壱箱 御神仏像厨子入数々御服紗包△] [六連梅鉢御紋散 一御弁当箱 一 △][一御印筆筒 壱 御小道具入 △]、巳2月22日出すの付箋あり、[一硝子 金魚入 壱箱△]	安政2年11月に松代に送り、安政3年11月に調べたもの。
[一囲海苔入壱箱（貼紙「辰11月15日差出ス」）][一桑名盆壱箱 △][一バラ花の露壱箱 △][一貝石 木石 壱箱 △] [一明月楼御額 不見] [太暎院様御遺物・一御文具壱箱] [一あんへら2枚（傍線あり）] [カヤフウテイノ油 一箱（傍線有）]	安政3年3月に松代に送り、同年11月3日に調べた。内容は、文6-3-1-5嘉1番と共通するものがある。
[鴉皮御火事羽織 2] [天真院様御讓一雁金御紋袖御丸羽織 壱畳] [太暎院様御讓一割州浜御紋袖御丸羽織 壱]	安政3年3月7日に松代に送ったもの。
布団や夜着、頭巾、蚊帳、羽織など、上下多数傍線あり、[錫月形御花生 一ツ 26番へ引取 △]	安政3年3月7日に松代に送ったもの。
[一一文鎮 一箱△（貼紙「巳2月21日差出す但6本入」）][一石州流唐銅御風呂 五徳添 1箱（貼紙「御茶蔵へ引取候事」）][一加茂川朱蠟石御硯 一箱 △]	嘉永5年に改め、安政3年4月に送り、11月に調べた。ほとんどに丸印がついている。硯類が多い。
[楽翁様より御到来一焼物御手焙 壱箱 △]「巳2月22日出すの」貼紙あり、[守国院様御遺物一埋木御硯 壱箱△] [葵御紋付一御土器式 壱箱 △] [一御実名 壱箱 内御守袋古御居判入] [一御実名 春慶塗 壱箱] [感応院様御実名 壱箱]	安政3年11月5日に調べたもの。
[18番入より引取・一射学六教全書 壱箱△] [右同断・一青漆御文庫 壱△ 但御手本類入] [御2階6番より引取・一御紋附黒塗裏金御塗笠△ 御塗笠但金御裏金(ハ)カシ△ 一箱] [御2階6番御長持より引取・一乱箱 一箱△] [右同断・一カセ玉 一箱△]	安政3年3月に松代に送り、11月4日に調べた。その上で、物品は26番へ引取った。
文6-3-4-6とほぼ同内容	安政3年3月19日に松代に送ったもの、文6-3-4-6 22番と内容はほぼ同じ。
「安政3丙辰 3月 御側御納戸 25番御長持入記」「同年11月5日調済・印之分此御長持江其俣入置候」まず、香炉や短冊箱など12筆書上げ、これは「真月院様御讓、とある。その後 [守国院様御讓り・一網代御菓子入 但12段組] など9筆は、[以上10番御長持より引取候] [わ印・一キヤマン御徳利 一對△][一御手許品々入御文庫 一△] [真月院様御讓り・一三ツ組御蓋物 一箱△] [同・一御短冊入御文庫 御筆物品々入 一△] [同・一黒塗御文庫 御盃其外品々入△]	安政3年3月に送って11月5日に調べたもの。
御書院御庭御土蔵分「春慶塗御紋付御長持（御庭御土蔵出印付）、春慶塗御紋付2番御長持、2番御長持（御庭出印）、34番（御庭出印）、甲印、宙印、御手許黒塗御紋付3番、御手許黒塗御紋付4番、無印黒塗長持（真鍮錠前付）、午印、卯印、梅印11番（御庭出印）、天印、地印、呂印16番、納奥印、春慶御夜具長持（6月10日着印）、御装束入、玄印、宇印、25番（御庭出印）、古御土蔵の方「松印1番、梅印6番、新印（真月院様御遺物入印）、32番」ここまでで25棹あり。	長持番号の書上げ
[天真院様御筆一蘭亭記 壱箱△] [太暎院様御讓一切子御酒器 壱箱△] など	

表2 文6-3 道具帳調べ

	番号	史料名	年代	出所	長持番号	見出し
文	6-3-1-1	五番御長持御入記	嘉永5	御側御納戸	5番	「安政3卯年 嘉永5改 5番御長持御入記 4月 御側御納戸」「嘉永5壬子 11月改 調済 ・印之分其俣入置」 「2ノ御棚は新2番御土蔵御二階御棚江引取」
文	6-3-1-2	(嘉永五年改五番御長持入記)	嘉永5		5番	嘉永5改 5番御長持
文	6-3-1-3	嘉永五年改八番御長持入記	嘉永5		8番	嘉永5改 8番御長持入記
文	6-3-1-4	(五月二十九日到来道具帳)			嘉印など	5月29日到来
文	6-3-1-5	(嘉一番御長持入記)			嘉1番	嘉壹番御長持
文	6-3-2-1	二十六番御長持入記	嘉永5	御側御納戸	26番	「卯8月御在所送り 嘉永5改 26番御長持入記 安政3辰11月改済丸印之分此御長持江其俣入置 御側御納戸」
文	6-3-2-2	夏四番緑印御長持入記			夏4番緑印	(見消) 4月3日到来分 夏4番緑印御長持入記
文	6-3-2-3	二十番御長持入記			20番	(見消) 20番御長持
文	6-3-2-4	二十七判御長持入記(豎冊)		御側御納戸	27番	「調済 ・印之分其俣入置 卯9月御在所江送り 27番御長持入記 御側御納戸」
文	6-3-3	一番御長持入記	安政2	御側御納戸	1番	「安政2乙卯年 1番御長持入記 11月御送り 御側御納戸」「辰11月2日調済 其俣」
文	6-3-4-1	安一番御長持入記	安政3	御側御納戸	安1番	「安政3丙辰 三月御送り 安1番御長持入記 御側御納戸」「辰11月3日調済 ・印其俣入置」
文	6-3-4-2	辰一番御長持入記	安政3	御側御納戸	辰1番	「安政3年丙辰 3月7日御在所送り 御側御納戸 辰1番御長持入記」「調済」
文	6-3-4-3	辰二番御長持入記	安政3	御側御納戸	辰2番	「安政3年丙辰 [㊦] 3月7日御在所送り 御側御納戸 辰2番御長持入記」「11月4日調済」
文	6-3-4-4	六番御長持入記	安政3	御側御納戸	6番	「安政3丙辰年 4月 6番御長持入記 御側御納戸」「2番御土蔵より御2階 嘉永5壬子改」「辰11月調印 丸印之分此俣御長持江入置」
文	6-3-4-5	八番御長持入記	安政3	御側御納戸	8番	「安政3丙辰 11月5日御調済 8番御長持入記 御側御納戸」「新壹番御土蔵」
文	6-3-4-6	二十二番御長持入記	安政3	御側御納戸	22番	「安政3丙辰 3月御送り 御側御納戸 22番御長持」「26番へ引取」「11月4日調済」
文	6-3-4-7	二十二番御長持入記	安政3	御側御納戸	22番	「安政3丙辰 3月19日御送り 御側御納戸 22番御長持入記」
文	6-3-4-8	二十五番御長持入記	安政3	御側御納戸	25番	「安政3丙辰 3月 御側御納戸 25番御長持入記」「同年11月5日調済 ・印之分此御長持江其俣入置候」
文	6-3-5-1	御書院御庭御土蔵入		(御側御納戸)	御書院御庭御土蔵、古御土蔵	御書院御庭御土蔵入、古御土蔵の方
文	6-3-5-2	三十四番御長持入記			34番	34番御長持入記

[御拝領・一御置物驚 二ノ棚 沓箱△(○)あり] など	在所へ送った物の目録、安政3年の11月5日に(在所で)確認し、引き合わせ確認済のものには○をつけている
[(付箋・新規御土蔵へ引取) 朱塗御鏡櫃片々 内御手許御下げの御品々入] [(付箋・出シ置) 一御印筆筒 沓箱(○あり) [一〇書画類 品々(付箋・御軸物の部江引取之事)] [(貼紙・綿内右衛門御内借) 加寿貞良鍋 一箱△] [一〇気長く勤ハ堅く之御板木 一枚] [一〇釣船御花生 沓箱(付箋・是より以下外御帳面ニ有之■●●)] [一〇古代御轡 一箱] [一〇雲月形貝大御硯 一箱] [一〇木彫閨羽御懸物 一箱] など、最後に[明日一宙印へ引取]、とある	(安政3年カ) 5月に松代に来て同年11月26日に調べたもの。
[一気長く勤ハ堅く之御板 一枚] [一 書画類] [以下梅印1番より引取] [一外記流御伝書 一箱]、文6-3-5-4甲印と重なるものもある	
[6月26日届][6月21日出][一宙印御長持沓棹][一御床几廻御筆筒式荷][御庭御土蔵][一あざらし皮入箱沓 内 御二階居々候御皮類入][一寿印11番詰箱 内 ■■][一葵御長刀 沓振 一熊毛御長刀 沓振 已上]	
[寿印 一8番詰箱][寿印 一9番詰箱][寿印 一10番 仮日記其外書類 但物書御預り之分][右者6月14日出に■出之分]	
[一御実名 沓箱][顧雲臣筆 唐画御料懸 一箱][一木彫閨羽 一箱△][雲月形貝大御硯 一箱△][一古代轡 一箱△][一〇釣船御花生 一箱△][一〇気長く勤ハ堅く之御板木 一枚△][一〇紫檀御卓 一箱△][一〇三筆甲印へ引取][一〇書画類 但同断]	文6-3-5-4、5甲印にあるもの多数あり。
見消多い、[一〇一御実名 一箱][一〇一顧雲臣筆 唐画御掛物 一箱△]	(安政3年カ) 5月に松代に来て同年9月6日に調べたもの。
[(貼紙・出し置) 一鱗御具足櫃一荷入 但御具足櫃朱塗] [(白紙貼紙) 溜塗御具足櫃より出候御品々御筆用具入] [(付箋・出し置) 御側御納戸奥之間御釣棚ニ有之御品々■草鹿御剣術御道具惣品々入] [一打毬赤笠 一盞]	6月2日に届け
[(付箋・此御筆筒御長持より出し御土蔵へ出置) 24番白桐御筆筒 御引出しニツ付沓ツ][内御小道具々々入右ハ24番25番御筆筒之内之品・印つけ置候御品之事][外ニ][一御頂戴御土器 12△] [(貼紙・唐画金門画史顧雲臣筆宙印御長持へ引取入記)] [(さらに貼紙・此御懸物之内一幅箱入ニテ唐画共11幅外2幅不見其左リニ絵巻物式幅若しくハ右間違ひ哉] [(付箋2枚の下) 一御手元御懸物 13幅(下部付箋)・][細御廊下之分](この後6筆)[右24番御筆筒入也] [(付箋) 宙印御長持へ引取] がいくつかあり、[一天賜園帰田碑 一石摺物 41枚][感(威) 忠銘 沓包] など	(安政3年カ) 5月13日に松代にきた。もともと24番、25番筆筒にあったものを新しく卯印とし、かつ宙印へ移したのもあることが付箋からわかる。
[一御尺時計 沓箱 24日出] [一桑木御文庫洪紙包沓 同] など、後半には白玉粉や[越の雪]、芳野葛など食品もあり、続けて[一馬乗上砲 一箱] など	文6-3-5-11卯印新の目録とは内容が異なる。24番25番以外で卯印に入れたものといふことか。
[一御夜具 沓ツ][一御蚊屋 24日出す 一張][一聖像 沓箱 8月18日差出す]	9筆のみ、「日印」ではなく「同印」か。
足袋や下帯などとともに[其外ハ御有合之書類等其俣にて為御送申候][一政之進様御名前之御引モノ(ワ)候間是又其俣差上申候]	「政之進様」は不明。
[一24番御筆筒 2つ引出し付沓ツ 内品々入25番24番御たんす之内ノ・印つけ置候御道具也][一唐紙類入 2箱][起倒流御伝書 沓箱][一東方朔石御置物 沓箱△][一同御台 沓箱△]	松代に(安政3年カ) 5月13日に到着、梅印11番の長持には、2つの引出がついた24番の筆筒が入っている。内容は、25番24番の筆筒のうちで・印をつけた道具である、ほかに唐紙などがはいる。
[一孔雀蒔絵御鞍籠 沓箱△ 但折紙 沓箱(貼紙: 出置御庭御土蔵 御二階ニ差置)] 鞍籠多数記載。[一熊毛御泥障 式通り△][一棕櫚(梭欄) 御鞍 沓箱(貼紙: 出置御庭御土蔵 御二階ニ上ケ置候事)]	在所に送った物。江戸の御庭御土蔵から出して二階に上げたものがあり、それを松代に送ったか。
[一御装束共入][一御冠入][一御冠箱][一御産着][一御守刀箱 但上書如此■共内ニ御小刀之御鞘計入置之][一御浅沓 沓箱][一御装束箱之分不残此御長持江引取][一御中啓 3箱][龜印一御烏帽子 沓箱(○印付)]	装束の中に守刀も入っている。
[一御束帯類入沓箱] 石帯や大紋などの装束。[一御道具帳沓箱][入記分] 脇息、火鉢など	文6-3-5-17の装束目録とは名目が一部のみあう。
[一御手許御長筆筒 沓 内半切入 御茶碗等入][一御陣太鼓出ス 沓△][一朱塗御机 御手元江差上 沓脚 △][一御日記共 出ス][一螺貝 一口△][一御太鼓ハチ 三本△][一粘入 壬7月19日出] [〇此長持明キ候付御懸物之方へ相用]	6月6日に松代に着いたもの。日記も混入している。長持が空いたら、別の物を入れ、転用した。
[宇印] 焼桐御筆筒、御半弓、絵具類、太鼓、御煎茶道具など様々。[手 10匁一御鉄砲 沓拵][一孔雀石 一箱△]	6月18日に松代に着いた。午印長持の中身で卯印に引き取った物の分を書いてある。
[午印御長持入記][伊印御刀筆筒 2つ引出1つ 但此内江25番御箱之内より折紙類品々引取入れ置候事][一26番印 白桐御小道具入御箱 一ツ(○あり)][一黒塗御紋付御刀箱 2箱 内御太刀4振 御短刀一ツ(○あり)][一九鬼式部少輔様より御到来 紅毛御鉢 沓箱(○あり)][一御半弓 一台 但御矢楽翁様御筆御短冊添(○あり)]	午印、卯印引取と表紙にあり、中は午印御長持入記で、すべて卯印に引き取られたもの。午印は卯印・宇印に引き取られている。
[一古今歌かるた 一箱][一イキリスこつふ 一箱]、文6-3-4の25番と途中まで同じ。「わ印」のみこちらにはなし。その後「真月院様御譲り」とあり、以下はほとんど文6-3-4と同。	4月5日に松代に送られたもの。控とあるので、調査した後のものか。文6-3-4-8の後にできたものか。
文6-3-4-4の記述とほぼ同じ、こちらが控か。	4月5日に松代に送られたものの控。江戸に置いていたものか。

文	6-3-5-3	申印御長持入記		御側御納戸	申印	「御在所送り 申印御長持入記 御側御納戸」「34番へ引取」「辰11月5日調済」「引合済」「○」
文	6-3-5-4	甲印御長持入記		御側御納戸	甲印	「御在所送り 甲印御長持入記 御側御納戸」「5月29日到来」「11月26日調済」「引合済」
文	6-3-5-5	甲印御長持入記			甲印	甲印御長持入記
文	6-3-5-6	宙印御長持入記			宙印	「6月26日届」「6月21日出」「一宙印御長持壹棹」〔御庭御土蔵〕
文	6-3-5-7	(寿印道具帳)			寿印	寿印
文	6-3-5-8	宙印御長持入記			宙印	「宙印御長持入記」
文	6-3-5-9	宙印御長持入記			宙印	「5月21日■■■ 改済9月6日」「宙印御長持入記」
文	6-3-5-10	天印御長持入記		御側御納戸	天印	「6月2日届」「天印御長持入記 御側御納戸」「引合済」
文	6-3-5-11	卯印新御長持入記		御側御納戸	卯印新	「5月13日到来」「御在所御送り御道具」「卯印新御長持入記 御側御納戸」「引合済」
文	6-3-5-12	卯印新御長持入記		御側御納戸	卯印新	「卯印新御長持入記 御側御納戸」
文	6-3-5-13	日印御長持入記			日印	「日印御長持一棹」
文	6-3-5-14	御金筆筒入記			金筆筒	「御金筆筒入記」
文	6-3-5-15	梅印十一番御長持入記		御側御納戸	梅印11番	「5月13日着」「御在所御送り御道具」「梅印11番御長持入記」「引合済」「御側御納戸」
文	6-3-5-16	地印御長持入記		御側御納戸	地印	「御在所送り 地印御長持入記」「引合済 御側御納戸」
文	6-3-5-17	御装束共入御長持入記		御側御納戸	装束	「御装束共入御長持入記 御側御納戸」
文	6-3-5-18	御装束長持入記			装束	「御装束長持」
文	6-3-5-19	玄印御長持入記		御側御納戸	玄印	「6月6日着 御在所送り 玄印御長持入記 御側御納戸」
文	6-3-5-20	宇印御長持入記		御側御納戸	宇印、午印	「6月18日到来 御送り御道具」「宇印御長持入記」「午印御長持之分引取 引合済 御側御納戸」
文	6-3-5-21	午印御長持入記		御側御納戸	午印、卯印引取	「5月22日着 御在所御送り御道具 午印御長持入記」「卯印御長持へ引取 御側御納戸」
文	6-3-5-22	二十五番御長持入記控			25番控	「4月5日便二御送り 25番御長持入記控」
文	6-3-5-23	六番御長持入記控			6番控	「4月5日便二御送り 6番御長持入記控」

<p>[松印沓番][一御筆三幅入 沓箱△][一至誠院様御遺物 御懸物 常信筆 沓箱△] 一 [焼桐御文庫 御手本御清書入△][一矢筒 沓台 △] 胴乱や気砲、外記流伝書あり、続けて[右其外入来り之分其俣入レ置]</p>	<p>松代に送られたもの。武器類などが多い。至誠院様御譲りとあるので、幸貫関係のものであることが推測される。</p>
<p>[卯6月27日御仕舞 一御文庫 沓△(□罫い:但貞松院様より御進之御品々入) 一27番印御矢箱沓][一六文銭御紋付 御料紙文庫 沓箱△・御常用ニ出ス(○あり)][一東照宮御遺訓之御写 大雲院様御筆 沓箱△(○)あり][一三聖人画 一箱△(貼紙:御納戸江留置)[一黒塗御目六(録)箱 △(貼紙:出ス)]「梅印焼桐御筆筒より引取」[一更紗御鉄砲袋 沓ツ △ 出ス(○あり)][一打根 沓本 △(○あり)][一清操院様御遺物 御提重 沓箱△(○あり)][一毛附馬 沓箱△(○あり)][一御前様より 朱塗ほうづき模様御菓子筆筒 沓箱△(○あり)][一うもれ木御硯 一面(○あり)][一松平讃岐守様之老女村岡献上 御手提重四重箱 沓箱][一清操院様御遺物 青漆御菓子筆筒一△(○あり)]</p>	<p>6月23日に松代着、調べたのは辰11月(安政3年)東照宮遺訓は、書画9-5か、清操院は幸貫側室</p>
<p>[一焼桐御文庫 御清書入 △(○あり)][一松鶴蒔絵文庫品々入△(○あり、下に白付箋付)] [一鎌原石見献上 御硯 不見 沓箱(○あり)] [(付箋:松印一番へ引取) 一タンケイ大御硯 沓箱(○あり)] [(付箋:御納戸御常用ニ相成候) 一菊模様御硯箱 一ツ△(○あり)] [緑印 一唐物御筆筒 沓ツ△(○あり)]</p>	<p>松印に引き取ったものは、松印には見当たらず、緑印も見当たらない</p>
<p>[一源氏御書物 沓箱 但梅鉢御紋付御筆筒入(○あり)] [(付箋:御手許へ差上) 一御手焙 沓箱 但千疋猿彫(下付箋:御茶屋江一先御下ケニ相成候哉)(○あり)] [(貼紙:出し 御書院御土蔵江入れ置) 一瓢箪形御台子棚 沓ツ(○あり)]</p>	<p>(安政3年カ)6月23日に松代着、猿彫り手焙は調度17-2-1か。書院の土蔵に入れた、との記述</p>
<p>[一慧昌院様 硝子御丁子 沓箱△][一猿蒔画御枕 沓箱 △][一大雲院様御画像 沓箱][一守国院様御筆 沓箱](下付箋:此式筆御棚物之部へ引■事)[一感応院様御筆大黒天 沓箱(下付箋:右同断)[以下新5番より引取][一肥前焼御菓子鉢△]</p>	<p>慧昌院は幸良娘。</p>
<p>表紙「御在所送り 子印御長持入記」「引合済」「御側御納戸」「一承用皮燈籠 沓ツ 玄印御長持へ引取(白付箋付)」「一〇先公御事政 沓箱 出ス(白付箋付)」「〇印之御二階へ出ス」</p>	
<p>[一青貝御卓 沓箱(下付箋:外御帳面ニ有之■●■)]</p>	
<p>[一影絵御眼鏡 沓][一法帖 沓包][一木砲 6挺]</p>	<p>文6-3-6-2寅印とは内容が異なる。2冊あわせて寅印か</p>
<p>[一23番御長持之内 御硯箱御料紙添 一箱 但梨子地松二縞][一異国風説書類入 但御風呂敷包沓ツ][一水滴御茶入 一箱][一堀出し 水滴袋計入 長紐茶入袋 一ツ入 同茶入袋 一ツ入 〆三筆入沓箱] 19番御長持之内、20番御長持之内 [一感応院様御筆●并異国風説書類入 一箱][一神代杉御煙草盆 一箱][一琉球涙?子?肩衣 2反] 〆20筆</p>	<p>安政3年3月8日に在所に送った道具の控。水滴茶入れ・袋あり、19番20番などの内とあるが、20番、19番の中には見当たらない。</p>
<p>更紗布団や蚊帳など。[一鶉皮御火事羽織 2]</p>	<p>文6-3-4-2辰1番とまったく同じ</p>
<p>[一錫月形御花生 一ツ]</p>	<p>文6-3-4-3辰2番と同じ。錫月形御花生のみ、文6-3-4-3にある記述「26番へ引取」が書かれていないので、こちらは文6-3-4-3の前に書かれたものであろう。</p>
<p>文6-3-6-4と記述は同じ。水滴茶入れは、下に付箋「御茶蔵江引取之事」、御筆入れは「不見」とあるので、こちらが後に書かれたものか</p>	<p>安政3年3月に送られて来たものを11月に調べたもので、松代で調べた台帳か。</p>
<p>[一4番御茶器御重筆筒 半分](下付箋:御茶蔵(器?)之部)[内 一金馬塗御手提 沓箱]</p>	
<p>[〇印御2階へ出ス][未印御長持入][円明院様御分 一御具足背負櫃入 沓領△(○有)][一籠之御前立 沓箱△(○有)] 薄端御花活は、棒線で見せ消し</p>	<p>在所へ送った物の目録、円明院は幸貫養子。籠之御前立は、資料番号能12か</p>
<p>[香雲院様御遺物 一御弁当箱 2箱 △][梅鉢御紋付一御提重 一箱△][一唐銅御花瓶一對 沓箱△(○有)][御居間出 一御ふん具 一箱△ 但松平右京大夫様奥方様より被進也][玄印御長持へ引取][一中星儀 沓箱(○有)](下付箋:外御帳面ニ有也)[〇印分御土蔵御二階江出ス]</p>	<p>在所へ送った物の目録、香雲院の遺物</p>
<p>[御拝領 一蘇鉄御火鉢 一箱△(○有)]、未印御長持へ引取、が3点あり、上の未印には記載なし</p>	
<p>[〇印御棚江出ス]、厨子、皿、文具などいろいろあり、[一遠眼鏡 沓箱][右三筆15番御長持より出る]の記述有</p>	<p>在所に送った物で、安政3年11月に調べた</p>
<p>[一砂糖箱 22日出ス 2ツ][一真月院様御一件 沓袋][一江戸絵図][一尺牘楷梯 3]</p>	<p>文6-3-6-12亥印とはあわない。続きか</p>
<p>[御手元御下 一御地印御書物筆筒 沓箱][寅印・一御書物筆筒 沓箱]ほか笠や半切など様々途中、白紙ページあり[感応院様御作一御茶杓 沓 御茶器御筆筒入] 提灯、十手、台など様々</p>	<p>文6-3-5-16地印、文6-3-6-2,3寅印とはあわない。</p>
<p>[4番御長持入記(下付箋:〇改之事)]信玄弁当や花生、徳利など様々、下付箋にホ、フ、ハ、チなどがついている物品もあるが、不明「3番御長持入記」[一埋木瓢箪形御煙草盆(下付箋:タ)][一御木印 一箱(○有)]</p>	<p>確認できたものに〇印がついている</p>
<p>[6番御長持より引来][一竹細工提御煙草盆 一箱][御筆一御画卷物一軸 一箱][同一青葉蔭][同一西湖八景 一畳][同(御筆?)一信州諸城巻物軸 一箱] 6-3-2夏4番緑印にあるもののうち、6番長持より引取と4番長持入とあるものの多くが記載される。こちらに傍線があるものは、6-3-2には記載なし。</p>	<p>文6-3-2-2 4番緑印の前につくられたもの</p>

文	6-3-5-24	松印御長持入記		御側御納戸	松印	「御在所送り 松印(番?) 御長持入記 引合済 御側御納戸」
文	6-3-5-25	梅印六番御長持入記		御側御納戸	梅印6番	「御在所御送り御道具 梅印6番御長持 入記 御側御納戸」「御鍵無之」「6月23 日着」「御調済辰11月 ・印分其俣入れ 置」「引合済」○(貼紙) 朱御机
文	6-3-5-26	梅印御長持より引取記			梅印5番よ り引取	「梅印五番御長持より引取」
文	6-3-5-27	新印御長持入記		御側御納戸	新印	「○御鍵無し」「6月23日着」「新印御長 持入記」「引合済」「御側御納戸」「○」
文	6-3-5-28	三十二番御長持入記			32番	「32番御長持入記」
文	6-3-6-1	子印御長持入記		御側御納戸	子印	「子印御長持入」
文	6-3-6-2	寅印御長持入記		御側御納戸	寅印	「寅印御長持入記」「引合済」「御側御納 戸」
文	6-3-6-3	寅印御長持記			寅印	「寅印御長持記 但御鍵添」
文	6-3-6-4	辰印御長持入記			辰印	「丙辰3月8日御在所御送り御道具入記 控」「辰印御長持入」
文	6-3-6-5	辰一番御長持入記			辰1番	「辰一番御長持」
文	6-3-6-6	辰二番御長持入記			辰2番	「辰2番御長持入」
文	6-3-6-7	辰印御長持入記			辰印	「辰11月2日調済」「・印之分其俣入れ 置」「辰印御長持入」
文	6-3-6-8	巳印御長持入記			巳印	「御在所送り」「巳印御長持入記」
文	6-3-6-9	未印御長持入記		御側御納戸	未印	「御在所送り 未印御長持入記」「引合 済」「御側御納戸」
文	6-3-6-10	酉印御長持入記		御側御納戸	酉印	「御在所送り 酉印御長持入記 引合済 御側御納戸」
文	6-3-6-11	戌印御長持入記			戌印	「戌印御長持入記」
文	6-3-6-12	亥印御長持入記		御側御納戸	亥印	「御在所送り 亥印御長持入記」「辰11月 調済 丸印之分 此御長持其俣入置」 「引合済 御側御納戸」
文	6-3-6-13	亥印御長持入記			亥印	「亥印御長持入記」
文	6-3-7-1	壹番御長持入記 御側御納戸		御側御納戸	1番	「壹番御長持入記 御側御納戸」
文	6-3-7-2	御道具壹番御長持入記		御側御納戸	1番または 15番	「御道具1番御長持入記(拾五番棒線消 し)」「引合済 御側御納戸」「一番御土 蔵」「調済 11月4日」
文	6-3-7-3	三番四番御長持入記		御側御納戸	3番、4番	「御在所廻り御道具」「3番4番御長持入 記」「引合済 御側御納戸」
文	6-3-7-4	四番緑印御長持入記			4番緑印	「四番緑印御長持入記」

文6-3-2-2 4番緑印2番御長持より引取と記述が同じ。文6-3-2-2最後の記述である「御棚」に書上げられているものは、こちらには記述がない。	
文6-3-4-4と記述は同じ、こちらにあって文6-3-4-4にないものや、文6-3-4-4では見せ消しになっているものがあるので、こちらが先に作成されたものとみられる。	
[一鶴模様ダンツウ 壺枚△][赤地雲形ダンツウ 壺枚△][大ダンツウ 壺枚△][一禁裡御常用御皿壺箱△]	
[嘉永6年2月御買上・一ガラスコップ2ツ入 壺箱△][レ印一金絵キヤマン御徳利壺箱一対入△][リ印・一コップ 壺箱△]ワ印、ツ印、ぬ印などもあり、[チ印2箱之内・一金絵イキリス焼御猪口10 壺箱△ 内一ツ御手元江上り居 内壺ツ出ス11月6日] ガラスやキヤマン、紅毛、南京などの物品が多い。	松代に送られた道具で、11月6日に調べた
[○一新渡御猪口皿10人前 壺箱△(○有)][○一流銀鈿御香炉 壺箱△][○一唐物硝子油絵御額 壺箱△][朽木干寿院様之御遺物○一キヤマン御菓子入 壺箱△][○一フレッキ丸縁透盆 壺ツ△][○一中星儀 壺箱△] ガラス、唐物、琉球などのものが多い、後半は一括で横棒線見せけし	(安政3年カ)6月18日に松代に到来、11月28日に調べた
[一黒塗笹唐草蒔絵御刀掛 壺箱△(○有)][伊藤修理大夫様より御到来一鞍材掛一背分△][一遠眼鏡 一△ 亥印御長持へ引取]	文6-3-6-12亥印に「遠眼鏡」あり。ほかにも亥印へ引取というものがあり。こちらが先にできた台帳か。亥印にはみえないものもある。
[一御時計桐箱入品々 一箱][一御状箱 内矢ノ根品々入 一箱][一御状箱 6箱][一官位須具侶久 一箱][一葵御紋肩衣品々入 一箱][一忠孝御額 一枚]	
[一御喉輪 一箱][大暁院様一御遺物御文具 一箱] 琵琶、采など	
[一焼物御水差△ 一箱(白付箋貼り) 亥印御長持へ引取] 亥印へ引取このほかにも数点あり、6-3-6 亥印に記載のものあり。	亥印に引取というものあり。こちらが先にできた台帳か? 無いものもあり。
[一御道具帳3冊] ほか短冊箱、字引きなど	4月19日に松代に着
[60番 桐小箆筥][一勢州御代参地? 壺帙][一書類2包] 書類などか? [61番 春慶御箆筥一ツ]	
[一焼物風呂釜一組△][一御じんこ一ツ△][一御琵琶2面△][一御納戸書類袋入壺ツ] ほか月琴、鉄砲道具、字引き	
[一康熙字典 壺箱 日印][一御書類一詰]	文6-3-5-13日印には記述なし
[26番御長持入][一御茶器類入]	
[一御神前御道具一式][一支配書類入桐箱壺ツ 内焼物御水入壺ツ御半焼壺ツ 入][一書類壺詰] 〆[一葵御紋御打物 壺詰] など	文6-3-6-7辰印とはあわない
[○一感応院御詠草入 一箱△][御手許3番へ引取 一火の用心入 一箱(白付箋付)][一武鑑入 一箱(白付箋:フ)][一〇利まん弓御矢(一ツ)][○一感応院様御歌品々入 此内鼠不犬より出候品々の御■■類入一壺箱△][一御同院様御筆彫御聯 壺包△(白付箋:レ)][○一大雲院様 御供立 御留袖等之書類入 壺箱(白付箋:タ)][△はんへ 一御筆入 壺箱][○一天真院様より感応院様迄御代々様御裏方様御遺物■■分■■被下帳面入 洪紙包一ツ△]	
[一朱網代背負御具足櫃 壺ツ△ 但朱塗御紋付革御油単添][一黒塗御具足櫃 壺ツ][蜻蛉御前立 壺箱△][一御脇息 一ツ△]	6月10日に松代に着
[21番 御絵図][22番 20番/34番/目安箱壺][寿印4番 御算?木 壺箱/方尺 壺箱][同6番 15番御巻物入]	1番から22番、寿印4番から6番があり、さらにその中にまちまちの番号がある。長持番号とさらにその中に入れる箆筥番号か
[梨地桜桐蒔絵一御鞍 壺箱][一和琴 壺箱 但金花鳥桐御箱也][以上一手棚][73番 一御具足櫃 壺ツ][円明院様御分 一龍御前立物 壺箱][感応院様御拜領一蘇鉄御火鉢壺箱][御鞍材 一背(見せ消し)][一紫炭庵御額 壺面][一冠峰御額 壺面][一楽亭御誓書御碑 壺枚][一御長刀 壺振][一火燈覆 一対 壺箱][香雲院様御遺物一御弁当箱一対 2箱][一金花鳥御板木 壺枚][一法華経御板木 3枚][一金御紋朱草履 豊御具足入御櫃 壺荷][一棹入 御陣太鼓壺ツ][24番 一白桐御箆筥 壺ツ][一東方朔御遺物 壺箱][一梅鉢御紋散御提重 壺箱][一薄端御花生 壺箱]	文6-3-6-9未印にある龍御前立てあり、文6-3-6-9には2階に出すとある、文6-3-6-11戌印にある蘇鉄火鉢は「未印に出す」は見せ消し、東方朔御遺物は文6-3-5-15梅印11番にあり、薄端花生は未印に見せ消し。南部坂御庭の新一番土蔵2階棚に入っていた物品の書上げか。これが松代に送られて番号毎に分けられたか?
[一三河志 壺部][一杉原紙 壺束][一御書物 四詰][一御真綿 三詰][一白玉 七つ][一同 五つ]	
前半は小袖、羽二重など衣服類、後半「廿四番御箆筥入之記」[一団次作御小刀][以下25番御箆筥入記][一御朱御水呑壺箱(下付箋:外御帳面ニモ有之八□□)]	
[御茶器入3番 鍵添][一瀬戸物唐草三重組壺箱△][一乾印 19番御長持より出候分(下付箋:此分御茶器之部)][一御袋棚壺箱][一雁金御紋付御菓子盆拾枚壺箱] 閏7月8日	年代からして、ほかの台帳とは少し異なるか。「茶器」として分類されている

文	6-3-7-5	(一番ほか御長持より引取記)			1番長持より引取、2番長持より引取	
文	6-3-7-6	六番御長持入記			6番	「六番御長持」
文	6-3-7-7	拾二番御長持入記			12番	「拾二番御長持入記」
文	6-3-7-8	御在所送り御道具拾五番御長持入記		御側御納戸	15番	「御在所送り御道具 拾五番御長持入之記」「11月6日調済」「引合済」「御側御納戸」「1番御土蔵」
文	6-3-7-9	御在所送り御道具拾六番御長持入記		御側御納戸	16番	「6月18日到来 御在所送り御道具 拾六番御長持入記」「11月28日調済」「引合済」「御側御納戸」
文	6-3-7-10	御在所送り御道具拾七番御長持入記		御側御納戸	17番	「御在所送り御道具拾七番御長持入記」「引合済」「御側御納戸」
文	6-3-7-11	御二階下廿番御長持入記			2階下20番	「御二階下廿番御長持入記」
文	6-3-7-12	廿四番御長持入御長持入記			24番御長持入	「廿四番御長持入」
文	6-3-7-13	三拾三番御長持入記		御側御納戸	33番	「33番御長持入記」「引合済」「御側御納戸」
文	6-3-7-14	五拾九番詰箱記ほか			59番詰箱	「4月19日到来」「59番詰箱」
					60番・61番	(六十番・六十一番箆筒入記)
					24番	「貳拾四番御長持入」
					辰62番詰箱	辰六拾貳番詰箱御長持入記
					26番	貳拾六番御長持入
					辰33番詰箱	辰三拾三番詰箱
文	6-3-7-17	御在所送り 南奥印御長持入記			南奥印	「6月10日着」「御在所送り 南奥印御長持入記」「11月26日調済」「引合済」
文	6-3-7-18	御送り御道具▲印御長持入記		御側御納戸	▲印	「6月10日着」「御送り御道具 ▲印御長持入記」「御側御納戸」
文	6-3-8	(土蔵并ニ長持番号)				
文	6-3-9	御庭新一番御土蔵御二階棚之部			御庭新一番御土蔵2階棚	「御庭新一番御土蔵御二階棚之部(下付箋:此分外御帳面之内ニ有之・)」
文	6-3-10	十番諸箱之印 新二ばん御ひつ入記			新2番	「新2番入記」
文	6-3-11	壹番御小袖箆筒入記			1番、24番御箆筒入	
文	6-3-12	御茶器三番入記	(安政元)閏7月8日		茶器入3番	

<p>[三番 一通俗水滸伝80冊] [6番御手許江差上 一通鑑監專要十五冊] [11番北榎閉略8冊] [12番蝦夷拾遺 6冊之内一冊] [13番地方落穂集 御手元7冊] [35番 感応院様御秘書水戸齊昭公御書入有之一 童蒙易和物底集2冊] [慧昌院様御分 52番 一吾妻百人一首 壹冊] [御在所御書物之記] [4番 湖月抄] [12番 八代集 御手元江出] [〇地印御箱江仮入御書物] [一集美録 6冊 内5不見] 現在もあるもの多数あり。〇「荒印御箱江仮入御書物」[一朶雲帖 一帙] [(貼紙:資治通鑑 29冊目 1冊)]、松印江入、20番へ入などもあり。</p>	<p>番号がふられるほか、地印、荒印の御箱江仮入御書物とあり、松印入もあり、番号の付いた長持に入れた際の台帳か、書籍はほかのものとは分けてあり、松印などの番号は異なる。</p>
<p>「南部坂御土蔵御二階之部」[73番 円明院様御分 一背負櫃入具足 壹領] [107番 一芹蒔絵御広蓋 壹箱] [円明院様御分一御長刀 壹振] [一御盆入青漆御文庫 壹包] [一御夜光貝御盃洗 壹箱] [21番御長持] [一御拝領御庭蘇鉄御火鉢 一箱] [一御拳之鴨御置物 一箱] [梅印御箱入一州浜御紋御鞍 一背] [御賀之節一御筆物 一箱] [22番御長持] [一方尺 一箱] [28番御長持より] [一御平盆並御茶碗 一箱] [23番御長持より] [一御蕎麦蒸籠 式箱] [一梅鉢御紋付御提重] [24番] [一紫檀鉄刀木御筆筒 一箱] [25番] [一釣瓶御花生 式組] [御二階9番御長持入 一孔雀之尾 一箱] [松平肥前守様より御到来 一猪口50入 壹箱] [9番御長持より出す 一割州浜御紋付黒塗御文庫 壹ツ]</p>	
<p>[6月2日到来] [梅印2番御抱具長持入] [火打仕掛ケヘル御筒 壹挺]</p>	
<p>[此御長持之鍵無之ニ付錠之■■■をしぼり封印■■■御■■■ 6月 2番] [御長持壹棹] [内 御神前之御品々] [一御懸物 18幅 (白付箋付)] [一三ツ具足 壹通] [一天児 壹ツ (白付箋)] [右御神前之品] [一姫かがみ 3冊]</p>	
<p>[一御短冊 一箱] [御拝領一御置物 一箱]</p>	
<p>「馬附御荷物箱式ツ」 [内壹ツ 新10番御櫃壹箱内入] 大紋や羽二重などの衣服類。「寿印3番御箱」 [御日記 5冊] (半ページ白) [一白刺貫] [前田量平返上分一布衣 一領 一刺貫 一領] [竹印 一御狩衣 一領] [松印] 狩衣、帷子、石帯など、葵御紋黒羽二重小袖など7筆は、服紗包で上封浅浅包ニテ御廻申候 とある。(半ページ白) [一御羽箒 壹 (下付箋:御茶器より出居■■■・)] [一御煙草盆 壹 (下付箋:御在所御道具より出居と有之・)] [一御土器式ツ入 壹箱 (白付箋付)] [一菊模様御筆筒壹ツ 但侶服紗包 (下付箋:御在所御道具之内有之)] [一御実名 松平次郎様御名 式箱 (下付箋:外御帳面ニ有之■■■)] [一御臍帯 御産着一箱] [一焼桐御箱紅毛算木 △] [一滋野世記十八冊其外品々入小箱壹ツ (下付箋:御書物之部・)]</p>	<p>文6-3-5-24松印とは合わない。</p>

「」は見出しの記述、[]は本文の記述を表す。判読不明文字は■■■とした。
漢数字は、適宜アラビア数字におきかえた。

②と⑤に円明院様御分とある二点は同じものと思われる。円明院は、真田幸貫の養子で、文政九年(二八二六)に死去した真田幸忠のことである。また、③の朱網代背負御具足櫃は具足とも現存しており、現在は同じく③にある蜻蛉の前立てとともに、七代藩主・真田幸貫所用甲冑(史料番号 武器一四七)とされている。①の御鱗具足は真田幸貫夫人所用甲冑(史料番号 武器一五〇)、④の豊具足は真田幸貫所用とされる甲冑(史料番号 武器一四九)である。

この①から⑥までの具足は、文久元年の武器帳(以下、武器帳)には記載がない。武器帳は武器方の道具帳であり、武器方で管理・保管していた武器・武器が掲載されたものである。一方、①から③までの甲冑は、御側御納戸役の管理であったことははっきりしている。すなわち、少なくとも甲冑のなかでも、武器方管理の甲冑と御側御納戸役管理の甲冑の二種類があったのである。①から⑥までは、江戸から松代に送られた後も、文久元年にまとめられた武器帳には記載されていないことからみて、武器方管理にはならなかったと考えられる。

まとめ

以上、嘉永五年から安政三年にかけて整理された文6-3の道具帳について考えてきた。文6-3は真田幸貫死去から松代城花の丸御殿と安政の大地震を経て、松代に移送された道具の帳面であり、長持ごとに番号が付けられ、長持毎の道具帳が作成されていた。おそらくはすべて二部作られて、江戸に控が置かれ、安政三年の十一月には移送された道具の確認作業が行われていた。その際、長持と長持の間で道具の入れ替えがなされたり、長持だけでなく筆筒もあったこと、入れ替えについてはものによっては追跡できるものもあることがわかった。これらの道具の持ち主は多くが真田幸貫と同時代あるいは幸貫より前の人物を想定することができる。ま

文	6-3-13	(収蔵書籍一覧)			典籍類	
文	6-3-14-1	南部坂御土蔵分御二階上之部 外		(南部坂御土蔵)	南部坂御土蔵御二階	
文	6-3-14-2	梅印二番御抱具長持入				
文	6-3-14-3	(六月御二番入記)				
文	6-3-14-4	卯印新御長持入記				[卯印新御長持入記]
文	6-3-14-5	(馬附御荷物箱式ツ入記)				

た、甲冑について、今回取り上げた道具帳記載のものは多くが御側御納戸管理であり、武器管理の武器帳には掲載がなく、同じ甲冑でも、別々の管理がなされていることがわかった。

細かな冊子の集合であり、記述が煩雑なため、すべてをわかりやすくまとめることが困難で、現時点で気付いた点を述べるに留まった。現存する道具との同定作業も、わずかに表に入れ込むのみとなってしまった。今後は、今回取り上げた以外の道具帳の調査を進めるとともに、文6-3の道具帳全文翻刻に取り組んだうえで、改めて他の道具帳との比較ができればと考えている。

註

- (1) 『松代藩庁と記録―松代藩「日記繰出」―』(国文学研究資料館史料館編 名著出版1998年)、『藩の文書管理』(国文学研究資料館編 名著出版2008年)、『近世大名のアーカイブズ資源研究―松代藩・真田家をめぐって―』(国文学研究資料館編 思文閣出版2016年) など
- (2) 原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」(国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院二〇〇八年)、『真田宝物館収蔵品目録』長野県宝真田家文書(二)～(四)、『松代文化施設等管理事務所二〇〇四年～二〇〇七年)、『浅倉有子「松代城地の払下と真田家の道具類(宝物)の管理」』(『松代』22号 松代文化施設等管理事務所二〇〇八年) など
- (3) 『真田宝物館収蔵品目録 服飾』『同 能楽・楽器』『同 茶器』(松代文化施設等管理事務所発行) など。
- (4) 北村典子「江戸後期松代藩真田家にみる大名の婚礼道具」三千姫・峯姫の事例(『松代』13号 松代藩文化施設等管理事務所 一九九九年)では、婚礼道具とその道具帳について分析が試みられている。
- (5) 『史料館所蔵史料目録 第二十八集』(史料館編 一九七八年) 以下断らない限り、藩主・夫人の死没年は同書によった。

- (6) 『海津旧蹟録』(真田宝物館編 一九八九年)
- (7) 国文学研究資料館所蔵真田家文書い一〇三三日記控 安政二年十月
- (8) 国文学研究資料館所蔵真田家寄託文書131-1-18。翻刻は131-1、131-3については、『備え 真田家の甲冑・武具』(松代文化施設等管理事務所編 二〇〇二年)に、131-1-7については『松代』18号(松代文化施設等管理事務所 二〇〇四年)に掲載されている。甲冑の記載があるのは131-1である。

翻刻『菊の分根』(8) 地(31-3-12)

真田連句をよむ会

小幡 伍 大日方裕美 柿崎 孝子
 佐藤さわ子 田中 良彦 玉城 司
 寺田 寿子 豊田 千明 荻原 幸子
 牧 長夫 牧 豊子 丸山 聖子
 宮澤 恵夫 矢野 清登

【解題】

前号(「松代」30号)に、続いて真田宝物館蔵『菊の分根』を翻刻する。前回と同じ冊子で題簽には『菊の分根』(後補)、整理番号ラベルに「31-3-12」と付す。今回翻刻するのは、これに収録されている中間の百韻五巻である。なお前回も述べたが、表紙見返しに原題簽(無辺。草花散らし文様)と思しき題簽が貼付されており、それに「菊農分け根 地」とある。本書の成立年は、(8)と仮に付した第八巻目奥書に「右宝曆甲初春晦成」の年記があるので、今回収録した五巻も、前半部同様に宝曆十四年甲申初春(この年六月二日、明和元年に改元)以前の成立と考えるべきだろう。本書の「天」は失われてしまったものか、他に紛れて整理番号が付せられているものか、再調査してみたが、真田宝物館での所在は確認できなかった。出現が待たれる。なお、前回も記したが、先人が付したラベル「31-3-11」の一書には「定会/相撲 菊のわけ根」という原題簽が備わり、内表紙に「存義坐十評 巳閏 暮春八日初席 定会角力」とある。その裏には、相撲の東西にならって「初席位附 西 大関 菊貫 関脇嵐牙 小結希言 前頭雅水 前頭雲牙 前頭斗涼/東 大関田鏡 関脇祇東 小結伴水 前頭魚輔 前頭絮雪 前頭野十」と連衆十二名を記し、巻末

奥書は、相撲の東西にならって「西五評 買明 常仙 白頭 秀国 菊堂/右 安永二巳閏三月八日初会同 廿二日開点陽信/東五評 楼川 温克 在転 祇徳 田女」の宗匠名と興行年月を記載する。つまり、成立年は安永二年春であり、点者も異なり本書との直接的な連関がみられない。

各巻の概要をみるために、それぞれの巻(百韻)には便宜上(6)から(10)の算用数字を記した。その発句は、次の通りである。

(6) 四季のうちには霜を戴く翁かな (*前号の四巻と

五巻と同じ発句、連句・連衆は別)

(7) 蝶は夢出しぬく庭や冬花王

(8) 梅一本双紙干へき枝もかな

(9) 梅一木双紙干せとて流し枝(菊貫の句か)

(10) 青柳ハ水に陰を書く姿かな

奥書と句上げは、次の通りである。

(6) 右霜月二十二 烏 席 / 祇徳祇東/海旭祇東 朱引

(7) 右杪冬 米仲勝/平砂勝 両評

(8) 右宝曆甲申初春晦成/月村魚輔/麟嶺雅水 両君 四評/亀成雅水/秀億勝

(9) 右仲春四日 席 月村君看江 / 田社勝 / 田女勝 朱引

(10) 右仲春四日 席 月村君看江 / 田社勝 / 田女勝 朱引

(10) 右仲春成/米仲其昔 楼川勝 朱引
 続いて、連衆と点者を二覧しておきたい。

(6) は、祇東・魚輔・菊貫の三吟。点者は祇徳、海旭。

(7) は、菊貫・祇東・橘丸・魚輔・麟嶺・其昔・龍水・蘆暁の八吟。点者は米仲、平砂。

(8) は、菊貫・祇東・柳艸・雲牛・魚輔・雅水・波山の七吟。点者は月村、麟嶺、亀成、秀億。

(9) は、菊貫・其時雨・祇東・橘丸・柳艸・昔江・柳波の七吟。点者は月村君、田社、田女。

(10) は、菊貫・魚輔・祇東・雅水・芦(蘆)暁・龍水・其昔・麟嶺の八吟。点者は米仲、楼川。

(6) から(10)の発句の作者は未詳である。(6)は前号で翻刻した(4)と(5)と同じ発句を立句に表八句を同じくするが、裏以降は異なっている。本書

が基本的に成立順に収載されていることから(6)(7)は、は宝曆十三年冬の成立で、(8)以降は、宝曆十四年春(明和元年)の成立だろう。とすれば、

これらは、菊貫(幸弘)二十四歳から二十五歳に一座して巻いた百韻で現存する最初期の連句資料であり、

そうした意味でも貴重である。

前回(1)(2)(5)の点者の一人・月村君は、大和郡山二代藩主・柳沢信鴻。信鴻の継室は、幸弘

〔菊貫〕の祖父真田信弘の娘で、父信安（松代藩五代藩主）の異母妹だから、幸弘の叔母。菊貫が生涯俳諧に親しんだのは、若き日に信鴻に親しんだからだと思われる。そのことを物語る資料としても本書は貴重である」と述べたが、今回の（8）（9）も、月村（米翁・柳沢信鴻）が批点しており、菊貫（幸弘）の俳諧に与えた影響が大きいことを伺い知ることができる。

なお、幸弘の百韻に批点したのは、信鴻の隠居所・六義園かと想像するが、資料的裏付けを知らない。お教えいただければ幸いである。幸弘の参勤交代の実施状況からみると宝暦十三年八月二十八日、松代を発ち九月三日江戸着、翌年（明和元年）は七月十一日江戸を発ち、七月十六日には松代に着いて越年しているの
で、今回の百韻五巻は、（6）が十一月、（7）が十二月、（8）が翌年一月、（9）（10）が二月、いずれも松代で巻いて、江戸へ参勤するときに持参して、批点されたものだろう。

【書誌】

真田宝物館蔵書名／『菊の分根』（後補）

真田宝物館整理番号／31―3―12

書型 綴 料紙／大本27・4×19・7 種。袋綴 楮紙

表紙 色 模様／縹色無地

題簽／「菊の分根 地」

見返し／本文共紙

目次／なし

丁数／全一三六丁 墨付一三二丁 行数七〇八行
（今回は第四十二丁から八十丁まで翻刻した）

【凡例】

- 1 原則として旧漢字・異体字は現在通行の漢字に改めた。
- 2 仮名づかい、仮名の清濁は原本のとおりとした。
- 3 収載句には人権にかかわる用語がある。資料的性格を考えて原本通りに翻刻したが、読者は、人権問題の正しい理解のうえにたつて、判断していただきたい。
- 4 本稿は、「真田連句を読む会」の解説に基づいて、小幡 伍が原稿を作成、豊田千明が批点を書き入れ、玉城 司が解題を記した。

（6）

四季のうちに霜を戴く翁かな

蓬萊山ハ冬の働

一を聞く其懐に筆有りて

子細らしくも物陰の咳

竹ならハ割つて見せたき心さし

秋と申さは月の受取

或時は引牛に成る鹿の声

芭蕉は風に船と疑ふ」 41才

海旭五
片耳に水音残る木曾の旅 祇東

海旭七
岫より出て終イ雲の峯 魚輔

恵廓
猿ほとこの店せも涼しき心太 菊貫

矢立ふらつく使者の若党 輔

祇東十
汐風に銅鑄る御門跡 東

鶯と鳥の中に鶯音 貫

祇東五
庭先て居風呂に入田刈とも 輔」 41ウ

脛白く〜と野分山かせ 貫

海旭五
有明の衣く〜浅き軽井沢 東

五ツて重をふさく牡丹餅 輔

井戸替の尻て押折小柴垣 貫

海旭十
董握て迷子泣く也 輔

乞食か掃残されて華の山 貫

祇東五
寿永の空にミへぬ赤八巾 輔」 42才

海旭七
勅使荷のもの騒しき大井川 東

海旭五点
撰待寂て狂女寐て居 全

海旭五点
移香も離座敷のほとゝきす 貫

徳 撰待、秋也。夏○付如何
京見物のもめて来る髪 東

祇徳十点
藤骨柳に羽織の折目ふへにけり 輔

火桶つめたき辻の夕昏 貫

海旭七点
寒垢離の背中撫れハ酒臭き 輔 42ウ

祇徳十八点
海旭十点
菩薩の外に廿五騎町 東

呉服屋の傘も嬉しき春の雨 貫

祇徳十点
蛙ひそかに昏る土船 東

祇徳七点 海旭五点
又足を切れと藤見の御腰掛 輔

祇徳七点
合三弦のこゝろまで合 東

蛸一重曇りて月の新まくら 貫

海から風をはこふ闌干 東 43才

祇徳五点
帆はしらハ鶉のとまり木と見へに鳧

海旭五点
行脚の杖のへるをよるこふ 貫

海旭七点
江戸衆の遊ひかてらに段かつら 輔

祇徳七点
日よけの色を揚る生醉 貫

家猪ひとつとり巻居る禿共 東

鳴かくれする懐のふみ 輔

逢はぬ恋頓死と悟り給へかし 東 43ウ

舟宿にさへ百舌鳥の草茎 貫

祇徳十五点
常番て時を覚へる月の窓 輔

海旭十五点
寝積迦の足を渡る秋風 東

祇徳七点
四五人て銭を算へる嵯峨の奥 輔

海旭十点
鼻のなひのが馬士の親分 貫

への字形に華の中成る野雪隠 輔

落ちて怪我せぬ若草の蝶 貫 44才

三

祇徳五点 海旭五点
太閤の陣場も霞む箱根山 東

海旭五点
火縄てあふる膏葉のへり 輔

祇徳十点
海旭七点
灘いくつ越て日本の砂糖菓子 全

岡両までをかこつ恋瘦 貫

祇徳七点
鬢水に我も咲せん冬の梅 全

海旭二十点
除夜の局に取ちらす衣 東

縁下へくはへて這入る鰹節 輔 44ウ

踵へ押すか下駄の焼印 貫

祇徳七点 海旭七点
散々に江湖崩れる秋の雲 東

子ゆへの闇や月の洗濯 輔

祇徳五点 海旭五点
朝露ハ借馬の鞍に置き並へ 貫

御組屋敷ハ揃ふ鬢形 輔

祇徳五点
賭的の一ト矢にせまる鐘の声 東

懷中をしてひつむ焼飯 輔 45才

祇徳十点
胴切に猪を仕て置く袖か軒 東

天窓下しに足らぬ初雪 貫

海旭十五点

暁や舞子か戻る声すなり

座頭まで来る初産の伽 輔

棕櫚等逆に立て玉の汗 貫

敷居鴨居の光る旅籠屋 東

海旭十点

鐘かけを鼠か渡る天の川

郷侍のしらぬ朝貝 東

昼の月米つく肩に傾きて 全

手桶ひとつて足りる裏店 輔

祇徳十点

我独琵琶ハ淋しき抱こゝろ 貫

何か掘出す古城の跡 全

熊蜂の吸ふてハ渡る華の枝 輔

軒端にかゝる程の糸遊 東 46才

名

姉御からよむ疱瘡を順の峯 輔

貫と直くにさしてミル櫛 貫

海旭十点

おもはゆき筑摩祭の神慮 東

散る方晴き卯の華の雪 輔

枝折戸も厠の口へ落ふれて 貫

竹新しき関の灰吹 東

凧の磨出したる浅間山 貫 46ウ

光ルかかうへに箔代の欲 輔

村雨に支離車の押やられ 東

祇徳十点

旦那を置ひてきたる居酒屋 貫

連歌師の妻ほとに筆も働て 東

心やすむか過て囁 輔

震返し湯殿に帯も残る月 貫

土圭(時計)にまじる秋の風鈴 輔 47才

鹿笛の上手か過て哀なり 東

ウ 海旭十点

祇徳七点 海旭五点
椽の下まで寮の物置キ 貫

祇徳二十点

蕎麦切堀出されたる雪の葱 輔

埃を尋てあさる雞 貫

祇徳十点

海旭七点
隠し町樋竹売の長くと 東

暖簾も扣くうき人の尻 貫

山統白衣黒衣も華衣

めてたき事の重るも春 47ウ

右霜月二十二鳥 席

祇 徳祇東

朱 引

海 旭祇東 48才

(白丁) 48ウ

(7)

蝶は夢出しぬく庭や冬花王

ちろりの爛のうまひ初雪

いそくと担た籠の販て

たはこの烟輪に吹て居る

入札は何の流義か書散らし

二日続て舟で昼飯

宵月八また暫くも残りけり

心豊に蛛も静けき

「 49才

米仲五^点 平砂五^点
一葉ほと寺を見せたる桐の奥

菊貫

平砂五^点
枕にせんと溜る茶の殻

祇東

平砂五^点

琵琶法師扶持贈らるゝ甥有て

橘丸

平砂五^点
暮るゝと垣へ覗く泥坊

魚輔

平砂七^点
婚礼は差合なしの表芸

鱗嶺

米仲七^点
衣桁を杖に睡る姆

其昔

米仲五^点
云にくひ恨ハ筆にいわせけり

龍水

米 たい来る波にあらはれて

念力岩を通す金堀

蘆暁

世渡り八月の光も頼もしき

平砂十五^点

隱居自慢の筑(築) 山ハ富士

嶺

米仲七^点
傘をたゝめハ霧に穴明く

水

平砂七^点
草庵に蔦の繁りは一構へ

昔

平砂五^点
水を尋て下る荒猪

嶺

此頃は賑かに成る華の山

遊ひとりく何所も麗

「 50才

二

暁

平砂五^点
藪入を手くたの糸て釣に出る

暁

波吉やから便り求めて

米仲七^点
初鮭の子ハやすかたと答へけり

貫

平砂五^点
半弓翦れてむら衡立

米 初鮭秋にて候をいか、して

深川やまだ萱葺の引寺号

輔

国さむらひの茶屋を汲干す

丸

米仲五^点 平砂五^点
聾の無筆といふも哀なり

水「 50ウ

米、うき世に着することなくて是も可なり

隱居自慢の筑(築) 山ハ富士

嶺

碁将棋にはりを付たる五月雨

米仲七^点 平砂五^点
翌は隣を植る早乙女

暁

平砂七^点
菅笠に赤カねの紐や軽井沢

輔

米 所からの品物とさためられ

蟻のことくに引て来る牛

折戸の音も漸寒ひ也

「 51才

米仲七^点
鼻先の蠅か立ても鳴の秋

貫

米、心なき身にも

御伽坊主の蜜柑丸吞

嶺

平砂七^点
泉水の湿を鼓の請とりて

水

四ツ手に念のかゝる人相

暁

米仲五^点
恋すてふわか名ハ人に気違と

昔

米 立て見居て見、見れと

熊野かわかれに降るハ盃

貫

米 あなにくのむら雨や

釣り瓶に柳の垂るゝ附書院

輔

春末寒く氷る箒め

東

焼筆の跡から花ハ咲にけり

米 植物かくてものかれかたし

平砂七点
それかあらぬ歟野渡の行人 丸

平砂十五点

三芳野や紅葉の庵も捨られす

輔

米仲七点
我先きに瀧へ飛込む湯治先キ 暁

米仲七点

晋子か酒を颯る秋の蚊
米 飲中八仙とや

東

乞食の寐間に露霜の夜着 昔

米 うえき世にかへすあかつきのかねも

市中とは申なからも月の夜半

東

峯よりも用有けなる月の面モ

ウ

けふも留守かと上る暖簾

「 53 オ

横筋違に雁の群

米仲十一点

売切るも男也けりはつ鯉
米 鎌倉はいきて出けん

貫

名

関寺や歌よむ婆々と尋ねけり 丸

「 54 オ

平砂五一点
案山子にも紙子の形の恥かしく
米 さすかに弓矢は捨す

米仲十一点

鬼住む町の伽羅臭キ風
米 いふハ誠か

丸

平砂七点

頭痛の種を蒔し簫吹
米 是もうつたふるかことし

東

憂名の波を颯る恋風

水

宿問へは安達か原と囁きて

輔

平砂五一点

拳酒のしたみくを座頭の坊

貫

待侘る俣に寒夜の霜を聞

平砂十一点

天窓はかりの殖へる地謡

貫

米仲七点

新地の枕汐を覚へる
米 友よふ千鳥折ふしに

丸

平砂五一点
鐘ハ湯と成る御局の声
米 なんほうおそろしく

米仲十一点

つまみ喰鮮のうへにハ恥もなし
米 生前一杯の酒

東

平砂七点

網子と呼ふ下女紺色の後付

輔

米仲十一点

平砂五一点
狎の価是そ破の初めなり
米 驕ハますへからす

平砂十一点

涼台から落ちて来る碁笥

丸

平砂七点

古三味せんの化る旅籠屋

東

平砂七点
調度牡丹へ亭の成就

平砂十一点

子の機嫌とるほと乳母ハのさはりて

丸

米仲十五点

麦飯や野は諫鼓鳥雨ハ梅

丸 「 54 ウ

吞尽し沈む瀬あれハ浮む瀬も 嶺 「 52 ウ

米仲十五点

輪袈裟て犬を縛る学寮
米 閑寂中の一矢

貫

米仲二十点

掘貫や浅黄に水の湧返り

東

勘当の子に居へる陰膳

昔

鳥飼馴て猫と別戀

水

米仲十五点

抱屋敷に鷹匠の幅

嶺

胸の針あほう鳥にうたれ鳧

暁

自然薯の気俣にのひし売屋敷
米 すまぬのらとなり

暁

米仲七点

秋のつかれもやすむ後手
米 しはらく風雪に遊ぶ

昔

米仲七点
夜明ケの伊達に看経の声

水

米仲七点 平砂五一点
秋のつかれもやすむ後手
米 しはらく風雪に遊ぶ

昔

米仲七点 平砂五一点

抱屋敷に鷹匠の幅

嶺

三

平砂十点

二枚肩内そゆかしき緋縮緬の
米よつ手のたれの
昔

恨て見ても済まぬ涕
水

宵月の冴へて心をすましけり

言葉に余る秋の只中
「 55才

霖雨にぐつそりぬける葱牛蒡
米秋にや
暁

糞附馬の道のけんへい
嶺

平砂七点
手の裏をかへすくも大晦日
昔

米仲七点
つらゝて天窓叩く夜念仏
暁

世の中に情知らすもなき物を
米人のことの葉嬉しからまし
水

米仲七点
つめるといふに二通り有
米自得すへし

隣から隣へ覗く花の枝

風も静に雛鶴の声
「 55ウ

右 杪冬

米 仲勝

両 評

平 砂勝
「 56才

(白丁)
「 56ウ

(8)

米徳公五点 亀成五点
梅一木双紙干へき枝もかな

徳 梅ハ双紙干すへき枝の多きものなれハ
ねかひひのまかな不相応也

先ッ覧より水ぬるむ頃

米徳公五点
山は雉子野は鋤鉄に春満て

ちよと手の中へ請ル吸殻

しる人に逢ぬ日も有りけふハ又

一ツ跨と直に玄閣

十五夜の趣向ハいつれ胸の月

盛りこほる、萩のいろく
「 57才

ウ

麟嶺公十点

亀成五点 秀徳七点
秋風は陸奥へとそ誘ふ水
秀 しら川の 菊貫

麟嶺公五点
夫婦乞食の憎ひ程瘦
徳 夫婦ノ婦ノ字女といふ字付合ず
祇東

麟嶺公五点
鉛売の傘まで晴き女連
柳草

米徳公五点 亀成七点 麟嶺公五点 秀徳七点
何か咲ても夕顔の宿
雲牛

麟嶺公七点
雷に六位のすくむ堀の内
魚輔

貧寺で騒く高ひ物申
徳 夕顔の事心うちこし
雅水

鎌倉に時代蒔絵の腐る程
波山
「 57ウ

亀成十点
関取り一人筋違に寝ル
貫

秀徳十点
雁一つ雲井を分る合借屋
草

夜の更るをも知らぬ名月
徳 表の月十五夜也

麟嶺公十五点 琴糸の切れて人々言騒さ
東

麟嶺公五点
落馬の童馬ともに抱ッ
徳 付あしく
山

欄干に嵐も匂ふ華の雲

土筆の筆にまかす風景
「 58才

二
亀成十五点 麟嶺公十五点
蝶くくに口を吸る、石地藏
水

一世ハいくむかし先そ頬紅
牛

亀成七点 麟嶺公八点
白拍子冬も扇子を腰にさし
輔

亀成七点 秀徳七点
須田高橋を強ひつす雪
東

亀成七点 麟嶺公五点 秀徳七点
金屏に松とは古きこと葉にも

亀成七点
しんと寂けり尼寺の暮
貫
水

麟嶺公五点
牛の背に眠気を誘ふ鶴か岡 草 一 58ウ

煙草の烟輪に吹くも癖 山

龜成五点 秀徳七点
庭出来て我も見とれる雨か降り 牛

龜成十点
風に旨味を付る若竹 輔

麟嶺公七点
世を逃て侘を相手に嵯峨の奥 水

秀徳五点
早鐘を撞く寺の泥坊 東

波を今離るゝ月の大きさは

尾花をむすふ荻の糸筋 一 59オ

ウ
龜成七点 麟嶺公五点
角の有るやうに聞えぬ鹿の声 輔

龜成五点 秀徳五点
恋しきまゝに琵琶を抱上ケ 山

麟嶺公二十五点
長局水道の水を茶に合せ 草

麟嶺公十点
似たものもある中に牡丹餅 貫

麟嶺公五点 秀徳七点
紫もたはこの藍に怪しまれ 牛

龜成十点
凝り堅まつて寐たる配当 東

徳、麟嶺公五点
筐にはやりにくけれと鶉籠 水 一 59ウ

龜成十点
若衆の髪のにほふ星合 山

宵月に高樓明るる幄造り

麟嶺公五点
管弦か済と白衣先生 輔

秀徳十五点
穴かしくおらか親仁も門徒にて 貫

龜成二十点
小雨淋しき鳥(鳥の誤記)の鶯音 東

吹散るハ花の詩歌や華の山

かけるふもゆる中を行く水 一 60オ

三
秀徳七点
土弓から放下へそれる春の人 牛

龜成五点 麟嶺公七点 秀徳五点
押へか何の守のしたり尾 輔

暖簾に犬の恐れる呉服店 草

米徳公十点
麟嶺公五点
お触を曳て通る鉄棒 水

牛若の千人切や橋の瓜 貫

龜成五点 麟嶺五点
入日遙にひかる笈仏 東

峯くらき岐蘇の山路の黄昏ル 草 一 60ウ

麟嶺公五点 秀徳七点
新蕎麦給へむ浦島の跡 輔

翌ハ寝る遊ぶ八月の夜もすから

龜成七点
御殿の碁琴や三弦 貫

龜成七点 麟嶺公五点
若代には剪り減らさるゝ松の声 牛

米徳公五点
しほかせ浴る与謝の大山 山

麟嶺公七点 秀徳五点
一刷毛に雲かくれにし古祠 草

鑄買ふたと袂から出す 一 61オ

麟嶺公五点
柳原官女の通ふ長廊下 貫

秀徳七点
一拳つゝ恋歌よむ顔 牛

荒海へ船から覗く水かゝみ 山

米徳公二十点
秀徳五点
樽へ茶碗を肌脱て出す 輔

秀徳五点
夕栄に両国曇る日影町 東

見ても見あかぬ徒然の跋 草

龜成十點 富貴には寐る事はかり萩の庵 水 一 61ウ
麟嶺公二十點 德 萩

残暑の水の中る左遷 牛

月の宵打出てミれハ白妙の

龜成七點 森ほのくくと明烏啼く 山

龜成五點 麟嶺公五點 宮寺の白眼くらする鬼瓦 水

秀億五點 やすむ大工は人間の鮓 貫

近道を麓から呼ふ花の山

火繩の戻し燃る陽炎 德 陽炎百員ニ一ツ蜻蛉のカケラフハ別 62オ

波

麟嶺公八點 幕串に干ス白魚の夕日影 草

德 陽炎ハ昼より前の物 夕日かけハ不都合 鼻を押へて通る能登浜 水

龜成七點 麟嶺公五點 秀億七點 ほとつちりと雪に栄たる僧ひとり 東

龜成七點 荒神棚へ火を灯ス見ゆ 輔

秀億七點 立のま、お客分とハおほけなき 牛

秀億七點 同し旅なら御油や赤坂 山

秀億十點 麟嶺公七點 米徳公十五點 龜成十點 一声は按摩座頭かほと、きす

秀億七點 髪にあやめの匂ふ出格子 東

くり返す文にも交るちらし書 草

麟嶺公十七點 秀億二十點 預りものか若後家の経 山

龜成五點 下駄足駄紙燭に風の気あつかひ 輔

麟嶺公十一點 秀億五點 溜め小便にまた余る能 牛

青空に扱も幽や昼の月

野分そよく誘ふ薄野 一 63オ

龜成七點 棹のやうに堅田へ続く雁の声 水

龜成七點 麟嶺公五點 六部の丈イの長きかけほし

米徳公五點 龜成五點 尋寄る小家に藁火焚さして

秀億七點 洗ふてミれハ白の飛石 德 猿松(猿)

御通とわんはくともか竹帚

華によそへて借る毛氈

龜成七點 茶便桶銀かなものも春の色

霞にわかる遠近の山 一 63ウ

右 宝曆甲申初春晦成

月村魚輔

両君 四評

麟嶺雅水

龜成雅水

秀億勝 (白丁) 一 64オ

一 64ウ

(9)

梅一木双紙干せとて流し枝 社や 德 御句存居候間 点のそく

先算より水ぬるむ頃

山は雉子野は鋤鋏に春満て

ちよと手の中へ請る吸殻

知る人に逢はぬ日も有けふハ又

ひとつ跨くと直に玄関

十五夜の趣向ハいつれ胸の月

盛りこほる、萩の色く

徳 此哀先達而拝見

「 65才

ウ

世をさりて旨ひものあり魂祭

菊貫

二

老の指折るまでの一日 其時雨

閑に琵琶のしひれる竹の奥 祇東

米徳公十点

しくれ静に亭の長嘯 橘丸

鮮ひ水に溺る、料理人 柳草

威光にすへる名産の山 昔江

田女十五点

振そてハ思ひの丈ケの借し小袖 貫 「 65ウ

連歌師の手に本意なくも扇子箱 波 「 66ウ

夜半の月の晴る忍ひ路

田社十点

破れ間から椎のこほる、芭蕉の葉 丸

田女十五点

奥意をさかすための神文 江

田女十点

鐘の響て寺ありと知る 雨

小田原の町は箱根のなたれ也 東

住居さためぬ渡り温泉の暮草

はつ花も人かほこりに薄曇

蛙の声を誘ふむら雲 「 66才

ひとつ家に婆々か昼寝も春の雨

口の酸く成るものハ螺貝 雨

そよ吹けハ毛虫降る也よし野山

田女十点

貫

社之箔の沈む夕暮 東

大名の長く続けは車留 柳波

寄合辻に寂る燈火 草

中居の欲に汲むや半胴 草

鏡研ひたもの奥を覗て見 雨 「 67ウ

田社十点

葉鶏頭照る織殿の窓 丸

田女十点

貫

紅闔て煮る河豚の片煮 丸

貧すれハ鈍子の夜着もなかりけり 雨

当世風に合はぬ兵 波

月よしと縁にいつれもかしこまり

さて面白キ菊の夕栄 「 67才

新酒の臭ひ入江に按摩とり 江

さもなひ雨に不二を降り消ス

あし曳の勅使の供の暮遅キ 貫

目白に惚て落る鶯 東

鳳巾廓の紋と憂名たつ 江

田女十五点

田女十点

米徳公二十五点

小鳥の網にかゝる太郎作 江

徳のろ

田女五^点 田社七^点
名主から配府の廻る敵討

雨

田社十^点
秋風に一晚亭の寂わたり

東

田女五^点
夢ほと、きす晦日気て聞

丸

刻煙草の細ひ世渡り

草

田女十^点
田社十^点

啼仕舞たか谷を越す鹿

丸

米徳公十^点

田女七^点
子供等へ夏来にけらし真裸

田社五^点
侍の身を露にして十三夜

「70才

華咲や我も木陰に立寄りぬ

野辺の気色か面白也

「69才

波

田女七^点 田社七^点
本所に鍋屋の煙立さらて

東

土筆て耳をせゝる小座頭

「68才

ウ

田社五^点
狸々の顔をして行壳屋敷

江

田社七^点
舞子に道を習ふ国使者

丸

田女七^点 田社七^点
若殿は書院はるかにかけるふて

貫

田女五^点
蹄の音に覚る転寐

草

田女五^点
名香の堀出し仕たる夜の市

江

狂ふといへは時斗気違ひ

雨

田女十^点
田社十^点

旅やつれ関の清水に影恥て

波

田女十^点
田社十^点

松葉を斗る住吉の升

東

田女七^点
炷殻ハ祭りの跡そあはれ也

波

すたとと落ちたひと雷

雨

残る月風鈴の音静なり

燈蓋の火の抜る籠甲

東

梅鉢のいさ有難ひ開帳場

江

東坡四五人秋戻りて

貫

田社七^点
拾ひ子に女術夫婦の養はれ

丸

花笠並ふ三ヶ月の前
徳 短句に月花山てふ事一制禁

丸 「69ウ

田社五^点
日本てハ腐つた屋根も歌に詠

草 「70ウ

吾孀筑紫の交る京談

波

田女二十^点

新尼の淋しく拾ふ海苔の貝

丸

田女七^点
旅の瘦れを京て笑はれ

波

操に小便の洩る七ツ過

江 「68ウ

田社五^点
鳩をも射ねと矢大臣門

雨

目貫ても縁頭ても金薄さ

草

裏屋を引摺出す生酔

草

装束の化を引出すはさみ箱

江

寺の多ひハ死た時よし
社 しかしなから御見合かれし

親仁とのとは言ひなから恋をして

田女十^点
浪人の系図も兀て諫鼓鳥

波

若衆の文に女朝比奈

貫

田社十五^点

田女七^点
和尚の鞠に撞かぬ入相

貫

田社五^点
違ひ棚枕双紙の居所也
徳 枕双紙のミか

雨 なるあるへし

田女五^点 田社五^点
ふみ書く度に山は時雨、

波

田女七点 田社五点
哀けに水の泡立つ見か淵 東

(10)

龍水

ひよろ／＼として穴を見に行 一 71才

田社七点
卯の華に厠の窓の片明り 貫

田女七点
せつかく源氏読て忘る

世渡りハ耳と口とを留守にして

波

田女五点
衣をひとつ脱くも名僧 草

三途川の婆々力んで畏り

愛宕の下で駕を飛せる

糸遊の茶瓶に燃る花の山

百姓やすむ苗代の隙 一 71ウ

右 仲春四日 席

月村君昔江

田社勝 朱引

田女勝 一 72才

(白丁) 72ウ

米仲十点

稀人に留守を預る草の庵 芦暁

木々を忘る、蟬のぬけから

青柳ハ水に陰徳を書く姿かな
米 絵を書くかとしんし候
へハ陰書くも面白し

そよ／＼吹けば風もよい物
米 春の たしかに春ならず候へハ
加筆

長閑さに子鳥も口をた、くらん

太く切つても下卑ぬ舞留

車座の襖に下戸も召れけり

秋海棠の覗く縁先

世の中の宝といふもけふの月

露を分け／＼さかす虫の音 一 73才

母の恩厚き化粧の幼貞 菊貫

米仲七点
留寄楠ハ跡に残る拝殿 魚輔
米 にはひなどハかりの物なるに

鳩のため傘をさすなる待乳山

祇東

浮世を頭陀に突減らす杖 雅水

稀人に留守を預る草の庵 芦暁

楼川五点
一文か百里へ届く伊勢参 其昔 一 73ウ

米徳公五点
風に後を見せる乗合 麟嶺
米 徐に吹て

何処までといふ際なし夏の月

楼川七点
座中の酔を醒す琵琶の音 貫
米 心耳おのつからすみて

踊子の手持無沙汰に労れ果 水

のこんの雪を斗る筈 東

初花に夜明のはやし御殿山

蛙頻に諷ふ村雲 一 74才

米仲五点 楼川五点
船着で人の見たかる紅毛荷 輔
米 我國の類ならねハ

米仲五点 楼川五点
錦の中へ這入る丸山 暁
米 君にかく乱れ
そめぬとしらせはや

楼川五点
鼻の下延た恋路に髭か生へ 嶺

米仲七点 楼川七点
責てとはかり打敷を抱く 昔
米 袖の露しきりなるや

晚鐘を僧に預けて帰りけり 龍

鮫突く舟の笹ほとに寄 東
米 画匠こ、をおもへ

歌探る腹はもとよりひたるくて

貫 74ウ

楼川七点
雀乱やせん夏の姨捨 輔

楼川五点
庵室へ松かせ運ふ諫鼓鳥 水

米仲七点
噓ひとつか百病の兄 暁

楼川五点
独子の浮気ハ金か仇と成 嶺

米仲十點
楼川五点
ひねつて見ても済ぬ玉章 龍

出格子に覗くや伊達な昼の月

石をおこせハ飛んた竈馬 75才

米仲十點
楼川七点
借て遣る我か物なから小夜碓 昔

田舎詞の交る口上 輔

米仲七点 楼川五点
箒目もやめて侘しき雪見客 水

紫衣着て見れハ欲の付く歳 東

楼川十八点
切らうくも酒か言はする松一本 貫

楼川五点
女中はかりて持た御隠居 嶺

米 虎狼の爪牙を愛するにひとし

米仲五点 楼川五点
水臭き世と知りなから恨侘ひ 龍 75ウ

隣から眠気を送る尺八 暁

宵月の入れハ小豆の粥を喰ふ

楼川十點
明日ハ降らふと煙る塩竈 昔

米徳公七点
富士晴て笠の行衛やほんの窪 貫

米 我おもひかな

下馬させて来る久能のお荷物 東

楼川五点
御公家衆の用意に華も咲揃ひ

雛の馳走に騒ぐ高声 76才

米仲七点
養父入に震動しけり長つほね 水

米 またほのくらき鏡面に

追かけて折る抱取の襟 輔

楼川十五点
願ほとき千疋猿か喚き出し 嶺

米 鬼子母の神すかたハ

下屋しきから揃ふ遠乗 龍

楼
家の名ハ系図の直路通りぬけ 暁

米仲七点 楼川五点
梅檀植る乳母か藤明 昔

米 二葉よりかんはしけれハ

米仲七点
鳶か鷹といふ仲人も台点也 水 76ウ

米徳公五点
重く引摺るべた縫の裾 輔

楼川五点
笛か出来て管弦の事ハ脇に成り 東

米 浄るり始めいにしへも

米徳公十八点
楼川七点
明星を吐く葬の垣 貫

楼川七点
秋初穂もらひ溜たる尼か崎 嶺

米 峨嵋山の

米仲七点 楼川五点
居統にわさくれらしき茶碗酒 昔

米 袖の梅もとく返て

米仲七点
琴の師を瞽女と定めて帰らはや 龍

米 声ハ行雲をとぐめ

楼川十八点
白牡丹蝶を喰らふとミへにけり 暁

米 百合の先例なくハ残念 貫

米 鷹の舞込雛の虫干 東

楼川五点
小よりにて眠る小僧か目を覚し 輔

宗旨の論に悪たいか降る
米 方座第四の妙ハ
すてるか捨ざるか

酒屋から仕着_セを送る寒念仏
米 一盃にあた、まり

御成の触に氷まで解く 嶺

厳しさは家の望の仰せ書
米 春の御つけ出し候つき

米仲十五点
楼川五点
そりや目尻から苔む小娘
楼○米 天癸水を生し

桜川五点
琴爪を恋瘦の身にくらふ山 貫
楼○ 米 ゆふへく衣ゆるミ

空おそろしき神の御鏡 水

面白や華の群集に月の影

烏帽子の上を越る蝶々
「 78才

波 勝雞を撫てハしさる切戸口 輔

畑も鱗に残る旧跡 東

米徳公十点
米仲七点 楼川五点
己か荷に木かくれて来る植木売
米 楊国忠か移に云 檻も

米仲五点
愛宕の山て海を一呑 嶺
米 眺望いふはかりなし

うしろ手に老と烟管を持添へて

水

楼川五点
掛た払子に這ふ子初立 昔

米仲七点
白雨や盥の底も抜る程 貫
米 こ、ろよき雨ハこ、ろよく晴

米仲五点 米徳公五点
箱根淋敷燃る松明 東

辻転突終に財布をはたく音
米 換者三二友

軽業翦て富の人立 水

楼川十五点 米徳公十五点
禁には女の笑ふ茸狩 暁

打もミちして文を書、はや 龍

水鉢の月を栓杓て汲流し

ころけて落る露の寄所
「 79才

ウ 大寺にうなりを付る経の声 嶺
米 梵唄いか、禽獸に及ふ

米仲七点 米徳公五点
乞食寝て居る笹原の奥 昔

岩間より風を吹出す夕間暮

獵師か網を絞る掌
米 朝ゆふに馴こし

鍋二ツ有れハとふやら世を渡り

米仲五点
用事と書ひた状の届し
米 封ぎる間も心ならず

一日を争ふ花の盛なり
米 太山府君にても

此上もなき春の賑ひ
「 79ウ

右 仲春 成

米 仲其昔 朱引

楼 川勝 (白丁)
「 80才

監察日記 天明五年〜天明七年

真田古文書クラブ 佐久間方三
小幡 伍

○天明五年乙巳

○正月朔日 御礼五半時揃二而、於小書院御側向

諸役人迄御祝義帳之通独例相濟、大書院出御、鎌原長門ヲ御役御免之無役迄御祝儀帳之通独礼八半時濟、御帰懸御通懸之者於例之席御礼一同申上ル

一 同五日 四時之御供触二而、諏訪宮・長国寺・露 大英寺江御参詣

方御畳式畳目下之方着座、御礼申上ル
此節御障子一本御用番引之、御奏者披

一 同二日 大書院出御、元日当番之定火消・差立

嫡子ヲ小役人嫡子迄独礼四時ヲ相始、畢而大書院東御縁側御徒士・小僧役并立、三之御間唐紙開之、御奏者披露直二閉之。御帰懸御通懸之者共於例之席御礼帳之通一同御礼申上ル

一 其方男子無之付、從弟 小林喜惣治
下真嶋村百姓覚右衛門
粹喜祖之助賀養子仕度旨、願之通申付之
右十二月廿五日於江戸表被仰渡候由、同役方ヲ申来候

一 同三日 御流七半時揃二而、暮時過相始り、例

之通濟

一 去十二月廿七日夜四時過西尾隱岐守様

一 同四日 寺院御礼五半時揃、於小書院大英寺・

開善寺独礼相濟、大書院出御、御通懸御礼之者席二而御町之者并御郡中帶刀御免之御百姓御礼申上ル、大書院出御、御城下寺院・白鳥神主一同御礼申上ル

一 親様方御見回御使者被差出候由、松平秀太郎様当御屋敷御立拔被成、翌朝御中屋敷へ御出被成候、御着服無之、此方様御姫様御借着之由、本多樣ヲ御馬式疋御預ケ被仰進候由

畢而本誓寺同宰相御奏者引連罷出、御障子老本御用番開之立、畢而久保喜伝治・宮下・和田者大書院三之御間下之

一 同廿九日朝七ツ半時頃氷川町出火、本社残り候計不殘焼失、相馬様・諏訪様表長屋焼失、南部坂御屋敷無御別義、

右之趣江戸同役ヲ十二月廿九日付二而申遣候

今日御参詣御装束拜見仕度者も有之候ハ、御殿詰合御役人・御番士・家督・御徒士格之者等も御通筋へ罷出候様、無急度相咄置候様御用番被仰渡、一昨日同役通し致候

大小御役人・御医師大書院下ノ間東御縁側へ相詰、御番士家督御広間へ相詰、御徒士格之もの共御使者之間御縁側へ相詰、御出之節御装束拜見仕候

一 隱居・嫡子其之外男子右之趣相願候者ハ長国寺へ差遣候様、女子之分ハ諏訪宮・大英寺二於て拜見仕候様、御用番被仰渡候付、当御役人へ被中間候分ハ右之趣致差函候

一 同九日 御礼五半時揃、小書院出御、善光寺両寺使僧独礼、右相濟大書院出御、四日之通寺院御礼有之

一 同十一日 御具足御祝儀五半時揃、前々之通相濟
一 同十二日 八幡神宮寺名代并松田大内蔵於小書院独礼相濟、於大書院禰宜・山伏一同御

礼申上ル

一 同十五日 月次御礼四ツ時揃、即刻相濟

一 大書院御礼後、広田筑後名代吉村嘉右衛門御礼申上

右畢而嘉右衛門自分之御礼申上ル

一 明十六日 勢州御代參發足付、服穢御改

一 明十六日 白鳥へ御装束二而御出被遊候、先達而

御見上ケ不申候者罷出候ハ、勝手次第、依之其之段向々へ各心得相咄候様、御

用番被仰渡候付、御番頭・差立無役・御番士・其外御役人支配之者共其段申

通、尤隠居・嫡子勝手次第与申通候

一 同十六日 白鳥へ御社參、四ツ半時御出被遊候

一 今日御装束二而被遊御出候付、御見上

相願、罷出候面々左之通

差立嫡子・同無役・御番頭・御番士家

督・御役人嫡子・御番士嫡子・御郡方

支配之者・御普請方支配之者・御武具

方支配之者罷出ル

一 同廿一日 登娘庄之助悴鍊次郎へ

大瀬 登

縁組、双方願之通被仰

岡島庄之助

付之

一 同廿二日 大般若御執行、例之通相濟

一 同廿三日 四時之御供触二而、長国寺・恵明寺・

乾徳寺へ御參詣

一 同廿五日

○ 二月朔日 同断

一 同廿八日 月次御礼四ツ時揃、即齋相濟

○ 二月朔日 同断

惠吉相応被召仕被下置

候様治右衛門願二付、

海野主税組へ御番人被

仰付之

同 惠吉

初而之御目見

高久重吉

悴御目見二付御礼

高久数之進

悴重吉御目見之儀相願

高久数之進

一 長国寺并仁科甚十郎名代仁科求馬年頭

候付、御通懸二而可被

御礼申上ル

一 二月六日 七日方於長国寺高量院様五十回御忌御

仰付処、先達出府手跡修行心懸、其上其方出

一 二月六日 法事御執行有之

精相勤候付、重吉義格式御直し被成下、給人

一 同八日 旧冬山中騷動付、頭取為御詮議評定相

并之通近日御序之節可被仰付候、御用相立候

立、十郎左衛門出席

様、弥手跡修行可致候

一 同九日 右同断、陽之助出席

原五十馬組へ御番人

近藤市十郎

一 同十日 明十一日御代參下向付服穢御改

赤澤甚五郎組へ同断

小松早之丞

一 同十一日 四郎右衛門願付平馬被

久々病氣今以耽与無之、

宮下伊右衛門

召出、原五十馬組へ御

御役難相勤付願之通御

名代奥村勘八

番入被仰付之

役御免被仰付之

同 平馬

一 同十五日 月次御礼四時揃、即齋相濟

一 同廿七日 明廿八日暮時方明後朝迄御中日待付、

服穢御改

量右衛門男子無之付、

鈴木主計組へ御番人

久保左十郎

傳吾弟要蔵聲養子仕度

右者当十五日於江戸表被仰渡候由、助右衛門方

方申遣候

旨、双方願之通被仰付

之

同 要蔵

初而御目見

恩田齋宮

悴御目見之御礼

恩田頼母

一 同廿八日 月次御礼四ツ時揃、即齋相濟

○ 二月朔日 同断

一 同廿八日 月次御礼四ツ時揃、即齋相濟

○ 二月朔日 同断

一 同廿八日 月次御礼四ツ時揃、即齋相濟

○ 二月朔日 同断

一 同廿八日 月次御礼四ツ時揃、即齋相濟

○ 二月朔日 同断

一 同十七日 四時之御供触二而、大鋒寺へ御參詣

宮沢志津摩勢松之助
妻之從弟致養弟、坂野 河原舍人

一 同十八日

又右衛門方へ賀養子差遣度旨、願之通被仰付之

悴御目見二付御礼 柘植量左衛門

右立合者無之候へ共、当人申聞候付記置

年頭之御礼 横尾村 信 綱 寺

類族関山彦作去ル寅二月願之通隱居、悴吉太郎へ家督被仰付候処、御届之儀不申立不吟味之事候、殊右二月当番乍相勤不行届儀二付、遠慮被仰付之

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

類族関山彦作去ル寅二月願之通隱居、悴吉太郎へ家督被仰付候処、御届之儀不申立不吟味之事候、依之遠慮被仰付之

一 同十九日 右同断

格段之以御情追放

類族関山彦作去ル寅二月願之通隱居、悴吉太郎へ家督被仰付候処、御届之儀不申立不吟味之事候、依之遠慮被仰付之

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

類族関山彦作去ル寅二月願之通隱居、悴吉太郎へ家督被仰付候処、御届之儀不申立不吟味之事候、依之遠慮被仰付之

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

其方儀実子無之付、御領分鬼無里村罷在候宮下和太吉妹養女致、河原舍人養弟松之助賀養子仕度旨、願之通被仰付之

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

御用部屋小僧役申付之

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

善内願之通健治郎儀御用部屋小僧役申付之

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

右平次願之通松三郎義御用部屋小僧役申付之

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

右三人於長圍炉裏十郎左衛門申渡之

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

初而御目見

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

三月朔日 月次御礼例之通相濟

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

柘植要藏

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

伊折村三役人・地京原村三役人・念仏寺村三役人・水内村組頭長百姓・長井村三役人・上野村三役人・山上条村三役人・吉原村組頭長百姓・奈良井村三役人・和佐尾村三役人・小根山村組頭

一 同十九日 右同断

一 同二日 今日於評定所去十一月中山中村方多勢徒党之者御仕置被仰渡有之、立合源八

長百姓、右之者共以御情不及咎之沙汰、急度叱置

同 同断

祢津小膳

其方継子成沢勘左衛門

松村十右衛門

右被仰渡御書付之趣、御条目御日記へ記置

同 御郡奉行申渡之

長谷川藤五郎
篠崎 屯

へ養女二差遣度旨、願之通被仰付之

一 同三日 上巳御礼五半時揃、大書院御礼御番士

一 三月十九日

5 嫡子迄三人ツ、罷出御礼申上ル、御通懸ハ小書院相濟、大書院御出懸ニ相濟

東条与一郎
大嶋多吉
大島条助

遠慮御免被成下候、以
來入念可相勤旨

金井源五右衛門

一 御姫様御雛御役人へ拜見被仰付候

一 同十三日 御姫様善光寺へ暁七半時之御供触ニ而、被遊御出候、御帰夜九ツ時

一 同廿一日

藤助願ニ付、悴富馬金
井左仲組へ御番入被仰付之

金井藤助
同 富馬

一 同四日

一 今日御野懸有之

一 今日御野懸有之

同廿三日 四時之御供触ニ而、長国寺へ御參詣

同 富馬

遠慮被成下御免候、以來入念相勤候様被仰付之

一 同十五日 月次御礼例之通相濟

一 今日御野懸有之

同 富馬

去暮百姓共騒立候根元
難渋故之事ニ相聞候、
及右躰候迄心付も無之、不念之儀思召候

一 同十八日 伊右衛門病氣耽与無之、往々御奉公難相勤付願
之通隠居、悴八郎左衛門へ唯今迄拝領之御知行百石被下置、家督無相違被仰付之

一 同廿五日

其方妹牧野内膳正様御
家中大野兵大夫悴左源
太へ縁組仕度旨、願之通被仰付之

祢津直之進

一 同十一日

一 同十八日

一 同廿五日

今日為御野懸司馬殿へ被遊御出候

同 富馬

望月治部左衛門
長井四郎右衛門
成沢勘左衛門

其方儀松村十右衛門継
子養女致、坂卷專助悴
岩人へ縁組仕度旨、願之通被仰付之

一 同廿八日

月次御礼例之通相濟

同 富馬

祢津要左衛門
小川多次

其方儀松村十右衛門継
子養女致、坂卷專助悴
岩人へ縁組仕度旨、願之通被仰付之

一 同廿八日

友之進病氣耽与無之、
往々御奉公難相勤付願
之通隠居、悴瀧江へ只
今迄拝領之御知行三百

宮嶋友之進
宮嶋瀧江

金井藤助

悴岩人へ成沢勘左衛門
養女縁組仕度旨、願之
通被仰付之

一 同廿八日

御足輕十人御預被成下、家督無相違

同 富馬

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

同 同役へも申通候様

被仰付之

家督之御礼

初而御目見

隱居之御礼

悴御目見付御礼

先達而御役御訴訟御内
聞申上候之処江戸詰御
免、緩々養生少々も快候ハ、押而出勤可仕
旨被仰付候
右承候付記置

○ 四月朔日 月次御礼例之通相濟

家督之御目見
隱居之御礼

宮嶋友之進
系宮下八郎左衛門

宮下八郎左衛門

久保紋治

森山千八

宮下伊右衛門

系代宮下藏右衛門

久保富八

森山嘉藤太

恩田新六

役替取次役使役兼帶申
付之

使役申付之

役替普請奉行申付之

役替目付役申付之

目付役申付之

右於御前被仰付候

御役替元方御金奉行被
仰付候

弘方御金奉行被仰付、
御切米金五兩被下置之

御役付足輕五人被成下

御預之

同斷

右於御用部屋被仰付候

思召有之候付、御役御
免被仰付之

思召有之候付隱居、悴

成沢縫殿右衛門

池田鵜殿

成沢十郎左衛門

赤沢内藏進

前嶋四郎右衛門

右於御前被仰付候

斎藤治右衛門

三井壽一郎

御切米金五兩被下置之

赤沢内藏進

前嶋四郎右衛門

同十一日

右於御用部屋被仰付候

祢津要左衛門

山越六郎右衛門

五百之助へ御知行式百
三十石被下置、家督被
仰付候
系湯本十字
山越五百之助

右今朝御用番宅ニ於て被仰付候

一 同三日 六時之御供触ニ而、善光寺へ被遊御出
候、御帰夜八ツ時

去暮百姓騒立候根元、 望月九郎右衛門

難洪故之事相聞候、右
躰迄心付も無之段、不念之至思召候

右当十五日於江戸表被仰渡候段、伊膳方
申遣候

一 同八日 為御野懸東条辺へ被遊御出候

一 同十日 四半時之御供触ニ而、長国寺・乾徳寺
へ御参詣

藤田新吾文字御紋付縮めん御羽織拝領
付、着用致度旨申聞候間、相心得候様
御用番被仰渡候

一 同十一日

平之進悴善大夫方へ、 山田平之進

嘉金治娘縁組仕度旨、 片岡嘉金治

一 同十二日 西条村辺へ御野懸有之

悴常之丞先達而御雇被 根村民右衛門

仰付、此節暫之内被差

置候、為御手当相勤候内、式人御扶持被下置之

右之通当六日於江戸被仰付候段、同役方申遣候

一 同十五日 月并御礼例之通

家督之御礼

山越五百之助

一 同廿日

井伊掃部頭様之順助様御事、三千姫様

○ 五月朔日 月次御礼例之通

殿様来月朔日御發駕御日限被仰出候

御切米被下置候御礼

三井寿一郎

一 同廿三日

四時之御供触二而、長国寺へ御参詣

一 同廿四日 芝村辺へ御野懸有之

御使者御取合当十五日被為濟候段、演説被仰渡候

初而御目見

坂野松之助

一 同廿五日

思召有之付、御役御免

一 同廿八日

神平娘致養女、往々因書

同断

竹内源之進

一 同廿五日

矢鳥源二左衛門

一 同廿八日

御側御納戸加役被仰付

隱居之御礼

山越六郎右衛門

一 同廿五日

被仰付之

一 同廿八日

御近習被仰付之

粹御目見付御礼

坂野又右衛門

一 同廿八日

神平娘致養女、往々因書

一 同廿八日

御側御納戸加役被仰付

一 同十七日

一場久右衛門

一 同廿八日

書悴志摩へ娶度旨、双方願之通被仰付之

一 同廿八日

御側御納戸加役被仰付

主膳悴采女方へ内藏丞

小山田主膳

一 同廿八日

小幡長右衛門組へ御番

一 同廿八日

御近習被仰付之

娘縁組、双方願之通被

恩田内藏丞

一 同廿八日

方願之通被仰付之

一 同廿八日

御近習被仰付之

仰付候

小幡長右衛門組へ御番

一 同廿八日

宮嶋瀧江

一 同廿八日

御近習被仰付之

一 同十七日

雨宮村神事四半過御城内へ入為扣置、

一 同廿八日

殿様・泰姫様御表へ被遊御出、早速大書院御庭へ繰入、其外例之通

一 同廿八日

御近習被仰付之

殿様・泰姫様御表へ被遊御出、早速大書院御庭へ繰入、其外例之通

玉川左膳組へ同断

一 同廿八日

三澤万右衛門

一 同廿八日

御近習被仰付之

赤沢甚五郎組へ御番人

中山瀧之進

居宅類焼付、為御手当

赤塩彦左衛門

本高之内四分一被下置候

候

殿様来月朔日御發駕御日限被仰出候

師岡十郎右衛門

役替職奉行申付之

矢野式右衛門

役替取次使役兼帶申付

赤沢甚五郎組へ御番人

之

居宅類焼付、為御手当

之

本高之内四分一被下置候

之

殿様来月朔日御發駕御日限被仰出候

之

役替職奉行申付之

之

役替取次使役兼帶申付

之

之

之

之

之

之

之

之

之

之

付之

年寄候迄相勤候付、銀
一枚被下置之 成澤勘左衛門

御刀番・御膳番兼帶御
免被成下候、数年相勤 馬場廣人

候儀付、以來も兼帶同様相心得、御役方へ申
談事等可仕旨被仰付之

御側御納戸兼帶御免被
成下、末同文 藤井彦九郎

御通懸初而之御礼 小泉弥五郎

一 五月五日 端午之御礼五半時揃二而、四時過相始
り、大書院御礼御番士方嫡子迄三人ッ
ッ罷出御礼申上ル、御通懸御礼例之通
相濟

一 同六日 今日御野懸御棧敷へ被為入候、夫方西
条辺へ御出被遊候

一 同八日・九日 於長国寺瑤徵院様御一周忌御法事
御執行

一 同九日・十日 麗香院様御一周忌御取越、右同断
同十一日

式右衛門娘喜太右衛門 矢野式右衛門
悴七十郎方へ縁組、双 小野喜太右衛門
方願之通被仰付之

一 今日為御野懸玉川左膳殿へ被遊御出候

一 同十四日 清淨林院昼半時罷出候、供之者供掃り
いたし候、迎之節侍分之者大役人詰所
差置、尤御内之義二付当御役方懸り合
無御座候

一 同十五日 月次御礼例之通相濟

久々病氣今以耽(与) 寺内権右衛門
無之、御役難相勤付御 名義寺内東市
役御免被仰付之

堀内藏頭様御家来駒沢 原 郷左衛門
勇左衛門娘縁組、願之
通仰付之

家督之御礼 成沢十郎左衛門

初而之御目見 前島文五郎
春原小八郎
原 伴九郎
木内喜代馬
沢 新八

隠居之御礼 成沢勘左衛門

悴御目見付御礼 前嶋作左衛門
春原浅右衛門
原 治左衛門
木内求喜

同断 類 沢 十右衛門
名代 和田惣摩

繼目之御礼 吉田村 善 敬 寺

役替町奉行・勘定吟味 金井藤助
兼帶申付之

役替道橋奉行申付之 齋藤治右衛門

右者於御前被仰付之

御役付同心五人被成下 藤井彦九郎
御預候

悴良助儀被召出、三人 草間一路
御扶持被下置、鈴木主 同 良助
計組へ御番入被仰付之

悴弥十郎御徒士加勢、 宮本善五右衛門
御參府御供申付、詰
中式人扶持并善五右衛門頂戴物滞之内、今・
来年金三両ッ、被下之

御役付御足輕七人被成 金井藤助
下御預候

一 五月十九日

致厄介置候従弟女、金 山岸岡右衛門
兄丈助へ養女差遣度旨、

願之通被仰付之

米籾五拾表三人御扶持
被下置、家督無相違被仰付之

御近習被仰付之

小野七十郎

丈助養女文左衛門へ縁

金児丈助

同

小川友衛

組、双方願之通被仰付之

中村文左衛門

○ 六月朔日 六半時過御發駕、万端例之通
一 同十日 殿様於御旅中御持病之御痔疾少々不被遊御勝候付、長途御旅行難被遊、当五日鴻菓二増御止宿、早速御快翌朝同宿被遊御發駕候段申来候

御切米金五両・三人御扶持被下置

原 万之助

一 同廿一日

御留守中御郡中御横目

草間一路

一 殿様御持病氣弥御快、当七日被遊御参府候段申来候

右之通先月廿八日於江戸表被仰付候段、同役申来候

役兼可相勤旨被仰付候

一 同十八日・十九日 祭礼付泰姫様両日共御棧敷へ被遊御出候、御部屋様も同様御出被成候、十九日例之通大御門踊無滞相濟申候

同断

西村仙吉

元方御金奉行被仰付之

大日方藏左衛門

一 同十五日 家督之御礼

一 七月七日 七夕之御礼五半時揃、即時相濟

御役替御勘定役被仰付之、一生之内給人格之義是迄之通可被相心得候

柿崎喜間多

西村仙吉
名代 寺内権之進

当分之内御郡奉行加役被仰付之

長井四郎右衛門

一 同廿一日 亡父十郎右衛門願置候
通御知行百五拾六石被被置、家督無相違被仰仰之

西村仙吉
同道 保科平馬

同断

小林隼太
名代 依田十郎左衛門

一 同廿三日 四時之御供触二而、御鎮守・諏訪宮・長国寺・大鋒寺・大英寺へ御参詣

御宛行頂戴之御礼

一 同廿二日 殿様当十七日御奉書御到来、翌十八日御参勤之御礼無滞被仰上候段申来候

同断

小野七十郎
小川友衛

一 同廿四日 四半時之御供触二而、白鳥・開善寺・乾徳寺・恵明寺へ右同断

被召出、右同断

一 同廿九日 当廿三日大手方御詰場、榊原式部大輔様御代被蒙仰候段申来候

同断

原 万之助

一 同廿五日 近々就御發駕、例之通御役人御目見被仰付、被成下御意候

昨日大般若御執行有之、例之通

○ 七月五日 悴万之助被召出、御近習被仰付之

同断

原 又左衛門

蔵人様御近習被仰付之

金児丈助

一 同廿九日 悴万之助被召出、御近習被仰付之

同断

原 又左衛門

父奥左衛門願之通御切

小林隼太

一 同廿九日 悴万之助被召出、御近習被仰付之

同断

原 又左衛門

○ 七月五日

蔵人様御近習被仰付之

金児丈助

一 同廿九日 悴万之助被召出、御近習被仰付之

同断

原 又左衛門

父奥左衛門願之通御切

小林隼太

一 同廿九日 悴万之助被召出、御近習被仰付之

同断

原 又左衛門

名代 前田喜右衛門
小川多次
名代 藤田新吾

右之通当期日御礼申上候段、江戸表同役^ら申遣候

一 同十九日

亡父源八願置候通御知 松木嘉吉

行百五十石被下置、家 同通樋口民衛

督無相違被仰付之

作左衛門娘隼之進へ縁 前嶋作左衛門

組仕度之旨、双方願之 河原隼之進

通被仰付之

一郎右衛門娘正藏倅久 蟻川正藏

次郎江縁組仕度旨、双 堤 一郎右衛門

方願之通被仰付之

其方儀新町村罷在候浪 篠原寿庵

人久保喜傳治娘縁組、

願之通被仰付之

一 同廿五日

其方男子無之付、下横 類 九島金平

田村罷在候十左衛門倅 名代丸山右衛門

八十二養子仕度旨、願

之通申付之

右渡大夫申渡之

一 廿九日

当五月廿日橋詰村金治

長岡左平太

一 八月廿三日

郎江御合金証文之儀致

差図候節、違背及雜言候付、打擲致し候儀、

其場難延趣ニも相聞候処、自身取計之儀輕率

之事候、兼而格式迄被成下御直、被召仕候儀

御重恩之程存付、別而可致慎勤処、却而任我

意候心底^ら起り候事、常々不慎之筋相聞不屈

之至候、依之急度可及御沙汰処、以御情給人

格御取上被仰付候、以来万端相慎、役方入念

可相勤候

○ 八月朔日 八朔御礼五半時揃、即齋相濟

一 同六日

弟勝之進依不行跡、諸 丸山右衛門

親類久離仕度旨先年相 同通坂西喜平太

願、公儀御帳ニ相記候

処、行跡も相直候付通路為仕度旨、公儀御届

も有之願之通申付候、依之御書替被下候間、

大可可仕廻置候

右伊膳申渡之

一 同十二日 武術一覽例之通被仰渡候

八月廿九日・九月 二日 射芸

九月 四日・同 六日 劍術

同 八日・同 十日 槍術

同 十二日 軍学

同 十四日・同 十七日 乗馬

以上

定府被仰付之

宮下兵馬

出精相勤候付、老入御 山本三左衛門

扶持御役料被下置、定

府仰付之

倅孝大夫御徒士加勢申 竹内孝右衛門

付之 同通片岡源左衛門

御宛行之義ハ先達而宮

本弥十郎へ被下置候積りを以被下置候

右例之通申渡之

夫婦之者一生之間拾人 大和屋 田村伊兵衛

御扶持被下置候、其段

可被申渡候

御勘定吟味役中

右者於新御座敷望月九郎右衛門申渡之

右之通江戸表同役^ら申来候

一 同廿五日

父十兵衛常々行跡不宜 春原十治郎

段相聞、其上於途中致 同通近藤七左衛門

怪我候次第不埒之至候 笠原軍平

へ共、御情を以其方へ

家督被仰付候二付、格段心付可相勤処無其儀、

常々不行跡之段不屈至極付、永之御暇被下置

候、御領内御支配所徘徊、並御三家様方・御

大老様・御老中様・若御年寄中様・御役人様

方・御親類様方奉公仕間敷候

右於評定所玉川左膳申渡之

仲間惣右衛門与申者焼失、類焼無之、
鐘打候付例之通

村八幡へ御參詣、御帰夜九時過

近年病身罷成、往々難

寺内権右衛門

相勤付権右衛門隠居、

名長井平馬

悴甚九郎へ家督為仕度

寺内甚九郎

旨、願之通御知行三百

三十石被下置、家督無相違仰付之

其方娘上原八左衛門方

樋口角兵衛

病氣耽与不仕難相勤付、

小川沖之進

願之通御役御赦免被成

名窪田若右衛門

下候

津田富三郎様御妹青柳

矢沢将監

十治郎儀常々不行跡付、

春原十治郎

永之御暇被下置候、格

親類

段之御情を以て苗字御建被成下候、十治郎妹
へ可為嫁、相応之者名面可申立旨被仰付之

親類野池勘右衛門罷出ル

其方病氣耽与無之、往

馬場与惣右衛門

一 同廿九日

入院之御礼

蓮華 定院

家督之御礼

松木嘉吉

名堀田金左衛門

御通懸初而御礼

竹内孝大夫

五十郎妹伯庸へ縁組、

厚木伯庸

右之通御礼相濟候段、江戸表同役方申来候

双方願之通被仰付之

上村五十郎

御台所目付役申付之

今井政吉

○ 九月九日 重陽之御礼五半時揃、即齋相濟
一 同十二日 昨夜九半時出火、裏柴丁上御普請方御

一 九月廿四日 今朝六時之御供触二而、泰姫様八幡

一 同三日

一 同廿五日

亡父助左衛門願置候通

御知行百五十石被下置、

家督無相違被仰付之

射芸之節三ツ矢仕候付、

為御褒美御弦五筋ツ、

被下置候

一 同廿六日 大般若御執行有之

○ 十月二日

今度御扶持被下候付、

帶刀仕度旨相願候、对

公義差障無之旨、諸家之同例証書差出候付、

願之通帶刀御免被成下候、右願二付御名前之

懸ケ札等差出候事ハ、決而不相成候旨、可被

申含候

右於御新座敷望月九郎右衛門申渡之

其方儀樋口角兵衛娘縁

組仕度旨、願之通被仰

付候

右九月十一日於江戸表被仰渡候趣、同役方申来候

口上 覚

春原十治郎儀不届之儀付、永之暇被下置候処、格段之以御情苗字御建被成下候間、往々十治郎妹へ可為嫁、相応之者名前可申上旨先達而被仰付、冥加至極難有仕合ニ存候、親類共申合僉義仕候処、相応之者無御座候、福田幸助弟醫師玄悦儀今年三十三歳罷成候、相応ニも奉存候間、幸助へ及内談候処、玄悦義春原之名跡被仰付被下置候者、難有仕合奉存候旨申間候、以御情玄悦江名跡被仰付被下置候者、重々難有仕合奉存候、名前申上候様被仰付候付、乍憚此段申上候、以上

十月朔日

春原平兵衛
近藤七左衛門
野池勘右衛門
笠原軍平

口上 覚

春原十治郎永之御暇被下置、以御情苗字被成下御建候付、往々十治郎妹へ可為嫁、相応之者名前可申上旨、十治郎親類共へ被仰付候付、私弟醫師玄悦義相応ニも奉存候付、及内談候
玄悦儀当年三十三歳罷成候
春原之名跡被仰付被下置候者、難有仕合奉存候旨申談仕候
此段申上候、以上

十月朔日

福田幸助

右之通当御役へ差出候付、御用番へ当朔日差上申候

尤右之趣同役へも回状差出、承知之上政野右衛門差出ヌ

一 同十一日

病氣耽与不仕、願之通 鈴木主計
御役御赦免被仰付之 名代玉川左膳

病氣耽与不仕、往々御 柳 惣左衛門

奉公難相勤付願之通隠 名代菅沼助右衛門
居、悴守衛へ只今迄拝 同 守衛

領之御知行九拾石被下置、家督無相違被仰付之

金平願之通悴八十二御 九島金平
徒士番入申付之 名代丸山右衛門
同 八十二

伊膳申渡之

一 同廿四日

家督之御礼

高田幾太
名代柘植量右衛門

同断

寺内甚九郎
名代寺内権之進

馬場左門
名代馬場伴右衛門

隠居之御礼

寺内権右衛門
名代原 又左衛門
馬場与惣右衛門
名代馬場廣人

右之通当十五日於江戸表相濟候段、同役b申来候

一 十月廿五日

弟玄悦儀被召出、御切 福田幸助
米初式拾八表三人御扶 同 玄悦
持被下置、自今苗字春 野池勘右衛門
原与相名乘、御医師可 相勤旨被仰付之

十治郎不届之筋有之、 春原十治郎親類

永之暇被下置候処、格 段之以思召今度幸助弟玄悦被召出、春原苗字御建被成下、十治郎妹へ可為嫁旨被仰付之

平藏願之通隠居、悴平 片岡平藏
十郎へ只今迄拝領之御 名代小野里与惣治
切米金四両七人御扶持 同 平十郎
被下置、家督無相違被 仰付之

年寄候迄相勤候付、銀 片岡平藏
一枚被下置之

御在所住居仕度旨、願之通被仰付之

右 同人

其方病氣眩与無之、御役難相勤付、願之通御役御赦免被仰付之

橋本渡右衛門 兼 宮沢常次郎

○ 十一月五日 殿様去二十九日内藤備後守様御代、

紅葉山火之御番被蒙仰候

一 同六日

其方二男弥門 与良六兵衛在命之内智養子差遣度之旨、願之通被仰付之

遠藤三平 同 弥門

六兵衛在命之内願置候通、遠藤三平二男弥門

与良六兵衛 親類

智養子仕、只今迄拝領之御知行百石被下置、家督無相違被仰付之

其方実子無之候付、孫女養女仕、三輪六十郎次男富治養子仕度旨、双方願之通被仰付之

保崎平内 三輪六十郎 同 富治

其方男子無之付、小泉佐野右衛門弟忠太養子仕度旨、願之通申付之

宮本善五右衛門 同 伊藤右平次

渡大夫申渡之

宮本善五右衛門男子無之付、其方弟養子差遣度旨、願之通申付之

小泉佐野右衛門 同 忠太

成沢十郎左衛門申渡之

一 同十五日

御前様御守役被仰付之

菅沼助右衛門 三千姫様同断 小野喜太右衛門

一 同十七日 順助様御智御養子御願書当十一日被差出候

一 同十八日

御役替御吟味役帰役被仰付候 原 又左衛門

御在所勝手被仰付候、用意次第発足可有之候 右 同人

右於御前可被仰付処、御序無之付、於御用部屋被仰渡候段、御用番口達 右之通江戸表同役方申来候

一 十一月十九日 当十四日順助様御智御養子御願之通被蒙仰候、依之麻上下(着用)、来ル

廿一日五時登城御飲申上候様、向後若殿様与可奉称旨被仰出候、右為御祝義

殿様与可奉称旨被仰出候、右為御祝義

登城之節、御酒被下候間致頂戴候様、尤年始之通献上仕候様被仰出候

一 同廿一日 為御飲諸士登城五時揃、於大書院差立并大役人御飲申上候、小役人御帳場へ罷出申候、畢而差立大書院二之御間、大役人御使者之間、小役人大役人詰所において御酒・御吸物頂戴、九ツ時ト御番士一番ト四番まで、八時ト五番ト九番迄、家督無役御帳場江罷出御飲申上、終而於御使者之間御酒御吸もの頂戴之、差立嫡子登城御飲申上、御酒頂戴無之、寺院例之通罷出ル、献上物年始之通

一 同廿五日・廿六日 於長国寺 乾徳院様五十回御忌御法事御執行、廿六日御代香相濟候、已後諸士御香典献上拜礼

○ 十二月朔日 去廿一日御鷹之雁御拝領被遊候、依之来ル六日四時ト昼時迄之内麻上下着用、月番宅江罷出御飲申上候様

一 同六日 右御飲御用番へ諸士罷出申候

一 同八日

家督之御礼 与良弥門 兼 兒玉友之進

同断 柳 守衛 兼 金子廣馬

被召出之御礼 春原玄悦

氣渡辺友右衛門

右政野右衛門申渡之

訟願之通被仰付之

家督之御礼

高田幾太

一 同廿三日

妹儀赤沢内藏進へ縁組

小野重左衛門

大嶋多吉娘縁組仕度旨、
双方願之通被仰付之

長谷川奥馬
大島多吉

初而御目見

本多養伯

願之通被仰付之

右之通当十一日於江戸表被仰付候段、同役兵馬
方申遣候

玉川左膳組へ御番入

小林隼太

隠居之御礼

柳 惣左衛門

一 同廿五日

其方儀幼少を養置候妻
之甥吉五郎、山本三左

類 竹内三大夫
名代 片岡嘉金治

原五十馬抱組へ同断

西村仙吉

氣菅 大式

役替勘定吟味申付之

柘植量右衛門

一 同廿八日

其方病氣耽与無之付、
往々御奉公難相勤付隠

小川沖之進
名代 窪田岩右衛門

真田勘ヶ由組へ同断

馬場左門
柳 守衛

右於御前被仰付候

衛門へ養子差遣度旨、
願之通被仰付之

同廿五日

其方病氣耽与無之付、
往々御奉公難相勤付隠

小川沖之進
名代 窪田岩右衛門

右御用番宅二而被仰付候

片岡平十郎

右之通先月廿八日於江戸表被仰付候段、同役兵馬方申遣候

願之通被仰付之

小幡隼之助組へ同断

与良弥門

原五十馬組へ同断

寺内甚九郎

一 同十一日

其方儀小野重左衛門妹

一 同廿八日

其方病氣耽与無之付、
往々御奉公難相勤付隠

小川沖之進
名代 窪田岩右衛門

右御用番宅二而被仰付候

寺内甚九郎

縁組仕度旨、願之通被仰付之

赤澤内藏進

一 同廿八日

其方病氣耽与無之付、
往々御奉公難相勤付隠

小川沖之進
名代 窪田岩右衛門

右御用番宅二而被仰付候

寺内甚九郎

一 同十五日

善内病氣耽与無之、其
上老衰難相勤付願之通

一 同廿八日

其方病氣耽与無之付、
往々御奉公難相勤付隠

小川沖之進
名代 窪田岩右衛門

右御用番宅二而被仰付候

寺内甚九郎

一 同十五日

善内病氣耽与無之、其
上老衰難相勤付願之通

一 同廿八日

其方病氣耽与無之付、
往々御奉公難相勤付隠

小川沖之進
名代 窪田岩右衛門

右御用番宅二而被仰付候

寺内甚九郎

隠居、悴健次郎へ只今
迄拝領之御切米初三十

表・式人御扶持被下置、跡式申付之

一 同廿八日

其方病氣耽与無之付、
往々御奉公難相勤付隠

小川沖之進
名代 窪田岩右衛門

右御用番宅二而被仰付候

寺内甚九郎

表・式人御扶持被下置、跡式申付之

名代 伊藤右平次
同 健次郎

一 同廿八日

其方病氣耽与無之付、
往々御奉公難相勤付隠

小川沖之進
名代 窪田岩右衛門

右御用番宅二而被仰付候

寺内甚九郎

年寄候迄相勤候付、御
目録二百疋被下置之

竹内善内

一 同廿八日

其方病氣耽与無之付、
往々御奉公難相勤付隠

小川沖之進
名代 窪田岩右衛門

右御用番宅二而被仰付候

寺内甚九郎

年寄候迄相勤候付、御
目録二百疋被下置之

竹内善内

一 同廿八日

其方病氣耽与無之付、
往々御奉公難相勤付隠

小川沖之進
名代 窪田岩右衛門

右御用番宅二而被仰付候

寺内甚九郎

御役替御材木奉行被仰
付之

上原権平

一 十二月晦日

御役替御材木奉行被仰
付之

坂卷専助
名代 中俣吉五郎

御木挽
清蔵

新右衛門

御前様御願二付、次男

右之通当廿五日於江戸表、右同断

付、御役付御足輕拾人

傳八郎被召出、御宛行

岡本藤馬 同 傳八郎

御預ケ

金五兩・三人扶持被下

置、海野主税組へ御番入被仰付之

○天明六年丙午

○二月二日 仙苗院様七回御忌御法事御取越、於長

国寺今・明日御執行有之

海野主税組へ御番入被

根来儀右衛門

○正月朔日

年頭御祝義於大書院五ツ時揃二而、差

仰付、勤方之儀只今迄

之通可相心得候

立并差立嫡子御礼相濟、給人格御役人

御馬役迄罷出、給人格以下二而八田孫

左衛門計罷出候

御御用金御荷物宰領申

一同四日

寺院御礼例之通相濟、堀内大隈終而、

小幡長右衛門組へ御番

玉川又次郎

一同四日

本誓寺宰相罷出御礼申上候、御町之者

入

共御三之間御縁側二而、一同自身献上

物持參御礼申上候、尤矢野式右衛門披

露

右之通当廿一日於江戸表被仰付候由、同役兵馬

方方申来候

一同九日

善光寺兩寺使僧例之通

家督之御礼

片岡平十郎

一同十日

昨夜八時半寺内甚九郎居宅出火、原五

被召出之御礼

岡本傳八郎

一同十一日

昨夜五時過佐久間衛守居宅焼失、類焼

次男被召出候付御礼

岡本藤馬

一同十二日

八幡別当神宮寺名代惣目代同神主松田

其方儀男子無之付、竹

山本三左衛門

一同十五日

大般若御執行有之

内三大夫致厄介置候甥

吉五郎養子仕度旨、願之通被仰付之

一同十五日

大般若御執行有之

右於御用部屋被仰付候

石川菊八

一同十五日

大般若御執行有之

留守居添役申付之

石川菊八

一同十五日

大般若御執行有之

右於御前被仰付候

石川菊八

一同十五日

大般若御執行有之

御役替御普請奉行被仰

大日方藏左衛門

一同十五日

大般若御執行有之

職奉行中

職奉行中

一同十五日

大般若御執行有之

先達而段々偽申聞不屈

之至、詮議中牢舎可申

付旨、各伺之通可被申

付候

同丁

佐右衛門

一同十五日

大般若御執行有之

御普請奉行中

御普請奉行中

一同十五日

大般若御執行有之

先達而段々偽申聞不屈

之至、詮議中牢舎可申

付旨、各伺之通可被申

付候

同丁

佐右衛門

一同十五日

大般若御執行有之

御普請奉行中

御普請奉行中

一同十五日

大般若御執行有之

先達而段々偽申聞不屈

之至、詮議中牢舎可申

付旨、各伺之通可被申

付候

同丁

佐右衛門

一同十五日

大般若御執行有之

御普請奉行中

御普請奉行中

一同十五日

大般若御執行有之

先達而段々偽申聞不屈

之至、詮議中牢舎可申

付旨、各伺之通可被申

付候

同丁

佐右衛門

一同十五日

大般若御執行有之

御普請奉行中

御普請奉行中

一同十五日

大般若御執行有之

先達而段々偽申聞不屈

之至、詮議中牢舎可申

付旨、各伺之通可被申

付候

右之通今朝於評定所例之通御役人出席、師岡十郎右衛門・大瀬登申渡

初而御目見

横山玄庵

候様、御挨拶有之候付、其段申通候

一 同十五日

隠居之御礼

小川沖之進

男子無之付、利三太倅
左金治養子仕度旨、願

根来義右衛門
細田利三太

伴右衛門願置候通御知行百石并三人御扶持被

堀田甚三郎

年来被致御懇意候処、

井辻了悦

右之通当十一日於江府被仰付候由、同役申来候

下置、家督無相違被仰付之

親類 関口佐大夫

訳而出精被相勤候付、

一 同廿三日

原又左衛門真之字御紋黒ちりめん御羽織從殿様、鶴之丸御紋飛色縮緬御小袖

藏人様御近習被仰付之

与良弥門

右之通江戸表同役兵馬方申来候

男子無之付、緑川藤吾

類 青木久弥

一 二月十八日

其方病身罷成其上近年

恩田新六

右之通拜領付、着用之義相伺候付、着用候様申渡候、右鶴之丸御紋付妻二も

弟量助養子仕度旨、願之通被仰付之

類 青木権左衛門
緑川量助

多病、御役難相勤御訴

類 赤沢助之進

心得書付御渡被成候

右御用番宅ニおいて被仰付之

訟申立、未老年ニも無

○ 三月三日

上巳之御礼五半時揃二而、即刻相濟

家督之御礼

小川弥惣

一 同廿一日

亡父左治馬願置候通、

一 同四日

類焼付御手充三両式分

片岡半七郎

年頭之御礼

名代 広田筑後

御知行五百石・御足輕

類 前島右京

同壱両式分

佐竹伯元

同自分之御礼

橋本吉兵衛

一

藤田典膳実父 牧野遠江守様方拝領之

右之通江戸表同役申来候

右末年五ヶ年賦上納被仰付候

年頭之御礼

丸山玄益

一

三ツ柏御紋ちりめん御羽織(被)相讓

一 同六日

其方從弟女養女仕、玄

東条与一郎

岡村養胤

伺呉候様典膳被申間候付、今朝御用番

一 同六日

又へ縁組仕度旨、双方

北山玄又

同断

牧野見隨

へ相伺候処、不苦候間勝手次第致着用

願之通被仰付

一 同八日 先達而御金荷物才領致し候同心丁佐右

衛門呼出、御詮議有之候付立合罷出候、

内蔵進懸り合

一 同十四日 武芸一覽被仰渡、日割左之通

三月廿九日・四月 二日 射芸

四月 四日・ 六日 劍術

同 八日・ 十日 槍術

同 十二日 軍学

同 十四日・ 十六日 乗馬

以上

中御滞も無之候得者、来月二日長国寺
へ被為入候、尤二日・三日御法事御執
行有之候段被仰渡候

○ 四月二日 宝鏡院様今日九ツ半時長国寺へ御入骨
右付御用席其外例之御役人相詰
今・明日御初七日御法事御執行有之

一 同十一日

玄道病氣耽(与)無之、 立田玄道

御奉公難相勤付願之通 糸河野清右衛門

隱居、唯今迄拝領之御 立田宗伯

知行百五十五石宗伯へ

被下置、家督無相違被仰付之

一 三月十五日 昨夜五時於柴村百姓家出火、鐘打候

付例之通、尤類焼有之

一 同六日

建部内匠頭様之御輿様 遠藤三平

御守役被仰付之

願之通隱居被仰付候得 立田玄道

共、御用之儀ハ只今迄

之通可被仰(付)候間、可被得其旨候

一 蔵人様御病氣之処、当十二日夜被遊御

卒去候、依之来月三日迄殿様御忌被為

請候間、諸殺生鳴物停止、普請者来ル

廿二日迄停止、万端相慎候様、右二付

明十六日四時方八時迄之内月番宅江罷

出、御機嫌相伺候様

諸士御用番宅へ罷出、右御機嫌相伺申

候

門之丞男子無之付、政 興津政野右衛門
野右衛門養置候実方之 同 牧太
弟牧太養子仕度旨、双 和和門之丞
方願之通被仰付之 糸白川八右衛門

喜間多娘文八へ養女差 林 文八
遣度旨、双方願之通被 柿崎喜間多
仰付之

年中病氣引込居候へ共

右病家数軒へ罷越、致診脈調葉差遣候由、其

上常々医学心懸宜趣相聞候付、家督無相違被

下置候、其旨相心得此上弥家業相募、御用達

候様、玄道附添可取立候旨、且宗伯義も尚以

出精、医道心懸修行候様被仰付之

一 月代遠慮差立面々十九日迄、御役人其

外十七日迄、給人以下不及遠慮

殿様御忌中付、紅葉山火之番当十五日

御免被蒙仰候

武芸一覽之義当分延引、日限尚又可相

達旨

一 同十五日 泰姫様 御部屋様御附添、四半時之御

供触二而、稻荷・諏訪宮・長国寺へ御

参詣

一 同十六日 宝鏡院様五七日御法事今・明日長国寺

において御修行、右同日七七日・百ヶ日

御法事御取越御執行有之候

善左衛門娘方右衛門へ

縁組、双方願之通被仰 藤岡善左衛門

付之 三沢万右衛門

一 同廿七日 宝鏡院様御出棺今辰斎相濟、從盛徳寺

切萱へ右刻過御出棺、翌十七日御灰寄

之趣從江戸表申来候

一 同十八日 御役替大目付被仰付之

金井左仲

一 同廿八日 宝鏡院様御靈骨当廿六日江戸御立、道

御番頭被仰付之
付之
初而御目見
根来佐金治

木村縫殿助
御藏奉行被仰付之
吉村左平
悴御目見二付御礼
根来義右衛門

同
藤田典膳
御役付御足輕十人被成
木村縫殿助
御通懸家督之御礼
竹内健次郎

望月九郎右衛門
下御預
望月九郎右衛門
出精相勤候付、用人頭
河原舍人

同断
同断五人ツ、
石黒和左衛門
八田鍵之助
目付役申付之
渡辺友右衛門

御役替御取次御使役兼
北沢三右衛門
一 四月廿日 今朝五時之御供触二而、泰姬様御發駕
被遊候、詰合御役人麻上下着用
渡辺友右衛門

同
樋口民衛
一 同廿三日 雨宮村神事四半時過御城内へ入、為控
置、御部屋様御表へ御出被成、早速大
書院御庭へ操入、其外例之通
右之通先月廿一日於江戸表被仰付候段、同役兵
馬方申来候

御目付役被仰付之
石黒和左衛門
○ 五月三日
家督之御礼
十河式部
一 五月五日 端午之御礼五半時揃、即刻相濟

同
八田鍵之助
名代小野喜太右衛門
同 同六日
奥元ノ役被仰付之
山中見弥

御役替元方御金奉行被
仰付候
佐藤軍治
堀田甚三郎
病氣耽与無之付、願之
菅沼助右衛門

御役替弘方同断
宮下治部藏
名代金井富馬
立田宗伯
通御役御赦免被仰付之
名代森山嘉藤太

御役替御代官被仰付之
成沢文治
御扶持頂戴之御礼
三輪忠次
隼太叔母新左衛門へ縁
小林隼太

御役替越石御代官被仰
入 藤九郎
御扶持頂戴之御礼
名代佐藤傳五郎
組、双方願之通被仰付
湯本新左衛門

小幡長右衛門組へ御番入

村田源六
金子廣馬

其段可被申渡候
右之通於御用部屋被仰渡

御扶持被下置、家督無相違被仰付之

木村縫殿助組へ同断

金児丈助
与良弥門

御徒士へ番入被仰付候、当分之内唯今迄之通小僧役兼相勤候様
渡辺長左衛門
間庭左仲治
竹内健治郎

右之通今日御用番御宅(三)において被仰付候

御町奉行并御郡奉行加役数月相勤、大儀之事

長井四郎右衛門

右於長圍炉裏申渡之

其方養弟安田杏山義、
立田萬安
洪谷養泉方へ養子差遣
度旨、願之通被仰付之

二思召候、依之御小袖一被下置之

右之通江戸表同役方より申来候

安田杏山
洪谷養泉在命之内願置
候通其方致養子、只今
同通 鹿野丹治
下置、家督無相違被仰付之

迄拝領之御知行百石被

右之趣江戸同役方申来り候

一 同十三日

藤田典膳組へ御番入

増田助之丞

被仰渡候

宝鏡院様御側加年、母
増田助之丞
老年其上病氣不相勝、
栗山政五郎
看病致候者も無之、御
暇拝領附添居在度旨、願之通被仰付候、年来
奉公大切相勤候付、一生之内三人(御)扶持
被下置候、其段可申渡候
右助之丞・政五郎申聞候由

真田勘ヶ由組へ同断

清水久平

一 同十七日

大般若御執行、例之通

一 同十五日

小幡隼之助組へ同断

前田喜右衛門

隼之助娘右近方へ縁組、
双方願之通被仰付之

小幡隼之助
青木右近

原五十馬組へ同断

長岡吉右衛門
栗山政五郎

其方病氣耽与無之付隠
居仕、悴岩人へ家督為
仕度、願之通只今迄拝
領之御知行百石被下置、
家督無相違被仰付之

坂巻専助
坂巻岩人

宝鏡院様御側加年、御
切米金六両・御仕着代
六両・三人(御)扶持、
右唯今迄之通被下置、御長屋之内被差置候、
其段可被申渡候

増田助之丞
栗山政五郎

其方病氣耽与無之付隠
居仕、悴政右衛門へ家
督、願之通御宛行拾人

青木久弥
青木権左衛門
青木政右衛門

右唯今迄之通被下置、御長屋之内被差置候、
其段可被申渡候

増田助之丞
栗山政五郎

其方病氣耽与無之付隠
居仕、悴政右衛門へ家
督、願之通御宛行拾人

青木久弥
青木権左衛門
青木政右衛門

そよ・里せ御暇被下候、

右 同人

其方病氣耽与無之付隠
居仕、悴政右衛門へ家
督、願之通御宛行拾人

青木久弥
青木権左衛門
青木政右衛門

其段可被申渡候

右 同人

其方病氣耽与無之付隠
居仕、悴政右衛門へ家
督、願之通御宛行拾人

青木久弥
青木権左衛門
青木政右衛門

そよ・里せ御暇被下候、

右 同人

其方病氣耽与無之付隠
居仕、悴政右衛門へ家
督、願之通御宛行拾人

青木久弥
青木権左衛門
青木政右衛門

一 同廿七日・廿八日 於長国寺麗香院様御三回忌御
法事御執行有之
○ 六月三日 昨二日方同役五人相成候付、兼而御勝

手方へ申上置候通出役二而、御役所へ
罷出居候事致延引候

通被仰付之

青木久弥
系小野喜平太

一 同七日

年来出精相勤候付、御
用人頭取被仰付
右於御前被仰付候

岩崎主馬

御目付役被仰付之

片岡金五郎

金五両・三人御扶持被
下置之
右 同人

山田平之進儀御自分先
祖之末流付、苗字小山
田与相改度旨申聞候由、由緒相違も無之付、
任其意候由、依之今般願之通被仰付候様致度
旨、則願之通被仰付之

先達而岡島庄之助亡子
鍊治郎方へ遣候娘、庄
之助養女二仕度旨、願之通被仰付之

大瀬 登

源二左衛門病氣駢与無
之、往々御奉公難相勤
付願之通隱居、悴神左
衛門へ御知行三百三十
石被下置、(御)足輕拾人御預被成下、家督
無相違被仰付之

名代樋口民衛

矢島神左衛門

一 同廿七日 殿様当廿二日御在所へ之御暇被蒙仰、
例之通被遊御拝領物候

亡嫡鍊治郎妻致養女、
追而相応之者智養子仕
度旨、願之通被仰付之

岡島庄之助

亡兄金左衛門在命之内

堀田七郎

一 同廿八日 改名願之通被仰付候

鍵之助事
八田 競

主馬及老年殊病身二付、
本役同様引請相勤候様

岩崎伊織

其方養子仕度旨、願置
候通御知行百五十拾石被
下置、家督無相違被仰付之

親類長谷川傳左衛門

久々病氣駢与無之付御
役御訴訟、願之通御赦
免被仰付候

系鈴木弥惣左衛門

右之通五月二日被仰付候由、同役友右衛門方申
遣候

右之通今朝於御用番被仰渡候

此以後病氣快節ハ折々
御奥へ罷出、御機嫌伺
候様、年来実躰相勤候付被仰付之

右 同人

其方儀牧野備前守様御
家来喜多津大夫伯母縁

津田源五郎

家督之御礼

坂卷岩人

組仕度旨、願之通被仰付之

名代菅 大貳
青木政右衛門

右当朔日被仰付候由、同役陽之助方申遣候

名代久保左十郎
洪谷杏山

其方実子無之付、立田
宗伯養弟玄意養子致度
旨、願之通被仰付之

系大沢宗寿

一 六月十一日

其方苗字本苗二付、小
山田与相改度旨、願之

山田平之進

御看献上御用部屋へ罷
出申候

坂卷専助
系金井又右衛門

立田玄杏弟子上田御領
稻荷山二罷在候玄意養
弟仕、篠原寿庵方へ養

立田宗伯
風間玄意

子差遣度旨、願之通被仰付之

快方次第早速可被遊御發駕段、当廿日
御届書被差出候段、申来候

磯八手跡未熟付、暫之
内江戸表牛込筆筒町二
罷在候塩沼木曾右衛門
同 磯八

○ 七月七日 七夕之御礼五半時揃二而、即斎相濟

一 同十一日 御本陣触着

家督之御礼

矢嶋神左衛門

方へ罷越、手寄を以手跡修行仕度旨、願之通
申付之

一 同十八日

建部内匠頭様之御輿様

増田助之丞

同断

堀田七郎

右政野右衛門申渡之

御守役当分助被仰付之

右 同人

御宛行之御礼

片岡金五郎

一 同十五日

御買物役申付之

富岡文右衛門

少身付当分御守役助相

勤候内、五人御扶持為

御手充被下置之

御切米頂戴御礼

草間元右衛門

殿様御故障之儀被成御座、来ル廿五日御
発駕御延引被仰出候

右当十一日被仰付候段、江戸同役友右衛門方申

遣候

御加恩之御礼

松山瑞伯

一 同廿一日

御役替御代官被仰付之

森山嘉藤太

一 同晦日

御近習被仰付之

草間元右衛門

悴御宛行頂戴之御礼

片岡志津摩

御役替越石御代官被仰

師田丈右衛門

御切米金五兩被下置之

矢鳥源二左衛門

付之

御近習被仰付之

岡本傳八郎

御蔵奉行兼帯被仰付之

入 藤九郎

御輿支配被仰付之

栗山政五郎

右之通当十九日於江戸表相濟候段、同役方申来
候

御蔵奉行被仰付之

金児惣左衛門

出精相勤候付、御加恩

松山瑞伯

殿様御不快御快被成御座候へハ、来月

木村縫殿助組へ御番人

片岡常三郎

五人御扶持被下置之

廿五日御發駕御日限被仰出候

小川弥惣

右之通江戸同役方申遣候間、記置之

○ 八月朔日 八朔御礼五半時揃二而、即刻相濟

藤田典膳組へ同断

坂卷岩人

一 殿様御病疾気付、御發駕暫御見合、御

一 同十一日

海野主税組へ同断

青木政右衛門

堀田七郎

出精相勤候付、御加恩

高野養碩

五人御扶持被下置候

一 同廿五日

養方之妹仙石鉄之助様

小宮山藤左衛門

御家中木村八右衛門方

へ縁組、願之通被仰付之

右当十一日於江戸表被仰付候段、同役方ら申遣

候

一 同廿六日

殿様御不快、今以不被遊御勝候付、九

月中迄御滞府、御願書当十八日被差出

○ 九月二日

昨夜五時前御本陣触着

殿様御不快、御快被成御座候へハ、来

ル十六日御発御日限被仰出候

一 同九日

重陽之御礼五半時揃二而、即齋相濟

公方様当八日薨御付、普請・鳴物停止

万端相慎候様、右二付明十三日五半時

ら九ツ時迄之内麻上下着用月番宅へ罷

出、御機嫌相伺候様

一 同十二日

公方様薨御付、来ル十六日御発駕御延

引被仰出候

一 同十三日

御中陰付御曲輪内外火之用心、旁小頭

式人・足輕六人ツ、昼夜相廻り可申旨

被仰渡候

御機嫌相伺申候、月代之義十四日迄差

扣候様、今日御機嫌伺之節申通候様被

仰渡候

一 同十八日

昨夜四半時奥山左平太居宅焼失、鐘打

候付例之通

御不快御快被成御座候へハ、来月朔日

御発駕御日限被仰出候

大納言様御事上様与奉称候様被仰出候

御本陣触暮時前着

大般若御執行有之

明日江戸御発駕付、前々之通御用部屋

相建候様被仰渡候

建部内匠頭様ら被仰遣

候付、家内御屋敷へ引

越候様被仰付

右九月廿五日付二而江戸同役ら申来候

候段申来候

御城着之節着服・廻勤之儀相伺候処、

前々之通麻上下着用、公儀御中陰付、

御役人御用部屋へ罷出、可奉伺御機嫌

候、御用席廻勤仕間敷事

普請者先月廿八日ら御免之旨被仰出候

同四日 当朔日江戸表御発駕被遊候段、申来候

同五日 藤田新吾・近藤民之助道中荷物差支、

着服無之付、道中之着服二而荷物着迄

縮めん着用、尤御着日・紋違等も可有

之由、相心得候様被仰渡候

御城着八時迄分、諸士例之通相詰申候

於御居間御用席御目見、次二興津政野

右衛門・岡野陽之助・石黒和左衛門・

片岡金五郎右同断被成下御意候

同七日 四時之御供触二而、長国寺・大英寺へ

御参詣

同十日 恵明寺・乾徳寺へ右同断

同十一日 御出棺当四日被為濟候段、江戸表ら申

来候

同十五日 月次御礼諸士登城之上、御中陰付相止

候段被仰渡、序二而申通候

同十七日 四時之御供触二而、大鋒寺へ御参詣

同廿日 御野懸有之

同廿三日 四時之御供触二而、長国寺へ御参詣

同廿四日 芝辺へ御野懸有之

同廿八日 四時之御供触二而、御鎮守・諏訪宮・

白鳥へ御参詣、開善寺へ御立寄被遊候

小頭昼夜廻り之儀、今日ら不及廻候段

被仰渡候

月次御礼四時揃、即齋相濟

亡父十郎右衛門在命之 成澤元之助

内願置候通、只今迄拜 同道 山口清之進

領之御知行二百八十九 石五斗被下置、足輕十人御預被成下、家督無

相違被仰付之

亡父三平在命之内願置 遠藤小右衛門

候通、只今迄拜領之御 同道 山中見弥

知行二百石被下置、家督無相違被仰付之

○閏十月朔日 月次御礼四時揃、例之通相濟

御通懸
御宛行被下候御礼

竹内又吉

壽庵病氣眩与無之、往

家督後之御礼

十河式部

田中直吉
小野唯右衛門

往御奉公難相勤願之通

名代大沢宗寿

家督之御礼

成沢元之助
遠藤小右衛門

病氣付難相勤旨、願之

九島八十二

隱居、悴玄意へ只今迄

同 玄意

家督之御礼

遠藤小右衛門

通御徒士御免申付之

名代片山弥友

被下置、家督無相違被仰付之

篠原玄意

右於長囲炉裏政野右衛門申渡之

同通坂西喜平太

玄意儀年来江戸表二罷

篠原寿庵

御加恩之御礼

高松養碩

一 閏十月六日

上原権平

在医術致修行、先達而

同 玄意

初而御目見

与良弥門

友左衛門儀相応被召仕

同 友左衛門

上田御領稻荷山村二罷

初而御目見

青木政右衛門

被下置候様権平願二付、

同 友左衛門

在候内も、近郷治療致候段相聞候付、願之通

春原玄悦

海野主税組へ御番入被

仰付之

家督無相違被下置候、其旨相心得此上家業相

三輪忠次

赤沢助之進組へ御番入

成沢元之助

御側医被仰付之

厚木伯庸

家督後之御礼

矢嶋神左衛門

原五十馬組へ同断

遠藤小右衛門

同断

大草玄常

家督後之御礼

西村仙吉

木村縫殿助組へ同断

橋本渡右衛門

先達而焼失付、御宛行

奥山左平太

家督後之御礼

小川弥惣

源五右衛門娘友之進方

金井源五右衛門

之内四分一被下置之

同 圓蔵

家督後之御礼

柳 守衛

へ縁組、双方願之通被

児玉友之進

是伝願之通悴圓蔵義、

宮入是伝

家督後之御礼

小林隼太

立田宗伯

日b御免候旨被仰出

御用部屋坊主役見習申

同 圓蔵

家督後之御礼

片岡平十郎

鳴物之儀所作被仕候者共計、去月廿八

被仰出候

於長囲炉裏和左衛門申渡之

隱居之御礼

篠原寿庵

一 同七日

一 十月廿九日 玄猪御祝義七半時揃、暮六半時相始

隱居之御礼

名代大沢宗寿

一 同八日 先達薨御之公方様、御法号俊明院様与

り例之通相濟

悴御目見付御礼

三輪六十郎

被仰出候

一 同十一日

清左衛門病氣耽与無之、
難相勤付願之通隱居、
碓市兵衛江只今迄拝領
之御知行百石被下置、
家督無相違被仰付之

初而御目見

家督後之御礼

隱居之御礼

妾腹之悴新十郎嫡子仕
度旨、願之通被仰付之

久保惣次郎

悴御目見付御礼

一 同十五日 月次御礼四時揃、例之通相濟

亡父瀨左衛門在命之内
願置候通、只今迄拝領
之御切米金五両・五人
御扶持被下置、家督無相違被仰付之

落合量蔵

同通原 治左衛門

繼目之御礼

關屋村 明徳寺
矢代村 法蔵寺
西条村 乾徳寺

一 閏十月廿一日

清之進悴太三郎へ源六

娘縁組、双方願之通被

仰付之

山口清之進
村田源六

年来病身之上近年多病

二付、当春中御役御訴

訟相願候処、未老年ニ

も無之候間御差留、緩々養生候処、当春時令

之症相煩、漸快気候へ共持病追而不相勝、老

衰致放心候付、尚又御役被成下御赦免候様相

願候、年来相勤候義付、月番被遊御免候間少

も快候者、押而致出勤候様被仰付之

右御用部屋ニおいて被仰付候

右長囲炉裏ニおいて兵馬申渡之

同通 伊藤右平治

へ番入申付之

家督之御礼

碓田市兵衛

往御奉公難相勤付願之

名代 富岡勝之助

其方儀実子無之付、立田

石野傳蔵

通隱居、実子無之付弟 同 和仲太
和仲太致養子、只今迄

拜領之御切米拾五表・初式人扶持被下置、跡
式跡役共申付之

只八儀手跡心懸候趣相 麻場只八

聞候付、御取立被成下 同 和仲太

候処、病氣ニハ候得共
間も無之、此度隱居相願候儀付、跡式之儀ハ
先格ニも可申付処、以御情無相違跡式申渡候、
唯八附添罷在、和中太往々御用立候様、取立
可申旨申付之

右之通於長囲炉裏兵馬申渡之

当分之内御郡奉行兼帶 富永新平

(被) 仰付之

右者御用部屋ニおいて被仰付之

一 同廿三日 四時之御供触ニ而、長国寺へ御參詣

一 同廿五日 矢沢將監殿当分之内御勝手方被仰付候

付、御用番ニ被仰渡候

一 同廿八日 月并御礼四ツ時揃、即齋相濟

家督之御礼 落合量蔵

御通懸跡式之御礼 麻場和仲太

其方儀実子無之処、相 石野傳蔵

宗伯養弟通延養子仕、往々医業相応被召仕被下候様仕度旨、願之通被仰付之

父玄道弟子多田通延其 立田宗伯

方致養弟、石野傳藏方 多田通延

へ養子差遣度旨、願之通被仰付之

其方実子無之付、竹村 小林友之丞

大藏養弟源十郎養子仕度旨、願之通被仰付之

実方再從弟、松平大炊 竹村大藏

様御知行所今井村罷在 石井源十郎

候浪人石井源十郎致養弟、小林友之丞方江養子差遣度旨、願之通被仰付之

右之通於御用部屋被仰付候

彦三郎腰痛眩与無之、 柳沢彦三郎

難相勤付願之通隱居、 名代福沢織衛

悴甚三郎へ只今迄拝領 同 甚三郎

之御切米金四兩・糶三人御扶持被下置、跡式無相違申付之

年寄候迄相勤候付、御 柳沢彦三郎

目錄式百疋被下置之

先達而養子離縁、問も 類 九島金平

無之候得共右養子病身 熟談之上離縁之儀付、養子願之通申付之

名代加藤万之助 藤左衛門

病氣眩与無之、難相勤付願之通隱居、実子無之付、町医大内良三甥

藤左衛門致智養子、只今迄拝領之御切米金式兩・糶三人御扶持被下置、跡式無相違申付之

右之通長囲炉裏ニおいて競申渡之

右之通長囲炉裏ニおいて競申渡之

○十一月朔日

初而之御目見

正村弥作 德田五郎八 和田牧太

悴御目見付御礼

正村勇之進 德田神一郎 和田門之丞

御通懸

跡式之御礼 柳沢甚三郎 九島藤左衛門

久々病氣今以眩与無之、御役難相勤付、願之通 御役御免被仰付候

片岡志津摩 名代片岡金五郎

御役御免被仰付候

御役付足輕五人被成下 御預之 草間一路

御留守中御郡中御横目 兼相勤候二付、御裕拝領之 右 同人

御徒士へ番入申付之

右於長囲炉裏兵馬申渡之 御徒士へ番入申付之 九島藤左衛門 同道伊藤右平次

右於長囲炉裏兵馬申渡之

一 同六日

小林五郎大夫在命之内 願置候通、東条与一郎 娘致養女、其方智養子 仕、御切米金九兩・米三人御扶持被下置、家督無相違被仰付之

弟清見 小林五郎大夫 在命之内智養子差遣度旨、願之通被仰付之

弟清見 小林五郎大夫 在命之内智養子差遣度旨、願之通被仰付之

弟清見 小林五郎大夫 在命之内智養子差遣度旨、願之通被仰付之

弟清見 小林五郎大夫 在命之内智養子差遣度旨、願之通被仰付之

小林五郎大夫在命之内 其方娘養女差遣度段、願之通被仰付之 東条与一郎

同十五日 月次御礼四時揃、例之通相濟

其方儀病氣眩与無之難 類 片岡唱

其方儀病氣眩与無之難 類 片岡唱

相勤付、願之通御役御
赦免被仰付之

一 同廿四日

其方実子無之付、御本

隱居之御礼

名代 関口弥七郎

家督之御礼

小林清見

丸表御坊主木村養哲四

名代 関口佐大夫

初而之御目見

堀田七郎

男直五郎養子仕度旨、願之通被仰付之

悴御目見付御礼

興津政野右衛門

青木嘉吉

右之通十一日於江戸表被仰付候段、同役内蔵進
5申遣候

保崎平内

小林源十郎

一 同廿五日 御儉約御触被仰出、委細御条目日記へ
記置

樋口角兵衛

片岡吉十郎

一 同廿八日

林 文八

小林友之丞

弥七郎病氣耽与無之、

石野傳藏

悴御目見付御礼

片岡半十郎

関口弥七郎

御役替御家老職被仰付

祢津神平

馬場廣人

往々御奉公難相勤付願

御役替御取次・御使役

佐久間衛守

来年中若殿様御引越付

之通隠居、悴甚五右衛門

門へ只今迄拜領御切米

名代 蟻川正蔵

御郡奉行兼帯

金井甚五左衛門

被仰付之

同 大吉郎

金式両・三人御扶持被下置、家督無相違被仰付之

御役替御勤定吟味役

高山平十郎

一 十一月十八日

軍治願二付木村縫殿助

佐藤軍治

一 同廿九日 夜八時柴丁下大英寺屋敷、権八与申者

御役替御勤定吟味役

右於御前被仰付候

組へ御番入被仰付之

磯田市兵衛

火元二而四軒焼失、早鐘打候付例之通

御吟味役当分兼帯

片岡半七郎

藤田典膳組へ御番入

落合量蔵

○ 十二月朔日 月并御礼四時揃、例之通相濟

御役替御納戸役

保崎平内

小幡隼之助組へ同断

小林清見

家督之御礼

関口甚五右衛門

御役替御奥支配

相沢嶋右衛門

真田勘々由組へ同断

初而御目見

興津竹治郎

保崎富治

樋口峯之助

一 同廿二日・廿三日 於長国寺玉泡院様・清信院様

御七回忌御法事御執行有之

水道役

長谷川利八

一 同廿三日 四時之御供触二而、長国寺へ御参詣

林 庄吉

御勘定吟味兼帯被成下
御免候、勤方高山平十郎へ申談可引渡旨

右之通於御用所被仰渡候

右衛門方へ養子差遣度旨、願之通申付之

渡大夫申渡之

右之通於御用部屋被仰付候

病氣耽与無之其上老衰、往々難相勤付願之通隠居、男子無之付町川田村二罷在候從弟三左衛門致養子、只今迄左衛門致養子、只今迄拝領之御切米金四兩・米三人御扶持被下置、跡式無相違申付之

山下宇左衛門
丸山岩右衛門
三左衛門
同進宮本善五右衛門

右者於長圀炉裏申渡之家督之御礼
片岡金五郎

一 当年者雉子追鳥御延引、其上御儉約年限迄雉子被下候儀相止候段、可申通旨被仰渡候

一 同十六日 年寄候迄相勤候付、金式百疋被下置之

山下宇左衛門
山下三左衛門
御徒士へ番入申付之
兵馬申渡之

一 同六日

甚九郎娘源六悴宮門方へ縁組仕度旨、双方願之通被仰付候

一 同十六日 長谷川甚九郎村田源六

一 同十七日 日光御門主様当五日御登城、御能有之、最早鳴物有之候而不苦旨被仰出候

一 同十一日

志津摩從去五月中病氣罷在、往々難相勤付願之通隠居、悴金五郎へ唯今迄拝領之御知行三百石被下置、并御足輕拾人御預被成下、家督無相違被仰付之

一 十二月十五日 月次御礼例之通相濟

一 同十九日 式部妹右京方へ縁組、双方願之通被仰付之

只今迄拝領之御扶持・御切米此末不被下置候

片岡志津摩
片岡半七郎
片岡金五郎

門之丞病氣耽与無之、難相勤二付願之通隠居、悴牧太江唯今迄拝領之御知行百石被下置、家督無相違被仰付之

病氣耽与無之、難相勤付願之通御役御赦免被仰付之

宮下治部藏
堀田七郎

和門門之丞
磯田市兵衛
同 牧太

病氣耽与無之、難相勤付願之通御役御赦免被仰付之

從弟忠左衛門 野中友

久保一郎兵衛

從弟忠左衛門 野中友

久保一郎兵衛

平七娘七十郎方へ縁組、

竹内平七

双方願之通被仰付之

中村七十郎

磯八御宛行被下置、御

用部屋書役見習兼申付之、手跡相募御用立候

○五月廿一日

様附添、取立可申候

庄之助男子無之付、新

富永新平

大鋒寺江御参詣

平次男智養子仕度旨、

岡嶋庄之助

泰姫様御事今般井上武三郎様へ御縁談、

当番之方罷出、御勝手

富岡金治

双方願之通被仰付之

御使者御取合、当十八日被為濟候。

万御用も相勤致出精候

富岡金治

同廿四日 四時之御供触ニ而、大英寺御靈屋へ御

付、悴勝之助御宛行被下置、御用部屋書役見

習兼申付之、手跡相募御用立候様附添、取立

参詣、本堂へ御立寄被遊候

習兼申付之、手跡相募御用立候様附添、取立

○天明七年丁未

一 同廿五日

文治願ニ付、悴齋治

成沢文治

御用部屋書役申付之

加藤万之助

○正月朔日

御礼五半時揃ニ而、於小書院御側向

原五十馬組へ御番入

同 齋治

御用部屋書役見習、小

西沢清十郎

被仰付之

僧役兼申付之

諸役人迄御祝義帳之通独礼相濟、直ニ

木村縫殿助組へ御番入

関口甚五右衛門

御用部屋書役見習兼申

富岡勝之助

大書院出御、元日当番之定火消・差立

一 同廿七日 倉田銀左衛門一昨二十五日於御奥御上

付之、米末式人御扶持

富岡勝之助

一 同二日

嫡子より小役人嫡子迄独礼、畢而大書

下拝領仕候旨、当人為知申聞候

被下置之

伊東磯八

一 同三日

院東御縁側御徒士・小僧役並置、三之

一 同廿八日 月次御礼例之通

同断

伊東磯八

一 同四日

院間御唐紙開之、同間ニおいて御奏者

家督之御礼

坂野松之助

同断

伊東磯八

一 同三日

於例之席御礼帳之通一同御礼申上ル

同断

和田牧太

御広間帳付申付之

渡邊長左衛門

一 同三日

御流七半時揃ニ而、暮時過相始、例之

隱居之御礼

坂野又右衛門

右之通長囲炉裏おいて和左衛門申渡之

一 同四日

寺院御礼五半時揃ニ而、長国寺・大英

名代 小 熊 弥 四 郎

一 十二月廿九日

田村伊三郎

一 同四日

寺於小書院独礼相濟、大書院御出懸、

名代 和 田 門 之 丞

妹ほん願ニ付、七人御

田村伊三郎

一 同四日

御通懸御礼之者席ニ而御町之者・御郡

名代 和 田 惣 摩

扶持被下置之

田村伊三郎

一 同四日

中帯刀御免之者御礼申上ル、大書院出

年来出精相勤候付、悴

伊東平治郎

右之趣江戸表同役より申来候

一 同四日

御、御城下寺院・白鳥神主堀内大隈・

畢而久保喜傳治例之通御礼申上ル

一 同五日 四時之御供触二而、御鎮守諏訪宮・長
国寺・大英寺へ御參詣

家督無相違被仰付之

千喜良量左衛門在命之

志村友之丞

南部坂御屋敷若殿様御
殿普請御用懸り被仰付
之

大瀬 登

繼目之御礼

惠明寺

願之通被仰付之

東条与一郎

一生之内式人御扶持被
下置、御抱二被仰付候、

大工
吉兵衛

年頭之御礼

廣田筑後
代吉村嘉右衛門

二男熊之助嫡子仕度旨、

願之通被仰付之

万端御疊刺庄藏格式二相心得、取計可申旨被
仰渡候

同断自分之御礼

一 明十六日 勢州御代參發足付、服穢御改

吉村嘉右衛門

津右衛門悴五郎藏へ七
十郎妹縁組、双方願之
通被仰付之

山田津右衛門
中村七十郎

右大瀬登申渡候由

一 同十六日 四時之御供触二而、白鳥へ御社參

一 同十八日 又右衛門娘外守へ縁組、
双方願之通被仰付之

一 同廿三日 四時之御供触二而、長国寺・惠明寺・
乾徳寺へ御參詣被遊候。

一 同廿七日 大般若御執行例之通相濟

一 明廿八日 暮時方明後朝迄勢州御代參御中日待二
付服穢御改

右之通江戸表同役より申来候

一 同廿八日 月次御礼例之通

一 同廿八日 月次御礼例之通

一 同廿八日 月次御礼例之通

一 同廿八日 月次御礼例之通

一 同九日 御礼五半時揃、小書院出御、善光寺両
寺使僧独礼相濟、大書院出御、四日之
通寺院御礼有之、畢而市村安左衛門病
氣、名代悴磯次郎献上もの例之通、尤
御礼無之

一 同廿一日 清浄林院御内々罷出候、御側向方出迎
有之、御用人衆長囲炉裏迄迎送有之、
御役方懸り合無之

一 同廿八日 月次御礼例之通

一 同廿八日 月次御礼例之通

一 同廿八日 月次御礼例之通

一 同十一日 御具足御祝義御規式帳之通五半時揃二
而、例之通相濟

一 同廿一日 千喜良量左衛門在命之
内願置候通志村友之丞

一 同廿一日 千喜良量左衛門在命之
内願置候通志村友之丞

○ 二月朔日 月次御礼例之通相濟

一 同廿一日 千喜良量左衛門在命之
内願置候通志村友之丞

一 正月十二日 神宮寺名代僧目代松田大内藏於小書
院独礼申上、於大書院禰宜・山伏一同
御礼申上ル

一 同廿一日 千喜良量左衛門在命之
内願置候通志村友之丞

一 同廿一日 千喜良量左衛門在命之
内願置候通志村友之丞

一 同廿一日 千喜良量左衛門在命之
内願置候通志村友之丞

一 同廿一日 千喜良量左衛門在命之
内願置候通志村友之丞

一 同十五日 月次御礼四時揃、即刻相濟

一 同廿一日 千喜良量左衛門在命之
内願置候通志村友之丞

一 同廿一日 千喜良量左衛門在命之
内願置候通志村友之丞

一 同廿一日 千喜良量左衛門在命之
内願置候通志村友之丞

一 同廿一日 千喜良量左衛門在命之
内願置候通志村友之丞

亡父主計願置候通御知
行五百石被下置、御足

鈴木勝五郎
同道玉川左膳

弟民之助 千喜良量左
衛門在命之内賀養子仕
度旨、願之通被仰付之

高野黒治

初而之御目見

三村宗碩

輕式拾人被成下御預、

同道玉川左膳

弟民之助 千喜良量左
衛門在命之内賀養子仕
度旨、願之通被仰付之

高野黒治

初而之御目見

三村古仙

家督之御礼
鈴木勝五郎
千喜良民之助

一 田中村辺へ御野懸有之

一 同六日

悴善治義宮沢義兵衛在 斎藤善蔵

命之内賀養子差遣度旨、

願之通申付之

宮沢義兵衛在命之内願 斎藤善治

置候通其方賀養子仕、

御切米初五拾表・四人御扶持被下置、跡式跡

役共申付之

右之通富永新平へ被仰渡、大役人於詰所同人申

渡之

一 同十二日 今暮六半時、樋口民衛居宅不残焼失、

早鐘打候付例之通、尤類焼無之

一 同十五日 泰姫様御事井上武三郎様へ御縁組、御

願書於江府当十一日被差出候

一 月次御礼例之通相濟

初而之御目見 金井政之助

悴御目見付御礼 金井左仲

初而之御目見

綿内政吉
菅沼末三郎
東条熊之助

悴御目見付御礼

綿内平右衛門

菅沼助右衛門
東条与一郎

勝手方元ノ兼帯申付之
於御前被仰付之
望月九郎右衛門

去秋中ノ半身不叶罷成、 望月治部左衛門

此節迄緩々致加養候得

共快筋不相見、御医師何も快氣之程難計旨申、

依之御役并御勝手懸共御訴訟申上度旨、御内

意被相伺候趣達御聞候処、病氣未間も無之事、

何分致加養候様、乍然再三相願候儀付、全快

致候迄御勝手方御免被成下候、年来出精相勤、

御都合も宜儀ニ付只今迄(通) 心懸、矢澤将

監并御役人共へ無遠慮可致助言旨被仰付之

今右衛門病氣耽与無之、 小山今右衛門

往々御奉公難相勤付、 名代近藤庄九郎

願之通悴常五郎へ只今 小山常五郎

迄拝領之御切米初五拾

表・玄米三人・初式人御扶持被下置、家督無

相違被仰付之

御役替泰姫様御守役并 片岡半七郎

御奥元ノ兼帯被仰付之 名代片岡要人

以勝手渋谷養説与屋敷 赤塩彦左衛門

替、願之通被仰付之

悴元右衛門へ小野喜太 草間一路

右衛門娘縁組、願之通

被仰付之

一 明十六日 御代参下向二付、服穢御改被仰出候

一 同十八日

吉五郎妹源左衛門へ縁

組、双方願之通被仰付

之 久保源左衛門

屋敷替双方願之通被仰

付之 小幡庄作

近藤市十郎

作左衛門病氣耽(与) 中島作左衛門

無之、往々難相勤付願 名代間庭左忠治

之通隠居、悴勝之進江 中嶋勝之進

只今迄拝領之御切米金

五兩・三人御扶持被下置、跡式無相違申付之

於長圍炉裏友右衛門申渡之

一 同十九日 寺尾辺江御野懸有之

一 同廿一日

亡父五十郎願置候通御 上村治喜多

知行百石・初三人御扶 同道落合量蔵

持被下置、家督無相違

被仰付之

一 同廿三日 四時之御供触二而、長国寺・大録寺へ

御参詣

一 同廿五日

居室焼失付、為御手充
本高之内四分一被下之

樋口民衛

初而之御目見

恩田鞠負

建部内匠様御奥様御守
役助兼帯被成下御免

興津政野右衛門

一 同廿八日

式部妹権之進方へ縁組、
双方願之通被仰付之

十河式部
寺内権之進

家督之御礼

上村治喜多
小山常五郎

御忍二而河原舍人殿へ御出被遊候

御野懸有之

同九日 御野懸有之
同十日 来ル十七日騎射可被遊御覽旨、被仰出候

一 同廿九日

其方娘草間一路悴元右
衛門方へ縁組、願之通
被仰付之

小野喜太右衛門

隱居之御礼

小山今右衛門
名代 関口甚五右衛門

同十一日 今・明日於長国寺宝鏡院様御一周忌御
法事御執行有之

右二付十二日四時之御供触二而、長国
寺へ被遊御參詣候

御役替御吟味役被仰付
之

菅沼九左衛門

悴御目見付御礼

川口五左衛門

同十五日 月次御礼例之通相濟

年頭之御礼

横尾村
信綱 寺

初而之御目見

石黒彦三

建部内匠頭様御奥様御
守役被仰付之

増田助之丞

御通懸跡式之御礼

中嶋勝之進

悴御目見付御礼

石黒和左衛門

右之通於江戸表当十五日被仰付候由、申来候

一 三月三日

上巳御祝義五半時揃、御礼帳之通相濟、
御番士・家督嫡子三人ツ、罷出御礼申
上、御通懸御徒士格之者御礼帳之通相
濟

一 西条辺へ御野懸有之
一 同十六日 御參勤御時節被成御伺候処、六月中可
被遊御參府旨、被仰出候

○ 三月朔日 月次御礼例之通相濟

一 同五日

昨夜五時過早鐘打候付、例之通相詰、
火元馬喰町孫右衛門居室少々焼失

一 同十七日 騎射御覽四時揃、四半時相始八半時無
滞相濟申候、御覽所へ御出懸、於小書
院一同御目見御意有之

其方妹松平伊賀守様御
家中村上忠兵衛方へ縁
組、願之通被仰付之

宮沢丹下

一 同六日

藤九郎実子無之付、高
野黒治弟友吉養子仕度
旨、双方願之通被仰付
之

高野黒治
同友吉

入 藤九郎

一 同廿一日

縫殿助妹仙吉へ縁組、
双方願之通被仰付之

木村縫殿助
西村仙吉

御吟味役兼帯御免被成
下候

類 片岡半七郎
名和 和田惣摩

一 同廿三日

四時之御供触二而、長国寺へ御參詣

一 同廿四日 高田幾太方へ御出被遊候 一 同六日 遣度旨、双方願之通被 同 文吉

一 同廿七日 離山辺へ御野懸 去年御領分一統悪作、長谷川藤五郎 御付之

一 同廿九日 泰姫様御事井上武三郎様へ御縁組、御 御取納向差支候処、支 配村方之分上納、去暮皆済出精之事候、依之 御上下一具被下置之

願之通当廿五日被蒙仰候、依之来月二 日四時方九時迄之内麻上下着用登城、 御歎可申上旨 去年御領分一統悪作、大嶋磯右衛門 御取納向差支候処懸合、 村方之分上納、去暮致皆済出精之事候、依之 御目録式百疋被下置之 一 同十三日 川田村・保科村辺御野懸有之、御部屋 殿様・御部屋様御表へ被遊御出、早速 大書院御庭へ繰入、其外例之通 様も御出被成候

○ 四月朔日 月次御礼四時揃二而、例之通相濟

悴丹治へ金兒惣左衛門 山本式左衛門

養女縁組、願之通被仰

付之

其方母方従弟致養女、 金兒惣左衛門

山本式左衛門悴丹治へ

縁組、願之通被仰付之

忠左衛門娘隼太へ縁組、 竹内中左衛門

双方願之通被仰付之 小林隼太

願之通悴彦五郎儀御用 西山祖兵衛

部屋小僧役申付之 同 彦五郎

於長圀炉裏政野右衛門申渡之

初而之御目見 出浦松五郎

一 同二日 此程被仰出候通諸士登城、御歎申上候

一 同四日 長谷川金蔵晴雨共御城内杖相用度段、

御用番へ伺之旨当人申聞候

右於長圀炉裏金五郎申渡之 同十八日 男子無之付、五十三次 森 五十三 男友吉智養子仕度旨、 森 友吉 双方願之通申付之 浦野弥八郎 右於長圀炉裏陽之助申渡之

御徒士へ番入申付之 宮沢麻之助 御用部屋小僧役申付之 中嶋勝之進

一 同十五日 月次例之通御礼相濟

一 同廿一日 勇之進娘唱悴吉之助へ 縁組仕度旨、双方願之 通被仰付之 正村勇之進 片岡 唱

一 同廿三日 四時之御供触二而、長国寺へ御参詣

一 同廿四日 六半時同断二而、丹波島辺へ御野懸

同 宮下治部藏

六十郎三男文吉 長谷 長谷川甚九郎 川甚九郎方へ智養子差 三輪六十郎

海野主税組へ同断 千喜良民之助

藤田典膳組へ御番入 坂野松之助

同 同十一日

同 同

病氣快方付、出勤願之
通被仰付、此表出立鴻
巢駅迄罷越候処、持病

類 小松庄兵衛
御通懸跡式之御礼

御郡奉行兼帶相勤候二
付、御袷被下置之

氣不相勝候由、為差病体ニも不相聞、同所方

五月朔日祭礼付月次御礼無之段、於席

去々年之通御留守中御

草間一路

所へ之御供病身申立、致御訴訟勤番懈怠多、我

〇 五月朔日・二日 祭礼付御棧敷へ被遊御出候、二

郡中御横目兼被仰付

之

意之筋相聞不埒之事情、依之被仰付方も有之

日相濟、御帰後御機嫌伺例之通

御参府之節御供被仰付

右 同人

候得共、以御情不及御沙汰候、以来心懸出精

為御参府御発駕御日限、来月朔日与被

置候処、御留守中御郡
中御横目兼被仰付候付、立帰御供被仰付之、
尤秋中迄滞府之心得可有之旨

可相勤旨被仰付之

仰出候

御参府之節御供被仰付

右 同人

右之通当十八日司馬殿於御長屋被仰渡候段、同

一同五日 端午之御礼五ツ半時揃、大書院御礼御

候、御通懸ハ小書院・大書院相濟、御

候、御留守中御郡

役四郎右衛門申遣候

番士より嫡子迄三人ツ、罷出御礼申上

候、御通懸ハ小書院・大書院相濟、御

候、御留守中御郡

病氣疔与無之、往々御

一同七日 為御野懸開善寺へ御出被遊候

初而之御目見

五月十五日 月並御礼例之通相濟

奉公難相勤候付願之通

為御野懸開善寺へ御出被遊候

初而之御目見

五月十五日 月並御礼例之通相濟

隱居、実子無之付、伊

一同十一日 男子無之付、渡辺長左

初而之御目見

五月十五日 月並御礼例之通相濟

勢町罷在候従弟十郎左衛門致養子、只今迄拝

衛門実方之弟常之丞躰

初而之御目見

五月十五日 月並御礼例之通相濟

領之御切米初拾五表・初式人御扶持被下置、

養子仕度旨、双方願之

初而之御目見

五月十五日 月並御礼例之通相濟

跡式無相違申付之

通申付之

初而之御目見

五月十五日 月並御礼例之通相濟

手跡未熟付、御徒士へ

番入申付之

初而之御目見

五月十五日 月並御礼例之通相濟

右之通於長圀炉裏渡大夫申渡之

願之通被仰付之

初而之御目見

五月十五日 月並御礼例之通相濟

一 四月廿八日 月次御礼例之通相濟

軍治三男源八 彦十郎 佐藤軍治
方へ養子差遣度旨、双 類 矢野彦十郎
方願之通被仰付之 名原 治左衛門

御郡奉行兼帶御免 富永新平
男子無之付、土口村百 山田勇左衛門
姓嘉平治孫藤右衛門躰
養子仕度旨、願之通申付之

年来全勤候付、役替城 岩崎主馬
吉村左平

名代 矢野彦十郎
名代 正村勇之進
野村儀左衛門
春原平兵衛
名代 笠原軍平

中村周伯
安藤春策
矢野源八
野村龜三郎
春原信五郎
吉村兵藏

代申付之

役替用人役申付

岩崎伊織

金井左仲

伊織者見習、本役被仰付、御役替ニハ無之、左仲ハ御役替ナリ

同 大目付役申付之

原 五十馬

番頭役申付之

矢澤修理

役替奥守役申付之

岡野陽之助

膳番・刀番申付之

玉川弥一

役替使役申付之

片岡金五郎

右於御前被仰付之

此度願之通御役御免隠

恩田新六

居被仰付候、併年来相

勤候付、御家老并御用人共申談候義有之節ハ、

無遠慮存寄可申旨、且又氣分快節ハ、折々罷

出御機嫌相伺、尤思召有之候付、御奥へも罷

出候様被仰付之

只今迄御側近相勤候事

岩崎主馬

付、折々御次へ罷出御

機嫌相伺、被為召候節ハ、御側へも罷出候様

被仰付之

病身罷成、寺役難相勤

願 行 寺

付願之通隠居、森村興

名在大道長老
興止寺
弁谷和尚

御引上

正寺弁谷和尚後住被仰

付、御合力初五拾表前

双方屋敷替願之通被仰
付之

師岡十郎右衛門
高野黒治

前之通被下置之

新六近年病氣不相勝、

追年氣力相衰、往々難

恩田新六
同 右膳

相勤ニ付願之通隠居、

友衛娘九郎衛門倅權之
進江縁組、双方願之通
被仰付之

望月九郎右衛門
小川友衛

倅右膳へ御知行四百五拾石被下置、御足輕十

政野右衛門娘傳吾江縁
組、右同断

伊藤傳吾
興津政野右衛門

人被成下御預、家督無相違被仰付之

年来全相勤候付、役替

城代申付之

岩崎主馬

思召有之付、新知八拾

玉川弥一

五石御直被成下

小左衛門養女一 郎兵衛
方へ縁組、右同断

仙道一 郎兵衛
大嶋小左衛門

御納戸役

綿貫五郎兵衛
長谷川市左衛門

五月十七日 四時之御供触ニ而、大鋒寺へ御参詣

半七郎願之通倅半十郎

片岡半七郎

一 同廿一日・廿二日 於長国寺放光院様七回御忌御
大般若御修行例之通、御聴聞有之

小幡長右衛門組へ御番

同 半十郎

一 同廿三日 四時之御供触ニ而、御鎮守・諏訪宮・
法事御執行有之

入

同 半十郎

一 同廿四日 白鳥・開善寺・乾徳寺・恵明寺へ右同
長国寺・大英寺へ御参詣

小幡長右衛門組へ御番

小山常五郎

一 同廿五日 近々御発駕付、例之通御役人御目見被
断 成下御意候

入

藤田典膳組へ同断

和田牧太

藤田典膳組へ同断

和田牧太

只今迄之御役付御足輕

岡野陽之助

家督之御礼

恩田右膳

隱居之御礼

恩田新六
糸十河式部

一

乾徳院様
御刀 一腰

向後可被相渡候
郡奉行中

御加恩新知之御礼

玉川弥一

銘 了戒
中心 長寸五寸壹分
長 釧元6式尺四寸五分

建部内匠頭様於御前米
五斗入拾表御合力米被

繼目御礼

願行寺

但折紙 万治三年五月三日代金八枚

右為知申来

一

望月治部左衛門病氣付、悴監物御用部
屋へ御呼出、左之通被仰渡

御拵

御切羽 二枚金無垢

○ 六月朔日 御発駕六時八分、万端例之通

御 鏝 上金無垢・下懸ケ金

一 同二日 今曉七時過池田鷄殿居宅不殘焼失、早
鐘打候付例之通

悴監物妻儀、宝鏡院様
御存生之節被仰談置候

御 鏢 赤銅・両櫃赤銅二而埋金花石目

松山瑞白妹縁組仕度旨、春原儀右衛門

間、為化粧料一生之内御蔵米百石被下置之、
且從乾徳院様御伝来了戒之御刀一腰、孫由五
郎へ可被下宝鏡院様思召之処、同人不幸付、
是又監物妻へ宝鏡院様為御匡被下置候
右之趣被仰出候、其段監物妻へ可被申通候

御目貫 鯨二瓢檀・猿ノ彫
御(柄) 鮫白
御 鞘 蠟色
御柄糸 黒三部糸
御下緒 黒
御 鷄目 金無垢
御 袋 繻珍・裏海氣・銘無之

一 同四日 御発駕・御帰城共以来不参名面帳差出
不申可然之由、神平殿急度御差図与申
二八無之候へ共、右之心得二罷在候様
被仰聞候

悴監物妻儀、去年以来 望月治部左衛門
草間一路を以段々内願

右於御用部屋被仰渡立合相勤

一 同十日 殿様益御機嫌能、当六日被遊御参府候
之段申来候

之趣達御聴候処、宝鏡院様御存生之節被仰置
候儀も有之、其上宝鏡院様思召之趣、以御自
書被仰遣候義有之二付、右内願之趣ハ難相成
事候

乾徳院様御伝来了戒之 望月監物妻
御刀御拵共、宝鏡院様

妹義春原儀右衛門方へ 松山瑞白
縁組、願之通被仰付之
右之通当二日於江戸表被仰付候由、内蔵進方
申遣候

且又鎌原長門妻義、最初御自分養女二被仰付
長門へ嫁候義、長門も家柄之事付、以来御奥
へ出候節ハ、前後之無差別御取計可被遊御様
子候、尤御家中出会之節ハ、是迄之通相心得
候様、監物妻へ可被申聞置候

為御匡被下置頂戴申渡候、同人へ可被相渡候
御側御納戸中
一生之内御蔵米百石為 望月監物妻
化粧料被下置申渡候、

一 同廿日 当十五日御參勤之御礼被仰上候段申来
候

一 同廿二日

緘御熨斗目一 大瀬 登
銀式枚

南部坂御殿向御普請・并御借長屋七棟・御土蔵三棟・其外御修復等、品々御用無懈怠出精、晝夜辛勞吟味行届大義、其上出来方宜御大慶思召候、依之被下置之

金三百疋 右 同人

御屋敷違之處、御当用
共御用多中甚御ノ宜細々心懸、骨折候付被下置之

金式百疋 赤沢内藏進

南部坂御殿御普請中見
廻大義、今度皆出来御大慶思召候、依之被下置之

金式百疋 高山半十郎

南部坂御殿御普請中
度見廻り、入払等吟味御ノ宜万端心懸、今度皆出来御大慶思召候、依之被下置之

御上下一具 増沢藤右衛門

金三百疋

南部坂御殿并御土蔵、御借長屋・其外御修復、御囲等迄殊ニ御普請出来方宜、甚骨折大儀ニ付被下之

金式百疋 右 同人

右御普請中今度一人二

而棟梁相勤、手配宜細々吟味行届、出精付別段被下之

金百疋ツ、

藤右衛門碎
増沢富五郎
佐野右衛門碎
小泉弥五郎
喜左衛門碎
高橋清之助

右御普請中出精相勤候付

銀壹片 桜井吉左衛門

右ニ付入払等吟味大儀、此節皆出来付

右之外小頭・経師・杖突・紙継・畳刺・請負方大工・其外等ニ至迄、懸り合之者不残御目録等被下之

右御普請皆出来、御家固御祝儀付被下置候段、向々申聞候段、友右衛門方申遣候付記置

一 六月廿八日 殿様当廿四日戸田采女正様御代、大手御門番被蒙仰候段申来候

○ 七月七日 七夕御礼五半時揃、大小御役人於大書院御祝儀申上ル

一 同十日 御判物今十日矢野式右衛門・祢津小膳附添到着

御奥本ノ役兼帯御免被

一 同十四日 祢津小膳仰付之

右之通当朔日於江戸表被仰付候段、同役方申遣

候

一 同廿五日

病氣耽与無之、往々御 中村喜右衛門
奉公難相勤願之通隠居、 氣宮下左傳治
土口村罷在候従弟甚吾 甚吾
致養子、只今迄拜領之

御切米金四両・米式人御扶持被下置、跡式無相違申付之

御用番宅ニおいて兵馬申渡之

○ 八月朔日 八朔御礼五半時揃、即斎相済

一 同六日 病氣耽(与)無之、御 金井源五右衛門

役難相勤付願之通御役 氣大森幾太
御免被仰付之

一 同七日 御徒士へ番入申付之 中村甚吾
御用番於宅兵馬申渡之

一 十五日 彦十郎先達而大酒、不行跡付急度可及御沙汰 氣金子甚左衛門

処以御情隠居、只今迄 矢野源八
拜領之御知行百参拾石

一 同廿一日 悴源八へ被下置、家督無相違被仰付之

篠原玄意養女縁組仕度 牧野五左衛門
旨、願之通被仰付之

守居、并御武具奉行兼
帶相勤候様被仰付候

今迄拝領御切米金四兩・玄米式拾五人御扶持
被下置、家督無相違被仰付之

一 武芸一覽被仰渡、日割左之通

九月十日・十二日 射芸

同 十四日・十六日 劍術

同 十八日・廿一日 槍術

同 廿三日 軍学

同 廿五日 柔術捕り手

同 廿七日・廿九日 乗馬

以上

右者当十二日於江戸表被仰付候段、同役⁶申遣
候

右之趣江戸表政野右衛門方⁶申遣候、尤先月廿
五日申来候

一 同九日 重陽御祝義例之通五半時揃、即斎相濟

一 同七日

一 同十八日

悴三郎治義被召出、若 岡嶋庄之助

家督之御礼

殿様御近習被仰付、御 同 三郎治

矢野源八
名代寺内権之進
玉川亀三郎

一 同廿五日

悴病身付全快之程難計 久保一郎兵衛

付、養置候孫友左衛門 同通片岡源左衛門

養子仕度旨、願之通申付之

右御用番於宅和左衛門申渡之

切米金五兩・三人御扶
持被下置之

初而御目見

増田鍊五郎

悴御目見付御礼

増田助之丞

御通懸跡式之御礼

中村甚吾

一 同十九日 昨夜八半時上中町鍵屋善十郎酒蔵焼失、
早鐘打候付例之通

右之通当朔日於江戸表相濟候段、同役⁶申来候

一 同廿三日 若殿様当十八日御袖留被為濟候、依之
来ル廿五日四時⁶九時迄之内麻上下着

一 同廿五日 右為御歛諸士御用番宅へ罷出申候

一 同廿五日 用、月番宅へ罷出御歛申上候様

元服申付、御徒士へ番 橋本鍊太郎

一 同廿五日 右為御歛諸士御用番宅へ罷出申候

入申付之 右於御用番例之通兵馬申渡之

○ 九月六日

其方養女牧野五左衛門 篠原玄意
実方之姪 望月日記ニハ実方之妹与アリ

へ縁組、願之通被仰付

之

右之通江戸表同役⁶申来候

○ 十月二日

其方弟亀三郎儀玉川又 塩野岩太

一 同十五日

南部坂御留守居之方并 赤沢内蔵進

次郎在命之内養子差遣

御役替御町奉行被仰付 徳田神一郎

御武具奉行御免被仰付

度旨、申立之儀達御聴、願之通被仰付之

之、御役付御足輕十人

候、万端興津政野右衛門江引渡相濟、渡辺友

度旨、申立之儀達御聴、願之通被仰付之

被成下御預

右衛門着府次第、御在所江之御暇被下置之

一 同三日

玉川又次郎在命之内願 塩野亀三郎

御役替御普請奉行被仰

詰中南部坂御屋敷御留 興津政野右衛門

置候通其方致養子、唯

付之、右同断

金井伊膳

御目付役被仰付

白川寛藏

一 十月廿五日

手跡未熟付跡式難申付

類 桜井十郎左衛門

同断、御役附御足輕五人被成下御預

原 九郎左衛門

被下置、御徒士へ番入

被下置、御徒士へ番入

親類 桜井清之進

丹弥母方之姪養女政右衛門方へ

牧野丹弥

申付候処、為差病躰二

も不相聞候処、久々引籠罷在、御重恩忘却之

縁組、双方願之通被仰付之

青木政右衛門

筋二相聞、不届之至候、依之申付方有之候得

共、以御情咎之不及沙汰、隠居申付之、早速可御用立者養子、跡式可相願候

八郎左衛門妹一郎右衛門方へ縁組、双方願之通被仰付之

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

付之

宮下八郎左衛門

不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情咎之不及沙汰、隠居申付之、早速可御用立者養子、跡式可相願候

可御用立者養子、跡式可相願候

八郎左衛門妹一郎右衛門方へ縁組、双方願之通被仰付之

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

門方へ縁組、双方願之通被仰付之

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

一 同十九日 泰姫様御事当十一日貴姫様与御名被進候段被仰出候

宮下八郎左衛門 堤 一郎右衛門

年来勤方不宜候趣相聞、不埒之事情、依之申付方有之候得共、以御情

親類 山崎藤多

小幡長右衛門組へ御番

瀧村権之助

入

玉川左膳組へ同断

岡本傳八郎

赤沢助之進組へ同断

玉川亀三郎

右者当十八日於江戸表被仰付候旨、同役方申

来候

一 同廿九日 昨日四時出火、荒神町紺屋大藏宅少々

焼失、早鐘打候付例之通

一 同廿九日 先月廿五日附左之通江戸表同役方申

申来候

若殿様御守役見習被仰付之

高田幾太

若殿様御近習御側御納戸兼相勤候様仰付之

小野喜平太

若殿様御近習御刀番兼被仰付之

宮下治部藏

若殿様御近習被仰付之

竹内甚大夫

悴峯治郎暫之内御番士之方御雇被仰付、三人

鈴木弥左衛門

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

同 峯治郎

御扶持被下置候

候旨申来候

説事

悴弁之助、右同断

畑 権大夫

若殿様当朔日御引越首尾好被為濟候、依之来ル十一日四時五九時迄之内麻上下着用登城、御歎申上候様

来月朔日若殿様御引取、其上南部坂御屋敷へ被遊御住居候、此段御家中へ可被致演説候

同 弁之助

右為御祝義只今迄殿様へ年始差上来候

被致演説候

悴常之丞、右同断

根村民右衛門

半分若殿様へ献上、殿様へハ若殿様へ献上之半分可差上旨被仰出候

右之通御用番被仰渡候

同 常之丞

献上之半分可差上旨被仰出候

悴牧之進、右同断

宮下兵馬

一 同 七日

江戸表五先月晦日付二而、左之通申来

可被申候

同 牧之進

来月朔日若殿様御引取、御上屋敷へ被為入、夫五南部坂御屋敷へ被遊御引移候

御結納御答礼御使者同斎罷越候

一 今日若殿様御道具御到来、初二付御上

御用席之外有合熨斗目花色小紋麻上下

御結納御使者参着、御祝義物到来之節

屋敷服沙小袖麻上下、南部坂御屋敷熨

斗目麻上下着用

表御門開、冠木御門番・東御門番・辻番人肩拔羽織襦着

斗目麻上下着用

可被致着用候

御答礼御使者罷出候節も表御門開

家督之御礼

小松直五郎

一

家督并嫡子御引越之時分御広間へ相詰可申事

右者内蔵丞殿被仰渡候

被召出候御礼

岡島三郎治

一

朔日昼半時若殿様為御迎接田へ御供相揃、差遣可申事

若殿様へ外様五御使者・其外、惣而御上屋敷二而請候

悴被召出候御礼

岡嶋庄之助

一

御門外御徳居共罷出、御門内御参府・御帰城之節罷出候者罷出候様、向々へ可申通候

右取計も御用人衆懸り二而、御守役へハ掛合無之候

名代 藤田新吾

御門外御徳居共罷出、御門内御参府・御帰城之節罷出候者罷出候様、向々へ可申通候

御向様五被差出候付、御人数計差遣申候、尤御昇進前之御人数二相触候様、被仰渡候

一 十一月六日

亡父隼之助願置候通御

一

若殿様御上屋敷へ被為入御祝有之、御供尚又相揃、南部坂へ被遊御引移候、心得之事

御向様五被差出候付、御人数計差遣申候、尤御昇進前之御人数二相触候様、被仰渡候

知行式百五十石被下置、

同通 小幡長右衛門

一

南部坂江御引移之節、政野右衛門相詰候事

若殿様御引越付、今日九時過之御供触二而、桜田御屋敷へ御迎之御人数計被差越、同日七時過、御上屋敷江御引越

足輕拾人被成下御預、

家督無相違被仰付之

一

朔日朝御結納御祝儀御到来有之候事

御引越之節、惣而御参府・御帰城之節、罷出候趣を以諸向心得候様、可被致演

家督無相違被仰付之

家督無相違被仰付之

一

御引越之節、惣而御参府・御帰城之節、罷出候趣を以諸向心得候様、可被致演

差越、同日七時過、御上屋敷江御引越

一 当朔日從若殿様御結納御祝義三千姫様

一

御引越之節、惣而御参府・御帰城之節、罷出候趣を以諸向心得候様、可被致演

江被進、御答礼御祝義為御取替被為濟

一

御引越之節、惣而御参府・御帰城之節、罷出候趣を以諸向心得候様、可被致演

差越、同日七時過、御上屋敷江御引越

無御滞相濟、御祝有之、同日暮時南部坂へ被為入候

一 十一月九日 昨夜四時過加々井村三郎右衛門居宅

焼失、早鐘打候付例之通

一 同十一日 御引越被為濟候付、今日四時方九時迄

諸士登城、御歛申上候

一 同十五日

宗門奉行并郷目付兼帶

被仰付之

元方御金奉行
星野権右衛門

之義共取計、御大慶之事候、此度頭取被仰付候上ハ、弥以右御役方へ立入、無遠慮取計候様被仰付之

差出候段申来候
一 当十五日 若殿様初而御目見、首尾好被仰上、其上被蒙上意、殿様ニも右御礼被仰上、被蒙上意候、依之麻上下着用、来ル升五日五時登城、御歛申上候様、

病氣耽与無之、往々難

相勤隠居、悴千吉へ唯

今迄拝領之御切米金四

兩・初三人御扶持被下

置、跡式無相違申渡之

和左衛門申渡之

清野完治
大里忠右衛門
同 千吉
同道久保一郎兵衛

若殿様御引越被為濟、其上御目見首尾能被仰上候、為御祝義登城之節、御酒被下候間、致頂戴候様被仰出

御目付役被仰付之

御番士
中俣吉五郎

年来出精相勤付、御納

戸御金方頭取被仰付、

御役料式人御扶持被下置之

元方御金奉行
三井九郎左衛門

伯父新藏 祖右衛門へ

賀養子差遣度旨、双方

願之通申付之

望月九郎右衛門申渡之

佐藤民治
同 新藏
高田祖右衛門

一 十一月廿五日 前条被仰出候通諸士登城、御歛申上候、御酒頂戴罷出候、齋限左之通

四時方同断、御酒頂戴

九時方御番四組御歛申上、御酒頂戴

八時方御番士三組・家督・無役同断

九時迄給人已下御目見以上、并八田

孫左衛門

弘方御金奉行被仰付之

御番士
桜井六郎左衛門

同断

金子甚左衛門

一 同十九日 右為御歛諸士御用番へ罷出申候

○ 十二月二日

去年勤番中御用金百拾 樋口弾右衛門

両余致弘過候由、再応

申立候、致弘過候向方心当も候ハ、不包可申

聞候、右申披不相立候得者、全私欲二陥候、

右申訊可仕候

御役附足輕拾人被成下

御預

星野権右衛門

病氣耽与無之、往々御

奉公難相勤付願之通隠

居、悴吉之助へ只今迄

拝領之御知行百五十石

被下置、家督無相違被仰付之

片岡 唱
名長谷川金藏
片岡吉之助

同道罷出候

樋口民衛

白川八右衛門

是迄数年出精相勤、御

三井九郎左衛門

一 同廿日 当十一日若殿様初而御目見、御願書被

樋口彈右衛門義御詮議

右之通御用番宅ニおいて兵馬申渡之

一 十二月十五日

之筋有之候間、親類共

其方病氣眩与無之、往

湯本新左衛門

へ被成御預候、無油断

若殿様御引越・御目見

々御奉公難相勤付願之

相守可申候

赤塩彦左衛門

御用多候処、無滞相勤

通隠居、悴喜膳へ只今

矢嶋神左衛門

候付、御上下一具被下之

迄拝領之御知行六十石

関山吉太郎

菅沼九左衛門

被下置、家督無相違被仰付之

右之通原五十馬申渡之、書役野本金八御書付読之、三奉行・御目付出席、其外例之通

右同断付、御目録式百正ツ、

思召有之付、御役御免 赤沢内蔵進

一 同六日 今朝於評定所左之通

其方儀此度御詮議之上

一 同廿日

段々不屈之筋有之、御

右同断付、五百正

其方娘堀田七郎方へ縁 馬場廣人

情を以重御仕置被成下御赦免、永之御暇被下

右同断付、三百正

組仕度之旨、願之通被

置候、御三家様方・御老中様方・若御年寄様

右同断付、百正

右之通当七日被仰付候旨、政野右衛門と申遣候

方・御一門様方・御役人様方右奉公御構、御

右付、南鐐一片

野中友右衛門

城下・御領内・御支配三ヶ所徘徊仕間敷候

今井政吉

一 同廿一日

右之通被仰付、御請書差出申候

富岡文右衛門

其方儀去月二十八日当 原 九郎左衛門

一 同七日

馬場廣人娘縁組、願之

右二付、銀老片

小納戸

通被仰付

荒井喜右衛門

平右衛門

亡父銀左衛門願置候通

若殿様へ射術之儀申上

藤田典膳

御切米金四兩・米五人

候様

同通

御扶持被下置、跡式無

馬術右同断

竹村金吾

相違申付之

右之通去月廿五日付二而江戸表同役方申遣候

右之通御用番宅ニおいて被仰渡候

御徒士へ番入申付之

倉田多久

去月廿八日請取御番之 藤岡善左衛門

節、印形如何敷義有之
由二而、翌日御目付宅
二而印形致、直候段相
聞候、右躰之儀有之候
者頭へ申届、可得差函
処無其義、御目付任申
内証二而取計、不念之事候、依之被仰付方も
有之候へ共、以御情此度者不及御沙汰候、以
来入念相勤候様可被申渡候
右之通矢澤修理申渡之

森 十郎治

加藤惣大夫

小幡七右衛門

原 岩尾

友野園八

依之来ル升八日四時五分九時迄之内麻上

下着用、月番宅へ罷出御申上候様

一 同升八日 月番宅二而諸士御飲例之通申上候、差

立嫡子・且寺院是又罷出候

一 九月十五日

其方病氣不相勝候付、

願之通御近習御免被仰

付之

權平病氣耽与無之、往

往御奉公難相勤付、願

之通御役被成下御赦免

隐居、悴友左衛門江只今迄拝領之御切米初四

拾表・初式人・玄米三人御扶持被下置、家督

無相違被仰付之

一 同升五日

家督之御礼

小幡捨治郎

名代海野主税

同断

片岡吉之助

名代田中三郎助

隐居之御礼

片岡 唱

名代片岡半七郎

御通懸被召出候御礼

片岡半蔵

浦野友吉

原田勝之助

一 同升九日 若殿様当升三日御登城、御官位之御礼

被仰上候段申来候

右之通御礼相濟候段、当十六日付二而江戸表同
役より申来候

○ 二月十五日

赤塩彦左衛門与屋敷替

仕度之旨、願之通被仰

付之

若殿様当十八日御叙爵被蒙仰、其上御

官名豊後守様与御願之通被蒙仰候

洪谷養説

活動実績

年月	町内ガイド活動						真田宝物館・真田邸ガイド活動						案内 人数 総合計	調査活動		協力活動		年月	土蔵体験工房活動						ボランティア 活動総人数			
	活動 日数	案内		湯茶接待		ボランティア 活動人数	活動 日数	当日受付		団体予約受付		ボランティア 活動人数		活動 日数	ボランティア 活動人数	調査 日数	ボランティア 活動人数		活動 日数	ボランティア 活動人数	年月	活動 日数	来場 者数	うち体 験者数		体 験 内 訳		ボランティア 活動人数
		件数	人数	件数	人数			件数	人数	件数	人数															件数	人数	
H29.4	30	66	267	196	1,153	217	29	365	1,262	24	582	252	5	17	7	38	H29.4	5	38	35	13	0	22	0	0	28	552	
H29.5	31	81	312	526	1,231	214	31	314	1,103	36	1,107	283	6	37	7	42	H29.5	4	60	45	24	0	21	0	0	25	601	
H29.6	30	90	336	368	910	176	29	184	727	36	876	196	4	31	7	43	H29.6	5	71	54	15	0	39	0	0	21	467	
H29.7	31	62	725	346	884	207	31	182	700	41	961	243	2	15	7	46	H29.7	4	41	29	9	1	19	0	0	24	535	
H29.8	31	85	257	348	1,339	193	30	216	749	18	505	172	3	9	7	42	H29.8	3	51	40	7	2	29	2	0	22	438	
H29.9	30	87	274	486	1,070	204	30	281	969	34	734	235	3	18	8	36	H29.9	6	201	175	77	1	96	1	0	37	530	
H29.10	31	44	183	425	753	214	31	201	1,037	70	1,868	288	4	28	8	24	H29.10	4	42	21	7	0	13	1	0	21	555	
H29.11	30	41	177	357	860	199	30	166	771	45	1,147	219	3	20	6	26	H29.11	5	92	75	30	0	42	0	3	25	489	
H29.12	29	22	66	127	299	190	28	93	309	7	105	125	2	11	6	28	H29.12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	354	
H30.1	29	19	61	140	335	192	30	79	202	3	29	119	2	13	7	33	H30.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	357	
H30.2	28	24	62	138	291	180	28	86	263	3	86	142	2	13	4	22	H30.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	357	
H30.3	31	33	247	268	617	214	31	128	395	13	299	139	6	33	7	43	H30.3	5	37	37	16	0	21	0	0	35	464	
計	361	654	2,967	3,725	9,742	2,400	358	2,295	8,487	330	8,299	2,393	42	245	81	423	計	41	633	511	198	4	302	4	3	238	5,699	

4. 松代文化財ボランティアの会

活動内容

- (1) 町内ガイド
 - ①松代城・真田邸・文武学校などとその周辺ガイド
 - ②旧白井家表門における湯茶の接待および町内文化財の案内
 - ③旧白井家表門の美化およびにぎわいの演出
- (2) 真田宝物館展示ガイド
来館者に対する展示ガイド
- (3) 文化財調査
 - ①松代に所在する文化財の調査活動と調査カードの作成およびデータベース化
 - ②松代町内見学会および自主講座の主催、補助
- (4) 体験学習等の支援
 - ①真田邸三番土蔵における体験工房（裂き織り、切り紙、布ぞうり作り、箏の体験など）の運営
 - ②真田宝物館主催ワークショップの補助
 - ③学校遠足等における体験講座の実施
- (5) その他
 - ①真田邸古襖の下張はがし作業と、その裏打ちおよび整理・目録の作成
 - ②ボランティアの会主催の研修旅行の実施
 - ③子ども向けブックレットの編集
 - ④「松代文化財ボランティアの会が選ぶ 真田宝物館名品展」の展示資料選定・解説文提供、ギャラリートークの担当



甲冑着用体験 補助



真田宝物館であそぼ！2017 わらであそぼう！



真田宝物館であそぼ！2017 昔のお金に触ってみよう



真田宝物館名品展 ギャラリートーク

長野市立博物館	信州川中島地理図	大平絵図10	激突！川中島の戦い
	甲斐州地理図	大平絵図62	
	海津大絵図	典籍31-2-19	
	越後高田頸城絵図	大平絵図57	
長野市立博物館	古文書鑑上・下	書画17-11	信濃の民衆と川中島の戦い
長野市立博物館	朝陽館漫筆巻5	大平あ1	星を伝え歩いた男
	天体中星儀	機械7	
	彗星観測図	文6-21-11	
	反射望遠鏡	機械4	
栃木県立博物館	舶来望遠鏡	武101-1	中世宇都宮氏-頼朝・尊氏・秀吉を支えた名族-
	豊臣秀吉書状	吉22	
	豊臣秀吉書状	吉24	
	三原の刀	刀2	
	唐冠の兜	矢沢家武具	
	法螺貝	武具210	
	高麗へ御人数御遣御備張之次第	小山田文書15	
新潟県立歴史博物館	集古十種 巻3	図書5	川中島の戦い
	集古十種 巻4	図書5	
	集古十種 巻5	図書5	
	松代居城絵図	吉95	
	陣鐘	武211	
北九州市立自然史・歴史博物館	陣鐘	武番外	最後の戦国武将小倉藩主小笠原忠真
	武田晴信書状	吉15	
	信州名城之図	書画122-1	
	幕府老中連署状	吉58	
府中市郷土の森博物館	豊臣秀吉判物	吉18	徳川御殿@府中
	真田信之画像	肖像	
	大坂夏陣図	図書47-2	
	天草一揆城攻図	図書46-1	
	細川忠興書状	吉107	
群馬県立歴史博物館	豊臣秀吉条目	吉3	織田信長と東国大名
	豊臣秀吉判物	吉20	
	古文書鑑上(織田信長朱印状)	書画17-11	
	古文書鑑下(武田勝頼書状)	書画17-11	
	陣鐘	武具211	
群馬県立歴史博物館	法螺貝	武具210	
	長国寺殿御事蹟稿巻4	吉228	

●資料の受入●

	内容	種別
1	龍岸寺資料 6件	寄託
2	六寸御鏡 1点	寄託
3	赤沢家資料 一括	寄託
4	細川忠利書状 1点	寄託
5	小山田家資料 一括	寄託
6	真田勘解由家資料 一括	寄託
7	長谷川家資料 7点	寄託
8	脇差 一振	寄贈
9	坂本太郎収集佐久間象山コレクション175点	寄贈
10	参勤交代先触ほか 3点	寄贈
11	黒塗六連銭付重箱 1点	寄贈
12	袖がらみ 1点	寄贈
13	大黒天木彫りほか 3点	寄贈
14	大砲 玉型付 1点	寄贈
15	丸山家 掛軸資料 一括	長野市立博物館より移管
16	絵葉書ほか 3点	寄贈
17	佐藤家資料 一括	寄贈
18	佐久間象山額 1点	寄贈

参加人数 のべ505名



かざぐるまをつくろう



バードコールをつくろう

「武士になってみよう！甲冑着用体験」

常時、体験用甲冑を置き自由に着用できるコーナーを設ける。

以下の期日には、ボランティアによる着付けを行った。

日時 5月27日(土)、6月24日(土)、8月26日(土)、11月25日(土)

会場 真田宝物館 真田わくわくルーム

4日間参加人数 136名

講演会 「真田氏の検地について」

講師 谷口 央さん (首都大学東京教授)

開催日時 平成30年2月17日(土) 13時30分～ 松代支所2階大会議室

参加人数 29人

●資料特別利用●

調査・研究のための閲覧	21件
資料写真・画像の提供	
刊行物掲載	86件
テレビ放映	35件
講座など参考資料として	13件

計155件

●資料の貸出し●

貸し出し先	資料名	資料番号	展示会名
長野市立博物館	押前行列図	書画38-1	ドキュメンタリー信玄と謙信
	弓	武具56-2	
	半弓矢筒	武具65-1	
	籠(えびら)	武具66-1	
	空穂(うつほ)	武具69	
	箭たて	武具68-1	
	箭たて	武具68-2	
	征矢古鏃(やじり)	武具59	
	刺股(三つ道具)	武具84-2	
	袖搦(三つ道具)	武具84-3	
	突棒(三つ道具)	武具84-1	
	大薙刀 拵	武具80-5-1	
	大薙刀 熊毛	武具80-4	
	大小拵	矢沢家刀剣	
	大小刀掛	刀剣34	
	鉄砲 銘「蓬葉」	武具90-1-1	
	火縄銃用火縄挟	武具91-2	
	懐中銃	武具212-2	
	傍装雷火銃(片井京助)	武具91-1-3	
鉄砲弾薬入 胴乱	武具98-1		
四挺附鉄砲	武具213-2		

関連事業

ワークショップ「真田 乗馬体験! In 松代城」
開催日時 平成29年 4月22日(土) 10時~12時、13時~15時
参加人数 46名

ギャラリートーク 4月5日(水)、4月15日(月) 10時~
参加人数 54人



「松代文化財ボランティアが選ぶ 真田宝物館名品展」

会期 12月20日(水)~平成30年 3月26日(月)
展示内容 松代文化財ボランティアの会が薦める真田宝物館の逸品を、ボランティアのコメントとともに展示。

ギャラリートーク 12月20日(水)、12月23日(土・祝)、2月14日(水)、2月24日(土) 10時~
参加人数 118人

●特集展示●

「戦国乱世を生き抜く!—真田三代—」

会期 4月5日(水)~6月25日(日)
展示内容 戦国を生き抜いた幸綱・昌幸・信之三代の資料を展示。

「重要文化財 青江の大太刀」

会期 4月12日(水)~5月15日(月)
展示内容 重要文化財青江の大太刀を展示。

「兄弟の絆—真田信之・信繁—」

会期 7月1日(水)~10月2日(月)
展示内容 ささまざまな外交戦略で戦国を生きた二人について、本物の資料を展示。

「松代でひなまつり」

会期 3月3日(土)~4月3日(火)
会場 真田邸、文武学校、旧横田家住宅、旧白井家表門
内容 寄贈された雛人形を展示

●教室講座事業●

「真田家の軍配うちわをつくってみよう!」

日時 4月29日(土・祝)、10時~12時、13時~15時
会場 真田宝物館 わくわくルーム
内容 真田家の六連銭つき軍配うちわをつくってみよう
参加人数 全 5名

「かぶとを折ってかぶってみよう」

日時 5月3日(水・祝) 10時~12時、13時~15時
会場 真田宝物館 わくわくルーム
内容 大きな画用紙でかぶとを作り、厚紙で六文銭の前立をつけてかぶってみよう
参加人数 34名

「宝物館であそぼ! 2017」

日時 7月29日(土)
会場 真田宝物館・文武学校・真田邸・旧横田家住宅・象山記念館
内容 水鉄砲で的あて遊び、昔のあそび、よみきかせ、わらあそび、かざぐるまをつくろう、藍染め体験、綿でマスコット作り、甲冑着用体験、昔のお金にさわってみよう(古銭の拓本とり) パードコールをつくろう。スタンプラリーは、ボランティア手作りの消しゴムはんこを使用した。



3. 平成29年度事業概要 (平成29年4月1日～平成30年3月31日まで)

●特別展示●

真田家の姫たち

会期 平成29年7月1日(土)～9月18日(月・祝)

展示内容 真田家の姫たちゆかりの品々や豪華で美しい婚礼調度などを展示。

関連行事

記念講演会 「小野通女について」

講師 中村 玲さん (実践女子大学香雪記念資料館学芸員)

開催日時 平成29年7月15日(土) 14時～ 松代支所2階大会議室

参加人数 62人

ギャラリートーク

7月1日(土)、7月5日(水)、8月9日(水)、8月12日(土) 10時～

参加人数 144人

ワークショップ① 香袋をつくってみよう!

いろいろな香りを調合して、オリジナルの香袋を作る。

開催日時 7月8日(土) 10時～12時 真田宝物館 わくわくルーム

参加人数16人

ワークショップ② 親子で体験!ミニ貝あわせをつくってみよう!

小さな貝合わせのお守りを親子でつくってみる。

開催日時 8月5日(土) 10時～12時 真田宝物館 わくわくルーム

参加人数 14人

ワークショップ③ つまみ細工であそぼう!

江戸時代、女性の髪飾りとしても使われた「つまみ細工」でオリジナルアクセサリを作る。

開催日時 9月9日(土) 10時～12時 真田宝物館 わくわくルーム

参加人数 8人



坂本五郎氏寄贈宮本仲コレクション 佐久間象山遺墨展

展示内容 坂本五郎氏が収集された、宮本仲コレクションが長野市に寄贈されたことを記念して象山記念館、真田宝物館2館同時開催で寄贈品を展示。

象山記念館会場

会期 平成29年9月6日(水)～12月18日(月)

真田宝物館会場

会期 平成29年9月20日(水)～12月18日(月)

関連行事 オープニングセレモニー (会場:象山記念館、象山神社)

開催日 9月5日(火)

長野岳風会による吟詠、長野西高等学校書道班による書道吟パフォーマンス、テープカットなど

ギャラリートーク

9月20日(水)、9月23日(土) 10時～

参加人数 69人

●企画展示●

「真田家と馬」

会期 4月5日(水)～6月25日(日)

展示内容 真田家において馬はどのような存在であったのか、伝来した馬具などの道具とともに紹介。

- 9日 ワークショップつまみ細工であそぼう！開催
- 11～12日 共同研究により群馬県へ資料調査旅行（米澤・山中）
- 12日 国文学研究資料館へ資料調査旅行（降幡）
- 15日 真田邸二番土蔵資料整理
- 19日 展示替え
- 20日 特別展「佐久間象山遺墨展」宝物館会場開幕
ギャラリートーク
- 21日 ブックレット編集打ち合わせ
- 22日 長野市立博物館から資料返却来館
八田家調査
岡山大学ゼミ研修閲覧
- 23日 ギャラリートーク
- 28日 北九州市立博物館資料借用来館
- 10月2日 千曲市松田館文化財レスキュー参加
- 3日 特別展一部展示替え
- 5日 市立長野高校ながのろじー講師派遣（米澤）
- 7日 長野市立博物館から資料返却来館
- 9日 須坂市立博物館基本計画策定委員会出席（米澤）
- 10日 文武学校改修工事開始
象山記念館展示替え
- 11日 ギャラリートーク
真田邸二番土蔵の資料整理
町内個人宅へ資料調査
- 12日 安曇野方面へ資料返却（米澤）
- 13日 藤沢市へ資料返却旅行（山中）
- 14日 飯綱へ資料返却（米澤・溝辺）
- 14日 ギャラリートーク
- 16日 上田方面へ資料返却（米澤）
- 17日 ブックレット編集打ち合わせ
- 17～20日 国文学研究資料館から資料撮影来館
- 18日 信更公民館講師派遣（降幡）
- 19日 市立長野高校ながのろじー講師派遣（溝辺）
- 20日 海津大学講師派遣（米澤）
- 23日 「これからの文化芸術振興を考える有識者懇談会」出席（米澤）
- 25日 青木村へ資料返却旅行（降幡）
- 28日 東御市へ資料返却旅行（降幡）
- 29日 長國寺へ資料返却（降幡・米澤）
- 31日 飯山市・中野市へ資料調査旅行（降幡・米澤・山中）
屋代小学校体験学習対応
- 11月1日 真田邸二番土蔵資料整理
- 4日 長野市立博物館から資料返却来館
- 6日 真田邸二番土蔵資料整理
- 6～7日 国文学研究資料館へ資料調査旅行（溝辺）
- 8日 上越教育大学より資料調査来館
新潟県立歴史博物館より資料返却来館
- 10日 信州大学から典籍調査来館
学芸会議
- 11日 栃木県立博物館から資料返却来館
- 13日 須坂市立博物館基本計画策定委員会出席（米澤）
- 13～18日 アーカイブズカレッジ短期研修（於：京都市）参加（山中）
- 14日 特別展一部展示替え
岐阜方面へボランティア研修旅行同行（溝辺）
- 15日 ギャラリートーク
- 16日 西郷村教育委員会資料閲覧来館
- 17～18日 大名道具収蔵館研修会（仙台）参加（米澤）
ギャラリートーク
- 20日 ブックレット編集打ち合わせ
- 21日 資料撮影
- 25日 甲冑着用体験開催
松代住民自治協議会講演会講師派遣（降幡）
- 28日 山ノ内町へブックレット資料調査旅行（米澤・溝辺・小山）
FM 善光寺出演（降幡）
- 12月1日 熊本県立美術館から資料調査来館
- 4日 須坂市へ資料調査（米澤・山中）
- 5日 資料撮影
- 8日 若槻公民館講師派遣（降幡）
- 12日 群馬県立歴史博物館から資料調査来館
- 14日 北九州自然史歴史博物館から資料返却来館
ブックレット編集打ち合わせ
- 15日 信州大学から典籍調査来館
- 17～18日 福島県へ資料調査旅行（降幡）
- 19日 展示替え
- 20日 松代文化財ボランティアが選ぶ真田宝物館名品展開幕、ギャラリートーク
- 21～22日 国文学研究資料館へ資料調査旅行（米澤）
- 23日 ギャラリートーク
- 25～26日 国文学研究資料館へ資料調査旅行（降幡）

24日	横田家住宅藍の苗植え替え	10日	東京大学史料編纂所から資料調査来館
25日	ワークショップ香袋をつくってみよう！トライアル	11日	中学生職場体験受け入れ（信大附属中学）
27日	甲冑着用体験開催	13日	ミニ貝合わせをつくってみよう！トライアル 講師派遣（米澤）
31日	八田家調査について打ち合わせ（米澤・山中）	14日	体験用甲冑メンテナンス
31～1日	職場体験受け入れ（松代中学）	15日	講演会開催（講師：中村玲さん）
6月1日	栃木県立博物館より資料調査来館	16日	前島塾講師派遣（降幡）
1日	長國寺へ資料借用（降幡・米澤・溝辺）	17日	信州大学から資料閲覧来館
2日	上田方面へ資料借用旅行（米澤）	18日	宝物館であそぼ！おはなしの間トライアル
2日	長和町へ資料借用旅行（降幡）	19日	宝物館であそぼ！藍染体験、綿でマスク作りトライアル
3日	飯綱町へ資料借用（米澤・溝辺）	21日	宝物館であそぼ！最終打合せ 講師派遣（米澤）
5日	小川村方面へ資料借用（米澤）	28日	信州大学から典籍調査来館
6日	安曇野市へ資料借用（降幡・米澤）・資料撮影	宝物館であそぼ！前日準備	
7日	東京国立博物館へ修復甲冑受取り（降幡）	28日	犀南支会研修対応（降幡）
9日	信州大学より典籍調査来館	29日	「宝物館であそぼ！2017」開催
12～13日	国文学研究資料館へ資料調査旅行（米澤）	8月1日	長野市立博物館から資料借用来館
12日	藤沢市へ資料借用旅行（山中）	5日	ワークショップミニ貝合わせをつくってみよう！開催
	「宝物館であそぼ！2017」事前準備（竹取）	7日	戦国・織豊期研究会見学・閲覧
16日	北九州市立博物館から資料調査来館	8日	特別展一部展示替え 大英寺資料返却・借用
18～19日	浜松方面へボランティア研修旅行同行（小山）	9日	ギャラリートーク
20日	資料撮影	10日	東部支会案内（降幡）
22日	県史料協文献資料講習会（降幡） 府中市郷土の森博物館から資料調査来館	11日	資料撮影
23～24日	高野山へ資料借用旅行（米澤）	11～16日	真田邸ライトアップ
23日	戦国時代展資料返却来館	12日	ギャラリートーク
24日	甲冑着用体験開催 松代学講座講師派遣（降幡）	16日	資料撮影
26～30日	真田宝物館・象山記念館燻蒸休館	17日	川中島公民館講師派遣（降幡）
30日	長野市立博物館から資料返却来館 展示替え・長野県立歴史館へ資料返却（溝辺）	18日	つまみ細工で遊ぼう！トライアル
7月1日	特別展「真田家の姫たち」開幕、ギャラリートーク	22日	資料撮影
3日	宝物館であそぼ！水鉄砲トライアル	24日	八田家調査
4日	八田家調査（米澤・山中） 町内へ資料返却（米澤・山中）	25～26日	高野山へ資料返却旅行（米澤）
5日	ギャラリートーク 宝物館であそぼ！かざぐるま作りトライアル	25日	砂防ネット資料調査来館
6日	宝物館であそぼ！拓本とり、わらであそぼう！トライアル 「これからの文化芸術振興を考える有識者懇談会」出席（米澤）	26日	甲冑着用体験開催
7日	上越市立総合博物館から資料調査来館	29日	真田宝物館一部展示替え
8日	ワークショップ香袋をつくってみよう！開催	30日	栃木県立博物館から資料借用来館
		31日	子ども向けブックレット作成打ち合わせ
		9月3日	長野市立博物館から資料借用来館
		4日	特別展開催のため象山記念館臨時休館
		5日	特別展「佐久間象山遺墨展」象山記念館会場オープニングセレモニー、プレオープン
		6日	新潟県立歴史博物館から資料借用来館
		7日	市立長野高校ながのろじー講師派遣（山中）

2. 管理事務所日誌 (平成29年1月1日～12月31日)

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| 1月3日 | 新潟県立歴史博物館より資料調査来館 | 21～22日 | 国文学研究資料館へ資料調査旅行(降幡) |
| 5～6日 | 真田宝物館展示替え | 22日 | 町内資料借用(米澤・山中) |
| 7日 | 真田宝物館リニューアルオープン
ギャラリートーク | | 茶臼山動物園へ借用品の下見(溝辺) |
| 9日 | ギャラリートーク | 23日 | 学芸会議 |
| 11日 | 安城市歴史博物館資料借用
朝日町資料返却(降幡) | 24～25日 | 国文学研究資料館へ資料調査旅行(米澤) |
| 12日 | 若穂清水寺へ視察(米澤・山中・溝辺) | 25日 | 真田邸御役所にてボランティアお箒体
験開催 |
| 13日 | ギャラリートーク | 25～26日 | 佐賀大学より資料調査来館 |
| 16日 | 江戸東京博物館へ特別展調査旅行(米澤) | 27日 | 金沢市へ資料調査旅行(米澤) |
| 19～20日 | 福岡市へ大名道具収蔵館研修会参加
(降幡) | 28日 | 象山記念館展示替え |
| 20～21日 | 福岡市へ大名道具収蔵館研修会参加
(溝辺) | | 長野県立歴史館へ資料借用(溝辺) |
| 20日 | 信州大学より典籍調査来館 | 29日 | 信州大学より典籍調査来館
安城市歴史博物館資料返却 |
| 21日 | 山寺塾講師派遣(降幡)
長野市職員労働組合退職者協議会講師
派遣(降幡) | 4月4日 | 真田宝物館展示替え |
| 23～24日 | 国文学研究資料館へ資料調査旅行(山中) | 5日 | 企画展「真田家と馬」開幕、ギャラリ
ートーク |
| 24日 | 長野県シニア大学講師派遣(降幡)
松代公民館講師派遣(降幡) | 6日 | 雛人形撤収 |
| 25日 | 長野県立歴史館へ資料調査(溝辺) | 7日 | 長野市立博物館より資料借用来館 |
| 29日 | 三重県朝日町講師派遣(降幡) | 12日 | 青江の大太刀展示
軍配うちわつくりトライアル |
| 2月2日 | 学芸会議 | 13日 | 長和町へ資料借用依頼旅行(降幡・米
澤・山中) |
| 4～5日 | 戦国・織豊期研究会調査のため来館 | 14日 | 「宝物館であそぼ!2017」第3回打合せ |
| 7日 | 松代藩文化施設管理委員会開催 | 15日 | ギャラリートーク |
| 8～9日 | 国文学研究資料館へ資料調査旅行(溝辺) | 18日 | 写真撮影 |
| 11日 | ボランティア養成講座講師派遣 | 19日 | 中核市議長会視察対応(降幡)
県史料協研修(溝辺・山中・小山) |
| 16日 | 「真田宝物館であそぼ!2017」第1回
打合せ | 20日 | 飯沼美術館調査(米澤・溝辺) |
| 18日 | ボランティア養成講座講師派遣
松代藩真田家の歴史とアーカイブズⅡ
シンポジウム開催 | 21日 | 松代公民館講師(溝辺) |
| 19～20日 | 国文学研究資料館より資料調査来館 | 22日 | 真田乗馬体験in松代城 開催 |
| 22～23日 | 佐賀大学より資料調査来館 | 24日 | HP担当者研修(山中) |
| 24日 | 長野県博物館協議会参加 | 25日 | 刀剣手入れ |
| 27日 | 篠ノ井歴史の会講師派遣(降幡) | 27日 | 上田方面へ資料調査旅行(米澤・山中) |
| 28日 | 雛人形展示 | 28日 | 真田邸二番土蔵整理 |
| 3月4日 | 企画展講演会(講師:黒田基樹さん) | 29日 | 真田家の軍配うちわをつくってみよ
う!開催
飯綱町資料調査旅行(米澤・山中) |
| 7日 | 典厩寺へ資料調査(降幡・米澤・山中) | 5月2日 | 長野市立博物館より資料調査来館 |
| 8日 | 群馬県立文書館へ資料調査旅行(山中) | 3日 | 「かぶとを折ってかぶってみよう」開催 |
| 8～10日 | 松江市へ資料調査旅行(降幡) | 9日 | 横田家住宅綿の種まき |
| 13～15日 | 宇和島市へ資料調査旅行(降幡) | 10日 | 東部支会講演会(降幡) |
| 14日 | 国文学研究資料館より資料調査来館 | 11日 | 長國寺資料調査 |
| 16日 | 長野市立博物館へ資料調査(米澤・山中) | 16日 | 青江の大太刀撤収・資料撮影
長野信用金庫講演会講師派遣(降幡) |
| 17日 | 宝物館であそぼ!2017」第2回打合せ | 17～18日 | 真田勘解由家寄託資料搬入 |
| 19日 | 甲冑着用体験開催 | 19日 | 信州大学より典籍調査来館 |
| | | 23日 | 茶臼山動物園へ借用品返却(溝辺) |

(9) 煙雨亭（佐久間象山茶室）

煙雨亭は、もとは佐久間象山が京都で最後に暮らした居宅内にあった茶室であった。元治元年（1864）、幕命で上洛した佐久間象山は「煙雨楼」と名付けた居宅に暮らしたが、同年に暗殺された。その後、煙雨楼は料亭の所有となって昭和37年（1962）に解体されたが、保存されていた茶室の部材を昭和57年（1982）に市が譲り受けて、象山神社の脇に移築・復元した。茶室には、もともとなかった屋根を加えたが、室内は昔の面影をとどめている。

(10) 佐久間象山宅跡（県指定史跡）

佐久間象山宅跡は、象山神社の西隣にある面積879m²の敷地跡である。現在は、わずかに古井戸が残るのみであるが、象山在世の頃は、住宅のほかに藩主の休憩所、槍・剣術道場、学問所などがあった。象山は文化8年（1811）にこの家で生まれ、天保10年（1839）の2度目の江戸留学までの29年間ここに暮らし、藩の青年たちに学問を教えて後進の指導に努めた。

昭和35年（1960）2月11日に県史跡に指定された。

(11) 旧樋口家住宅（市指定有形文化財）

樋口家は、松代藩の目付役などを務めた家であり、江戸時代末期の禄高は230石であった。真田邸（新御殿跡）に隣接する現在地には、明和2年（1765）に移っており、江戸時代末期に建てられた土蔵や茅葺の主屋と長屋が現存している。主屋前面には池を中心とする庭園があり、東側の隣家から西側の隣家へと流れる松代特有の泉水路がみられる。

平成18年度から保存修理工事を行い、平成22年6月より一般公開している。



(12) 旧前島家住宅（県宝）

前島家は、江戸中期に300石、末期には200石の禄高の中級武士の家である。現在の松代町・松山町の敷地は、真田家の松代入封以来、前島家の屋敷地であったと伝えられており、江戸時代の主屋、土蔵、三社（神祠）、庭園等が現存する。特に主屋は宝暦9年（1759）の建築であり、松代町に現存する武家屋敷の中で最も古い時代に属する。

平成17年度から保存修理工事を行い、平成22年9月より一般公開している。



(13) 松代藩鐘楼（市指定有形文化財）

松代藩鐘楼は、城下の藩士や町人に時を告げるため、真田信之によって寛永年間（1624～43）に現在の片羽町に設けられたといわれている。享保2年（1717）の大火以降、再建と焼失を繰り返し、天明8年（1788）の焼失後、従来の火之見櫓兼鐘楼1棟を分離し、火之見櫓と鐘楼が別々に建造された。現在の建物は享和元年（1801）に再建されたもので、幕末には、佐久間象山がこの鐘楼を使って電信機実験を行ったという伝承が残されている。

昭和42年（1967）、長野市の有形文化財に指定され、平成26年4月に保存改修工事が終了した。



(4) 旧横田家住宅（国指定重要文化財）

主屋、表門、土蔵は19世紀前半、隠居屋は19世紀中頃の建築と考えられる。明治になって横田家が東京に移住し、昭和59年（1984）に、敷地北側半分と建物が長野市に譲渡される。中級武家住宅の一典型で、付属屋も整い、旧態をよくとどめていることから、昭和61年（1986）1月に国の重要文化財に指定、昭和64年（1989）1月から保存修理工事が行われ、平成4年（1992）6月から一般公開している。

(5) 象山記念館

昭和39年（1964）、地元有志によって佐久間象山先生100年祭奉賛会が設立され、翌年9月に展示施設としての象山記念館が完成した。しばらくは奉賛会が本館の管理運営を行っていたが、昭和42年（1967）3月、同奉賛会から長野市に記念館が譲渡され、同年4月に開館し、昭和63年（1988）10月には展示室を増築した。

年間4回の展示替えを行い、佐久間象山の業績と遺品・遺墨を展示している。

(6) 旧白井家表門（市指定有形文化財）

旧白井家表門は、もと松代町柴町にあったもので、平成12年（2000）に文武学校正面（南側）に移築復元された。三間一戸形式の長屋門で、間口が20メートルあり、弘化3年（1846）に建てられたものである。

平成13年（2001）4月1日、文化課（現・文化財課）から当所へ移管された。現在は、松代文化財ボランティアの会の拠点施設として、来訪者に対する松代のガイドや、湯茶の接待を行っている。



(7) 松代城（国指定史跡）

松代城は、武田信玄が築かせた海津城がはじまりといわれ、城ができた時期ははっきりとはしないが、永禄3年（1560）頃には完成していたとされる。

武田家滅亡後は、織田信長の家臣・森長可や上杉景勝の支配するところとなった。

江戸時代になると、森忠政・松平忠輝・松平忠昌・酒井忠勝らが居城としたが、元和8年（1622）に、上田城主であった真田信之が松代に移封される。その後、明治維新を迎えるまで、真田家が松代を居城とした。なお、藩主の御殿は江戸時代のなかばまでは本丸にあったが、その後「花の丸」という三の丸にあたる場所に移された。本丸石垣・門などの改修・復元工事が終了し、平成16年（2004）から一般公開している。



(8) 山寺常山邸（書院・表門・頌徳門は国登録文化財、庭園は国登録記念物）

山寺常山邸には、江戸時代末期に建てられたと推定される表門とこの表門の南側に大正時代終わりから昭和初期にかけて建てられたと推定される書院（萬竹庵）が残されている。

山寺家は、松代藩で知行160石の中級武士の家格であり、江戸時代の終わりには山寺常山を輩出し、鎌原桐山、佐久間象山とともに松代の三山と称えられた。常山は号で、幼名を久道、のちに信龍と名乗り、通称を源大夫といった。常山は若い頃、江戸に出て儒学者佐藤一斉や中村敬宇らと親交を深めた。八代藩主・真田幸貫の信頼も厚く、藩政にも尽力し、寺社奉行や郡奉行を務めた。明治になってからは中央政府の招きを固辞して松代に留まり、晩年は長野に塾を開いて門人の教育に努めた。



1. 松代文化施設等管理事務所の沿革

松代文化施設等管理事務所は、市の機構改革により平成16年（2004）4月1日から新たに発足した組織であり、旧松代藩及び真田家に関する文化的遺産の保存及び活用を図ることによって、郷土の歴史と文化に親しみ、その知識と理解を深め、豊かな市民文化の発展に寄与することを目的として設置されている。現在、同管理事務所は真田宝物館・真田邸・文武学校・旧横田家住宅・象山記念館・旧白井家表門・松代城・山寺常山邸・煙雨亭・佐久間象山宅跡に加え、平成22年度に保存整備が完了し一般公開が開始された旧樋口家住宅・旧前島家住宅、平成25年度に保存整備が完了した松代藩鐘楼の計13施設を管理・運営し、以下の業務を行っている。

1. 松代周辺における旧松代藩及び真田家に関する資料の適正な管理・活用を行う。
2. 収集・保管・展示・調査研究、及び教育普及活動の多角的機能を有機的に関連させた活動を行う。
3. 市民の郷土研究、文化活動のための情報センター的機能を果たす役割を担う。
4. 市民が親しみをもち、同時に学校教育とも深い関係をもつものとする。

また、松代文化施設等管理事務所には、文化的遺産の保存等について必要な事項を審議するための、松代藩文化施設管理委員会が設置されている。

各施設の概要

（1）真田宝物館

昭和41年（1966）5月27日、真田家12代当主・幸治氏によって、同家に伝承されてきた資料が当時の松代町に一括譲渡された（同年10月に松代町は長野市と合併したため、長野市の所有となった）ことから、県立松代高等学校移転後の校舎を改造して昭和44年（1969）7月1日に真田宝物館がオープンした。真田家の大名道具の展示が目的とされ、昭和52年11月に鉄筋コンクリートの新館を増築、昭和63年（1988）3月には収蔵庫が完成し、真田邸内の7つの土蔵に収納されていた資料の大部分を移転収蔵している。当初は観光課の所管であったが、その後、教育委員会の所管となる。年間4回の展示替えがあり、常設展示のほか、特定のテーマを決めて年1回の「特別展示」と年3回の「企画展示」を実施している。

（2）真田邸（国指定史跡）

文久3年（1863）から翌年にかけて建てられた九代藩主・真田幸教の母親の住居で、いわば「隠居所」のような建物である。「新御殿」と名づけられ、明治維新後は真田家の私邸となり、昭和41年（1966）5月、松代町に譲渡（売却）された。昭和56年4月11日に松代城と一体のものとして、国の史跡に指定された。敷地は7,973平方メートル（約2,416坪）、御殿は一部2階建てである。平成22年に主屋の全面改修工事が終了し同年9月より一般公開している。



（3）文武学校（国指定史跡）

藩士子弟の学問・武芸を奨励するため、八代藩主・真田幸貫、九代藩主・幸教が嘉永6年（1853）に完成させ、翌々年に開校した。建設当初の遺構をほぼ完全なかたちで伝えている。明治元年（1868）には兵制士官学校を併設し、明治4年（1871）9月、廃藩のため閉校となる。明治5年（1872）、長国寺の火災に伴い、槍術所がその庫裏として移築・転用された。その後は松代小学校の校舎としても使用され、昭和28年（1953）3月に国の史跡に指定、昭和48年（1973）から保存修理工事に着手し、同54年（1979）から一般公開している。文武学校は、儒学中心の藩校から近代的学校建築への過渡期の史跡で、文学所、教室2棟（東序・西序）、剣術所、柔術所、弓術所、文庫蔵、番所、門などからなる。平成8年（1996）、長国寺の庫裏として利用されていた旧槍術所が戻され、創建当初の状態に復元された。

年 報 目 次

1. 松代文化施設等管理事務所の沿革	i
2. 管理事務所日誌	iv
3. 平成29年度事業概要	vii
4. 松代文化財ボランティアの会	xi

執筆者紹介

片桐昭彦 東京大学地震研究所特任研究員

谷口 央 首都大学東京大学院教授

溝辺いずみ 当所研究員

米澤 愛 当所学芸員

山中さゆり 当所研究員

書名 松代 31号

発行日 平成30年3月

発行所 長野市教育委員会文化財課

松代文化施設等管理事務所（真田宝物館）

長野市松代町松代四一

☎〇二六・二七八・二八〇一

印刷 株式会社アイデスク